東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館 合編

東北邊疆檔案選輯

（清代 民國）

（五六）

廣西師範大學出版社

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館 合編

東北邊疆檔案選輯（五六）

（清代 民國）

廣西師範大學出版社·桂林

目録

朝鮮移民

赤塚正朝著《在滿鮮人論策》
昭和五年一月二十四日 …… 一
勸業公司酒井龜喜為報送借款使用明細事給永井參事的函
昭和五年一月二十四日 …… 四三
東亞勸業株式會社總務課長為報支付借款數額事給滿鐵興業部農務課長的呈文
昭和五年二月一日 …… 四五
東亞勸業株式會社常務董事吉植莊三為召開停止收買土地的善后事宜問題董事會事給社長大藏公望的呈文
昭和五年三月二十日 …… 四八
滿鐵興業部長田村羊三為函送有關東山農場動亂情報事給東亞勸業株式會社常務董事吉植莊三的公函
昭和五年三月二十四日 …… 五二
東亞勸業株式會社事務分擔表(昭和五年三月三十一日止) …… 五七
滿鐵地方部長為補助鮮人學校鳳凰城私塾事給安東地方事務所長的公文
昭和五年四月九日 …… 六三
東亞勸業株式會社昭和五年四月至十月個人貸款明細表(業務月報節選) …… 六六
調查課松木俠等昭和五年四月編寫的《收買間島土地概況》 …… 七三
滿鐵撫順煤礦庶務課長關于附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)
昭和五年五月九日 …… 八二
滿鐵吉林公所長為報告龍井村附近水田經營概況事給商工課長的呈文
昭和五年五月十二日 …… 八六

監查役山内勝雄關于新收買土地情況及各種事業經營方法的監查報告極秘
昭和五年五月十五日 …… 八八
滿鐵遼陽地方事務所長關于附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)
昭和五年五月二十日 …… 九五
哈爾濱仁和寮中野清助為視察鮮人農村概況事給滿鐵地方部長的報告
昭和五年五月二十八日 …… 一一〇
滿鐵營口地方事務所長關于附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)
昭和五年五月三十一日 …… 二〇八
有關收買間島土地的交接事項及其概況(昭和五年五月三十一日止) …… 二一一
在滿鮮人對策私案
昭和五年五月 …… 二四七
滿鐵四平街地方事務所長關于附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)
昭和五年六月七日 …… 二五五
東亞勸業株式會社常務董事花井修治為收買間島土地利用管理事給滿鐵興業部農務課長松島鑒的呈文
昭和五年六月九日 …… 二六〇
附:朝鮮總督府官房外事課長為收買間島土地事給東亞勸業會社常務董事函
昭和五年五月二十八日 …… 二六一
滿鐵興業部農務課長松島鑒為收買間島土地利用管理事給東亞勸業株式會社花井修治的復文
昭和五年六月十二日 …… 二六二
東亞勸業株式會社為送交昭和四年度水田耕作面積和產量及朝鮮人戶數表事給滿鐵考查課長的呈文
昭和五年六月十六日 …… 二六四

滿鐵安東地方事務所長關于附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告（節選）
昭和五年六月二十五日 …… 二七六
滿鐵本溪湖地方事務所長關于附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告（節選）
昭和五年六月三十日 …… 二八一
滿鐵奉天地方事務所長關于附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告（節選）
昭和五年六月 …… 二八六
滿鐵長春地方事務所長關于附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告（節選）
昭和五年七月八日 …… 二九四
東亞勸業株式會社常務董事花井修治為關于收買間島土地事給滿鐵考查課長中山正三的報告
昭和五年七月八日 …… 三〇〇
滿鐵地方部事務員杉本吉五郎等給滿鐵總裁關于參加間島東亞勸業株式會社收買土地實地調查報告書
昭和五年七月三十一日 …… 三〇四
附：江種源市郎編寫的對滿鐵調查課員間島土地調查書的說明
昭和五年四月二十日 …… 三六〇
滿鐵地方部長為修改昭和五年度鮮人學校校舍建築費預算事給經理部長的申請
昭和五年八月十四日 …… 三六九
滿鐵總務部長為提交收買土地的相關文書事給東亞勸業會社常務董事花井修治的公函
昭和五年八月十五日 …… 三七一
滿鐵經理部長為函請修改昭和五年度鮮人學校校舍建築費預算事給地方部長的答復
昭和五年八月二十一日 …… 三七四
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交收買土地的相關文書事給滿鐵總務部長的答復
昭和五年九月二日 …… 三七七

滿鐵總裁為介紹東亞勸業會社收買間島土地的利用情況給朝鮮總督的公函
昭和五年九月二十五日……三九三
滿鐵地方部長為補助安東六道溝朝鮮人私塾事給安東地方事務所長的批復
昭和五年九月二十九日……三九五
增進對朝鮮人的福利設施問題（東亞勸業株式會社議會說明資料節選）
昭和五年十二月……四〇一
滿鐵各地方事務所關于昭和五年度各區公費事務報告（節選）……四〇七
滿鐵龍井派出所編《龍井村的朝鮮人社會團體一覽表》秘
昭和六年一月二十八日調查……四五九
東亞勸業株式會社昭和六年二月至三月個人貸款明細表（業務月報節選）……四六七
奉天總領事林久治郎為補助奉天居留民會產業資助金事給滿鐵總裁仙石貢的申請函
昭和六年三月二十四日……四七八
附：奉天居留民會長野口多內為請求資助產業事給滿鐵總裁仙石貢的申請
昭和六年三月十八日……四七九
東亞勸業株式會社昭和六年度事業計劃書
昭和六年三月編成……四八四

2　1

在滿鮮人論策

赤塚正朝

一、緒言

在滿鮮人數は八十萬人前後を以て合理的數字と看做すことが出來る。（註1）内約九割は農民で沿線より離れた奥地に居住してゐるが、（註2）南滿に於ては大部分が水稻耕作者であるが、北滿（除黑龍江省）及間島方面では畑作の方が水稻作より多いこいふ狀態である。（註3）分布から見れば間島が在滿鮮人數の半を占め、他は、新民・奉天地方、通化・輿京地方、沿江西間島地方、吉林地方、龍江地方、寧安地方、東内蒙地方等に散在してゐる。（註4）

註1　在滿鮮人數に關する統計を擧ぐれば左の如きものがある。

調査者	調査年度	人口	調査者	調査年度	人口
(一) 領事館調査	昭和元年	五四二、八六九人	(五) 正義府調査	昭和元年	七三九、八九二人
(二) 同	昭和二年	五三八、七一七	(六) 滿鐵調査	昭和元年	七八三、一八七
(三) 同	昭和三年	五八〇、二八五	(七) 滿鮮申報所載	昭和二年	八一一、六二九
(四) 東洋協會調査	昭和元年	七三六、二六六	(八) 支那側調査	昭和三年	五四〇、五〇〇

註2　都會地居住鮮人數（昭和元年六月朝鮮總督府調査）

地名	人口
旅順	121
大連	708
金州	15
普蘭店	58
貔子窩	71
瓦房店	20
營口	108
大石橋	31
遼陽	34
鞍山	83
奉天	236
本溪湖	49
安東	6,418
撫順	649
開原	361
鐵嶺	63
四平街	217
公主嶺	101
長春	563
吉林	233
龍井村	11,236
局子街	1,468
頭道溝	2,509
百草溝	804
琿春	900
哈爾濱	1,200
計	28,256

右表に據れば都會地居住鮮人總數は約二萬八千であるが、

右表には哈爾濱を除ける東支東西沿線及間島地方を除ける奥地都會居住者を含むでゐないから全滿合計數は大約四萬と見ていゝと思ふ。猶鐵道

附屬地鮮人人口は次の如くである。（昭和三年七月末現在）

地名	男	女
瓦房店	28	24
大石橋	13	25
營口	66	62
鞍山	89	79
遼陽	21	23
奉天	220	139
本溪湖	30	32
安東	4,119	3,590
撫順	541	489
鐵嶺	81	11
開原	194	172
四平街	165	134
公主嶺	50	42
長春	480	356
計	6,097	5,178
男女計	11,275	

註3　鮮農の水稻作畑作の割合を示せば

	水稻作對畑作
遼寧省	三：一
吉林省	一：二
黑龍江省	四：一
全滿	一：一

註4　省別昭和三年領事館調査

遼寧省	一三五、二四五人
吉林省	四三七、五九一　（內所謂間島地方三八二、九三〇人）
黑龍江省	七、四四九
合計	五八〇、二八五

此等の移住原因は色々言はれてゐるが（註5）明治四十三年の日韓併合前後に於ける一部の一時的、政治的不平分子、逃亡分子の脫出は別問題とし、北間島、西間島卽ち圖們江及鴨綠江對岸地方は、大體地理的環境と屢次の凶歉に基くものである。その他の地方は凡て經濟的事情と一時支那人が鮮人を歡迎した事に基くものである（註6）

註5　移住原因につきては

一、朝鮮總督府、施政年報大正十一年度三一頁、『輓近に於ける朝鮮人の滿洲移住は物價騰貴に依る生活難に基因するもの多く』とあるがこれは當時に於ける一部の原因を示せるにすぎない。

二、Keller. Colonization, p. 27. 氏は鮮人海外移住は主として政治的不滿に基くと指摘してゐるが、それも、併合前後に於ける少數不平者についての一時的移住（實は逃亡）を偏重しすぎてゐる。

三、朝鮮及朝鮮人社、最近間島事情、一〇二頁―一一七頁。同書一一六頁、『詮ずる所、朝鮮の移民は人口過剩にする生活の脅威を受けて環境の激變に適應する能力がなく、その逃避的性癖のまゝに、安住の地を接壤間曠の野に求めようとするものに外ならぬのである』

四、靑柳南冥氏、朝鮮獨立騷擾史論二二一頁『日韓併合後、朝鮮人の滿洲に移住する者其多きを加ふるや、嘗て寺内前總督は之を政治的意味を含める遁走移民と誤認し各地の警察官憲は、移民の統領を擁して其不得策なるを說諭したり』

五、善生永助氏、朝鮮の人口研究、二七八頁『李朝末葉以來、朝鮮人は壓制政治と苛斂誅求の弊に堪へず、國内の地力荒廢して瘠土となり、收獲乏しき爲めに生活の困難甚だしく、且つ其の頻々と起る凶歲饑饉に苦み、遂に滿洲及び西比利亞に無限の大曠野を見出し續々國境外に移住したもので』あると。

六、淺見登郞氏、日本植民地統治論、二六〇―一頁にその原因は『其移住の時期と移住して行く土地と人とによつて相違して居る故、一槪に其實相を說明する事は出來ない』と指摘してゐることは眞をうがつてゐるが『しかし之を槪括的に述べて見ると政治上の不滿と經濟上の利益を主とする』と述べてあるのは物足らない。

七、Chung, H. The Case of Korea, pp. 115-117. 朝鮮人の滿洲移住は强制にするものであるとし、その理由としてその二を揭げてゐる。

（一）日本人の朝鮮移住の餘地をつくること

（二）朝鮮人を滿洲に散布せしめて日本がその保護の名目の下に駐兵をなし漸時此地を蠶食すること

右第一點は、日本人としてかゝる論をなすものもあるが、彼の云ふ如き『故意なる追放ではなく、自然的なる代位である』（括弧内、矢内原忠雄氏、植民及植民政策、三七九頁參照）

第二點は排日論者の口實として支那人への御機嫌とりに云はれるところであるが、Putnam Wsle の所謂、Infiltration Tactics である。(New York Times Current History, II, pt. 2: 165-168, Jan. 1920.—Forces Behind Japan's Imperialism)

Sidney Greenbie は Asia の一九一九年九月號に Korea Asserts Herself といふ題で萬歲事件當時京城附近の驛に於ける群集を以て海外への移民の群であると指摘してゐる。

八、某官廳報告書、九一一〇頁の西伯利への移住原因として列擧せるものを要約すれば、

（イ）自然的原因（一）未墾地豐富（二）地味肥沃（三）原始生活向（四）移住便利

（ロ）政治的原因（一）露韓民心調和（二）親露派庇護（三）極東總督の壓漢迎韓政策（四）移住不制限（五）歸化者優遇（六）待遇公正（七）施設文明的（八）政治的不平（九）獨立運動（一〇）共產主義の保護期待（一一）無產階級に對する露の理解（一二）鮮内經濟苦

財政上の危機を來しこれを救ふ爲め私越を認めたもので、公然と奬勵をしてゐなかつたのは體面の問題からである。次の時代は招撫の時代で、官憲は積極的に移策の經濟的利用を計つたのである。次は制限時代であるが、これは鮮人が日本臣民たる資格を得てから顯著となつた。所謂壓迫時代なのである。今や、一部では制限時代より禁止時代に入らんとする傾向があるが、これは行はれないであらう。鮮農壓迫に關しては新天地、昭和三年六月號五頁—三八頁拙稿『在滿鮮人壓迫の史的槪觀』及昭和三年一月號一五頁—三五頁拙稿『鮮農壓迫問題の批判』

滿鐵、在滿鮮人壓迫事情

滿鐵、支那官憲の在滿鮮人壓迫問題

滿蒙研究會、昭和三年三月、會報第二號『在滿鮮人壓迫問題調査』

滿鐵調査時報、昭和三年第八卷第二號及第五號船橋氏及拙稿

大阪朝日新聞、昭和二年一二月二八日—三〇日武內文彬氏『重大化した滿洲の鮮人問題』

滿鐵調査時報、昭和二年十二月、鮮農壓迫の其後

東亞經濟研究、昭和三年一月號『支那官民の鮮人壓迫』（澤村幸夫氏）

斯の如く鮮人移住が主として經濟的動機に出でて居るものとすれば、朝鮮人の移住は今後も繼續するであらうと思ふ。（註7）此の樣な譯で在滿鮮人の多くは經濟的劣敗者と云へるのであつて、不平分子逃亡分子は勿論、經濟的原因による移住者も日本の經濟的壓迫によつて困難を來すに至つたと考へてゐるのである（註8）であるから何れも對日反感を有して居る事は當然と云はねばならない。此の點は問題を研究する者の常に考慮に入れて置かなければならないことである。

註7　朝鮮人の移住の趨勢を示す左の統計がある。

大正六年	一二、七四二增	
大正七年	三〇、六九一增	
大正八年	四〇、二〇三增	（萬歲事件のありし年）
大正九年	一一、九二五增	
大正一〇年	五、〇四五增	
大正一一年	二、四二九增	
大正一二年	七二一增	

（八）人爲的原因（一）西伯利に於ける土地配給開墾補助策（二）其他

九、滿鐵、滿洲移殖民と勞働者第二編朝鮮人勞働者、第一章移住第二節移住動機、七—一三頁

一〇、矢內原忠雄、植民及植民政策、三七九頁『朝鮮人の境外移住は內地人の植民の必然的結果といふべきである』とて、統計により南鮮地方と北鮮地方よりの移住者多きを掲げ、これは北鮮の火田の整理、南鮮の耕地整理とによるものであるとて前記結論を導出してゐる。

註6　支那人の對鮮人政策については、朝鮮及朝鮮人社、最近間島事情、二一七頁以下にあるが、それに據れば(一)鎖國時代(二)私越默認時代(三)移民招撫時代(四)移民制限時代の各時代の變遷を來してゐると。大體この分類は正確である。鎖國時代は清朝の異民族(漢族も含む)に對して行つた封禁政策の時代で特に韓族のみに對しなされたものではない。次の私越默認時代は清時代の反動政策で、即ち封禁政策の結果は

大正一三年　三、一九九増
大正一四年　二、四六七増
昭和元年　二、〇〇八増
昭和二年　四、一五二減　（組織的鮮農壓迫のありし年）
昭和三年　四一、五六八増

註8　移住期より見たる在滿鮮人の素質につきては『新天地』昭和三年三月號二三頁以下參照

種別	移住期	移住原因	素質	
			思想	資産
第一期移民	日韓併合前迄	苛斂誅求凶歉	穩健	中産
第二期移民	大正五年頃迄	不平逃避	激烈	無産
第三期移民	大正六年頃以降	經濟的	穩健	無産
第四期移民	大正十年頃以降	社會的	輕薄	無産

二、在滿鮮人問題の本質と對策理論

第一彼等が經濟的劣敗者であるこいふ事及大部分が農民であるこゝからは經濟問題こしての在滿鮮人問題が起る。卽ち第一は大部分は支那人地主の小作人又は日傭勞働者であるから、小作料、小作法、雇傭條件等につき地主對鮮農の對抗が生れる。(註1)鮮農はこれに對抗する組合を持たないし、類似のものはあつても經濟的色彩よりも政治的色彩のもので從つて團結力なく(註2)多くは小作地を得たいため自ら小作料を糶上げてかへつて支那地主に乘ぜらるゝ等、鮮農は支那地主に搾取されるのである。加之、彼等は收穫までの生活費すら持たないので耕作こ同時に支那地主から生活費の借用を餘儀なくされ、しかもその利率は十割こいふ樣な高率なもの多く、爲めに到底收穫を以てしても返却出來ないこいふ實狀で、又借りる猶祟むこいふ

風で小作料借金で二重の搾取を受けるのである。（註3）これ金融問題が、在滿鮮人問題の重要なる一部を構成する所以である

註1　小作狀況に關しては、朝鮮總督府内務局社會課編『滿洲及西比利亞地方に於ける朝鮮人事情』一一六—二五八頁參照。

註2　鮮人團體の團體經營能力の根本的缺陷とは、（一）名聞欲强きこと。（二）情實多きこと。（三）社會的團結の經驗なきこと。（四）激性に驅られ理論倒れとなること。（五）妥協性なきこと。（六）地方的感情濃厚なること。（七）主義主張が兎角看板に過ぎざること。等である。

註3　奉天附近鮮人農家收支計算（昭和二年末實蹟）

勞働者鮮人夫婦小作地の計算（家族五人）

收支	種別	一天地割	三天地割	單價	合計
收入	籾	15.0斗	45.0斗	13.00円	585.00円
	藁	3,000斤	9,000斤	(百斤) 0.25	22.00
	計	—	—	—	607.00
支出	種子籾	1斗7升5合	8斗2升5合	(石當) 17.00	14.00
	整地水利	7人	21人	0.60	12.60
	播種費	1人	3人	0.60	1.80
	徐草費	60人	180人	0.20	36.00
	刈取運搬	10人	30人	1.00	30.00
	籾調製	5人	15人	1.00	15.00
	水利税	3圓	9圓	3.00	9.00
	農具費	—	—	—	6.00
	運搬費	—	—	石當 1.00	22.50
	年貢	—	籾 22.5石	石當 13.00	292.50
	生活費	—	—	—	150.00
	借家費	—	—	—	15.00
	公課	—	—	—	5.00
	負債利子	—	—	—	56.00
	計	—	—	—	671.65
差損					— 64.65

第二は山東方面からの移民との競爭で、（4）年百萬以上押寄せる支那移民との競爭は生活分野、移住分布が異る位では樂觀出來ないのである。況や分野分布共に競合の地位に立つの實狀に於ておやである。

註4　鮮農と直魯難民との競合については多くは樂觀論を唱へてゐるが、尠くとも直魯難民が來なかつたとすれば鮮農はより歡迎されたらうことは想像に難くない。兩者の競合につきては、滿鐵（中島宗一氏）『民國十六年の滿洲出稼者』一六五頁以下及新天地昭和三年一月號第二二頁拙稿及哈爾濱日日新聞昭和二年一一月各日曜附錄（北滿に移住せる朝鮮人の生活現狀）參照。

此等二つは本質的には經濟問題ではあるが、實際問題としては政治問題の一部分を構成してゐるものと云はねばならない。其の理由は卽ち次の如くである。鮮農の貧苦を救ふ金融上の救濟問題はどうしても內地人が之に關與する事になる。換言すればその救濟機關は內鮮人の私設機關であつても、これが監督指導は領事館乃至朝鮮總督府である。（註5）しかも場合によつては直接之等官憲が表に立つてやることもある。すると不逞の一派はこれを以て日本と妥協するものだとして沒收、暴行、義務金徵收などの妨害をなす。（註6）そしてこれは日本が爲めにする意圖が包藏されてゐると宣傳する。すると支那人も亦鮮人の背後に日本人ありと稱して鮮人の居住を壓迫する樣になる。（註7）であるからこれ等の經濟問題もその解決は先づ政治問題としての對策が先決問題でなければならないのである。

註5　例へば穩保民會の如き、又大正九年改正奉天居留朝鮮人協會規則に『總會及役員會ニ於テ決議シタル事項ハ總領事ノ認可ヲ受クヘシ』（第一九條）とあるが如きその他金融機關、自治機關皆、日本官憲の直接間接指導の下にある。

註6　昭和三年六月二十七日某不逞團は『通敵資金押收條例』なるものを公布して、直接間接に朝鮮獨立運動を妨害せんが爲め日本人又は日本人の手先から資金（現金又は有價物）を受取つた場合は之を沒收することを規定し、その資金は、教育補助費、醫療補助費、自治機關補助費、補助農具、種籾、農業資金その他救濟費をも含むことになつてゐる。

又同團は同年七月一日『營業稅徵收條例』なるものを制定したが、これは所謂義務金であつて、大體資產又は資金乃至收益の百分之一以上百分の三位までを年二期に徵收するものである。そして所謂徵稅は貧富により五等乃至七等に分つてある。

註7　昭和二年末前後の鮮人壓迫につき支那側が出した訓令は隨分あるがうち四分の一は、鮮人の背後に日本があるから、我々は主權保持の爲め

鮮人を排斥しなければならぬといふ樣な趣旨の文句が書かれてゐる。（在滿鮮人壓迫事情附錄參考資料參照）

直魯移民との競合も、その移住の原因は原住地方面の政變、凶歉によるものとは云へ、支那の移民政策の現れであることも考へられる。十七八世紀露國が滿洲北邊を掠むるや、清朝は直ちに移民を此の地に送り屯墾せしめ露國の侵犯に備へたのである。（註8）今日の支那の移民政策がかくまで政治的意圖の下になされたとは云へないが、少くとも山東農民が無條件に『滿洲好』を呼び、滿洲支那當局が、之等に對し覊束ないながら相當の便宜、消極的積極的援助を與へてゐるところを見、（註9）更に商民の移民政策に對する建白書等を見れば、（註10）鮮農に對抗せしめる意圖が包藏されてゐることは明白である。であるから支那國内移民との競合問題も單純なる經濟問題でなく、やはり政治的見地より對策を講ずべきものと云はねばならない。

註8　之に關しては色々の資料があるが、矢野博士『近代蒙古史研究』、宮崎正義氏『近代露支關係の研究』第一卷、參照。

註9　滿鐵、在滿鮮人壓迫事情五八頁參照。

吉林省にては難民救濟辦法、難民救濟所辦法、按撫外來難民辦法、沿邊清丈各縣署地搶墾試辦草程、依蘭道區招墾簡章等。黑龍江省では國有著地承墾條例、國有荒地承墾條例、開墾土地移民章程、土地拂下規則等が制定され具體的には、招墾處の設置、農具の年賦販賣、未墾地の無償提供、課税の減免、移民輸送汽車運賃の減免等を行つてゐる。

註10　昭和二年吉林省農會長謝雨生は『沿邊移民政策』なる一建白書を省議會に提出した。又紳商郭乃岑も同じ頃『東省移民建議書』なるものを提出してゐる。（滿鐵、前揭二〇一頁以下參照）

既にして直魯移民との競合及金融等の經濟問題にして政治的意義を有するとせば、不逞鮮人問題、歸化問題、移住問題の如きは本質的に政治問題であるから、在滿鮮人問題は、政治問題であつて政治的解決を見るに非ざれば政治問題は勿論經濟上の問題も解決されないといふ結論に到達するのである。換言すれば在滿鮮人救濟指導は鮮人問題の政治的解決を見ないことは有害無益なのである。

三、所謂積極論に與ふべき事實上法理上の難點

世に在滿鮮人對策の急務を說くものは極めて多い。（註1）曰く、大いに金融機關をつくり指導救濟せよと、又曰く大いに移

住せしめて日本植民政策、滿蒙進出の一助とせよと、又曰く問題は無智より起るのであるから教育をせよと、又曰く、不法なる排日漢は嚴重に取締れと、又曰く歸化鮮人を大いに利用せよと。又一方では對策には先づ調査よりと、決して何年經つても完全な調査は出來ぬのに調査に腐心してゐる向もある。（註2）對策を講ずるもの輕卒を深く戒むるとゝもに飽まで臆病であつてはならない。先づ大言壯語をする前に事實を正視し靜觀せよ。對策を論ずる前に先づ飜つて在滿鮮人の人心、地位を考へよ

註1　從來の對策論は大體經濟的指導救濟の急務を說くものが多い。中には無暴な利用論を說くものがあるが、多くは實狀に即してゐない。

註2　官廳方面では、時に調査の完全を望んでゐる樣であるが、夫々專門家は實狀を悉知してゐるのであるから、實狀に即した理論立つた一時的でない對策を立てゝ貰ひたい。

在滿鮮人の日本に反感を持つてゐることは既に前述の通りであるが、內地人に對しては口每に救濟の屆かざるをこぼす。內地人はこれを以てすぐ救濟は焦眉の急務だと云ひだすのであるが、直ちに救濟をして鮮人の不平がなくなり救濟が出來ると思ふのは謬見である。金を貸すと返さぬなど嘆ずるは救ふべからざる時に救はんとしたが爲めである。（註3）荒んだ彼等は飲、打、買ふの三拍子それしか樂しみがないと云へばそれまでゞあるが生活苦を前にしてすら敢てこれをするのである。歸化證をもらへば土地を獲得して轉賣するそしては又土地を得る。（註4）支那人が田を作るといつては稗をまく、稻をぬく、（註5）金を借りては夜逃する（註6）又鄕黨心理の强い彼等は（註7）同志流血の慘事まで犯しても一致しない、（註8）一家が榮ゆれば一族郎黨よつてたかつて食ひ潰す（註9）といふ風又在滿鮮人中には多くの密輸業者及關係者、並に不逞鮮人、浮浪鮮人があるのでかく見れば、これにすぐ利く名藥、對策はない筈である。

註3　各方面の金融成績を見るに農耕資金の回收成績が一番面白くない樣である。借りる時窮に瀕つて返さぬといふのもあれば利子が高くて返せぬといふものあるが、現狀では、鮮人の民心も惡化し、地主その他の搾取を妨ぐ方法もないので、返して來ることを望むのは無理である。

註4　支那では戶籍制度が不完全なので鮮人はこれを惡用して歸化證により土地を入手すれば別の鮮人に賣渡す、するとこの鮮人は他地方に行つて又その歸化證によつて土地を買入れるのである。奉天省(遼寧)當局が三矢協定を利用して、居住證明書の所持、轉居屆の提出を八釜敷云ひ、

又歸化を禁止するの方針に出でたのも責の一半は鮮人が負はなければならないのである。

註5　安奉沿線其他には、支那人米作者も相當ゐるが、支那人は鮮人の米作が有利なるを知り、支那人自ら鮮人を雇傭して米作を試みんとするものが相當あつた。鮮人の中には、支那人に覺えられるのを嫌つたり、種籾代を誤魔化さんとして、支那人の不明を利用して稗を植えて素知らぬ顔をしてゐた不德漢も出た。又、夜間窃かに、隣の支那人の水田に到り稻穗を拔いた等いふ例も一再ならずあつた。

註6　鮮人が來住耕作に當つて先づ、收穫迄の生活資金を地主から借入ることは既に述べたところであるが、高利の爲め、支拂へず夜逃するものも出て來る。この借財による、移動も相當多いが、在滿鮮農の移動の多い原因には此外左の如きものがある。(一)支那官憲の壓迫。(二)水利、防水施設なき爲め、水害等で、耕地が砂礫地となつて終ふこと。(三)施肥の餘力なき爲め、地力減退すれば地をかへること。(四)不逞團其他鄕里を同じうせざるものゝ壓迫又は搾取。(五)倦怠性、等。

註7　鮮人の鄕黨心理の強きは主として李朝以來の激烈なる政爭に基く。その政爭に關しては、林泰輔氏『朝鮮近世史』下卷二七丁―五二丁、幣原博士『韓國政爭志』、細井肇氏『滿鮮の經營』下編一頁―五四頁、青柳綱太郎氏『李朝史大全』、『李朝五百年史』等。なほ、李朝朋黨表を揭ぐれば

(前揭林氏により作製)

	東人		西人	
宣祖	南人	北人	尹西	中西
光海君		大北（中北・肉北・骨北）　小北（清北・濁北）		
仁祖			清西	濁西
			老西	少西
孝宗	南人		西人	
顯宗	南人		西人	
肅宗	清南　濁南		老論	少論
	南人			
景宗			老論	少論
英宗			老論	少論
正宗			老論	

猶參考まで併合以來昭和元年末に至る間に移住せる鮮人につきその郷黨別を示せば次の如くである。(朝鮮總督府調査により作表)

北部	平安北道	52,805
	平安南道	17,944
	咸鏡北道	129,697
	咸鏡南道	24,783
	計	225,229
中部	黃海道	10,128
	江原道	16,484
	京畿道	6,942
	忠淸北道	2,041
	忠淸南道	310
	計	35,905
南部	全羅北道	525
	全羅南道	1,082
	慶尙北道	31,889
	慶尙南道	14,310
	計	47,306
總	計	108,940

右表によれば北部四道七割、中部五道一割、南部四道一割五分の割合である。本表は在滿鮮人の郷黨別を見るに役立つゝのみならず移住原因をも示すものである。矢内原氏植民及植民政策三七九頁參照。

註8　郷黨心理の激烈なる現れは、小は隨時各所に起る殺人事件、大は團體の離合集散、爭鬪までその例が甚だ多い。有名なものとしては、西北派と嶺南派の對抗たる、統義府より脫退せる義軍府と同府との爭鬪がある。參議府が平安道人、新民府が南鮮人、在滿農民同盟慶南人、正義府が平安道人といふ風に主張より鄕土により別派を造つてゐるのは面白い。(新天地昭和四年六月號五五頁拙稿「朝鮮人思想運動の趨勢」參照)

註9　朝鮮では『分食』といふ言葉がある。

又更に飜つて條約上その他の地位を考へよ。

居住について保證さるゝは一九〇九年の間島協約による間島の雜居權だけではないか(註10)一九一五年の滿蒙條約は南滿洲に於ける日本人の居住往來の權利を認めてゐるが(註11)その條件たる支那國警察法令及課税に服するの義務が日支官憲の協議に俟ち決定するものにも不拘その協定が出來て居ないが爲め居住は出來ないのである。故に間島地方の四十萬の韓民はいゝとして南滿三十萬、北滿十萬の韓民は條約によらずして居住してゐる譯で立退きを命じられても一言もないわけである(註12)又商租權も現在では空文同樣で鮮人の爲め土地を獲得しようとする努力も空しい譯である(註13)

註10　間島ニ關スル協約（一九〇九、九、四）第三條『清國政府ハ從來ノ通圖們江北ノ墾地ニ於テ韓民ノ居住ヲ承准ス』とて延吉、和龍、汪淸三縣を雜居區としてその居住を認め、此の地域への出入は、特定のものを除く外自由であるが自國官憲の護照を必要とする事ことになつてゐる（第五條）法權は支那に服することとしたが、日淸通商航海條約（一八九六、七、二一）が日韓併合により鮮人にも適用さるゝことゝなり、完全なる治外法權を有するに至り更に南滿洲及東部內蒙古に關する條約（一九一五、五、二五）により、多少制限を受くることゝなつた。間島韓民法權問題に關しては『新天地』昭和四年七月號第二七頁以下拙稿『間島に於ける日本警察撤廢要求問題』參照。

註11　南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約、第三條『日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商業其ノ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得』

註12　同條約第五條に居住往來、商租、合辦『ノ場合ニ於テ日本國臣民ハ…支那國警察法令及課稅ニ服スヘシ』とあり、交換公文には右につき『豫メ支那國官憲ニ於テ日本國領事官ト協議ノ上施行スヘキ』旨定められてゐる。

註13　同條約第二條『日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商業上ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業ヲ經營スル爲必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得』とあるも本條の實施は、細則を作成してない爲め今日まで遷延せられ、土地の商租は不可能である。

更に歸化は如何、朝鮮には日本の國籍法は適用されてゐないので、舊韓時代の法令によりその國籍離脫は許されず（註13）支那國籍法又、この種の國籍離脫不能の外人の歸化を認めないから法理上は歸化は出來ないのである（註14）これを支那が眞向から適用して來た場合には歸化出來ず、土地は得られずして、居住は許されぬといふ結果になり、そうなれば金融どころの問題ではないのである。

註13　朝鮮人の歸化に關しては、朝鮮總督府從來の方針としてその國籍離脫を認めないので、日本國籍法は朝鮮には適用されてゐないのである。

（拙稿『在滿鮮人歸化の考察』）

註14　一方支那の國籍法第四條には『外國人或無國籍人經內務部許可得歸化內務部非對於具備左列各款條件者不得爲前項之許可』として五項の條件を擧げその第五項に『本無國籍或因取得中華民國籍即喪失其本國國籍者』とあるから法理上歸化は不可能である。『拙稿前揭同上』

論者は、歸化もさせてゐる、居住もさせてゐるのになにも問題はないと云ふかも知れぬが（註15）法治國となるをのぞみ、治外法權を撤廢してもいゝやうな狀態に進むことを望むとは大なる矛盾で、縱令支那が現在かくの如き辦法を以て待遇したとし

ても將來もかくあるこ云へぬし、またかくあつてはならないのである。況や歸化禁止は約十年を一期こして北漸しつゝあるを（註16）曖昧裡に奇利を博しやうなど考ふべきではない。

註15　事實二重國籍も最近取締を行つてゐる。殊に奉天省では嚴格である。奉天省では、昭和二年に、歸化せんとすれば本國の國籍離脱證を要すといふ訓令を出し事實としては、盧仁、崔士霖、羅景錫等が各々別に時を違へて歸化を請願せるに國籍離脱證書を持參すべしと云はれた。

又外交部では、昭和三年五月一九日に吉林省長公署宛所謂二重國籍につき大要左の如き意味の訓令を出してゐる。

『近來各國居留民の東三省に移住する者頗る多し而して何れも我國の權利を享受せんと欲し歸化入籍を請求すれど入籍後と雖も依然其原有國籍を離脱せず、故に交渉事件發生の際は即ち煩雜を免れずして困難を感ぜらる。之が紛爭繁雜を除かんとすれば制限せざるべからず、今後若し歸化入籍する者に對しては須らく原有國籍を離脱せしめ單一國籍を取得せしむるに努むべし』云々。

猶居住に對する禁止令又は實例は讀者周知の事であらうから之を略する（拙稿『在滿鮮人壓迫事情』並船橋氏『支那官憲の在滿鮮人壓迫問題』）參照

註16　前註に於て、二重國籍に對する支那側の態度を記して置いたが、こゝに鮮人の歸化狀況記して置かう。鮮人の歸化についてはどの位が歸化してゐるかといふ數字を見た事がない。たゞ一部ものとしは、

（一）昭和元年奉天警務署調

縣別	歸化數 男	歸化數 女	歸化數 計	年期	歸化數 男	歸化數 女	歸化數 計
瀋陽、興京	—	—	—	明治三八—同四二	4	—	4
撫順	4	—	4	明治四一—大正三	2	3	5
本溪	2	3	5	大正四—昭和元	—	—	—
計	6	3	9	計	6	3	9

（二） 昭和四年七月調

縣別	全人口	歸化人口	%	縣別	全人口	歸化人口	%	縣別	全人口	歸化人口	%
吉林	一、六六七	二〇三	一二	額穆	四、四〇二	八七	二	濛江	一、三〇二	二三九	一八
樺甸	三、一三三	四六六	一四	敦化	三、四六二	二三九	七	双陽	五七一	七二	一三
磐石	二、三六二	八一三	三四	舒蘭	五六八	一七	三	合計	一七、六六五	二、三九五	（平均）一四

（三） 大正十一年二月在外朝鮮人事情研究會、哈爾濱支部長、李昌林氏調査（「最近間島事情」に依り作製）

地名	全戸數	歸化戸數
一面坡	15	--
周家堡	18	—
一姑娘	18	—
馬家店	17	—
葦沙河	10	—
石頭河子	49	16
横道河子	8	1
站北洞	12	—
三道窩集	3	—
海林	590	—
寧古塔	675	600
穆稜站	15	15
新韓村	40	40
八面屯	80	80
ボクラ	8	—
八道河子	20	—
寒叢河	22	10
計	1,680	762

（四） 大正十一年三月總督府派遣員調査

濱江、双城、同賓、寧安、穆稜、東寧、富錦、依蘭、密山各縣戸數一、九九八戸中約四百戸歸化す。

（五） 昭和二年末、吉林省長公署調査

縣名	歸化人口
吉林	748
樺甸	425
額穆	474
敦化	937
寧安	598
東寧	446
延吉	632
汪清	484
饒河	413
扶餘	92
濱江	137
舒蘭	241
濛江	87
勃利	48
長春	108
虎林	423
双陽	125
長嶺	274
德惠	486
穆稜	124
同江	84
磐石	72
計	7,458

右數字は女子及十七歳未滿の男子を含まざるを以て右數は人口を表はすと雖も歸化戸數と見て大差なく、一家五人とすれば 三七、二四〇人の

歸化者ある譯である。

（六） 昭和二年末に於ける余の歸化推定數は、大約次の如くである。

	全戸數	全人口	歸化戸數	歸化人口	歸化率	備考
間琿地方	七八、九九六	三九四、九八一	二、三七〇	一一、三三九	三%	汪淸、和龍、延吉、琿春の四縣
吉林中部	一七、八五八	八九、二八九	二、五七二	一七、八五八	二〇%	吉林、還江、舒蘭、樺甸、磐石、双城、敦化、穆稜の八縣
吉林西部	八一五	四、〇七六	八一	四〇八	一〇%	長春、德惠、農安、伊通、長嶺の五縣
吉林北部	六、二八八	三一、四四一	一、五七二	七、八六〇	二五%	前記三地方の各縣を除ける吉林省の全縣
黑龍江省	二、九八三	一四、八一五	一四九	七四一	五%	
遼寧省	五五、四〇五	二七七、〇二七	五五	二七七	—	
計又は平均	一六二、三四五	八一一、六二九	六、八〇〇	三八、四八三	一〇%	

即ち右によれば在滿鮮人の約一割は所謂支那に歸化してゐる譯であるが、鮮人は色々な便法を心得て居るから實數は更に少なからう。

又、鮮人の取締は如何、大正十四年の商定取締韓人法は東邊道の鮮人に對する支那側の取締勵行を約したものであるが、（註17）居住證書を發行したりして面倒を起したり、善良なる鮮人を捕へたりして、鮮人の反感を招きなごし所期の效果は擧らず、また、その施行地は東邊道のみであるから全體に及ばず、取締らんこして得るこころは支那側の惡用こ不逞團の宣傳の具になる事位である。（註18）

註17 商定取締韓人法は、大正十四年六月十一日、東邊道の不逞鮮人を取締る爲め、朝鮮總督府警務局長三矢宮松、奉天全省警務處長于珍兩氏によつて協定成立を見たもので、取締鮮人辦法施行細則は同年七月八日協定された。

註18 本協定の廢棄すべき理由を擧ぐれば左の如くである。

(一) 支那側は之により取締の面倒と費用とを負擔せしめられこれを輕減する方法として口實を設け罰金、租税、手數料を課し、或は鮮人を管外に放逐する計劃を立て多數の排斥壓迫令を出した
(二) 支那側は朝鮮側が鮮人取締の煩を負擔せしめられたるに對し對日報復として鮮人排斥を行つた
(三) 善良鮮農必ずしも保護されず却つて壓迫をうけ不逞鮮人必ずしも放逐されず不逞分子がやはり居住してゐる
(四) 鮮人側は之を不滿に思ひ排日氣分を増大した

之を支持する一派の理由には左の如きものがある。

(一) 國境安全性の増大(これを示す統計が出來てゐる)
(二) 日支官憲の融和
(三) 警備費の減少
(四) 廢棄論は不逞鮮人の宣傳に過ぎず

以上の如く在滿鮮人の民情廢頽及法理上の弱點は通り一編の對策論の無效なるを教ふるのみならず、か丶る對策論は鮮人支那人の宣傳の具になるのみである。これ所謂積極論者の一考を煩はす所以である。

四、第一次在滿人問題解決策(政治的解決)

在滿鮮人問題は政治問題である。先づ政治的解決を得て解決の根本條件とする。支那人は、以夷制夷を以て外交の傳統政策としてゐる(註1) 彼等は鮮人を以て日本人の發展を制肘しやうとしてゐる(註2) 支那側が支那人の附屬地學校設立を拒絶されては鮮人學校を壓迫する(註3) 積極政策を唱へると鮮人排斥を始める(註4) すると鮮人は日本の爲めに苦しむとて不平を鳴らすかくて日本は牽制されてゐるのである。日本人が鮮人の發展策を講じたり、鮮人を操つたり利用したりすると支那人は鮮人の後に日本人ありと宣傳する(註5) すると鮮人が反對し、內鮮人共牽制されてしまふのである。

註1　古來支那には合從連衡、遠交近攻、以夷制夷する等の傳統政策ありしは周知の事である。支那外交史關係著書には皆以夷制夷につき書いてある。

註2　支那が日本の滿蒙發展妨害に鮮人をどれ程迄利用したかは疑問であるが、少くとも一部鮮人を煽動して日本のある種の政策を牽制し來りた

るは事實である。

註3　之に關しては拙稿『在滿鮮人壓迫事情』二〇七頁以下又は『新天地』昭和三年一月號拙稿『鮮農壓迫問題の批判』二九頁以下參照。

猶、在滿鮮人教育に對する支那側の態度につきては前掲在滿鮮人壓迫事情及船橋氏『支那官憲の在滿鮮人壓迫問題』參照。

支那側の鮮人教育に對する態度は鮮人自營學校は不逞鮮人の御用機關であり日本の補助學校は日本の侵略主義の御用機關であるから、一律に中止せしめ支那人學校に收容せしむるか又は鮮人の爲め別に支那學校を設立しようといふのである。或不逞團は、この機運を洞察し、歸化韓族同鄕會の名で一縣一校主義で巧妙な策動をした。但し今のところ、支那側も鮮人側も經營の關係で學校を創設するには至つてゐない。昭和三年一月—二月の吉林省道尹會議で、鮮人に高等教育を授けるのは危險であるから之を禁止し、鮮人學校は閉鎖して教育を統一せよとの趣旨の決議をしてゐる。又昭和二年七月の吉林省長公署の訓令によればその過渡的方法として、支那教員に鮮語を教習せしめて鮮人教育にあたらしめ、特別の鮮人教育監督官を置くことになつた。

註4　昭和二年末より三年へかけて激甚を極めた鮮農壓迫の原因につきては、滿鐵『在滿鮮人壓迫事情』參照。

『要するに今次の壓迫は、張作霖が自己の信望を繋ぐ爲めと、滿蒙積極政策を挫折せしめん爲め命令を下したるに基き、かねて鮮人問題につき日本側の態度を不平に思ひ、鮮人の來任を不快に思ひ居たる奉吉兩省當局が張作霖の命に勢を得、又張への首繋ぎの爲め、日本當局が不逞鮮人取締に急なるを利用し其の酷なる排斥令を出したるに依るものといふべく、これが奉票下落、軍費續出等の事情により激烈となれりと云ふを得べし。』(同書五二頁參照)

註5　一例として左の如きの一節を擧げよう。

『日本人はその植民政策を遂行する爲鮮人移住者に賞罰を加へ………居留民の保護を口實とし領事館を設け警察を置き其の野心を逞しうし其の素志を行はんとす………』

故に吾人は第一に鮮人の全滿洲雜居權の獲得を期し居住の法的根據を確立したい。

第二には土地を獲得するの權、例へば商租權の確立を期待する。（一九一五年の滿蒙條約にある如く南滿に限らぬこと）

第三には土地を買いたいもの・ため、合法的歸化の許容をのぞむ。歸化禁止は從來主として治外法權あるが爲め日本側が取締處罰に好都合であつて歸化すれば治外法權が適用出來なくなるからといふことを唯一の理由として反對されたが早晩撤廢さるべき法權であれば歸化反對の理由はなくなるのである。

註6 鮮人歸化問題に關しては拙稿『在滿鮮人歸化の考察』参照。今、內、鮮、支人の歸化に對する贊否兩論を掲ぐれば、

內地人側

贊

1 土地所有權等の獲得
2 鮮人取締に關して起る誤解の一掃
3 鮮人取締の便宜
4 不逞鮮人か日本人たるの故を以て負擔すべき責任の免除
5 鮮人のみに國籍法の適用をなさざるは差別待遇なり

否

1 不逞鮮人取締の困難
2 支那が歸化を認めてゐる以上、國籍離脫をするの要はない
3 二重國籍であるから、便宜により土地を得る時は支那人だと云ひ不逞鮮人を取締るときは日本人だと云へるから國籍法を朝鮮に適用の要なし

支那側

贊

1 日支涉外關係の煩瑣を避くる爲め
2 國權擁護の爲め
3 風俗、習慣、言語、宗敎を支那化する爲め
4 歸化手數料增加の爲め
5 淳良鮮農招致の爲め

否

1 二重國籍では取締上不可
2 戶籍制度不完全の現在歸化證を歸化鮮人から讓受けて土地所有權を得るの不正行爲が行はれる
3 歸化鮮人の背後に土地を得んとする日本人あり

鮮人側

贊

1 國籍離脫と鮮人にのみ認めぬは差別待遇である
2 二重國籍を支那側が認めず從つて土地所有權が得られない

否

1 歸化しても支那人同等の權利は附與されぬ
2 支那歸化は屈辱である

から	
3 歸化して日本官憲の追及から逃れたい	3 歸化すれば獨立運動の意義がなくなる
4 國籍離脱を日本が認めぬことは支那に日本人が鮮人を利用せんとする意圖あるやうに思はれる	

第四は、かくて治的基礎をかためた後の問題で、支那人に鮮人は日本人の發展の手先だこいふ口實を與へぬこごで、今迄何故かく支那人に云はれたかこいふに、

A 無暴なる鮮人利用論

B 歸化鮮人利用の地權獲得

C 國內官憲の在滿鮮人事務干與（註7）

D 極端なる取締保護及び指導（註8）

E 不逞鮮人の宣傳

等で、不逞鮮人の宣傳は後に述べるこして前四者は嚴に謹み又は革むべきここにCの如きは、是非外務省事務たらしめなければならない。

註7 國內官の在滿鮮人事務干與の不當につきては拙稿在滿鮮人壓迫事情七九頁、及本稿七『在滿鮮人問題と對策機關』の項參照。

註8 在滿鮮人の極端なる保護指導の尙早に至ては、本稿第一、第三節參照。又取締問題につきては、滿鮮中報昭和三年八月一八日所載拙稿『在滿鮮人取締問題』參照。猶右に簡單にその不可及不能なる所以を列擧せんに、

一、在外鮮人は國內鮮人の如く取締撤底し得るものでない。

二、思想主義の問題は劍を以て取締り得るものにあらず。

三、支那側の誤解を生じ爲めに鮮農が壓迫される。

四、不逞鮮人と一般鮮人の差は昔燐マッチと安全マッチの差位のもので、發火の危險は同じである。反日反感を有するは五十歩百歩で職を有た

PDG

38820

ないものが程度が非道いといふ丈である。だから一部鮮人を取締ることは結局他の新たなる代位分子を生ずる結果となる。

五、不逞鮮人は團體經營能力なきが故恐るゝに足らず（之に關しては本稿第二節註2參照）

六、不逞團運動には金と主義とのヂレンマあり。

七、取締ると運動が次第に陰性になるし、かへつて取締にくい僻遠の地に逃避する。

八、歸順せんとする鮮人の決心の實行を阻害する。

九、一般鮮農は、不逞團を一種の政府と思ひ國民的、盲目的、漠然たる信頼を持つてゐるから縱令撲滅し得ても他のものが生れてくる。

第五は不逞鮮人の口實をなくし反對を緩和することで、

A　三矢協定の廢止（註9）

B　歸化の許容

C　國內官憲の撤退

D　實狀にそはぬ極端なる保護指導中止

等である。

註9　本稿第三節註18參照。

第六はかくて法的に基礎をつくり、感情的に緩和を計りたる後の問題で、こゝで在滿鮮人問題が經濟問題として轉換したのであるから、はじめて經濟問題としての對策を講ずべきである。余は從來の對策論がこゝまでの對策を等閑に付してゐたと思ふのである。

五、第二次在滿鮮人問題解決策（經濟的解決）

然らば經濟的對策とは如何なるものであるか、先づ消極的のものとしては、

一、地主の搾取の防止

二、不逞鮮人の搾取の防止

三、支那農民との對抗緩和

等で、第一に對しては非官憲的な方法のもとに非打算的利率を以て、鮮人に組合の收益を分配するやうな組織の金融組合を設立すること（註1）第二に對しては不逞鮮人を全然取締らず却てこれを近付け所謂歸順せしめ、順次正業につく樣斡旋すること（註2）第三に對してはなるべく特殊技術たる水稻耕作をなさしむること等である。

註1　之も勿論第一次的解決後の問題であるが、地主の搾取の防止としては、金融も勿論一番必要だが、食糧品の生活物品給與、小作權獲得競爭妨止もその有力なる救濟手段である、金融は、鮮人を組合員として出資せしむるか、責任を分擔せしめざればうまく行くまいと思ふが、鮮人だけでは內紛が起り易いから、この點は相當考慮の餘地がある。

註2　不逞團が日本の施設に反對する一半は、支那側の誤解による放逐を恐れるが爲めである。又日本の救濟金品を押收したり鮮農から搾取するのは糊口の爲めである、後者に對しては、正業につく樣にしなければならぬがその正業化は、沿線鮮人の正業化（第六節註6參照）とは異なり、先づ歸順し易い樣にするが第一の段取りである（在滿鮮人壓迫事情八二頁參照）。

更に吾人は消極的對策に滿足せず、積極的に彼等の福利增進、人性向上を圖らねばならない。それの方法としては、

一、販賣、購買組合を設立し、投賣を防止し、農具生活品の安價供給を計ること（註3）

二、倉庫業を經營し、產米を持込ましめ、以て米を擔保に金融を計ること（註4）

三、副業を奬勵し、農村副業は販賣組合にて處理し、都市副業は日本人官民にて斡旋すること（註5）

四、それが爲め授產場を設立し、授產敎育をなし、併せて普通公民敎育を施すこと（註6）

五、信用ある鮮人醫を配置すること（註7）

等である。これ丈では從來の對策論と何等渝る所はないが、從來の對策論が趣旨はよくとも本末顚到思ひつき主義で政治的解決は次にして經濟的問題のみを考へてゐたことは何んと云つても失敗である。金融をさけび敎育をさけび效果なきのみか反

對の結果を招來したのも皆此の爲めである。

政治的解決より經濟的解決へこれこそ在滿鮮人問題解決のモットーである。

註3 前揭註―參看、鮮農は、その借金の爲め、多く、靑田賣買を餘儀なくされたり、欲せざる不當の安價に賣却する餘儀なきに至つたりする、これを防止する爲め、販賣組合を設くることは必要である。（最近吉林に農產物共同販賣組合なるものが創立された）

註4 これも註3と同樣の理由により、是非必要である、この種の計劃は昨年長春であつたし、他の地でも屢々計劃されたことはある。

註5 農村副業は奬勵しても鮮人の不熱心な爲め行はれなかつた。邦人副業とは自ら種類も異るが、婦人が主體となつてやり得るものでなければ成功は出來ないと思ふ。

註6 奧地鮮人教育につきては、政治問題の解決まで手を下してはならない。鮮人教育權回收は、支那側が、最も目をつけてゐるところで、不逞團は、これを宣傳機關に利用せんとし、支那側はこれを閉鎖して支那學校に入學せしめんとしてゐる。鮮人壓迫に關する船橋氏及（滿鐵）拙稿參照。沿線の、教育については、實業教育を主とする方針にかへたい。在滿鮮人教育に關する文獻は、朝鮮總督府『滿洲及西比利亞地方に於ける朝鮮人事情五八頁―七六頁、桑畑氏『在滿朝鮮人と教育問題』參照、又、朝鮮人教育につきては幣原博士『朝鮮教育論』『植民地教育』『滿洲觀』參照

註7 鮮人醫は朝鮮總督府が月三千圓內外の補助をしてゐる。奉天、撫順、興京、新民、通化、延吉、汪淸、琿春、安東、長白、通遼、鐵嶺、東豐、長春、吉林、海龍、柳河、濱江、東寧、寧安等各縣に一箇處乃至數箇處配置してあるが概して成績はよい。鮮人に對しては腕より人格が大事である。金になる客は支那人であるが、文化的施設として、支那人の反感はもたれないのみならず漢韓兩民族間の調和者として役立つことが多い。これ鮮人醫の配置をのぞむ所以である（拙稿『在滿鮮人の衞生狀態衞生施設』による）

重複するかも知れないが對策上常に心に留めておくべきことを並べるならば、

一、問題の發生地は支那であるから在滿鮮人對策こいふも常に對支那關係を第一に考慮すべきこと

二、鮮人は異民族であるから感情はあくまでも日本に敵對的であることを考慮に入れること

三、鮮人の鄕黨心理、對不逞鮮人心理（註8）を考慮すること等である。

註8　在滿鮮人と云はず一般無智なる鮮人の對不逞鮮人心理については、新天地、昭和四年六月號、拙稿『朝鮮人思想運動の趨勢』中第五六頁、又は在滿鮮人壓迫事情(拙稿)八二頁參照。

『不逞團は』これを極端に云へば『存置するの要あり、故に取締りてその撲滅を策するは失當の策なり』とす『鮮農より搾取し、支那側之により排斥の口實を作らしむるが如き不逞鮮人團を何故に存在せしむる要ありやといふに、一般鮮人は假政府、正義府、新民府の如き不逞團に對し物質的には幾多の搾取に逢ひつゝも彼等の民族心理より見るときは不逞團の存在は潜在的に『我等の政府』てふ滿足感を與へつゝあるものなり、故に之が剿滅を計らんか必ず何等かの形式を以て別個の團體をつくるや必せり』。

六、第一次解決迄のルーティンの對策

在滿鮮人問題の解決は政治的解決をなした上ではいくら焦つても無效であるのみか、或る種の對策は有害であることを指摘したが、政治的解決までは相當の日子を要するものと見ねばならぬ。この間鮮人の滿洲移住並に在滿鮮人の問題を此儘放置すべきや否やの問題がある。余は現在の狀態に於て問題は全く不良に陷つてゐると考ふるが故に、全然の放任は禁物であると思考する。然らば如何すべきや、余はそこに『なすべきこと』と『なさざるべきこと』の二つを考へるのである。こゝには繁を避けて列擧するに止めるが、先づ第一第二次解決に先ち、之が對策遂行に有害なるべきこと卽『なさざるべきこと』は

(一) 鮮人の不平を增すことをなさざること

(1) 不逞鮮人の討伐

(2) 鮮人自治機關の利用

(3) 職業的鮮人救濟

(二) 支那人の對日本、對鮮人反感を增すことをなさざること、

(1) 鮮人利用論

(2) 鮮人利用土地買收
(3) 積極的移民奬勵
(4) 積極的救濟
(5) 積極的指導（例へば奧地鮮人敎育）
(6) 鮮人の積極的取締

等である。

次に解決までに鮮人支那人の反感を增すことなくして、指導救濟なし得ること、これは是非『なすべきこと』であるが、それは主として滿鐵沿線に限られ、滿鐵としても大いに關係を有するものである。卽ち、

（一）沿線鮮人の正業化
（二）惡周旋屋の移住周旋取締
（三）沿線敎育の實業化
（四）副業的手工業の指導及設備
（五）天災時に於ける運賃の減免
（六）社會施設の設置
（七）金融の利率低下、貸借手續の簡易化
（八）倉庫業の奬勵

等である。卽ちルーテインの對策とは根本的解決に至るまで放置し得ざる積極的、消極的の對策及多少なりとも無害有好に窮狀を救ふの對策であつて、根本的解決に比し姑息なるは止むを得ないのである。

七、在滿鮮人問題と對策機關

在滿鮮人問題の對策機關と云つても研究機關と實行機關とがある。前者は主として本國官憲であり、後者は主として出先官憲である。出先官憲は本國官憲の對策研究に對する報告者であり、同時にこれによつて樹立された對策の實行者である。而して出先官憲とは領事官であつて本國官憲とは外務省である。出先官憲は本國官憲への報告につき、その他の現地官民の援助を受けることは差支へない。否援助を受くる事は報告を正確ならしめ否て適當な對策を講ずる結果となるので寧ろ望ましき事である。又出先官憲は對策の實行につき現地官民の助力を乞ふことも效果あらしむる上に於て悪いことではない。又、本國官憲が對策を講究する場合內地官民と協力することも必要である。かくて余の云はむと欲するところは、對策機關の中心の存在を明かにし、從的乃至第二次的機關との連絡を强調するにある。

飜つて對策機關及その連絡狀況を見るに、遺憾ながら、吾人の庶冀するところと一致せざるを發見するものである。敢て具體的に說明することは面白くないから之を避けるが、一言にして現狀を評せば、相互に連絡統一なく中心なき個所的機關の對立である。平たく云へば何れもが俺がやると云つた態度なのである。而して現狀が悪いといふ理由は、

（一）　支那側の誤解を招くこと

（二）　對策が樹立せられざること

（三）　失費の多きこと

の三點に歸するのである。第一支那側の誤解は勿論文字通り支那人の誤解には相違ないが、在外國民の保護は外務省關係の事務であるのに他の國內機關が保護指導、取締の任に當るのは何か他意あるものと思ふのは無理からぬ所なので、さういふ機關は撤退しなければならない。第二の對策が樹立せられぬといふ事は卽ち、色々な機關が連絡なく各自調査し報告し、互に自己の主張を正しいとし、排他的に事を運び、且つ責任ある事については相互に避けて日和見的となるからで、この點から見て

も一つの中心機關を定め相互に連絡をとり協調して行かなければならないのである。第三の失費とは徒費のことで、相互協力して一定方針に進めば、各自思ひ〳〵の失費はなくなり、對策の爲めの費用は有效に使用されるのである。

次に在滿鮮人の對策機關については管轄の問題がある。事物の管轄、土地の管轄の問題である。現在を見るに、詳しい事は公言できないが、極常識的に云はゞ、土地の管轄については關東州內は關東廳、鐵道附屬地は、關東廳及滿鐵、其他は外務省（領事官）及朝鮮總督府（派遣員）である。又事物の管轄については、特別の管轄範圍はなく大體土地の管轄に從ひ事物の管轄を行つてゐるが、××については、大體附屬地は滿鐵、その他は朝鮮總督府、××については、舊東邊道は遼寧省政府當局附屬地及關東州內は關東廳其他一般は領事館(警察)朝鮮總督府警務官、××については、滿鐵、朝鮮總督府、外務省、其他鮮人會、民間金融機關、××及××につきては、外務省、朝鮮總督府、陸軍、滿鐵、關東廳、といふ風で、これを見れば實に、幾重にも重複してゐることが判明しよう。この原因の一半は朝鮮と、滿洲が接壤地なること、附屬地なる特殊區域のあること（行政關係の複雜）にあるので、根本的にこの重複を除去する譯には行くまいが、少くとも前述の如く中心を定め相互連絡をとつて行くことは今からでも遲くはないから、今後、在滿諸機關連絡合議して、現地諸機關一致の强力な妥當な對策案を提げて當該官廳の不動の對策を樹立し、以て在滿鮮人の上に幸あらしめたい。而して樹立さるべき對策は私見を以てすれば前記の如き理論に合致するものでなければならない。然らば各機關の土地及事物に關する管轄を如何にすべきか。これについては敢て云ふを止め、唯、滿鐵についてその一班を窺ふに止めよう。

滿鐵は在滿鮮人から見れば從的機關であつて、對策樹立迄の報告、意見提出の援助機關であり、樹立された對策の遂行の援助機關である。卽ち何等政治的、積極的行動を執るべき機關ではないのである。と同時に全然無關心であつてはならないので大いに內助の功を擧げなければならないのである。土地の管轄からいへば大體附屬地に限るが政治的意味政治的影響なきかぎり、附屬地外でも相當の援助はなすべきである。事物の管轄としては、義務負はされてゐるのは、所謂三大臣の命令書(註1)

と總督府との協定（註2）で附屬地教育關係だけであるが、教育も關東廳がして惡いといふ事もなく、と同時に他の事、卽ち社會事業その他も滿鐵がしても差支へのない事である。かく云ふと滿鐵は營利會社なりや、特殊會社なりやといふ問題にも關係して來るが、滿鐵が商事會社たる性質を有する反面、特殊會社たる性質を有する事は誤りのないところで（註3）此の意味から對鮮人問題も二つの考へ方が同時に成立する譯である。

註1　明治三十九年八月一日遞信、大藏、外務の三大臣よりの秘鐵第十四號による命令書第五條

註2　昭和二年協定、村田稔氏『在滿鮮人敎育概說』參照

註3　岡松參太郎博士『南滿洲鐵道株式會社の性質』及大川周明博士『植民地特許會社制度の研究』參照

先づ營利會社として對鮮人關係に於て考ふれば

一、朝鮮勞働者の使用の効果

二、鮮人職員採用の効果

三、米穀倉庫業と金融

等であるが、勞働者としての使用は勞働條件の第一たる賃金に於て支那人には競爭出來ず能率が低いこと移動率の高いこと等は經驗上使用の不可能を思はせる。鮮人職員の使用は鮮人關係事業が起れば兎に角、目下のところ、積極的に澤山採用することは出來まい。（註4）次に米穀倉庫の營業であるが、これは飽まで鮮人がなすべきで會社としては營利方面ではなく特殊會社として助成金を交附するが適當であるが、余の所謂政治的解決の出來ないうちは、大して効果は期待し得ぬ。

次に特殊會社の立場としては、

一、鮮人敎育

二、鮮人移住輸送

三、鮮人調査

四、鮮人保護、救濟指導

五、鮮人雇傭

等である。

鮮人教育は昭和二年の朝鮮總督府と滿鐵との協定で沿線の鮮人學校の經營は滿鐵でやることになつた。（註5）滿鐵としては沿線以外の學校に手を出すことは鮮人の政治的問題の解決が出來ない限り不得策である。沿線の鮮人學校も移民教育としては實業教育を主とし、常識教育を從とする樣改むるを以て策を得たものと信ずる。

註4　鮮人勞働者は滿鐵では常傭はした事がない樣である。尤も一時土木に使用せること、大連電鐵に使用せること、並支那人として撫順炭礦で使用してゐることは聞いた。現在のところ、鮮人の勞働者の最も多いのは安東で、自由勞働者に近い米の密輸運搬人をも含めると、約一千名位に上る。余は昨年安東邦人工場の一部につき鮮人の勞働狀況及條件をざつと調査したことがあるが、

鮮人勞働者の比較につき、

A會社は技能は優するが缺勤が多いと云ひ、B會社は手工は優るが馴れると仕事をなまけ、甚だしきは一箇月に十日以上休み、傭人十人を雇入るれば二箇月の終りには六七名は轉職すると云ひ、C會社は賃金支拂後缺勤者多く業務に支障を來すと云ひD會社は出勤率支那人に比し二%惡く、節句、祝祭日の翌日、給料支拂の翌日は殊に缺勤が多いと云ひ、E會社は女工をのぞき怠惰で殊に青年鮮人の就業狀態がわるいと云つてゐる。

それにも拘らず一部鮮人を使用してゐるのは（一）特殊會社なる爲め、(二)鮮人關係業務ある爲め、(三)從來鮮人を使用し來りし沿革より、といふ理由からである。鮮內では鮮人勞働者保護の特別法があつて所謂華工の侵入を以て防いでゐるの狀態であるから、滿洲の如きは特別の保護もなく、支那人との競爭も激しいから、到底使用の見込みはない。

猶賃金給與日額は

A會社（金票）	鮮人 最高	鮮人 最低	支那人 最高	支那人 最低
男工	一・〇五	・四三	一・五〇	・五〇
女工	・五三	・三七	—	—

B 會社（小洋銀）				
男工	一・〇〇	・五〇	一・三三	・五〇
女工	・五四	・四〇	―	―
幼年工	・五〇	・二〇	・五六	・三三
C 會社（金票）				
男工	一・六三	・三三	一・八五	・三一
女工	・六一	・二八	・五九	・二八
D 會社（金票）	一・三〇	・四五	一・七〇	・四五
E 會社（金票）				
男工	一・五〇	・二八	一・九〇	・二五
女工	・四〇	・二八	・三五	・一六
F 會社（金票）	一・八〇	・二〇	―	―

鮮人職員は滿鐵では現在極少數である。

猶鮮人使用につきては、李東爽氏『滿鐵と朝鮮人使用問題』（協和　昭和二年?月）參照

註5　詳細は前揭滿鐵學務課村田氏論文參照

鮮人輸送の運賃減免こも政治的問題の片附かないここは大々的に公表して植民政策的見地よりの減免は不得策であるが、凶歉その他の時には、先づ、領事館、總督府等の官憲の證明あるものにつきては、驛長限りで減免の方法を講じたい。

鮮人調査は余の經驗を以てすれば滿鐵こしては强制力こ現地機關こを持たないから結局官憲、民會の資料を集むるに止まりたこへ十萬金を投ずるこも出來た結果は前記官憲の調査以上に出でぬここを保證する、たゞ、いつでも對策につき考究出來る樣政治的、經濟的の資料を蒐集し、一應の調査書をつくり、且常にその動きを知り得る丈の準備はなければならぬ。而もそれにつきては、前述の如く在滿各關係機關こ緊密なる連絡をこらねばならぬ。

鮮人の保護は一の社會事業であるが、滿鐵の事業としては無料宿泊、職業紹介、救貧、種籾配布、(註6) 授産施設 (註7) を有する鮮人社會館を奉天に特設し、ここに授業事業につき沿線鮮人の正業化 (註8) を圖りたい。

註6 種籾配布は、滿鐵農務課でやつてゐるが、昨年は某團體の沒收令で多少影響をうけた。

註7 授産施設は、農家の副業奬勵と共に度々企てられたが多くは失敗に終つてゐる。その理由は鮮人の不熱心に基くけれどもその責の半分はやり方にもある。又、所謂鮮人社會事業家の懐を肥やす結果となつたこともあつた。授産事業は鮮人婦人相手にすること、教授、材料購入、製作販賣の斡旋は、皆、こちらで面倒みることの二點が要點である。滿鐵の粟野氏が安東ではじめた授産施設はこの意味で成功した。

註8 在滿鮮人のうち一般鮮農をのぞく他の半數は、正業をもたない (といふより表面はとも角裏面で不正なることを行つてゐる) これは、內地人も支那人も、鮮人自身すらも認めてゐるところである。不正とは

(一) 所謂不逞鮮人

(二) 禁制品密賣者

(三) コントラバンデイスト

(四) 各種惡ブローカー

等で不逞鮮人については敢て此處で述べないが、禁制品密賣者は、沿線各都市殊にハルビンに多く、ブローカーには、農民の零細なる金を搾取するもの、移住その他の周旋をなして仲介料をとるものがゐる。

コントラバンデイストは、主として脫税行爲により利鞘を得るもので東寧國境、鴨綠江國境に殊に多い。

安東方面のものは鹽の密輸入殊に米の密輸出者多く、その直接關係鮮人、多きは小千人に上る (尤も日本の取締で大分減つたが)

兎も角もこれ等鮮人の正業化は在滿鮮人の思潮を良好にする所以である、何故にかくも不正業をする鮮人が多いかといふに、大體鮮人の性質に由來するも、その他鮮內有教育者 (中等教育以上) の就職難と、これにつけこんで惡ブローカーが滿洲にそれ等鮮人を呼込み、しかも滿洲には農業以外の職がないといふところに原因がある様に思はれる。

特殊會社としての鮮人雇傭も滿鐵が營利會社としての素質を有する以上、或程度迄これを顧慮せねばならず、先づ顧慮しないとしても勞働者としては、土木方面に雇へば雇はれぬこともないといふ程度、又高等教育をうけたものは內地人に比べて優秀なものは之をとり、然らざるものと雖も鮮人向の事務あらば之を傭ふべきである。余の考へとしては、滿鐵沿線在住鮮人の

子弟はなるべく採用したい。たゞ注意を要するのは、採用した上は凡ゆる待遇は內地人と飽まで同等でなければならないことである。

要之、在滿鮮人の對策機關は、國內機關の進出及び諸機關の分立の現狀を改め、外務省が中心となり、從的機關と連絡して妥當な對策を樹立し、理解ある對策を實行する樣にならなければならない。茲に一言附加して置くが、間島は特殊區域だから或は沿線は特殊區域だから對策は夫々他の地と異るべきであるといふ論者があるが、これは個別的對策についての問題で大局から見た對策理論から見ればかゝる特殊地域なるものは存在し得ない。從つてその對策機關も特殊地域によつて中心が異るといふ事はないので、たゞ個別的對策に對する從的機關は異る事があるのである。

八、朝鮮人の滿蒙移住に關する根本問題

朝鮮人の滿洲移住につき吾人の考ふる點は、

(一)鮮人の滿洲移住と內地人口問題解決の可能性
(二)鮮人の滿洲移住と日本の滿蒙發展利用の可能性
(三)鮮農の米作と、日本の食糧問題解決の可能性
(四)鮮人の滿洲移住の可否、及可能性

である。

(一)日本人は內地人を朝鮮に移住せしめんとしてゐる。朝鮮人は滿洲移住を以て內地人の代位政策だと稱してゐる。支那人は朝鮮人の滿洲移住を以て日本の帝國主義的政策に基くものだと云つてゐる。これ等の議論は別として、朝鮮人が海外に移住したとて日本人が朝鮮に入れるかどうか。先づ過去の統計に示すところを見るに、大正十四年末の在鮮內地人の數は四二四、七四〇人で、同年の鮮外鮮人推定數は約百萬であるから大體內地人一人の入鮮につき二・五人の鮮人が海外又は內地に

出た事になる。在鮮日本人の職業別を見るに、農牧林漁業者は五一、八三二人で約八分の一を占め他の多くは官公吏、商工業、交通業者及鑛業者である。(註1)人口問題としての移植は原始的業務、殊に農業者の移植を以て第一とするが、僅か五萬の農牧林漁業者中純農業者は更に少數であり、その農業者も所謂事業關係者で、純農民は極少數であると見ねばならぬ。これでは、將來朝鮮への內地人移植は困難である。その上生活、文化程度の低いところへの移植は困難で、又耕地歩合から見ても內地一六%に對し朝鮮は一九%であるから、內地人を朝鮮に移住せしめ人口問題解決の一助とするは困難であると斷ぜざるを得ないのである。百萬の鮮人中その半は日本人の朝鮮開拓による自然的代位ではあるが、內地人の企業方式の進化整理による代位で(註2)朝鮮人がこれが爲め、海外へ移住したとて到底內地人はそれ丈入鮮することは出來ない。この理由からして朝鮮人を滿洲方面地方に移住せしめたとて內地の人口問題の解決にはならぬのである。

註1　之に關する詳細の數字は滿鐵、調査資料第七十五編、工藤氏『我國人口問題と滿蒙』參照

註2　矢內原氏『植民及植民政策』三七九頁參照。

(二) 日本は鮮人を滿洲に移住せしめて日本の滿蒙發展の爲め利用し得るや否や。日本が鮮人を利用して滿蒙發展を計らうなどいふ事は、從來の利用論は利用策の失敗によつても不可能である事は瞭であらう、異民族を利用して出來るものでもない支那人は、間島問題を記憶して移住領土問題と考へるが間島所屬問題は、淸の肅宗三十八年(一七一二年)康熙帝の命により烏喇總管穆克登が白頭山に定界碑を建て、以來の問題で決して支那人の所謂『日本の帝國主義』と關係はないのである。(註3)故に、鮮人を日本の滿蒙發展に利用する可能性などいふ事は問題にならないのである。

註3　間島問題については、朝鮮及朝鮮人の最近間島事情四一頁五六頁參照。

白頭山定界問題については、丁若鏞『大韓疆域考』金魯奎『北輿要選』篠田博士『白頭山定界碑建立の眞相』小藤博士『韓滿境界歷史』參照。

(三) 在滿鮮農の多くは米作に從事してゐる。といふより滿洲產米の殆んど全部は鮮農の耕作にかゝるものである。この事か

ら鮮農を多く移住せしめて日本の食糧問題解決の一助こしたいこいふ論をするものがある。人口問題を海外移民により解決せんこいふ時代は過ぎた（註4）人口問題を海外より食糧を得て解決せんこするのも國民の購買力が伴はねばならない。購買力を增す爲めには商工業の發展卽ち産業立國政策を採らねばならぬ。

滿洲米作こ食糧問題この關係は、この産業立國策を前提こしての問題で、滿洲の地理的關係より見て、平時安い運賃で購入し得るここ、我が支配圏であるから戰時安全に輸入可能性あるここ、よりして兎に角滿洲の米作は相當の重大なる性質があるこ見ねばならない、これが爲め鮮農を多く滿洲に入れて、可耕未墾地を開拓し米作をなさしめるここは望ましきここには相違ない。が、まだ生産こ消費の關係、換言すれば滿洲産米が原地消費をして剩餘ありや否やの問題、それから米價の關係、換言すれば、輸出税、輸入税、運賃を支拂ひてもなほ商品こして內地産米こ競爭し得るかの問題、並びに、人爲的關係、卽ち、滿洲防穀令、日本の外米制限令に關する問題がある。

註4 Sir George H. Nibbes は Journal of the Statistical Association に於て『人口增加の法則』と題して白耳義に例をとり『直接此の土地になつて人口を支へて居るのでなく、農業以外の産業を通じて之を養つてゐるのである。多くの國で多かれ少なかれ農業以外の産物を賣つて得た購買力で其の人口を支へて居る。だから人口が稠密になればなる程自給自足が困難となり、人口の增加は益々農業以外の産業及世界との關係に依存せざるを得なくなるのである』と云つてゐる。

人口問題、植民問題に關する主なる文獻は

安部磯雄氏『人口問題と産兒制限』

東鄕博士『日本植民論』

米田博士『現代人口問題』

松岡正男氏『植民新論』

後藤子『日本植民政策一斑』

社會政策學會『移民問題』

永井柳太郎氏『社會問題と植民問題』
滿鐵東亞經濟調査局『本邦食糧問題と滿洲』
滿鐵調査課『我國人口問題と滿蒙』
永井氏『植民原論』
高野博士『本邦人口の現在及將來』
大河平氏『日本移民論』
矢内原氏『植民及植民政策』
東鄕博士『移民夜話』

先づ產米と消費の關係を見るに（註5）『商品としての滿洲米』の記載によれば『產米額は大正十五年に於て二百三十八萬七千石餘、玄米にすれば步留り五割として百十九萬三千石餘、更に之を白米にすれば九十五萬五千石である（註6）更にその消費額を見るに、昭和二年度に於て約四十一萬石（滿洲米のみの消費額）でその剩餘米は約五十四萬五千石である（註7）然らば將來の產米及消費の增加の趨勢如何といふに、試みに領事館統計により產米增加の趨勢を窺ふに、殊で昭和二年度は前年に比し約四十六萬八千石增、昭和三年度は、一五萬五千石增で、天災の影響の多い滿洲では、一定の增加率を見出すことは難いが兎に角鮮農移住の增加耕地面積の增加と共に相當增加の趨勢にあることは推定出來る。又消費の方を見るに、註七に示せるもの、うち推定の困難なるは支那側の消費で、殊にその消費は近來支那人の米食傾向により著しき增加の徵を示すと云へば、生產と消費の關係も推定甚だ困難であると云はなければならない。しかし二三の例外をのぞいては一般に樂觀說に傾き、余も亦支那人の消費の增加を甚だしいものと見ないから、樂觀說をとるものである。卽ち、余の見る所では產業の增加率は消費の增加率より、大きいと見るのである。かくて滿洲產米は內地又は朝鮮に輸入するの可能性あるの結論に達したのであるが、實際問題として、滿洲米が日本人の特殊嗜好品ではないから、どうしてもその輸入の能否は、價格によつて決定されなければならない。これ卽ち、內、滿、米價の關係の比較研究で判斷をしなければならない。

註5　產米と消費の關係につきては、東洋協會『滿蒙の米作と移住鮮農問題』二頁六頁、滿鐵『本邦食糧問題と滿洲』三〇頁―七四頁及滿鐵『商品としての滿洲米』二〇頁―二六頁參照。

註6　滿洲水田耕作面積及び推定收穫高は

滿鐵調査課調査	一、一二〇、九〇〇反	二、三八七、五一七石	（大正十五年含關東州）
支那側調査	五七二、〇〇〇反	一、一七三、八〇〇石	（昭和三年吉長日報による）
東亞勸業調査	六一六、三八八反	一、三二九、〇九九石	（昭和三年）
朝鮮總督府調査	四三二、六三四反	七〇五、八九四石	（大正十五年奉吉二省）
領事館調査	七三六、二三四反	九四〇、八三五石	（昭和元年末現在）

で實に區々であるが、滿鐵以外は多く領事館關係の調査によるものであるから過少と見て、暫らく滿鐵調査に從つて置く。勿論滿鐵調査もどれまで實際に近いか甚だ疑問だが。滿鐵『本邦食糧問題と滿洲』七三頁及七四頁に滿洲產米を白米千五百六十六萬石、輸出能力を一千五百二十六萬石と堂々と書いてあるが非常な誤りである。

註7　滿鐵『商品としての滿洲米』による。同書二六頁によれば

生產額		九五五、〇〇七	籾收量を二、三八七、五一七石とし步留四割として計算
消費額	邦人食料	二四〇、〇〇〇	在滿邦人二十萬人、一人當一年消費一石二斗として計算
	陸軍用米	一〇、九五〇	駐屯軍年平均八千人要米三〇石
	支那人消費	一〇〇、〇〇〇	
	入港船舶積込食料	三〇、〇〇〇	
	酒造原料	二、五〇〇	年釀造高を三千石、一石二斗所要白米を一石として計算
	種子	二六、九〇一	反當り籾六升とし白米に換算

合計	四一〇、三五一	輸入移入米の消費を含まず
剰餘額	五四四、六五六	

滿洲米は朝鮮に入り朝鮮米として內地に移出されるものがあるが、生產地の中心を奉天とし、消費地の中心を大阪として滿洲米に負はせられる諸掛を計算すると、一石につき、護照料、海關稅、運賃（輸入稅）雜費で約六圓近くを要し、或る特殊な方法により輸出するも猶五圓五十錢位を要するのである（註8）今滿洲取引所米穀定期取引先物公定平均相場と、大阪堂島米穀取引所定期米先物公定平均相場を比較すると、統計は一寸古いが、大正十三年には五圓二十二錢、大正十四年には二圓八十六錢、昭和元年には六圓十六錢の値開きあり、平均四圓七十五錢の値開きとなるが（註9）前述の諸掛と比較すれば、最下等品は別として、內地に持込む可能性のないことを知るのである。しかも內地に於ける取引に際し、無検査品なる場合は一圓五十錢乃至二圓を値引しなければ取引成立しないといふ實狀にあれば、その輸出の困難なるは猶更である。然らば朝鮮米を內地に送り、滿洲米を以て朝鮮の需要に充つれば如何、今滿鮮米の値開を比較するに（昭和元年平均）三斗叺建で、鮮米特等は滿洲米に比しその品質により二圓六十五錢乃至三圓九十錢高く、鮮米一等は滿洲米に比し、その品質により一圓九十一錢乃至三圓十六錢高い（註10）又安義兩地の大正十二年より昭和元年に至る四ヶ年間の精白米一石の平均相場の比較によれば、新義州の米價は安東のそれに比し、六圓高い（註11）正式輸出によれば護照料、海關稅及（輸入稅）にて石當り五圓四十錢を要するから、相場によりては、輸出困難なることが多い。然るに特殊輸出によれば石當り三圓五十錢を要するから、これによれば相當兩地の相場が近寄つても輸出の可能性はある譯である。が以上の檢討により滿洲米の價格より見た輸出の可能性も、生產、運輸、又輸入につき政策的補助、割引、減免、及其他特別の便宜をはかるに非ざれば可能性はうすいと云はなければならない。

註8　滿鐵『商品としての滿洲米』二九頁

PDG

稱所謂渡江料なる密輸出運搬料は石當り約九十錢である。

註9　滿鐵同書六八—九頁
註10　滿鐵同書六七頁
註11　滿鐵同書七〇頁

一、米穀商倉庫より密輸請負倉庫迄の運搬賃	一〇錢
二、倉庫料	五錢
三、倉庫より江岸迄の運搬賃	二〇錢
四、江岸より親船迄小舟運賃	三五錢
五、親船の對岸迄の運賃	五錢
六、親舟より陸上費及倉庫迄の運搬費	一〇錢
七、雜　費	五錢
計	九〇錢

今假に一步を讓つて價格の點より滿洲米の輸出の可能性多しとするも米の輸出禁止を傳統とする支那が果して米の多量の輸出を認めるか、又安い米が澤山內地に入つて內地米の相場が下落しその結果農民が困ることになるをの當局がだまつて見てるるかの二點を考慮しない譯にはいかない。卽ち人爲的關係と輸出の可能性の問題である。もつと具體的に云へば支那の米の輸出禁止令と防穀令、日本の米穀法と外米輸入制限令と滿洲米との關係である。先づ支那側の米に對する政策から云ふと大體輸出禁止の政策をとつて居り、(註12)たゞ一八二四年の南京條約から一八五五年の上海道台禁令が出るまで十數年間解禁をしてゐたことがある(註13)現在は禁止の傳統に基き條約を以て絕對的輸出禁止となつてゐる(註14)これでは折角滿洲に過剩米があり、價格の點で輸出の可能性があつても輸出が出來ないので、一九一九年奉天總領事は恰も滿洲產米の剩餘がある確證を得たので この分に對する解禁の交涉をはじめた (註15)これに對する解決は大分遲れたが、其後交涉に交涉を重ね、奉天省產米額の二分の一は一擔金一圓（一石に付二圓五十錢）の護照料を納め護照の下附を受け正規の輸出稅を支拂つて輸出させる、ことになつた

のである（註16）が前述護照料の爲め内地米との値開きが少くなり、且つ輸出量にも制限があるので、一部解禁はされたとは云へ、支那の禁止の傳統から見れば一の除外例で、滿洲米の内地輸出の可能性と云ふ點から見れば、重大なる障碍でなければならぬ。之加、支那には狹義の防穀令といふものがあり、これは一九〇二年の英清通商條約第十四條で認めたもので（註17）これが爲め支那側は缺乏又は饑饉を理由として三週間の豫告を以てその輸出を禁止することが出來、東三省に於ても、これに基き防穀令の出た例頗る多く、殊に一九二六年に於ては最も廣かつた樣である（註18）右防穀令は全國のものもあれば一省のものも一縣のものもあるが、この爲め、產米を縣外に輸出も出來ず、であるから折角の制限付の解禁であつてもこの爲め輸出するに米なき事が出來て來るのである。この樣な譯で、支那側の人爲的政策により、滿洲產米の輸出は多大の影響を蒙り、將來もこの爲め、滿洲米に多大の期待は持てないのである。であるから輸出數量については時期を見て制限を緩和せしめねばならない。次は日本の對米穀政策であるが、假に支那側で米の輸出を認めたとしても、日本で滿洲米を阻止する樣な結果を生ずべき政策をとれば、これまた滿洲米輸出の可能性を減殺するの結果を招來することを言を俟たない。大正十年（一九二一年）日本政府は『米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲メ』米穀法を制定實施した（註19）そして『米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入稅ヲ增減若ハ免除シ、又ハ其ノ輸入若クハ輸出ヲ制限スルコトヲ得』ることになつた。輸入稅の增徵及輸出の制限は米價を引上ぐることを意味し消費者の保護の爲めである。又輸入稅の減免若くは輸入の制限は、生產者卽ち農民の保護の爲めである。昭和三年三月七日、農民に多くの支持者を有する政友會內閣は米穀法第二條に基き、當時下落しつゝあつた米價の引上の爲め、所謂外米輸入制限令を公布した。（註20）許可なくしては內地及朝鮮の外米輸入は禁止されたので、事實制限に非ず禁止なのである。これは勿論一定期間だけであるが將來ともこの勅令は出るものと見ねばならぬ。而もその目的が一定價格の維持にありとすれば、滿洲米が折角入つても、米價が下れば內鮮輸入が禁止せられるのであるから、安い米を多量に滿洲から輸出出來ないといふ事になる。であるから、この日本の米穀法及米穀法第

二條に基く外米輸入制限令があるうちに滿洲の産米は、日本に向つて輸出するの可能性が少ないといふ事になる。斯く觀ずれば滿洲産米の日本輸出は餘りに悲觀材料が多すぎる。余は鮮農米作と日本の食糧問題の解決の可能性といふ一項に於て戰時の爲めならば兎も角、平時に於ては多くを望めぬといふ結論に到達したのである。

註12　滿鐵、中島氏、支那防穀令二九頁—五〇頁參照。

註13　防穀令の小沿革は左の如くである。

（一）無條約制令禁止時代

一六六八年の禁令は米の輸出を禁止す

一七四一年の戸部則例は穀物其他の輸出を禁止す

（二）條約解禁時代

一八四二年南京條約 ｝穀物を輸出禁制品とせず
一八四三年英清通商條約 ｝

（三）有條約制令禁止時代

一八五五年の上海道臺禁令は穀物の輸出を禁止した

（四）條約禁止時代

一八五八年英(米・佛)清通商條約第五條	米穀等輸出禁止、沿岸貿易移出不禁止、豆、豆粕の登州牛莊以外よりの輸出不禁止（但一八六三年右兩港よりも輸出し得る）こととなつた。
一八六一年獨清通商條約第五條	同　上
一八七一年日清通商條約第二六條	船用外米麥糧食類輸出禁止（變務的）
一八九六年日通清商條約第九條	一八五八年の英清天津條約の適用
一九〇二年英清改訂條約第一四條	凶作饑饉の場合は二十一日前に通告して米穀類の移出を禁止し得米その他の穀類の輸出は嚴禁
一九〇三年日清追加通商條約第九條により適用をすべし	
一八八一年露清陸路通商條約第十五條	米の輸出禁止他の穀類は不禁止

一九〇五年日清滿洲善後條約附屬協定第十一條　同　上
一八九四年英清條約　米其他の穀類輸出禁止
一八八六年佛清條約　同　上

註14　只間島地方の產米のみは一九〇九年九月四日の間島協約第五條により『凶年ニ際シテハ尙禁止スルコトヲ得』るといふ條件付でその輸出を認めてゐる。

註15　右事情に關しては平田五郎氏『滿洲に於ける支那の特殊關稅制度』(滿鐵調査資料)一六四頁以下參照。

註16　滿洲米の輸出解禁の狀況を記さんに、大要次の如くである。(平田氏前掲參照)。

	第一次解決	第二次解決	第三次解決	第四次解決
解決年月	大正八年十一月	大正十一年七月	大正十三年五月	大正十五年七月
護照料	百斤ニ付銀一元五角	奉天省桝一石(三百二十斤)ニ付一元五角	百斤ニ付銀一元五角	百斤ニ付金一圓
護照發給官廳	財政部	奉天財政廳	同　上	同　上
輸出數量	東三省產米(試驗的)	奉天省產米二分ノ一即二十萬石	奉天省產米二分ノ一	同　上
輸出期間	一箇年	暫定的	永續的	同　上

註17　一九〇二年九月五日英清通商條約第一四條(外務省―英米佛露間ノ各國及支那國間ノ條約第一〇八頁參照)

註18　伊地知重厚氏『支那防穀令』(滿鐵)參照。

註19　大正十年四月四日法律第三十六號
大正十四年三月十一日法律第三十六號(改正)米穀法第一條第二條參照。

註20　昭和三年三月七日勅令第二十二號『米及籾の輸入は昭和三年八月三十一日までは內地に於て農林大臣、朝鮮に於ては朝鮮總督の許可を受くるに非ざればこれを爲すを得ず(後略)』とこれ所謂外米輸入制限令で、この實施期間は延期となり未だに有效である。最近米穀委員會では更に之れを擴充して永久性のものたらしめんとする計劃すらある。

（四）要之以上の所論によれば鮮人の滿蒙移住は（一）內地人口問題の解決にも（二）日本の滿蒙發展の利用にも（三）日本の食糧問題の解決にも、重大なる意義がないこいふ結論に到達した。又（四）鮮人の移住が Faute de mieux であるこすればそれは鮮人にも氣の毒な次第である。茲に於て朝鮮人滿蒙移住の可否の問題が生ずる。即ち、日本の爲めにもならず、而も思想問題獨立運動等より見て滿洲に鮮人を移住せしむるここは不得策で、且つ又現在數十萬の在滿鮮人に對しては多數の國帑を費すは無益であるから宜しく放棄すべしこの論が成立する譯である。然しながら、滿洲米の輸出が困難であるにせよ我が接壤地方に米作地を有するここは有事に備ふる所以であり、又、鮮人が滿洲に移住しても人口問題の解決には出來ぬにせよ、朝鮮こて耕地は次第に減少しつゝある現狀であるから、人口稀薄で未墾地の多い滿蒙に移住するここは人口密度を平均させ農產物の產出を增加せしむる所以であり、又滿洲には畑作は出來ないが米作は出來るこいふ米作のみに適する未墾地があるから、支那の土地利用の上からも見てもこれ等の土地に鮮人を入るゝここは望ましく、且、米作は畑作に比し有利であつて支那地主、支那稅收から見ても良きここであるから、朝鮮人の滿洲移住は可であり望ましき事であるこ斷ぜざるを得ないのである。かく論ずれば移住自體は可なるも放置するも差支なかるべく、支那人の反感を買ひて迄、保護救濟の要なかるべしこいふ論者もあるに相違ない。しかしながら日本帝國臣民たる以上當然これを保護するの要がありその爲め國帑を費すも亦止むを得ないのである。而して之が爲め支那人の反感誤解を招くここも事實で、これが爲め余は、鮮人問題を政治問題なりこし、政治的解決をつけて以て徐ろに經濟的解決をなすべしこ論じたのである。

以上を約言するならば『食糧問題人口問題解決策こして鮮人の滿蒙移住問題は取扱ふ事は出來ぬが、その移住が望ましき事である以上、大いに保護指導の要がある、而して、これより起る支那人の誤解、不逞鮮人の反感を緩和する爲め、在滿鮮人問題を先づ政治的に解決するの要がある』こいふのである。而して更に考慮すべきは『かく在滿鮮人及鮮人の滿蒙移住對策に躍起こなるも果して今後在滿鮮人が現在數より減少しないであらうか。又果して今後移住の可能性があるだらうか』こいふ問題

PDG

であるが、朝鮮人の移住が主として社會的經濟的事由に基くといふ余の見解にして甚だしく誤りなしとせば、移住の現象は將來とも續くと見ねばならない。次に壓迫により鮮人の在滿數が減少しないであらうかといふ懸念に對しては、余の前數項に亙れる對策を講ずることによりその懸念は除かれるであらう。又山東移民との競合、ならびに支那人の水稻耕作技術習得による脅威に對しては、余の所謂政治的解決後なれば、日本の資本、技術等により充分バック出來ると信ずるのである。即ち余は朝鮮人の滿洲移住の可否、可能性、趨勢に關しては悉く樂觀說をとるものである。

九、結　言

以上八項に亙つて述べたるところにより、余の言はむと欲する所は盡きた譯ではないが、筋だけは大體述べてゐると思ふ。余の禿筆を呵して對策を論ずる所以のものは、目前の事に捉はれた彌縫的對策、支那人及一部鮮人の反感を增す樣な對策、机上の空論で實狀に即せぬ對策、鮮人を利用して滿洲を何うかしようといふ樣な無茶な論策等、何れも如何にも非論理的で無定見で、實狀に即しないのに鑑み、支那人の心理、朝鮮人の心理は如何なるものであり、實狀は何うなつて居り、鮮人移住と日本の人口食糧問題とは如何なる關係を持つてゐるかを明らかにし、仍て正しき對策を導出せんとする微衷からである。個々の對策に關する私見は執筆の目的から云へば、從的のものであつて、在滿鮮人問題は政治的解決を見ないうちは百の對策も無益であり、且つあるものは有害であるといふことが判つて貰へれば、本稿の目的はそれで達せられたのである。繰返して曰ふ政治的解決より經濟的解決へ！、これこそ在滿鮮人問題解決の唯一理論である。今や條約改訂を眼前に控へ、商租權、治外法權、居住權等鮮人問題に關係を有するもので解決を之に期待するものが多い。敢て具體的に明らかには云はぬが、適當なる解決を望むものである。

在滿鮮人論策（完）

回議箋

(乙號)

一月二十四日

河井彌八

永井柳太郎殿

拝啓陳者兼而御請求有之候毎

月手当金支給之件ニ付テハ種々御

高配ヲ煩シ候段深謝ノ至ニ候

今般送金ノ儀御取計相成候段金壱千円也

[illegible]

[illegible]

本日[illegible]御回送申上候モ

[illegible]何分御依頼

勸業公司

回議箋

（乙號）

新嘉坡ヨリ各所ノ論争ヲ招キタル事

並ニ錬磨ヲモ兼ネ実務ニ従ハシメタリ

仮払金　五二一、五一八八三

内訳ハ

旅費　永井出張旅行仮払　三二〇、〇〇

ハ精算ノ上仕払済ノモノ

内島港口　労働人費用送付其他　六八五七、五三

トアルハ金額三六〇九八〇二円行ノモノ

理部長

發第一一五一七號
昭和五年二月一日

東亞勸業株式會社
經務課長 高[illegible]足治代

南滿洲鐵道株式會社
興業部農務課長　松島鑑殿

借入資金ニ關スル件

5.2.4

拜啓陳者過日來首題ノ件ニ關シ多大ノ御配意ヲ忝ウシ難有奉存候御社會計課長ニ御折衝ノ結果ニ付テハ二十九日附御電報ニテ拜承仕候龍井及當地鮮銀ニ預金全部ニ應返濟ニ付キ樣御申越ニ有之候處過日主計課長ヘ御說明ヲ願ノ爲提出致候十一月末現在ニ於ケル預金高一四六七九二六圓五三」中十二月及一月中現ニ企業費關係ニ於テ支拂タル金額概算及本月五日支拂ヲ要スル土地代、之ノ爲有未支拂ノ約束ナリシカ支那官廳年末休暇トナリ手續出來ザリシ爲メ拂ト爲リタ

ルモノナリ」別表ノ通ニ有之何レ四五日中ニ月末精算可致候ニ付其ノ結果ヲ見テ更ニ御伺申上度存居候間右御含置被下度一應小職ヨリ貴答右申進候

敬具

十二月及一月中支拂概算

拾壹月末企業費關係銀行殘高

龍井村鮮銀預金	二四二六九九二三
本社〃	二二五二二七三〇
合計	四六七九二六五三

拾貳月中支拂

地所買收　間島	四六五五〇〇〇

假拂	一四二三九六一
地所買收諸掛	一二九一九七九
管理費　安東	三六〇〇六
管理費　間島	九四八〇二
農產收入	三一六九七六
雜收入	六四二〇五
預金利息收入	三九〇九七六
拾貳月合計	六七六九五九一

壹月中支拂（間島ノ出納報告未着ニ付於本社支拂シタルモノノミヲ計上）

三陵官地假拂	五七七一八七一
其他	二四〇四二八
一月分合計	六〇一二二九九
支拂額合計	一二七八一八九〇
支拂決定額（板橋子土地買收費）	二一五〇〇〇〇〇（二月五日支拂ノ約束）
差引借入金殘高	一二五一〇七六三

庶第一〇七七號

昭和五年三月二十日

專務取締役　吉植庄三

社長　大藏公望殿

土地買收打切ニ關シ重役會召集ノ件

今回滿鐵總裁通牒ノ次第モ有之當會社ハ今後土地買收打切リノ事ニ相成候ニ就テハ南滿沿線ニ於ケル土地買收豫約取消シヲ爲ス場合ニ起ル損害辨償金及取消シニ應セサル豫約地ノ買收ニ要スル土地代金並ニ買收地既定計劃ニ係ル工事費等ノ資金問題ニ就キ愼重考慮ノ必要アリ殊ニ間島ノ如キ大規模計劃ヲ以テ買收ニ着手シ僅カニ其一割程度ノ買收ヲ爲シタル儘ニテ既定計劃ヲ打切ルトセハ是レカ整理ハ頗ル困難ノ狀態ニ陷ルヘクト存候即チ交通不便ノ地域ニアリテハ其

占有利用スラ容易ナラス從テ各方面ニ散在スル買收地ヲ採算的ニ管理スルコトハ實際不可能ト云フモ過言ニアラス元來間島ノ土地買收ハ國策ノ遂行ヲ前提トシ豫定計劃ノ買收ヲ敢行セハ日本勢力ノ侵入ニヨリ漸次土地ノ占有利用ヲ可能ナラシメ得ルモノトノ觀察ノ下ニ着手シタルモノナルカ故ニ買收地個々ノ評價ハ平穩ニ耕作收益シツツアル其當時ニ於ケル其地方ノ生産量及地主ノ收得セル小作料ヲ大体ノ基準トシテ採算セルモノナリ然ルニ其管理ニ移ラントスル現在ノ狀況ヲ見ルニ買收地積ハ所定ノ一割ニ過キス且ツ政情不安ニシテ旅客ノ行通スラ容易ナラサル狀態ニアリ地積ノ縮少ハ當然ノ歸着トシテ採算的ノ農事經營ヲ不可能ナラシムルハ自明ノ理ニシテ加フルニ政情ノ惡化ヲ以テス政策上多大ノ犧牲ヲ拂フコトナクシテ平穩ニ土地ノ占有利用管理ヲ爲シ所定ノ小作料ヲ收穫スルカ如キハ到底望ミ難キヲ恐ルル果シテ然ラハ買收ノ中止ハ當會社ノ一大打擊ニシテ又是レカ管理經營ヲナスコトニ依リテ蒙ル當會社ノ損害ハ決シテ輕微ナラ

サルヘシ此見地ヨリ之レカ善後方法ヲ稽フルニ

一、更ニ相當面積ノ買收ヲナシツツ既買收地ノ占有利用ノ方法ヲ講シ除ロニ合理的管理方法ヲ樹立スルコト

二、政策的ノ新機關ヲ間島ニ設立シテ既買收地ノ管理ヲ爲サシムルコト

三、間島鮮人民會ヲ通シテ歸化鮮人ニ分割放賣ノ方法ヲ講スルコト

但シ此場合ニハ買手カ賣手ノ足元ヲ見ル結果トナリ相當ノ損失ヲ免レサルヘシ

右三案ノ何レニ依ルトシテモ目下買收地ノ納稅關係アルヲ以テ權利保全上是等ノ施設ハ最モ急ヲ要スル事情ニアルコトハ特ニ注意スヘキ點ナリ

以上ハ主トシテ滿鐵事業方針ノ急激ナル變革ニ伴フ直接ノ影響ニシテ之レカ爲メニ蒙ル直接間接ノ損害ハ獨リ當會社ノミニテ負擔スヘキモノナルヤ否ヤ又滿鐵ノ同情ト援助ヲ受クル可能性アリヤ否ヤ相

當研究ヲ要スルモノト存候殊ニ今後當會社ノ經營方針トシテハ政策的方面ノ事業ヲ擧ケテ滿鐵ニ委ネ一事業會社トシテビジネスベースニ進ムヘシトノ御指示モ有之間島ノ買收地ハ滿鐵ニ於テ引取リヲ願フ方妥當ナルヤモ知ルヘカラス又買收打切リノ爲メニ生スル直接ノ出費ハ是又滿鐵ノ補助ヲ受ケ得ラルヘキ性質ノモノカトモ考ラレ候ニ付彼是御指示ヲ仰クヘキ諸問題不少候間此際重役會召集相成候樣致度此段得貴意候

追而參考ノ爲別紙間島駐在員ノ報告書添附候

回議箋

(乙號)

回議番號 内 35 種

番號：興農第一八三號

昭和5年3月22日起案　主任
昭和5年3月24日決裁　發送

所屬課所

擔任者

興業部長

農務課長

農務係

農務課長

件名：東山農場勤務ニ關スル件

満鉄興業部長　田村羊三

東亞勧業株式會社
専務取締役吉社庄三宛

件名

南満洲鐵道株式會社

425
（罫紙1號）

首題ノ件ニ関シ別紙情報ノ入手シタルニ付
大藏理事ノ命ニ依リ御参考御参考
送付致シマス

別紙奉天公所長ノ情報写添付ノ事

南滿洲鐵道株式會社

（4. 5. 光明納）

420

C0606

內 34 種

(タイプ紙1號) 南滿洲鐵道株式會社

通報先 大藏 人事 庶務 興業

奉公情第六一六號

昭和五年三月十八日

奉天公所長

副總裁殿

天 5.3.22

東山農場動搖ニ關スル情報ニ就テ（海龍情報）

東亞勸業會社ノ經營ニ係ハル柳河縣三源浦東山農場ニハ小作鮮農五六戸ノ外數戸ノ小作支農ヲ收容シアルカ昨十三日海龍領事分館ニ到達シタル情報ニ依レハ支那官憲（仙人溝公安分局）ヨリ同農場支鮮小作人ニ對シテ其ノ立退キヲ命令シ來レル由ナルカ元來同農場地主名義人ハ西安電燈會社長趙興麟ニシテ去秋同農場ヨリ勸業會社へ併入スヘキ小作料ノ件ニ就キ問題ヲ惹起シタル外土地[illegible]

(4.11. 鮎川納)

利問題ニ就テモ種々複雜ナル事情アリ然ル處同農場管理人大矢某（山城子福聚興糧棧店主）ノ盡力ニ依リ小作料ノ大半及趙ノ爲數年前奪取セラレアリシ執照（地券）モ悉ク之ヲ回收シ得タルカ之カ爲大矢ハ既往半年間殊ニ特産出廻最盛期間ニ於テ糧棧ノ經營ヲ休止セサルヲ得サルニ陷リ糧棧トシテハ不尠損失ヲ被リタルニ依リ勸業會社トシテハ當然糧棧ニ對スル慰藉竝ニ謝禮ヲ施サザルヲ得サル始末トナリ爾後大矢ニハ相當報酬謝禮ヲ施ス事ニ内定シ兎モ角モ問題ハ一先落着シタル次第ナルカ其ノ結果トシテ勸業會社殊ニ同社事業關係主務課トシテハ其ノ業務ノ不整理ヲ曝露スルニ至リ其ノ責任ノ歸スル所極メテ鮮明ナルモノアリ而シテ地主名義人趙某ニ於テハ當初大矢某ト内密ニ提携シテ巨利ヲ博セントシ企圖シタルモ遂ニ大矢ノ計策ニ陷リ何等得ルトコロナキノミナラス執照モ全部勸業ヘ回收セラレ甚タ失望シアリシ折柄此間ノ消息ヲ知

悉シアリシ勸業會社事業課長ハ趙ニ對シテ大矢ノ今日迄策動シ來レル計策内容經緯ニ就キ趙ニ打明セシ爲爾來趙ノ大矢ニ對スル感情ハ著シク悪化シ來リ殆ント絶交ノ儘推移シツツアリ。

如上ノ情況ニ於テ趙今期ノ仕事トシテハ往年勸業ヨリ騙取シタル地券ヲ奪回サレタル外何等ノ利得ナカリシノミナラス今後東山農場カ直接勸業會社ノ手ニ由ツテ經營サルル形式トナルニ於テハ國土盗賣ノ譏ヲ免カレサルヲ虞リ出先官憲ヲ使嗾シテ同農場ニアル小作人ノ驅逐ヲ試ミツツアルモノト推測セラル

因ニ記ス東山農場ハ三源浦公安分局ノ所管區ニ屬スルニモ拘ラス仙人溝公安分局ヨリ之ニ干渉スル事ハ不可解ニシテ全ク異例トス

惟フニ三源浦公安分局員ハ去秋來大矢某ノ施セシ懷柔奏功シタルニ因リ今尚同農場ノ問題ニハ拱手傍觀シテ之ニ干渉スルヲ回避シツツアルモノノ如ク之カ爲隣接區ナル仙人溝分局カ前記趙某ト共謀策動シツツアルモノト揣摩セラル

事務分担表

昭和五年三月三十一日現在

係別	分担事務	資格	本俸	氏名	出身
総務課	株式会社悦済公司専務取締 満洲蚕糸株式会社監査役	課長	三三〇円	錦織呈喜代	三七年 法政大学
庶務係	人事ニ関スル事項 一般庶務ニ関スル事項	主任 職員	一六〇	酒井亀喜	
	権利関係及鮮人問題ニ関スル調査事務 株式其他一般庶務ニ関スル事項	〃	一一五	齋藤為次	
	タイピスト 文書収発ニ関スル事項	傭員	一五〇 日	徳永ハルエ	昭和三年 高等女校
	庶務補助	〃	一四〇	本多九洲男	
会計係	現金一般事務	主任 職員	一五〇円	我妻文吾	
	洋勘定整理(補助簿ノ一部ヲ除ク) 損益勘定整理(事業地分)並雑務	〃	九五	畑谷文助	大正二年 中学校
	物品ノ出納保管並雑務	〃	七五	北浦虎雄	大正十年 商業学校
	金勘定整理(補助簿ノ一部ヲ除ク) 給料旅費其他精算 土地台帳、地券台帳並権利関係書類ノ整理	〃	七五	齋藤孝作	

担任事務	職名	給料	氏名	学歴
現大洋勘定整理 財産勘定ノ整理（土地ヲ除ク）	職員	七五円	柴田芳雄	大正十一年 商業学校
譯文其ノ他事務補助	備員	日一.四〇	范光亜	

事業課

担任事務	職名	給料	氏名	学歴
満洲農業株式会社取締役	課長	三五〇円	石津半治	四十五年 北大農科
農場ノ監督指導ニ関スル事項 未開土地ノ使用ニ関スル事項 小作人ノ指導誘掖ニ関スル事項	職員	一五五	井上権蔵	大正二年 北大農実科
生牛取引ニ関スル事項 屠場経営ニ関スル事項	〃	一四五	矢野真人	
庶務ニ関スル事項 事業豫算ニ関スル事項	〃	一三〇	小田島興三	大正十三年 京大政治科
精米所ニ関スル事項、農場其ノ他ニ於ケル生産物販売ニ関スル事項	〃	一三〇	大崎共一郎	四十二年 商業学校
農事ノ改良指導ニ関スル事項 農事技術ニ関スル事項		八〇	加藤四郎	大正六年 農林学校
〃	〃	六五	大沼幹三郎	昭和三年 高農校
計算記帳ニ関スル事項 文書整理及庶務ニ関スル事項	〃	五五	伊藤義夫	
土木測量ニ関スル事項	〃	四〇	徐海圭	

	教育衛生ニ関スル事項 鮮人ニ関スル用務処理	嘱託	月手当 五五	権 命相	
	生牛取引事務補助	傭員	日 二、四五	佐々木喜代之助	
	翻訳及通訳ニ関スル事項 其他一般事務助手	〃	一、六五	徐 廷励	
精米所	精米ニ関スル事項 工場作業ニ関スル事項	職員	八五	生駒 民蔵	
	生産品出納、桐田処理ニ関スル事項	傭員	二、五〇	林 盛三郎	
奉天農場	呉家荒収納所管理経営ニ関スル事項	主任 職員	九五	竹下 末義	四十年 農学校
	〃	〃	六〇	高橋 慶	大正九年 農学校別科
	〃	〃	四〇	文 武一	
	同上補助	傭員	一、三五	石 九陽	
	〃	〃	一、〇五	金 處璜	
	公太堡収納所管理経営ニ関スル事項	主任 職員	八五	飛田 隆	大正八年 高農別科
	〃	〃	四二	朴 咨益	
	同上補助	傭員	一、七五	趙 景瑞	

	仝上補助	備員	一、一〇	李喜善	
	医療衛生事務囑託	囑託	月 五日	申恭永	朝鮮總督府派遣
	公大堡普通學校長	〃	七五	尹源基	
	〃 教員	教員	三九	金新元	
	〃	〃	二八	林世興	
	校橋子普通學校長	〃	四日	尹恭彬	
	〃 教員	〃	二八	金應春	
	〃	〃	二七	胡郁庄	
公廨子農場	公廨子農場管理經營ニ關スル事項	主任 職員	日 二日	髙橋利定夫	
	仝上補助	備員	日 一、三五	黃聖一	
	公廨子學校長	教員	月 四一	桂龍文	
	〃 教員	〃	三五	羅斗植	
公廨子試作地	農作物試作試驗ニ關スル事項	囑託	日手當 二五日	佐藤方平	大正四年 北大農科

	仝上補助	傭員	一八〇	神田良治	
蒙古産業公司	産業公司業務処理ニ関スル事項	職員	一一〇	及川三男	大正六年外語学校
	仝上補助	臨時職員	日手当七〇	湯川敬三	昭和四年大阪外語
開発倉庫	倉庫業ニ関スル事項	職員	八〇	石原文雄	大正四年商業学校
大孤山	大孤山土地処理ニ関スル事項	嘱託	日手当八〇	椎寧世	陸軍大尉
金融課	課長事務取扱	兼		錦織足喜代	
	金融ニ関スル事項	職員	一〇〇	柿谷伸吉	大正九年早大高科
	〃	兼		齋藤孝作	
	〃 補助	臨時職員	日手当八五	荒川悔太郎	昭和四年京大法科
計画課	課長心得	嘱託	日手当二二〇	中村一秀	
	調査及鉄道ニ関スル事項	職員	一六〇	齋藤議太郎	三七年農学校

勤務地	事務	職名	月俸	氏名	備考
龍井村	記帳及一般事務ニ関スル事項ニ	兼		齋藤孝作	
	土地買収事務	主任 嘱託	月手当 三〇〇	江種源市郎	
	庶務會計ニ関スル事項	職員	六五	渡邊七藏	
合課未定	土地ニ関スル渉外事項 土地名義人	嘱託	月手当 一五〇	劉錫川	
	隆育公司名義人	〃	〃 五〇	王潤清	
		〃	〃 六〇〇	水口隆三	四年 帝大法科
大連	一般事務	〃	無給	横瀬花兄七	満鉄庶務課員
東京	〃	〃	〃	岡田卓雄	満鉄東京支社員
	東京ニ於ケル生牛ノ販賣並其經理ニ関スル事項	職員	九五	満井保三	大正十年 明大専門部

回議箋

（甲號）

會社番號　滿鐵地學三〇第三號ノ三

發議番號　地方學第八三八號

昭和五年三月二六日起案
昭和五年四月九日決裁
昭和　年　月　日發送

所屬課所

主任

擔任者

社長　總裁

副社長　總裁

大藏理事

文書課長

地方部長

學務課長

地方課長

庶務課長

學事係

會計係

二經

件名　副八學校鳳凰城塾補助ニ關スル件

案

地方部長

安東地方事務所長　宛

南滿洲鐵道株式會社

件名

鮮人學校鳳凰城塾ニ對シ左記條件ヲ附シ昭和五年度ニ於テ金八百圓也補助可致ニ付御了知ノ上此ノ旨設立者ニ通知相成度

追テ右ハ追加豫算ヲ可認ニ付適當ノ時期ニ申請相成度

記

一、昭和六年度以降補助金ヲ要スルトキハ詳細ナル豫算ヲ編成シ前年四月十五日迄ニ安東地方事務所ニ提出スルコト

二、前年度決算書ヲ四月末日迄ニ安東地方事務所經由本社ニ提出スルコト

三、會社所定ノ學校要覧ヲ毎年五月十日迄ニ月末調査表ヲ翌月七日迄ニ本社ニ提出スルコト

以上

備考

一、鳳凰城塾ハ現在一年二七名二年十六名計四三名ヲ有シ昭和四年度ハ朝鮮總督府ヨリ六三〇圓ノ補助及其ノ他ノ收入約七三九圓ニ依リ經營シ來リシモ昭和五年度以來ニ於テハ朝鮮總督府ハ會社トノ協定ニ依リ其ノ補助金ヲ支出セサルコトトナタルニ付會社ニテ補助ヲ爲ス必要ヲ生セリ（昭和四年度決算書別紙添付）

二、昭和五年度ノ同塾ノ豫算ハ別紙ノ通ニシテ支出一、九四三圓ヲ要スルモ收入ハ塾維持組合ニテ組合員ヨリ醵出徴收スル一、〇四三圓其ノ他一〇〇圓ニテ八〇〇圓ノ不足ヲ生スルニ付此ノ額ヲ會社ヨリ補助セムトスルモノナリ

三、本件財源ハ公費留置（教育費）ニ計上濟

四、同塾ノ五年度ノ兒童豫定數左ノ通

一年　四〇名　二年　二七名　三年　一六名

計　八三名

(ロ)貸付金個人別貸出明細表（昭和五年四月）

貸付年月日	金額		債務者	擔保	利率	償還期限
五、四、八	二〇〇〇〇	〇〇	撫順鮮人金融會	無シ（連帶保證債務）	日歩 、〇二八	五、一三、二〇
五、四、二八	五〇〇〇	〇〇	鐵嶺金融組合	無シ（連帶保證債務）	〃	五、一三、二〇 六、二、二〇
四月中	二六一五	〇〇	籾擔保小口貸付	擔保籾 二九五石	、〇四	五、六末日迄
計	二七六一五	〇〇				

ロ、貸付金個人別貸出明細表（昭和五年五月）

貸付年月日	金額	債務者	擔保	利率	償還期限
五、五、二〇	一〇、〇〇〇・〇〇	牡丹江木材公司	軽便軌條一六封度物二〇哩、ケーヂ式トロック百台、建物二棟	日歩〇三	自五、六、二〇至九、六、二〇年賦償還
五、五、五	五、〇〇〇・〇〇	鉄嶺金融組合	連帯保証債務	〇二八	自五、一二、二〇至六、二、二〇年賦償還
五、五、二〇	八、〇〇〇・〇〇	鉄嶺金融組合	連帯保証債務	〇三八	五、一二、二〇日
五、五、五	八、〇〇〇・〇〇	海柳農商務組合	連帯保証債務	〇三	五、一二、二〇日
五、五、二二	一、〇〇〇・〇〇	海柳農商務組合	連帯保証債務	〇三	六、一、二〇日
五、五、二二	五〇、〇〇〇・〇〇	協済公司	無シ	〇二	六、三、一五 七、三、一五
五、五、九	二、〇〇〇・〇〇	安東金融会再割 李龍洽	龍川郡中面連谷洞 沓六、三四四坪 田二九二坪	〇二八	自五、一〇、二〇年賦至八、四、二〇償還
五、五、五	三、八〇〇・〇〇	萬龍瑞	遼陽縣沙嶺保土地 合計十七天地	〇三	五、一二、二〇日
五、五、七	七、〇〇〇・〇〇	趙東璨 趙漢震	咸安郡 沓二七、一六一 田六五、五七三 雜地二 垈六、三四七	〇三	自五、一二、二〇年賦至一〇、一二、二〇償還
五、五、二三	五、〇〇〇・〇〇	申泰鉉	延吉縣三区倒木溝 面積九一晌地	〇三	自七、一二、二〇年賦至一〇、一二、二〇償還

ロ、貸付金個人別貸出明細表（昭和五年六月）

貸付年月日	金額	債務者	擔保	利率	償還期限
五、六、一三	一〇、〇〇〇円〇〇	犇江木材公司	五月分月報記載	日歩〇、〇三	自五、六、二〇日 至九、六、二〇 年賦償還
五、六、一四	三、〇〇〇〇〇	協済公司	無シ	〇、〇二	六、三、一五日 七、三、一五日 二回償還
五、六、二三	五、〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃
五、六、二七	二、〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃
五、六、七	一、〇〇〇〇〇	金時鉉 鉄嶺金融組合再割	鉄嶺東郷町五 敷地一〇二坪 建物一棟 評価一、五〇〇円	〇、〇三	六、二、二〇日
計	二一、〇〇〇〇〇				

ロ、貸付金個人別貸出明細表

貸付年月日	金額	債務者	擔保	利率（日歩）	償還期限
五、七、一	三〇〇〇〇円	協済公司	無し	.02	六、三、一五
五、七、三	七〇〇〇〇	〃	〃	〃	七、三、一五
五、七、三	三〇〇〇〇	撫順朝鮮人金融会	無し	.028	五、一三、二〇
五、七、二六	一〇〇〇〇	金元奎	赤煉瓦造瓦葺一棟（建坪拾六坪）清水式精米機特大一台	.103	六、二、二〇
計	一四〇〇〇〇				

ロ、貸付金個人別貸出明細表

貸付月日	金額	債務者	擔保	利率 日歩	償還期限
八、四	一〇〇〇〇	姜淵極	無シ	参銭	五、一二、二〇
八、一三	五〇〇〇〇	金永瑞	青田擔保、収穫時ニ当リ現地ニテ督優先ニ徴収シ得ル	〃	五、一一、二〇
八、二〇	五〇〇〇〇	黄龍瑞	奉天省城西英守台水田一二畝宅地一天地	〃	五、一一、二〇
計	一、一〇〇〇〇				

ロ、貸付金個人別貸出明細表

貸付月日	金額	債務者	担保	利率	償還期限
九、一	三五〇〇〇円	掏鹿農務組合（[illegible]金融組合再割）	無し	日歩弐銭五厘	五、一二、五
九、四	四、〇〇〇〇〇〇	安東金融會	無し	〃	六、二、一〇
九、四	二、〇〇〇〇〇〇	崔士霖	発動機二台 其他五六件	日歩参銭	五、一二、一〇
九、一二	九、〇〇〇〇〇〇	協済公司	無し	日歩弐銭	六、三、一五以内
九、一八	一〇、三七八〇〇〇	李尚賢	建物一棟 水田一三〇畝		一〇、九、一八
九、二五	六、〇〇〇〇〇〇	安東金融會	無し	日歩弐銭五厘	六、一、二〇
九、二九	一、五〇〇〇〇〇	三宅松莊	無し	日歩弐銭五厘	六、五、三〇
計	三三、二二八〇〇円				

ロ、貸付金個人別貸出明細表

貸付月日	金額	債務者	擔保	利率償還期限
一〇、二	一〇、〇〇〇円〇〇	安東金融會	無シ	日歩弐錢 六、二、二〇
一〇、一五	二五〇〇〇〇	安東金融會再割 許益	鉄山郡西林面畓八、七三八坪	〃 三ヶ年々賦
一〇、一五	二〇〇〇〇〇	安東金融會再割 許延仁	鉄山郡西林面畓七、一三三坪	〃 三ヶ年々賦
一〇、一六	二、七〇〇〇〇	李尚賢	無シ	日歩参錢 五、一一、三〇
一〇、二四	二、六五〇〇〇	三宅松蔵	無シ	日歩弐錢八厘 六、五、三〇
一〇、二九	五、〇〇〇〇〇	長春朝鮮人金融会	無シ	〃 六、六、二〇
計	二四八五〇円〇〇			

昭和五年四月

陶島土地

滿金錄

松木俠

山田弘之

間島地方ニ於テ買收シタル土地ハ地券三十八枚ニ、地券面積一萬二千九百七十三畝、實際買收面積十萬六拾五畝五分一厘ニシテ買收價額ハ金四十三萬七千二百十五圓ナルカ、其地券中尚ホ間島出張所ニ在ルモノアリ且ツ之カ書類未タ完備セサル爲メ之ニ對シテ完全ナル擔保ヲ缺クルコト能ハス、從テ一應ノ擔保ヲ具シタルニ止ルモ、其權利關係ニ於テ疑問トセラルル點少ナカラス。此等疑問ノ點ニ關シテハ目下間島出張員ニ問合セ中ナルモ未タ回答ニ接セス。依テ茲ニハ此等ノ疑問トセラルル點ヲ列記シテ參考ニ供スルニ止ム。

一、本件土地ノ地券面積ハ一萬二千九百七十三畝ニシテ其ノ實際買收面積ハ十萬六十五畝五分一厘ナルヲ以テ其ノ差八萬七千九十二畝五分一厘ノ土地ハ浮多地ニシテ、浮多地ノ面積ハ地券面積ノ約七倍トナリ、中ニハ地券面積三百六十畝ニシテ買收面積カ四萬一千六百六十六畝六分七厘ナルモノアリ其ノ浮多地ハ地券

面積ノ約百十五倍ニ達ス。次ニ地券面積ト買收面積トノ差ノ著シキモノヲ擧クレハ左ノ如シ。

所在地	地目	地券面積（畝）	買收面積（畝）	買收價額（圓）
延吉縣崇禮鄉二青背	山對	二六〇—	四六八六八七	（既換）八〇〇〇〇— （未換）五六〇〇〇—
延吉縣春湯鄉黑瞎屯	荒地	二〇—	四〇〇〇—	四〇〇〇—
〃	〃	二五—	四〇〇〇—	四五〇〇—
〃	畑 荒地	九〇—	二〇〇— 五〇〇—	四五〇〇—
延吉縣崇禮鄉柳樹河子	畑 荒地	一〇五—	八三三四〇	六〇〇〇—
延吉縣崇禮鄉大甸屯	畑 荒地	一五五—	四八六一—	二八〇〇〇—
〃	畑 荒地	四五—	三七七八〇	一四〇〇〇—

處	種別	面積	價格	代價
吉林縣崇禮郷大甸屯	畑 荒地	一五五畝	二七七七八〇	一〇〇〇〇圓
〃	畑 荒地	一五五	二七七七八〇	一〇〇〇〇
〃	畑 荒地	二九〇	四〇八二四〇	六〇〇〇
吉林縣伯都郷老頭溝外	畑 雜	一〇〇	四八六二一〇	一五〇〇〇
吉林縣崇禮郷大平溝	畑 雜	二五	四八六一〇	三〇〇〇
吉林縣崇禮郷大西溝屯	水田 畑 荒地	六九〇	七五三〇	一四〇二〇

二、前項ニ掲ケタル如ク本件土地ノ浮多地ハ甚タシク廣大ナルモノナルカ、吉林省ニハ「為西圭」ナル舊習アリテ其ノ四至内ノ面積カ地券面積ヨリ廣大ナルヲ普通トシ價格上浮多地カ地券面積ノ五、六倍アルコトハ稀レナラストスルモ又一方「浮多子少」

ナル官省モアリテ母即チ地券面積ハ子即チ浮多地ヨリ大ナラサルヘカラサルモノトシ、吉林省濱江土地局（現在ノ吉林省濱江田賦局）ハ大正六年十二月二十一日附指令ヲ以テ塞林縣及賓縣知事ニ對シ地券面積ノ一倍又ハ二倍以上ノ浮多地ハ之ヲ地主ノ浮多地トシテ認メサルヘキコトヲ指令シタルコトアリ。依テ本件土地ニ於ケルカ如キ廣大ナル浮多地ハ法律上到底之ヲ地主ノ浮多地トシテモ認メラレサルモノニアラスヤトノ疑ヲ存ス。

三、地主カ浮多地ニ對シテ有スル權利ハ所有權ニ非スシテ浮多地ハ單ニ地券面ノ土地ニ附隨シテ地主カ之ヲ占有用益スルコトヲ得ルノ狀態ニアル土地タルニ過キス。而シテ官ニ於テ斯クノ如キ土地ノ存在ヲ公認シ浮多地何晌トシテ地券面ニ記載サレタル場合ニ於テ始メテ地主ノ所有權ニ屬スルモノナリ。浮多地ニ對シテ官ノ公認ヲ經ルニハ本來一定ノ地價ヲ納入シテ拂下ヲ受クヘキモノナルモ現在吉林省ニ於テハ吉林省民旗納租地畝自報浮多升科充科試辦

章程ニ依リ一定ノ經費（現在ニ於テハ一畝地ニ付キ十二元）ノミヲ納メテ拂下ヲ受クルモノニシテ、本件土地ノ如キ廣大ナル浮多地ハ官ニ於テ之ヲ認メサルモノナルヘキコトハ前項ニ述ヘタル如クナルモ縱令其ノ全部カ浮多地トシテ認メラルルモノナリトスルモ、之ニ對シテ完全ナル所有權ヲ取得セントスルニハ尚ホ巨額ノ經費ヲ支出スルコトヲ要スルモノナルコトハ明カナリ。然ルニ本件土地ノ買收ニ際シテハ浮多地ニ關スル斯クノ如キ經費ヲ究メスシテ地券面ノ土地ト一様ニ之ヲ買收シタルモノニアラスヤト思ハル。

四　浮多地ハ年年開墾ヲ終リタル部分ニ就キ其拂下ヲ申請スルヲ吉林省ニ於ケル例トスルモノナルニ付キ將來其制度支部備ニ此等ヲ提示スルノ必要アルヘク、然ルニ現在ノ如ク支那側カ外國人ノ土地取得ヲ禁止スルコト嚴ナル時期ニ於テ年々地租ヲ請求スルヲ要スルモノトセハ或ハ之ヲ沒收セラルルカ如キ危險ナキヤノ點ニ關シ

考究ヲ加フルコトヲ要ス

五、本件土地ニ對スル地券ヲ見ルニ前述吉林省民財廳納租地畝自報浮多升科免價章程ニ依リテ發給セラルル財政部執照一枚ノミニテ附屬書類ノ添付ナキカ、同章程第九條ニ依レハ浮多地ノ撥下ヲ申請スルニ際シ提出スヘキ原細地ノ地券其他買契、納税證書等ノ證憑ハ之ヲ地主ニ返還スルモノトス。故ニ本件土地ノ地券ニモ之等ノ證憑ヲ具備スルヲ以テ正當ナルモノト爲スニ非スヤト思料セラルルモ、此ノ點ニ關シテハ地方官署ニ於ケル實際ノ取扱ヲ調査スルノ要アリ。

六、本件土地ノ中最モ浮多地ノ廣大ナル延吉縣崇禮鄉二青背所在ノ地券面積三百六十畝買收面積四萬一千六百六十六畝六分七厘ノ土地ハ之ヲ買收シタルモ森林權ハ未タ之レヲ買收セス。該ノ土地ハ初メ森林權ト共ニ十三萬五千圓ヲ以テ買收スル契約ナリシモ森林權ハ個人ニ於テ之ヲ所有シ居ニ之ヲ買收スルニ困難ナル事情アリ

シ爲メ先ツ土地代金引當トシテ八萬圓ヲ支拂ヒ五萬五千圓ハ之ヲ保留シ今ニ至ルモ森林權ハ之ヲ取得スルニ至ラサルモノナリ。森林ニ對シ森林ノ伐採權ヲ有セスシテ其ノ土地ノミヲ所有スルモ之カ利用ノ途ナキコトハ論ナキ所ナリ。而シテ該ノ土地ノ大部分ハ浮多地ニシテ浮多地ハ地主ニ於テ他人ニ優先シテ之カ拂下ヲ受クル權利ヲ有スルモノナルカ、東三省國有林地放領規則第十六條ニ伐採後ノ林地ニ付テハ其森林拂下人ニ於テ開墾ヲ希望スルトキハ國有荒地承墾條例ニ依リテ之ヲ拂下クル旨ノ規定アルヲ以テ森林伐採者モ亦伐採後ノ林地ニ對シテ優先承墾權ヲ有ス。固ヨリ右規定ハ國有林ニ關スルモノナレトモ本件土地ハ其ノ大部分カ浮多地ニシテ而モ地券面ノ自十數倍アル浮多地アルヲ以テ將來森林權ヲ取得スルノ望ナキニ至リタル場合ニ於テハ斯クノ如キ浮多地ニ對シ地主ノ有スル優先承墾權ト森林權者ノ有スル優先承墾權ト何レカ優先スルヤ、支那官廳ニ於テ何レノ優先承墾權ヲ認ムルモノナリ

ナニ就キテモ尙ホ硏究ヲ爲スノ要アリ。

七、本件土地ハ全部登記濟ナルカ權利ヲ確保スル爲メニハ登記ノ手續ヲ履ムコトヲ要ス。

八、本件ノ土地ニハ名義人タル朝鮮人ノ數甚タ多キモ斯ク多數ノ名義人ヲ使用スルコトハ其中ニ不良ノ分子ナキヲ保シ難キニ依リ將來二、三ノ確實ナル名義人ニ書換フルノ必要ナキヤ。

九、名義人タル歸化鮮人ハ支那側ニ於テ土地ノ所有權ヲ認メラレタル名義人ナリ。従テ名義人ノ土地ニ關シテ取得シタル權利ハ所有權ニシテ商租權ニアラス。然ルニ本件土地ニ關シテハ東業公司ト名義人トノ間ニ商租權ノ讓渡契約ヲ締結シテ日本領事館ノ認證ヲ受ケ居ルモ、曾ツテ商租權ノ設定ヲ爲シタルコトナキ名義人ヨリ商租權ノ讓渡ヲ受クルコトハ理論上矛盾アルモノノ如ク思ハルルカ、寧ロ之トノ間ニ商租權設定契約ヲ爲スヲ以テ適當ト爲スモノニアラスヤ。即チ日本國法上朝鮮人ノ歸化ヲ認メサルモノトスルモ支那側ニ於テ土地ノ所有ヲ認メラレタルモノナル以上縱令其レカ日本人タリトモ之トノ間ニ日本人カ商租契約ヲ締結スルコトハ日支條約ノ解釋上支障ナキモノト云フヘシ。

昭和五年五月九日

撫順炭礦庶務課長

地方部長殿

撫順炭礦地居住者ノ[illegible]及其ノ移動情況

[illegible]

一、附属地居住者戸数ノ移動及趨[illegible]

(イ) 戸数

区別		日本人 満鉄社員	日本人 官公吏	日本人 ソノ他	日本人 小計
昭和四年度下半期末現在	実数	二七九八 △七	一二四 △二	九一七 △二五三	三八三九 △二六二
	比率	二七			三九
昭和四年度上半期末現在	実数	二六四七 △四	一〇八 △二	[illegible]	[illegible]
	比率	[illegible]			四〇
昭和三年度下半期末現在	実数	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	比率	[illegible]			[illegible]
前期比較上半期[illegible]下半期		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

中国人	[illegible]	二、八八二	二八	二、七五三	二八	[illegible]七八三	三
	官公吏	四		一			一
	ソノ他	三、三六二	三三	三、一五九	三二	[illegible]	一
	小計	六、二四八	六一	五、九二三	六〇	[illegible]九[illegible]五	五
ソノ他外国人		三		三			二
計		一〇、〇九〇		九、六五二		[illegible]	〇
		△二六二		△二六五		△[illegible]	一
		一〇、三五二	一〇〇	九、九一七	一〇〇	[illegible]	二

△印ハ朝鮮人

(ロ) 人口

區別		日本人 滿鐵社員	日本人 官公吏	日本人 ソノ他	日本人 小計
昭和四年度下半期末現在	實數	一一、五五八 △五一	四四六 △九	四四〇九 △一、三九〇	一六、四一三 △一、四五〇
	比率	一六		八	二四
昭和四年度上半期末現在	實數	一〇、八〇三 △一五	三六一 △一〇	四三六六 △一、三一九	一五、五三〇 △一、三四四
	比率	一六		九	二五
昭和三年度下半期末現在	實數	一〇、四五六 △三五	三六一 △(一)一〇	四五七三 △一、一八三	一五、三九〇 △一、二二八
	比率	一五	一	八	二三
增減 (一)	四年度上半期	七五五 △三六	八五 △(一)一	四三 七一	八八三 一〇六
	三年度下半期	一、一〇二 △一六	八五 △(一)一	(一)一六四 △二〇七	一、〇二三 二二二

中國人 滿鐵社員	三一、一〇〇	四三	二四、二二二	三六	二三、四一六	三三	六、八七八	七、六八四
中國人 官公吏	一五		五五		五五		(一)四〇	(一)四〇
中國人 ソノ他	二三、六三七	三三	二六、四四八	三九	三一、九二八	四四	△二、八一一	△八、二九[illegible]
中國人 小計	五四、七五二	七六	五〇、七二五	七五	五五、三九九	七七	四、〇一七	(一)六四七
ソノ他外國人	三六		三一		二六		(一)五	一〇
計	七一、二〇一 △一、四五〇 七二、六五一	一〇〇	六六、二八六 △一、三四四 六七、六三〇	一〇〇	七〇、八一五 一、二二八 七二、〇四三	一〇〇	四、九一〇 一〇六 五、〇一六	三八六 二二二 六〇八

△印ハ朝鮮人

受付 5.5.17

寫　總務課長、調査課長、情報課長

吉公庶第五四號

昭和五年五月十二日　吉林公所長

商工課長殿　輸出貿易係

5.5.17 田

龍井村附近水田經營概況（龍調二八）

龍井市外ニ於ケル朝鮮人經營ノ水田ハ龍江洞（龍井村西方約十町）ニ約百町歩、土城堡（西南方約十五町）ニ約七十町歩、水南村（南方約二十町）ニ約六十町歩、合盛里）（東南方約十五町）ニ約三十町歩、東盛湧（東方約一里半）ニ約八十町歩、維新坪

1043

（東北方約一里）ニ約六十町歩、合計約四百町歩テアルカ水利工事ヲ擴張スルニ於テハ灌漑可能面積二千町歩ニ達スル見込ミニテ從來屢々擴張計劃ヲシツツアリシカ今年ハ解氷後渾蘭河ノ水量例年ヨリ多カリシ爲メ前記龍江洞、土城堡、東盛湧、継新坪ノ四ケ所ニ於テハ右計劃ニ着手シ三月下旬ヨリ工事ヲ起シ既ニ竣工セリトノコトテアルカ四ケ所ニ於テ新ニ灌漑ナサルル面積ハ百五十町歩ニ達スルテアラウト謂フ

以上

極秘

603

滿監査報5第14號

總　　裁	大藏理事	文書課長
副總裁	神鞭理事	業務課長

〔他見御斷リ〕

東亞勸業株式會社別途報告

新規土地買收ノ結果及各種事業ノ
經營方法ニ關スル監査

控

昭和5年5月15日

監査役　山　内　勝　雄

(写) 與[illegible]長，[illegible]長，[illegible]役，東[illegible]社長

(1) 目　　次

(1) 目　　次

(2) 當社ハ國家政策遂行ノ機關トシテハ較意義アルモ單純ナル企業トシテハ成立セズ

(3) 當社ハ政府ガ期待スル如キ政策ヲ行ヒ居ラズ

(4) 間島買收地ハ散在セル雜地多ク農耕地ノミ投資ニ對スル本年度利廻リ僅1分6厘ナルハ高買セル證據ニシテ內地農民及鮮農ヲ設定スル滿鐵ノ目的ニ副ハズコハ田邊前社長吉植専務ノ責任ナリ

(5) 新義州買收土地中昭和製鋼所敷地ハ利廻9厘義州郡農耕地ハ利廻8分ニシテ買收價格ハ高カラズト認ム

(6) 水路買收見込立タザルニ蓋平土地ヲ速ギ高買セルハ田邊前社長以下取締役ノ責任問題ナリ

(7) 滿井土地本年利廻1分9厘ニ過ギズ買價高キニ失ス

(8) 撫順水田買收價格モ較高シ

(9) 牡丹江森林伐材資金トシテ牡丹江木材公司ニ不充分ナル擔保ヲ徵シ八萬圓ヲ貸附ケタルハ田邊社長以下取締役ノ連帶責任ナリ

⑩撫順農業公司ニ一萬五千圓貸附タルハ事務ノ專斷ナリ

⑪貸金回收及利子收入率甚惡シ是事務及金融課長ノ責任ナリ

⑫乙號貸金中無擔保貸金六件九千三百六十六圓七十五錢アルハ事務及金融課長ノ責任ナリ

⑬既設農場ノ收益率惡シク管理法改良セラレズ是事務及事業課長ノ責任ナリ

⑭各附帶事業ノ缺損多シ是事務及事業課長ノ責任ナリ

⑮間島土地買收ハ特別會計ヲ以テ處理スベク當社取締役會ノ決議アルニカカワラズ$890,681.45ヲ他ノ目的ニ流用セルハ吉植專務及總務課長ノ責任ナリ

⑯接待費節約ヲ要ス

⑰本年度中取締役會ヲ開會業務執行方法ニツキ決議セルハ九回ニ過ギズ專務ノ專斷多カラシメタルハ田邊社長ノ責任ナリ

⑱一大改革ヲ要ス

(2) 當社ハ國家政策遂行ノ機關トシテハ較意氣アルモ
義
單純ナル企業トシテハ成立セズ

當社ハ滿蒙ニ於テ土地ヲカク得改良シ農業及附帶事業ノ經營及農事資金ノ貸附ヲナスヲ目的トス而シテ在滿鮮人ヲ保護シ安住ノ地ヲ得セシムルノ使命ヲ有ス

然ルニ中國ニ於テハ土地ヲ外國人ニ賣ルコトヲ嚴禁シアリコトニ東北四省ニ於テハ例ノ二十一箇條商租問題以來日本人ノ土地カク得ニ對シ非常ニ恐フシ國土盜賣罪ヲ强行スルヲ以テ土地ノカク得。權利ノ保持至難ニシテ且名義人管理人ニ乘ゼラルルコト多ク收益擧ラズ管理費ヲ要シ採算トレ難シ是國禁ヲ犯シテ秘密ニ行フ事業ノ痛弊ナリ

マタ百餘萬ノ在滿鮮人ニ對シ支那側ハ非常ニヤツ介視シ是ヲ驅逐セントシテ排セキ至ラザルナキヲ以テ彼等ハ生活ニモ窮シ四方ニ流浪シツツアリテ是ヲ保護シ安住ノ地ヲ得セシムルコトハ多大ノギセイヲ要ス

卽チ當社ノ事業ハ支那及奉天政權ノ國禁ヲ犯シ國是ニ逆フコトヲ日本政府ニ代ツテ代行シツツアルモノニテ採算本位ナルヲ得ズシテ缺損多シ

是當社ガ株式會社トシテムジユン多キ所以ニシテ日本政府ガ當社ニ對シ厚キ補助金ヲ下附シテ缺損ヲ補給ス

ル所以ナリ

若シ夫レ當社ヲ國家政策ヲ行ハズ補助金モ受ケズタダ採算本位ノ營利會社トシテ見ルトキハ國策ヲ犯ス事業丈ケニ全然企業トシテ成立セズ收支相償ヘバ上ノ部ニシテ到底配當ノ望ナシ

當社事業ヲ公正ニ批判スルニ際シテハ先ヅ此ノ理解アルヲ要ス

(3)當社ハ政府ガ期待スル如キ政策ヲ行ヒ居ラズ

當社ハ八箇所ノ相當大面積土地ヲ支那人名義ニテ保有シ居レリト雖鐵道ヲ距ルコト遠クシテ不便ナルト地味惡シキト支那官憲ノ防害ト當社資金缺乏ノ爲奉天農場以外ハ土地ノ改良ヲナシ居ラズ多クハ支那人ニ請負小作セシムルノミナリ

滿蒙ノ野ニ日本人ノ資本ト技術トヲ發揮シ土地ヲ改良シ美田ヲ得日鮮人ヲ入レテコソ初メテ意義アルモノニテ廣バクタル滿蒙ノ野ニ九牛ノ一毛ニモ如カザル土地ヲ私カニカク得シ何等ノ改良ヲモセズシテタダ支那人名義ニテ保有シタリトテ國家政策ニ何ノ貢獻スル所アランヤ

土地カク得ガ侵略ノ第一歩ナリト考ヘタル二十年前ノ軍伐者流ノ謬見ニシテ斯ル思想ハ封建時代ノ遺物ナリ徒ラニ支那官民ノ神經ヲ尖ラシサイ疑心ヲ深カラシメ鐵道敷設交渉ノジヤマヲナシ何等得ル所ナシトス

他國ノ領土ニ於ケル所有權無キ土地保有ハ要スルニ失敗ニ終ル

次ニ在滿鮮人ヲ保護シ安住ノ地ヲ得セシムル使命ヲモ當社ハ充分果シ居ラズ

當社ハ農場小作鮮人六百八十五戸三千五百六十四人ヲ養ヒ農事試驗指導ヲナシ小作人子弟ニ普通教育ヲ施シツツアルモ保護便益ヲ受クルハ小作人ニ限ラレタリ

コノ外滿洲各地鮮人金融組合及鮮人ノ農業家ニ對シ百萬圓程度ノ貸附ヲナシ居ルモ在滿鮮人百幾萬人ニ比スレバ當社ノ恩惠ヲ受クル者ハ實ニ小部分ニ過キズ政府ガ期待スル如キ政策ヲ行ヒ居ラズ

是ガ會社事業ノ現狀ニシテ將來何トカシテ日本政府ノ期待ニ副フ樣土地ヲ改良シ鮮農ヲ入レ、安住ノ地ヲ與ヘ、鮮人ヘ廣ク貸附金ヲナシテ保護シヤリ度キモノナリ

(4.5. 話用箋)

(4) 間島買收地ハ散在セル雜地多ク農耕地ノミノ投資ニ對スル本年度利廻リ値1分6厘ナルハ高買セル證據ニシテ内地農民及鮮農ヲ設定スル滿鐵ノ目的ニ副ハズコハ田邊前社長吉植專務ノ責任ナリ

滿鐵ハ昭和8年11月15日決裁ノ滿鐵興農28第10號ノ1ヲ以テ間島及吉敦沿線地方ニ對シ内地農民及鮮農ヲ設定スル爲土地ヲカク得スルハ緊要且現時ヲ以テ適期ト認メ五百萬圓限度ノ貸附金ヲナシテ先ツ間島土地買收事業ヲ當社ニ依囑シソノ實行ニ當リテハ細心ノ注意ト充分ナル研究トニ依リ萬遺漏ナキヲ期スベキ樣依頼セリ而シテ條件第4條ニ於テ土地買入ノ箇所。面積方法。時期。價格等ニツキ將來經營ノ場合ヲ充分考慮ニ入レ且時局柄ニ稽ヘ周到ナル注意ト最善ノ努力ヲ拂フベキコトヲ要求セリ

然ルニ實際買收セル土地内容ハ次ノ如クニシテ三十八箇所ニ散在シ荒地。雜地山野等經濟的價値ニ乏シキモノ多シ

寫發送先　副總裁。興業部長、文書、情報。業務、調査各課長
監察委員長、各地事務長、撫炭販賣課長　宛

滿地第三〇四號

昭和五年五月二十日　　遼陽地方事務所長

地方部長殿

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ移動情況報告ノ件

首題ニ關シ昭和四年下半期分左記ノ通及報告

記

一、附屬地居住者私經濟生活ノ消長概觀

當附屬地居住邦人ノ約七割ハ本社員、官吏、軍人、滿洲紡績社員等ノ俸給生活者ニシテ、其ノ餘ハコレヲ顧客トスル商人ナリ
俸給生活者ハ概シテ質實ナル生活ヲナシツツアルハ生活安定シ、殊ニ公私經濟緊縮ノ聲ニ制約セラレテ節約ヲ旨トシ生活ノ安定ヲ計ルヘク努力シツツアル傾向顯著ニシテ郵便貯金ノ增加ハ主トシテコノ階級ノ節約ノ結果ヲ現ハス一證左ト見ルコトヲ得ヘシ、從ツテ當附屬地商人ハ

二、附屬地居住者戶口ノ移動及其ノ推移情況

(1) 戶數

區別		日本人 滿鐵社員	日本人 官公吏	日本人 其ノ他	日本人 小計	中國人 滿鐵社員	中國人 官公吏	中國人 其ノ他	中國人 小計	其他外國人	計
今期調查期末現在	實數	五九七戶	八八 △一	四八六 △九	一、一八一	一六八	一八	二七五	四六一	―	一、六四二
	比率	三六、四%	五、四	三〇、一	七一、九	一〇、二	一、一	一六、八	二八、一	―	一〇〇、〇
前期調查期末現在	實數	六九五	八六 △一	四九〇 △一〇	一、二八二	二一五	一二	二四〇	四六七	―	一、七四九
	比率	三九、七%	五、〇	二八、六	七三、三	一二、三	〇、七	一三、七	二六、七	―	一〇〇、〇
前年同期末現在	實數	六八七	七〇 △一	四八六 △五	一、二四九	二〇九	九	二二三	四四一	一	一、六九一
	比率	四〇、六%	四、二	二九、一	七三、九	一二、四	〇、五	一三、二	二六、一	〇、〇	一〇〇、〇
增減	前期比較	㈠九八	二	㈠五	㈠一〇一	㈠四七	六	三五	㈠六	―	㈠一〇七
	前年同期比較	㈠九〇	一八	四	㈠六八	㈠四一	九	五二	二〇	㈠一	㈠四九

備考　滿鐵社員ノ漸減セルハ遼陽工場閉鎖ニ依ルモノナリ

(ロ) 人口

區別		今期調査期末現在 實數	今期調査期末現在 比率	前期調査期末現在 實數	前期調査期末現在 比率	前年同期調査期末現在 實數	前年同期調査期末現在 比率	增減 前期比較	增減 前年同期比較
日本人	滿鐵社員	人 一、八七二	% 二一、七	二、四九一	% 二五、九	二、四五九	% 二六、八	(一)六一九	(一)五八七
	官公吏	二〇八 △四	二、四	一九九 △三	二、一	一八四 △三	二、〇	一〇	二五
	其ノ他	一、九五三 △七三	二三、五	一、九九七 △六八	二一、五	二、〇二四 △三六	二二、四	(一)三九	(一)三四
	小計	四、一一〇	四七、六	四、七五八	四九、五	四、七〇六	五一、二	(一)六四八	(一)五九六
中國人	滿鐵社員	二六六	三、一	四三一	四、五	四二五	四、六	(一)一六五	(一)一五九
	官公吏	四四	〇、五	三三	〇、三	二四	〇、三	一一	二〇
	其ノ他	四、二〇八	四八、八	四、三九二	四五、七	四、〇三二	四三、九	(一)一八四	一七六
	小計	四、五一八	五二、四	四、八五六	五〇、五	四、四八一	四八、四	(一)三三八	三七
其他外國人		—	—	—	—	三	〇、〇	—	(一)三
計		八、六二八	一〇〇、〇	九、六一四	一〇〇、〇	九、一九〇	一〇〇、〇	(一)九八六	(一)五六二

備考 一、滿鐵社員ノ激減セルハ遼陽工場ノ閉鎖ニ依ルモノナリ

一、△印ハ朝鮮人ヲ示ス

(ハ) 各種小賣業者

各種小賣業者ノ商況ハ(一)ニ於テ説明セル如ク諸多ノ不振原因ノタメ實行良好ナラズ而シテソノ賣上高ノ如キモ正確ナル數字ハ判明セザルモ大約左表ノ如キモノト思料サル

各種小賣業者賣上高

區別	今期		前期		前前期		前期比較増減		前年同期比較増減	
	營業者數	賣上金額	營業者數	賣上金額	營業者數	賣上金額	營業者數	賣上金額	營業者數	賣上金額
日本人	六九	三九二、二一〇	六九	四五六、五一二	六九	五四九、九六〇	―	(一)六四、三〇二	―	(一)一五七、七五〇
中國人	四四	一三〇、五〇〇	四七	一五二、〇〇〇	四八	一六四、二九〇	(一)三	(一)二一、五〇〇	(一)四	(一)三三、七九〇
計	一一三	五二二、七一〇	一一六	六〇八、五一二	一一七	七一四、二五〇	―	(一)八五、八〇二	―	(一)一九五四〇

七、料理店營業者及民衆娛樂場經營者ノ業蹟ノ概況

邦人側料理店營業者ノ業蹟ハ前期以來不振ニシテ本期ハ特ニ公私經濟ノ節約、工場撤廢等ニヨリ不成績ニ終レリ

朝鮮人料理店ハ營業可良ナレト中國人ハ前期ニ比シ激減セリコレ中國人側ノ不況及銀ノ暴落ニ依ル

民衆娛樂場ハ前記ニ比シ三割五分前年同期ニ比シ約五割ノ減少ニシテ目下當附屬地ノ四圍ノ狀況ヨリ推シテ止ムヲ得サルヘシ

區別		今期 營業者數	今期 金額	前期 營業者數	前期 金額	前年同期 營業者數	前年同期 金額	前期比較增減 營業者數	前期比較增減 金額	前年同期比較 營業者數	前年同期比較 金額
料理店	日本人	九	六〇五九七四七	九	七一〇四八三一	九	七七一七九四二	—	(一)一〇四五〇八四	—	(一)一六五八一九五
	朝鮮人	一	四八〇九四五	一	三〇七三五〇	一	三九五一四〇	—	一七三五九五	—	八五八〇五
	中國人	八	九五四八四〇	九	一六三五四〇〇	九	五三二七八〇	(一)一	(一)六八〇五六〇	(一)一	四二二〇六〇
	計	一八	七四九五五三二	一九	九〇四七五八一	一九	八六四五八六二	(一)一	(一)一五五二〇四九	(一)一	(一)一一五〇三三〇
民衆娛樂場	劇場	二	四八一五六〇	二	七二八〇〇〇	二	八四〇六六六	—	(一)二四六四四〇	—	(一)三五九一〇六
合計		二〇	七九七七〇九二	二一	九七七五五八一	二一	九四八六五二八	(一)一	(一)一七九八四八九	(一)一	(一)一五〇九四三六

備考　前記報告日本人料理店ノ揚高ハ誤算ニ付キ今回前表ノ如ク訂正ス

昭和五年五月二十八日

哈爾賓
仁和泰 中野清助（清助）

鮮人農村視察概況

満鉄本社
保々地方部長殿

目次

一、鮮農村視察ニ就イテ
二、旅行地帯略圖
三、地名及里程
四、沿道鮮農所在概況
五、阿城縣平房農場概況
六、五常縣小山子水田計畫
七、五常縣沖河農場概況
八、楡樹縣高子橋農場概況
九、扶餘縣陶頼昭附近鮮人概況
十、扶餘縣三岔河街概況
十一、扶餘縣三家子農場概況

十二、一ヶ年鮮農ノ収益概算及観察
十三、鮮人ト支那官民
十四、病者ノ處置及衛生状態ノ概況
十五、鮮人帰化問題ニ就イテ
十六、日本商品ニ就イテ
十七、主要地ニ於ケル日本商品
十八、縣下ノ行政ト民人
十九、軍隊及警察機関
二十、陸軍、保衛團、公安局、所在地、及武器ト概況
二一、視察ヲ終ヘテ
三、提出先芳名

PDG

鮮農村の視察に就て

仁和齋　昭和四年度の事業報告書中にある

「私の希望として、各地の鮮農村を視察し其の事情を詳にして今後出来得る限り相互の連絡を圖り以つて鮮人の爲め最善の努力を致したい、而してその意圖に基き豫てから計画を進めておりますが経費の関係上遺憾乍ら未だ実現の運に至らずに居ります」

と云ふ希望を哈爾濱商品陳列館長森御蔭先生の御好意により「其計画は誠に良いと思ふから決行するならば援助しよう」との激励の御詞を含む賛成を得而これと同時に其先輩の後援を得まして、爰に第一回農村視察に旅立つことに決しました、

さて出發に當り最初二三名を一行とする予定でありましたが「各地に跨る農村を巡廻訪問するには其間多少の危険を考慮した方がよい」と、各方面からの懸念と御注意があり更に人員を加えて内地人三名、鮮人一名、支那人一名都合五名を一行とし愈々昭和五年四月十六日の早朝を期して哈爾濱を出發予定の旅程に上り、この間踏査の行程千三百六十華里(邦里約百七十里)農村の訪問は十七ヶ所(この内六ヶ所は百晌地乃至四百五十晌地を耕する農場であります)尚その遍歴には一行健脚に任せ徒歩を以つて終始し去る五月十八日無事頭初の目的を遂げ帰哈致しました。

この書の各項は私の稚鈍の認を以ての視察であり且つ亦文筆に拙い結果其調査、観察に於いて、甚だ粗漏不充分の感

かありますが、実地に就いての真剣な視察踏査によるその収穫であります、勿論御参考になる様なものでなく内心忸怩たるものがありますが、幸に、閣下の御披見を賜るを得ば、これに過ぎる不肖の光栄はありません、

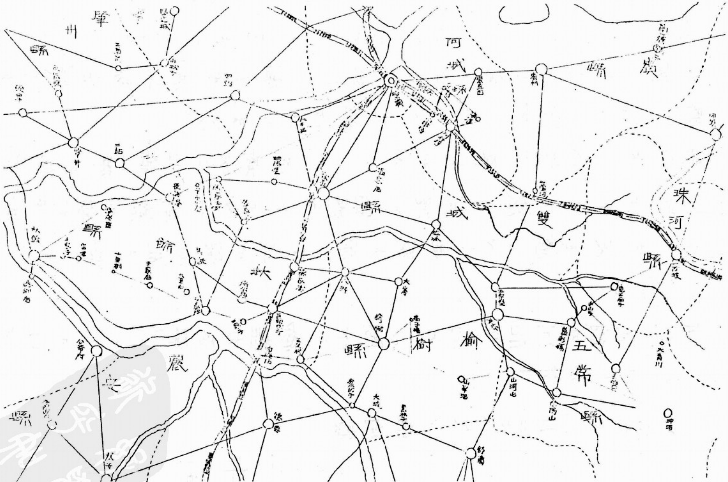
尚余次の農村視察を動機とし今後漸次に北満一帯の僻地に散在する鮮農の実況を踏査の歩を進め鮮農の現在及将来の安定を図るべく建策と而して其の具体化を期したいと思います

何卒新附の同胞の為め、　閣下の御尽力を翼ふて止まぬ次第であります。

昭和五年五月二十八日、

哈爾濱

仁知斎主　中野清助



《備考赤線ハ踏査道ヲ示ス》

地名及里程

哈爾濱（香坊）—一二〇—阿什河

香坊—二五里—（成高子站 小嘎哈）—二〇里—（程站 大嘎哈）—二〇里—平房—四〇里—小海溝—一五里—阿什河

一面坡—一二〇里—小山子

一面—二〇里—六里流—一五里—虎疸橋—五里—朱家營—一〇里—馬家店—二五里—五十二堡—一〇里—龍王庙子—二〇里—陳家店—五里—小山子

小山子—一〇〇里—冲河

小山子—一〇里—藍彩橋（双樹河子）—四〇里—王船口—一五里—鷄冠砬子—三五里—冲河

沖河—一二五里—山河屯

沖河—二五里—鷄冠砬子—二五里—土门子嶺(西辺句)—三〇里—湯家店—三五里—山河屯

山河屯—六五里—土橋子

山河屯—二五里—六道崗—四〇里—土橋子

土橋子—八五里—榆樹縣城

土橋子—五里—新立屯—三〇里—老鷹嘴子—一〇里—小山河屯—二五里—高子橋—一五里—榆樹縣城

榆樹縣城—一二〇里—陶賴昭

榆樹縣城—二〇里—六家子—二五里—劉家店—二五里—五棵樹子—(三林子)—五〇里—陶賴昭(陶賴昭—四〇里—三岔河)

三岔河—八里—五家站

三岔河—二〇里—長嶺子—一〇里—羅家窩棚—五里—大三家子—
(西外子)—(西三家子)—四五里—五家站
　　五家站—一八〇里—扶餘縣城
五家站—六五里—卜家店—(太平莊)—三〇里—興隆堡—一五里—
—拉拉樹—二五里—于家窩子—(官地)—二五里—十家子—二五
里—扶餘縣城
　　扶餘縣城—一二〇里—長春嶺
扶餘縣城—(郭家窩棚)—七〇里—苗家窩棚—(四馬架)—五〇里—長春嶺
　　長春嶺—二四〇里—顧鄉屯
長春嶺—二五里—伊家店—三五里—康家店—二〇里—天德興—
五五里—正白旗屯—二〇里—廂白旗四屯—(正白旗三屯)—(廂白旗[illegible]屯)
—二〇里—元寶城—(邵家窩棚)—(小三姓屯)—(王家店)—六五里—顧鄉屯

総里程壹千三百六十里（日本里程百七十里）

備考

一、哈爾賓大洋対日本金換算ハ日本金百圓ニ付キ哈大洋百七十五圓内外
吉林官帖対日本金換算ハ、日本金百圓ニ付キ吉林官帖三万〇五百吊
位ノ時期ニ調査セルモノナリ。
吉林大洋対日本金換算日本金百圓ニ付キ吉林大洋二百円内外

一、里程ハ総ベテ支那里程ヲ記載シテアル別ニ歩度計其他ノ方法
ニ依リ測ッタモノデナク支那人一般ノ通称ニ基クモノナリ、而シ
テ邦里トノ比例ハ一邦里ガ八華里位デアリ是レハ時間測量ヲ各處
ニ於テ幾回トナク試シタ平均ノ比較里程デアル

沿道鮮農所在概数

所在地名	戸数	耕地概数	小作料	摘要
大嘎哈	五〇餘	一五〇晌地	三、五石	
小嘎哈	一〇	二五	〃	
平房	五八	一五〇	〃	
小海溝	五〇餘	一三〇	〃	學校アリ
阿什河	三〇餘	八〇	〃	
大窪溝	六〇餘	一七〇	〃	踏査沿道ニアラズ
二道甸子	四〇餘	一一〇	〃	踏査沿道ニアラズ
一面坡	一二〇			民会学校アリ人口三六〇
六里流	一	畑四	豆五斗 包米五斗	支那人地主ガ一面坡ニ在リシガ昨年山ニ帰リ帰所セズ
大青川	四〇餘	一〇〇	三、二石	學校アリ 新民府ノ連絡機関ナリ

朱家營	二〇餘		五〇	三、〇石	支那人地主トノ関係ハ頗ル円満ナル
馬家店	七		二〇	三、〇	土地ハ豊富ナラズ
龍王廟子	一四	水田 畑	二〇 二五	二七石乃至三、二石 三、五斗乃至四、五斗	地主支那人金三田、張利発、鄭大代表者田利 牛ヲ有スルモノ多ク一般ニ餘裕アリ
小山子	二	華韓現駁店 元宮堂医師	一一	[illegible]	医師朴義永氏ハ地方鮮人間ニ有力タリ
双樹河子	四		一〇	三、〇	今年吉林方面ヨリ移住シ来リタル者ナリ
冲河	二〇〇		四五〇	三、〇	昨年ハ三〇〇晌地ナリシモ今年度ハ四五〇晌地ヲ耕作スルヲ見ケノ鮮農移住シタリ、全水田地トシテハ千晌地アリ
高子橋	二三〇		三五〇	四、五 五、〇	学校アリ、小兵隊満洲国屯、商子橋ノ三ケ所ヲ含メルモノナリ人口約一一〇〇名全耕地ハ約八百晌地アリ
陶頼昭	約五〇		一二〇		人口約一五〇名
大三家子	八〇		二〇〇	三、〇 三、三	陶頼昭ノ十五里附近一帯ヲ含ム第三年度ヨリ三屯西外子、小城、南堆子等ヲ含ムモノニシテ学校等アリ
扶餘縣	一	東北医院			
水泉子					
相截旗五站					

以上ハ沿道ト離レタルヲ以ツテ其ノ部落ニ

所在地名	戸数	耕地概数	小作料	摘要
和尚窩棚				八行カザリシモ値ニ得ベキ支那人ノ居ト[illegible] 昨年迄ハ四十余戸アリシモ今年ハ他ニ移轉シ約二十戸トナレリ
柏台旗二屯				
雁家窩棚				
顧郷屯	一六	七〇		収穫ヲ地主ト等分ス 学校アリ
三岔河	三	旅館業一 雑貨売業二		于師長経営ノ稲田公司事務所アル

一、阿城縣平房農場概況

一、位置　中東鐵路小嘎哈站ノ東北方約二〇里ノ地点ニシテ哈爾濱ヲ去ル約六五里アリ

一、地主　支那人數名

一、鮮人代表　裴善容

一、鮮農數　二六家族及獨身者三二名、総人口約二〇〇名

一、住家　四家族ニ對シ支那式建物三間房ヲ地主ガ支給ス（一家族一炕當テトナリ炊事場共同使用）

一、學校　以前設立セラレ居タルモ今年ハ校舎ニ當ツヘキ家屋ナキ為メ休ミ居ルモ目下校舎撰擇中ナルニ付キ不日設立セラルベシ

一、医藥　鮮人ノ医藥業者ナク病氣ノ場合ハ支那人藥店ニ

テ其ノ治療ナスヲ普通トス

一、宗教

農場附近ニ天主教ノ會堂アリ、鮮人ニモ信徒多シ

一、耕作地

水田トシテ五〇晌地位(已墾、未墾合計)ノ開墾ハ容易ナルモ水量豊カナラザル爲メ全部ヲ開墾スル事不可能トセラル、現在ハ一五〇晌地位ヲ耕作セリ、昨年耕作セル場所ハ水不足其ノ他ノ関係ニテ予定ノ収穫ヲ得ザリシ爲メ今年ハ新ニ水溝ヲ掘リ其隣地ヲ(昨年ノ耕地ヲ去ル約五里ノ北方)耕作スル事トシ新水溝掘リ作業ヲ致セリ

一、水溝

水溝ニ使用セラレタル土地ハ全部地主側ノ負担ニシテ其地料等ハ一切鮮人側ノ負担ニアラザルモ溝掘作業及向後ノ修築作業等ハ一切鮮人側ノ負担タリ

一耕作反別　六人耕ヲ二晌地半トス（内二晌地或ハ三晌地耕スル者アルモ稀ナリ）

一小作料　一晌地ニ對シ稲（籾）三石五斗

一種子　一晌地ニ対シ五斗

一普通収穫　例年（特別ノ天災ナキ場合ヲ云フ）一晌地籾二十三石位

一小作方法　地主ニ所定ノ小作料ヲ納付シテ耕作スルモノト収穫時迄ノ食費等ヲ他ヨリ借用シテ耕作スル者トノ二別アリ前者ヲ「自種」ト云ヒ後者ヲ「分種」或ハ「半清」ト云フ其二者ノ内容左ノ如シ

（イ）「自種」ハ「種子」及収穫時迄デノ費用一切ヲ自辨シ収穫時ニ籾ヲ以ッテ其小作料ヲ納付シ残餘ハ自己ノ収得トス、住家ハ地主ヨリ支給セラル

（ロ）「半清」ハ無産者ガ耕作スル場合資本主ヲ求メ、収穫時ニ資

本主ト籾ヲ分配スル方法ニシテ其出資額及分配率左ノ如シ

一、出資額

資本主側ノ出資額

（一晌地ニ対シテノ計算）

粟五斗、塩十五斤、種子、五斗、

下作人ノ出資

一、下作人ハ労働出資ガ原則トナリ居ルモ資本主ヨリハ前記以外ノ必要ニ対シテハ出資セザルニ付キ處要ノ諸雑費ハ他ヨリ融通セネバナラヌ

分配率

総収穫ノ籾ヨリ始メ資本主ガ出シタル處ノ籾種子ヲ引キ去リ残額ヲ等分ス小作料ハ全部資本主ノ負担トス

一、籾價　昨秋最初ノ新籾價額ハ一石哈大洋二十八元ナリシ

ガ回十一月頃ニハ哈大洋十七元位ニ下落セリ現在籾種子一石哈大洋二十四五元、一石重量ハ支那秤二百四十斤トス

二、五常縣小山子水田農場計画

小山子居住鮮人朴義永氏ハ（同氏ハ現在小山子街ニ商號「宝元堂」ナル藥店ヲ開設シ医藥業ヲ營ミ、支那人間ニ相當信望アル由、亦其店鋪モ外觀見苦シカラズ）小山子街ヲ去ル二〇〇米突ノ西南地帯ノ甸子（濕地）ヲ開墾シ水田農場計画ヲ建テ約三百晌地ノ借地契約ヲ締結シ昨冬以來、鮮農募集ヲ爲シ本年解氷時ニハ二十余家族移住シ來リタルヲ以ツテ水道溝掘作業ニ着手セントセシニ、十名ノ支那人地主中ノ趙某一名ガ頓ニ反対ヲ申出デ如何ニ交渉シテモ作業着手ヲ承諾セズ依テ中止ノ

外ナク折角ノ移住者ハ他ニ耕地ヲ求ムベク四散セリ
其後朴氏ハ地方有力支那人及地主等ト種々協議ノ結果支
那人有力者ト共同経營ノ形式ヲ採リ、地主趙某ガ承諾セザル件
ヲ五常縣長ニ告訴セリ、然ル處縣長韓慶雲氏ハ斯ノ如キ有
望ナル事業ヲ反對者一名ノ爲メニ中止スルハ寔ニ不利益ナ次
第デアル亦趙某ノ反対ハ他人ノ事業ヲ妨害スルモノデアル故ニ
趙某ノ反對ヲ許サズ若シ、向後反對スルニ於テハ處罰スベシト
云フ縣長ノ仲裁的言動ニ依リ極度ニ反對セシ趙某モ遂ニ承
諾シ灌漑作業モ出来耕作ニ着手モ出来得ルコトニナリタル処
移来ノ農夫ハ已ニ他ニ移轉シタル後ノ事ニテ詮方ナク本年
ハ事業ヲ中止セリ、該農場ヲ見當ニ吉林省樺甸縣ヨリ今春
移住シ来ル鮮農咸京諺ハ一同ガ解散スル時旅費ナク亦適

當ナル行先地ヲ求メ得ズ隣接地タル双樹河子ニ土地ヲ得テ耕作セリ夫レ等ノ言ニ曰ク「該農場ハ明年愈々着手出来得ル事ニ成ツテ居ルガ、若シ設立サレタル以上ハ、水量充分ニシテ断水ノ慮ヒナク亦洪水被害ノ心配モナキ地形デアルカラ至極立派ナ農場タル事ハ疑ヒナシ」ト右農場ノ計画地ノ概況ヲ視ルニ土地平坦ニシテ肥沃ナシ而シ可成遠クヨリ引水セネバナラヌ不便ガアル、其水道溝ノ借地料モ亦尠ナカラザルベシ、水溝ノ為メ後日地主トノ間ニ問題ガ起リハセヌカト思ハレル、耕地ニ對スル賃借契約ヲ聞クニ水溝ハ鮮人側ノ負担ニ成ツテ居ル、收益ト云フ事ニ付イテ盲目的ニ我利々々ナル地主等ハ何ノ時機ニ於テカ文句ヲ暴利ヲ得ントスル事ハ明デアル

然レトモ、一旦開拓セラル、ニ於テハ市街ニ隣接シ居ル關係上

匪賊ニ対スル警備ハ充分ニ行キ届キ農民ガ物資ヲ得ルニ於テモ穀ノ賣捌キ等ニ付キテモ至便ナル農場デアル。

三、五常縣沖河農場概況

一、地主　支那人于除舟

同氏ハ中東路双城堡ニ居住シ元東北軍師長ノ職ニアリシ人ニシテ今尚一般ヨリ于師長ト称ス

一、稲田公司　沖河ニ在ッテ地主ガ設立シタモノデアル耕地ノ監督及指導ヲ為シ経理ハ閻萬春氏（支那人）デアル

一、鮮人代表　劉大央、朴一萬

一、學校　支那學校ニ通学スル者多シ

一、鮮農数　二百戸餘

一、耕地　四百五十晌地

昨年ハ三百晌地内外ナリシガ四百五十晌地以上トナリ夫レニ随ヒテ鮮農モ昨年ヨリ増加セリ

一、未墾地　六百晌地以上アリ

年々鮮農ノ募集ヲナシツヽアルカラ三、四年経テハ全部開墾セラルヽモノト思料ス

一、水量　機械力ニ頼ラズトモ引水溝ヲ掘レハ不足スルコトナキヲ認ム

一、小作料　一晌地籾三石

一、開墾費　自擔農ハ開墾当時一晌地ニ対シ吉林官帖三千吊ヲ開墾費トシテ地主ニ交付ス

一、籾重量　籾一石支那秤二百五十斤

一、粮販路

一面坡方面ニ搬出セラルヽモノ多シ

一、分種農

農家ノ過半数ハ公司ガ資本主トナリ、指導シ其ノ待遇モ他ニ比シ良好デアル

分種農ニ對スル一般資本主ガ給與スルモノ以外、一晌地ニ對シ大豆五升（副食物トナルモノ）ヲ支給シテヲル

一、警備

沖河街ニ支那公安局、保衛團アリ

農場、沖河流域ニ多ク沖河街ノ上ニアリ、市街ニ近ク便利デアル

支鮮人ノ語ル處ニ據レハ鮮人同郷會ノ支部ガアッテ外来ノ鮮人ニ対スル警戒ハ特ニ厳重ニシ、亦内地人ニ対スル反感ハ尚更ニ強イモノガアル、

沖河街ノ東方、約三十里以東ハ森林地帯ニシテ、葦沙河、周家

管、牙不里石頭河子、横道河子、山市、寧古塔、穆稜、方面ニ遍スル山脈ガ連リ、深山幽谷デアル此ノ地帯ニ根據ヲ設ク馬賊ハ四季中絶ヘ間ナク出没シテオル、斯ノ如キ地帯ニ隣接スル沿河街ハ夏季彼等脅威ヲ受クル事ガ多イ、沙河附近、大青川及小山子附近ヲ合スレバ今後相當鮮農ガ移住スルモノト思料セラル

前記セルガ如キ地勢ニ多数鮮農ガ居住スルト云フ事ニ就イテハ或ル意味ニ於イテ今ヨリ其監視ノ必要アルハ勿論デアル現在ニ於イテモ鮮人間ニ相當勢力アリ同郷會員ノ不逞行為ガ察知セラル、カラ今後鮮人増加ト共ニ現在ヨリ以上ニ會ノ勢力ノ發展セラルル事モ亦明デアル、日本官憲ノ監視ハ特種ナキ限リ行キ届カザルニ、夫レニ支那官憲

トシテハ、彼等ノ反動行為ヲ徹底的取締ル事ハ至難デアル
彼等ガ常ニ潜行的戦法ニ依リ鮮人間ヲ巧ミニ横行スル
ニ於テハ支那官憲ノ取締リハ更ニ困難デアル亦今日ノ如ク
彼レガ日本ニ対スル反動行為ヲ帰化鮮人云々ノ口実ニテ庇
護スルガ如キ支那官憲ノ態度ナルニ於テハ徒日ヲ虚テ
適當ナル措置方法ヲ執ル必要アルヲ切ニ感ズル次第デアル
四圍ノ地勢、支那官憲ノ警備状態、耕地状況、鮮農移住ノ
激増、同郷會員、新民府員等ノ行動等ヨリ考察スル時ハ第
二、間島タルノ感ガアル
南北満洲ヲ通ジテ馬賊ト鮮人ノ武装團トハ相入レザル場
合ガ多イ、而シ若シ今後謀利ノ為メ双方間ニ妥協ガ成
立シ馬賊ノ武力ヲ背景トスル鮮人ガ便衣隊式ニ鮮人間

ヲ活動スルガ如キ事アルニ於テハ、鮮人ノ被害モ多カルベク
亦其討伐モ支那官憲ノ手ニ依ッテスル事ハ至難ト思料ス
要スルニ此ノ地帯ハ此處五年ヲ出デズシテ、鮮人團体ノ一
大勢力圏内トナルコトハ断言シテ憚カラヌノデアル、
是非コノ地帯ニハ有力識者ノ出張ニ據ッテ親シク周到
ナル視察ニ基キ、コレニ対スル監視、指導、或ハ援助ニ関
スル対策ノ確立ヲ要望シテ止マサル次第デアル

二、楡樹縣高子橋農場概況

一、位置　楡樹縣城ヲ去ル八里ノ東北方地帯ニシテ農場ハ高子
橋、小興隆溝、泡子屯ノ三部落ニ跨レリ

一、地主　沖河農場地主ニ同シ稲田公司経理、卜振東、副経理

楊那(両氏共ニ支那人)デアル

一鮮人代表　朴一万、金基鎮、朴鎮東

一鮮農数　百五十餘戸ニシテ人口約七百名アリ

一耕作法　全戸数ノ内八割ハ自経営ニシテ稲田公司ガ資本主トナレル分種農デアル

一學校　生徒約八十名アリ
教師二名アリ、教師ハ年俸一名ハ籾十石一名籾七石ニシテ學校費一切ハ鮮農公費ヲ以テスル

一小作料　四石五斗乃至五石

一収穫　例年一晌地当十石ヲ下ラズ、数年前ヨリ凶作ナシ

一耕地　三石五十晌地ガ現在開墾セラレタルモ未墾地ハ約五百晌地アリ

一販路　毎年籾約五千石、精米数百石ガ三岔河ニ搬出セラレ餘
ハ地方ニテ消費セラル

一帰化
居住ハ殆ンド帰化ノ形式ヲ取ツテオル

一生活状態
自耕農ガ多イ故ニ一般ニ餘裕アリテ貧困者稀ナリ

稲田公司ハ從來楡樹縣城内ニアリシガ鮮農ノ便宜ヲ計ル爲メト直接其指導ニ當ル爲メ本年二月高子橋ニ移轉セリ、其爲メ小作人ハ非常ニ便宜デアルト喜ビ居レリ

鮮人代表者タル、朴鎮東氏ハ、楡樹縣城内ニ於イテ石油發動機ヲ備ヘ精米所經營中ノ處本年二月發動機ニ故障ヲ生ジタルタメト籾ノ買收ガ予定ノ如ク出來ザリシトニ依リ之レヲ閉止シ高子橋ニ移轉セリ

居住者ノ大部分ハ帰化シテ居ルガ帰化シ居ラザル者ハ鮮人

代表ニ名ガ保証ヲ付シテ稲田公司ニ申告シ、公司ハ臨留局ニ交渉シ一時的ノ(形式的ノモノ)帰化手續ヲ執ッテ而シテ其居住ヲ許ス事ニ成ッテオル、而新タニ、移住シ来ル者ハ同地ニ従来居住スル者ノ保証ヲ要シ其保証者ガ代表者ニ紹介シタル後、代表者ニ於イテ前記ノ手續ヲ公司ニ申出テルノデアル現在ノ居住者ヲ頼リテ移住シ来ル者モアルガ此ノ外ニ公司ガ直接募集シテオッテ夫レニ対スル帰化手手續ハ公司ガ行フカラ代表者ガ保証スルノ必要ガナイノデアル、公司ノ直接募集シタル者モ一旦居住シタル上ハ学校費或ハ公費、同様ニ負担スルノデアル、

小作人ニシテ金品ノ必要ヲ生ジ、公司ヨリ借用スル場合ハ代表者ノ保證ヲ要スル而公司以外ノ人ヨリ借用スル場合

ニ於テモ代表者ノ承諾アルニ否ラサレバ借金スル事ノ出來ナイ規則ニ成ツテオル、而シテ金利ハ年五分、其返済ハ多ク籾(時價ニ見積)ヲ以テスルノガ通例デアル

本年、四月二十七日高子橋ニ四名ノ鮮人來リ、曰ク、

「自分等ハ國民府カラ派遣セラレタルモノデアルガ國民府支部ノ設置ニ盡力シテ呉レ」

ト称シ一名ヲ残留シ三名ハ三泊ノ後本部ニ帰ルト称シテ退出セリト云フ事ヲ耳ニシタガ其後ノ模様ハ詳デナイ

鮮人代表者ハ、相當餘裕アル暮シテ居ルト云フ事ハ鮮人間ノ噂デアル、尚事情ニ委シイ同地鮮人ノ語ニ據ルト護身用モーゼル拳銃六挺ヲ備ヘテオルト云フコトデアル

五、扶餘縣陶頼昭附近鮮人概况

一、位置　中東鉄路南部線

一、農家数　陶頼昭ヲ中心トシ十里以内ノ周囲ニ約五十戸人口約百五十名アリ

一、小作料　開墾第一年度七斗乃至一石第二年度ハ第一年度ノ倍額、第三年度以後ハ三石一石ノ重量ハ支那秤二百八十斤トス

鮮人金一奎氏ハ市街ノ南端ニ在リ沼池ノ水ヲ利用シ二十四晌地ヲ耕作スル計画ヲ建テ昭和三年地主トノ契約ヲ締結シテ昭和四年該沼地ニ「ポンプ」ヲ設置シ耕作シタル處、始メ非常ニ良好ナリシガ、八月ニ至リ洪水ノ為メ全滅セリ、今年ハ資金難ノ為メ耕作不可能トナレリ

昨年洪水ノ爲メ収穫不能ノ赤貧者ヲ出シ現在、金萘永、金耐成、外二名計四家ガ陶頼昭市街ニ居住スルモ食ナキ有様テアル、主人ハ耕地ヲ求ムベク他行シ残留家族ハ毎日停車場ニ棄テヽアル石炭灰ノ中ヨリ「コークス」三十斤位ヲ撰出シタル是レヲ三十吊文内外ニ賣却シ一日ノ生計ヲ樹テヽ居ルト云フ実ニ同情スベキ境遇ニ在ル故ニ若干金ヲ贈呉シ、金徳昌、鄭成一ノ両氏ニ對シ仁和春ノ主旨及事業ノ詳細ヲ述タル處感謝ノ意ヲ表サレタリ

前記ノ如ク毎日停車場ニ鮮婦人ガ「コークス」拾ヒニ出テ居ル有様ヲ見テ、物見高キ支那人ハ鮮人乞食ト侮リ嘲笑シテ居ル、実際見ルニ忍ビザルガ故ニ何等カノ方法ヲ講ズベク協議シタルモ主人不在ノ爲メ纏ラナカツタノハ

残念ナル次第デアッタガ何レ後日適法ヲ講ズル考ヘデアル

同地居住ノ鮮人ハ鉄道ヲ中心トシテ東西ノ両派ニ分レ常ニ相反目シ争論絶ヘズ圓満ヲ欠イデオル、

籾ハ三岔河ニ搬出シ売却スルモノガ多イガ三岔河迄デノ馬車運賃ハ一石吉林官帖六十吊文位デアル、

六、扶餘縣三岔河街概況

一、位置　中東鉄路南部沿線

一、戸数人口　戸数一千三百餘戸、人口約一万五千餘名

但シ概数ヲ示セルモノナリ

一、商店概況　百戸位ノ店舗ニシテ大商店ヲ認メザルモ、鉄道

交通便ナル為メ縣下ニ於ケル商業中心地デアル
商店ハ扶餘街程大商賈ハナイガ物資集散地デ
アッテ市中ハ雑踏ヲ極メ扶餘ヲ凌ク盛況デアル

一、鮮人居住数　八戸、人口二十五名

農業ヲ営ム者ノ居住者ナク旅館、穀賣買業等デアル

支那人有力向ノ話ニ依レバ同街ヨリ扶餘縣ニ至ル鉄道ノ敷設計画ト将来三等縣設置ノ予定アリト聞ク

附近農業ノ穀ハ三岔河ニ集散セラレテ居ル其ノ実数ヲ知ルニ難イガ周囲ニハ農場、　大樹號、二十五號、四方台子、老虎子、二道湾子、猪児山、双龍泉、大三家子、陶頼昭、高子橋、等ニ在ル、其他ニ二三戸散在セル鮮農ガ耕作セル水田ヲ合スレバ千〇三〇百〇晌地（此ノ数ハ今回踏査セザリシ地帯ノ農場ヲ含メ

ルモ鮮人居住数耕地ノ状況等ヲ鮮人ニ就キ調ベタルモノニ付キ実数ニ近キモノト信ズ）ヲ下ル事ナシ然ル時ハ一晌地平均十八石トシテ二万三千四百石ノ籾収穫ガアル、此ノ内精米トシテ地方ニ消費セラルゝモノト、陶頼昭、双城堡等搬出セラルゝモノトアルガ前記地帯ニ生産セラレタル籾ノ大部分ハ三岔河ニ於イテ集散ノ状態ニ在ル

鮮農ハ作料ヲ納付スル籾ト耕作期間ニ於イニ借リ入レ其金ノ返済ニ籾ヲ以ッテセル分ト鮮農ガ現地ニ於テ商人ニ売却スル夫レ等ノ数ヲ合スレバ生産額ノ七割ニ達スベシ然ル時ハ三割内外ノモノヲ鮮農ガ市場ニ搬出売捌イテオル

三岔河街ニ鮮人ガ籾売ノ為メ往来スル時期ハ十月中旬ヨ

ヨリ翌年三月末頃迄ノ間デアル
鮮農等ガ投賣リノ爲メ市場ニ出デタ其間遊蕩ト賭博ニ耽ル状態ハ別記セル通リデアルガ、此ノ爲メ一ケ年骨身ヲ惜マズ、全力ヲ揚ゲテ働キタル仕事モ遂ニ結果ハ水泡トナリ無ニ帰シ後悔已ニ遅シト云フ破目ニ陥リ一家眷族ガ赤貧ヲ操返ス境遇ヨリ脱スル能ハザルモノモ決シテ尠クナイノデアルカラ、彼レ等ガ一ケ年間ノ汗ヲ金ニスルト云フ其最モ大切ナル時期ニ於テ此レヲヨク指導シ、努力ノ結晶ヲアル收穫ノ実績ヲ得セシムルト云フコトハ尤モ緊要デアルト切ニ思考スル次第デアルガ夫レニハ適切ナルト認ムル案モアルガ爰デハ其發表ヲ控ヘ省略シ何レ機會ヲ得テ具体的案ヲ纏メテ發表シタイ考ヘデアルガ一言ニシテ盡バ

足レハ指導、救助、或ハ思想善導ノ意味等カラ是非必要ナル
機関デアルト確信スル次第デアル
右ノ主旨ニ依リ其機関ヲ設立スルニハ中東南部線ニ於テ
ハ地勢或ハ彼ノ市場タル関係上三岔河ヲ最モ適当ナル
地点ト認メラレルカラ、仁和縣ノ主旨ニ依リ指導救済
善導、臨視ノ意味ニ於テ亦鮮人トノ連絡機関ヲ兼ネ彼ト同
地ニ設立スル計画ヲナシ已ニ成案ガアル

七、扶餘縣三家子農場概況

一、位置　陶頼昭ヲ去ル四十里三岔河ノ西南方三十五里ニ在リ

一、鮮農数　約八十戸鮮人百家長アリ

一、耕地　約二百晌地

一地主　　支那人数名

一学校　　三家街ニアリ

一農場略図　左記ニ示ス

一未墾地　　二百响地以上

三家子農場ト云フモ耕地ハ三家子、西新子、西三家子、小城南堆等ノ部落ニ跨ル平坦ナル水甸子デアル、現在ハ水甸子ノ約半分ガ開墾セラレタルニ過ギズ、而シ未墾地ヲ開拓スルニ於テハ水量ノ不足ヲ生ズル事ナク、夫レニハ耕地ノ西端ニ沼地アリ、若シ其ノ豊富ナル沼水ヲ使用スル方法ヲ講ズルニ於テハ三家子ノ南方廣莫タル地帯ハ大約水田トナルヲ得ベシ、

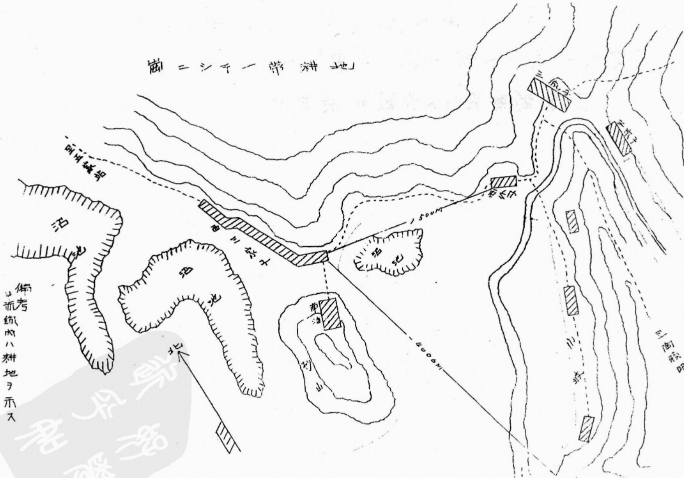
同地居住ノ鮮人ニハ反動的思想ヲ有スル者多ク常ニ居住者ノ暗闘抗争絶ヘズト、賊ノ如キ状態デアルカラ、不良者ノ徃

末又アリ而夫レ等ガ潜伏スルニハ適當デアル。

小作人ト地主ノ折リ合ハ良好デアル

別紙ニ農場附近ノ略図ヲ添付ス

三家子附近農場略図



一ヶ年鮮農ノ収益概算及観察

小作料籾種子、地方ノ物價或ハ自己ノ境遇等ノ關係等カラ其ノ収益モ亦決シテ一定セナイガ普通年順調ニ労働シ得タル者ヲ標準トシ亦今回踏査沿道附近鮮農状態ヲ種々對照シ平均数ヲ推測シ一人耕ニ對スル収支計算ノ標準トシテ左ノ如シ

一、鮮農ニ自種農ト分種農(或ハ半清トモ云フ)ノ二様ガアル即チ
自種農ト云フハ地主ニ所定ノ小作料ヲ納付シ一ヶ年ノ食料及籾種子ヲ自辨シ得ル農家ヲ云ヒ
分種農トハ一ヶ年間食料ノ一部、籾種子等ヲ自辨シ得ズシテ他ニ資本主ヲ求メ労資共同ヲ以ツテ耕作シ収穫ノ籾テ所定ノ分配ヲ為ス農家ヲ云フノデアル。

一、一家族ヲ夫婦及児供二名ノ計四名家族トシ其ノ家族ガ二

响地半ノ耕作ヲ爲スモノトシテ左記ノ通リ収支計算ヲナス
独身者ニシテ二响地或ハ二响半ヲ耕作スルモノモ多数アレドモ
左記計算ハ家族ヲ標準トシ其生計費等ヲ中等級ニ見積ル
家族ノ都合ニテ二响地ノ耕作ヲスル者或ハ三响地ノ耕作ヲ爲
ス者アルガ普通ニ响半トカフノガ彼等ハ標準耕地デアル

一、籾ノ収穫ハ土地ノ良否、耕作ノ年数等ニ依ッテ其収穫ニ大差ハ
アルガ十一石乃至二十三石位デアル、亦例外トシテ二十五石或ハ三
十石ニ近キ数量ノ収穫アル事モアルガ夫レ等ハ重量軽キ爲
メ斗数上ラズ故ニ例外収穫ヲ以ッテ標準トスル事ハ出来ナイ
カラ普通ノ収穫ヲ標準トシ平均一响地収穫十八石トシテ
計算ヲ爲ス

一、住家ハ普通地主ガ耕農者無償提供スル事ニ成ッテ居ルカラ

茲ニ計算セズ
其家屋ハ四家族ニ対シ支那建家屋三間房ニシテ一家族一炕
（オンドロ一ツ）ノ割デアル故ニ家屋費ハ計算セズ
一、籾ノ賣價ハ品質、時機、生産地、賣捌地一石ノ重量等ノ関係
ニテ一定セザルモ普通平均ト見ラルヽ哈大洋十五元ヲ以ツテ
籾一石ノ賣價トシテ計算ス

自種農收支計算

支出ノ部

一、哈大洋三十二元二十五仙　（籾種子代）
但シ種子籾一石二斗五升ノ代價ニシテ一晌地五斗當リトシ
一石代二十五元ノ割
一、哈大洋九十元　（粟　代）

但シ家族四名ノ一ヶ年食料タル粟三石代ニシテ一石三十五元ノ割

一、哈大洋五元　（大豆代）

但シ副食物タル大豆二斗代ニシテ一斗二元五十仙ノ割

一、哈大洋十二元　（塩代）

但シ塩六十斤代ニシテ一斤二十仙ノ割

一、哈大洋六十元　（雑費）

但シ被服、石油、豆油、交際費、農具費等代ニシテ一ヶ月五元ノ割

支出合計哈大洋百九十八元二十五仙

収入ノ部

一、哈大洋五百四十三元七十五仙（籾賣却代）

但シ総収穫四十五石ノ内ヨリ小作料六石二斗五升及学校費

義務費、総代費等ノ二石五斗（一晌地一名ノ割）ヲ差引キタル
残額三十六石二斗五升ガ純収トナル、夫レヲ一石價十元二ヲ
賣却シタル代價

分種農（資本家／下作人）ノ収支明細

資本家支出ノ部

一、哈大洋三十一元二十五仙（籾種子代）
但シ籾種子一石五斗二升代ニシテ収穫時下作人ヨリ籾ヲ以テ
回収スルモ一時籾ヲ以テ出資ス

一、哈大洋三十七元五十仙（粟 代）
但シ下作人ニ無償支給スル粟一石二斗五升ノ代價（一石三
十元ノ割）

一、哈大洋六元（塩 代）

但シ下作人ニ無償支給ノ塩三十斤代（一斤二十仙ノ割）
出資総額哈大洋七十四元七十五仙

収入ノ部

一 哈大洋二百三十四元三十七仙（籾賣却代）
但シ籾十五石六斗二升五合ヲ一石價哈大洋十五元ニテ賣却シタル総金額ニシテ全収穫ノ四十五石ノ内ヨリ種子トシテ下作人ニ交附シタル一石二斗五升ヲ天引キニ受取リ其残額タル四十三石七斗五升ヨリ更ニ地方貫トシテ籾二石五斗ヲ差引キ其残額ヲ下作人ト等分ス其配當ヲ受タル籾ハ即チ二十石六斗二升五合トナル、其配當ヨリ資本主ガ負担スル小作料六石二斗五升ヲ地主ニ納付シタル残額ガ資本主ノ純益トナルモノナリ

下作人側収支明細

支出ノ部

一、哈大洋五十二元五十仙　（粟代）

但シ哈大洋九十元ノ粟代ヲ要スルモ資本主ヨリ無償ニテ粟一石五斗五升ノ支給受ケテ居ルカラ其ノ数丈ヲ一年ノ食料粟数ヨリ差引キタル粟代デアル

一、哈大洋六元　（塩代）

但シ大洋十二元ノ塩代ヲ必要トスルモ資本主ヨリ無償ノ支給塩三十斤アリ夫レヲ差引キタル塩代デアル

一、哈大洋六十元　（諸雑費）

但シ被服代、煙草、石油、豆油、交際費、農具費、其ノ他一ケ年ノ諸雑費

一、哈大洋五元　（副食物代）

但シ大豆代（食料用）

支出計哈大洋百二十三元五十仙

収入ノ部

一、哈大洋三百〇九元三十七仙（籾売却代）

但シ籾四十五石ノ収穫ヨリ種子トシテ資本主ガ出シタル二石二斗五升ヲ天引キセラレ二石五斗ヲ諸掛リノ籾ヲ納メタル残額ヲ資本主ト等分シタル配当二十石六斗二升五合一石哈大洋十五元ニテ売却セル籾代

自種農ト分種農及資本主ノ収支対照

自種農

収入総額哈大洋五百四十三元七十五仙

投資総額哈大洋一百九十八元二十五仙

純利益哈大洋三百四十五元五十仙

分種農

收入総額哈大洋三百〇九元三十七仙
投資総額哈大洋百二十三元五十仙
純利哈大洋百八十五元八十七仙

資本主

投資総額哈大洋七十四元七十五仙
收入総額哈大洋二百三十四元三十七仙
純利益哈大洋百五十九元六十二仙

右記ノ如ク自種農ガ三百四十五元五十仙ノ純利アルニ対シ分種農ハ百八十五元八十七仙ノ純利ヲ得テ居ルガ同様ノ労働ヲシ作ラ其ノ利益ニ於テ百五十九元六十三仙ノ差ガアル、着手時ニ資本主ヨリ受ケタル資金ハ僅ニ七十四元七十五仙デアル

PDG

此ノ僅少ナル資本ガ無イ為メ資本主ニ暴利ヲ貪ラレテ居ルカラ分種農ハ自種農ノ半額位ノ利益ト成ツテ居ルノデアルガ夫レハ(資本主)ヨリ厳重ニ制限セラレタ資金以外ニ自己ハ尚ホ百二十三元五十仙ノ資金ヲ投ジ且ツ一家族ハ労役ニ服シテ居ル、分種農ハ殆ンド全部ガ洗ガ如キ赤貧者デアル、故ニ始メ資本主ヨリ受ケシクル粟及塩ノ外ニ勿論生活上雑費ヲ要スルカラ、其ノ粟ヲ賣リ或ハ友人知己ヨリ無理算段ヲシ何ケ月カヲ過シ愈々行キ詰マル頃トナツテ青田ノ籾ヲ賣ルノデアル、夫レハ収穫時ニ籾ヲ交付スルノデ所謂先キ物賣リヲスルノデアルカラ、大底七元乃至九元位ガ一石ノ價トシテ契約セラレテ居ル前記ニ示セル者ハ自己負担額タル百二十三元五十仙ヲ投ジ得ル者ニ於テ前記ノ純益ヲ収メ得ルノデ負担額ヲ投ジ得ナイ者ハ何等カノ方法

ニ依リ融通セネバナラヌ何人カノ援助的カ保護的カノ融通ヲ受ケサル限リ彼等トシテハ先物ノ籾ヲ賣ルヨリ他ニ方法ハナイノデアル、而シ先物籾ヲ賣ルニシテモ保證人トカ或ハ耕作物ノ都合トカ色々ノ関係カラ其賣買契約ハ至極困難デアルガ故ニ從ツテ其價格モ安ク付ケ込マル、事ニナルノデアル

唯々自己負担額ノ資金ヲ得ルニモ大ナル困難ヲシテ居ルノニ、病人ガ出来タトカ或ハ不時ノ金ガ入要デアルトカ云フ場合ニナレハ一家大困却ヲ来タスノデアル、夫レ等ノ為メニ自己ガ分配額ノ籾ヲ半價タル七八元ヲ以テ先キ物籾ヲ賣ルニ於テハ予期ノ収入ヲ得ル能ハズシテ純益数ノ半額ハ愚カ全部ガ消費サレテ一ケ年ハ遂ニ空働ノ有様トナル者ガ多イノデアル亦幾分カノ利益ヲ得タル者ノ中ニテモ籾賣ニ都會等ニ出デ飲食遊蕩

ニ浪費シ或ハ賭博ニ敗ケ売ッタ籾代ハ皆無ノ状態デ帰ルニ帰ラレズ居ルニ居ラレズ泣テモ詮方ナシト云フ破目ニ陥ル者而决シテ少ナシトセン実況デアル故ニ何時迄デ経ッテモ根拠ガ出来ズ点々トシテ居ヲ転ジ渡リ鳥的ニ農業ヲ換ヘ耕地ヲ新ラタニシテ全クノ漂浪農夫タル境遇ニ彷徨スル者ガ殆大多数デアル、

分益農ノ資本主ハ僅カニ七十四元ノ投資ヲシテ倍額以上ノ純益ヲ得テ居ルガ此ノ資本主ヲ得ルニモ至難デアル夫レハ、平素ノ監督上特ニ収穫時ニ於ケル面倒事故ガ多イカラ、投資者モ始メニ於テ充分調査撰択スルカラ素質不良者或ハ縁故ノ薄イ者ハ困ル事ニナル而資本主トシテ更ニ危険ハ天災地変、或ハ戦禍匪賊被害等ニテ其ノ収穫ガ無イ場合ハ

全部資本主ノ欠損トナルノデアル、戦禍賊災ノ多イ満洲デ田舎ノ投資ハ資本家トシテ最モ考慮セネバナラヌカラ不當利得ノ様デアルガ投資者側ノ身ニナリテ考フレバ亦決シテ無理カラヌ事デアル、鮮農ヲ安定セシムル事ハ最モ困難デアルガ現在ノ状態ニテハ、幾年ヲ経ルモ其安定ハ難カルベシ、其安定ヲ機動スル方法トシテハ支那人地主トノ了解ヲ充分ニ諮リ地主ノ疑惑ト放害ヲ受ケザル方法ヲ採リ、分種農ニ対シ親切ニ周到ナル監視、行キ届ク指導監督ヲ致シ以テ必ズ回収ノ出来得ル否、是非回収スルト云フ計画ヲ建テ最低利ノ資金ヲ融通スル事ガ策ノ得タルモノト思料ス亦鮮農ヲ救済、スルニハ此ノ方法ニ依ル外策ナシト切ニ思考スル次第デアル、

無責任ナル投資ト不親切ナル放漫、不徹底ノ指導監督ハ其人ヲ迷ハセ或ハ反テ害トナル場合ガアルカラ、援助的資金ノ融通ニハ周到ナル注意ヲ要スル事ハ勿論デアルガ如何ナル方法ヲ以テカ低利ノ資金ヲ彼等ニ融通セザレバ何時ニ至ツテモ鮮農ノ大部分タル分種農ハ安定スル能ハズト切ニ〱ニ思考スル次第デアル

其方法、資金等ノ件ニ就キテハ機ヲ得テ項ヲ改メ発表スル予定デアル依ツテ茲ニ省略ス

鮮農ト支那官民

鮮農ト支那官民トノ関係ヲ視ルニ、南満方面ニ於テ殊ニ排斥ヲ蒙リ受難状態ノ彼等モ北満方面ニ於テハ南満ノ夫レニ反シ寧ロ歓迎的ナ態度デ遇セラレテオル事ハ私ノ頭初予想シタ以上ノ事実デアッタ、コノ異ツタ現象ヲ考察スルニ先ヅ支那当局ノ政策ニ基ク方針ヲ爰ニ措キコレニハ南北満洲ノ経済的事情ニ起因スルモノデ贅言ヲ要スル迄モ無ク南満方面ニ於テハ鮮農ニヨッテ土地ノ開墾ト其成績ノ如何トハ既ニ委くナシ盡サレタ、今日ニ於ハ鮮農ヲ利用シテ開墾或ハ耕作スル時代ガ去ッテ鮮農ヲ俟タズ支那人自身ガコレニ従事スルコトノ出来得ル所謂変遷期ヲ示シテオルガ、コレニ反シ北満一帯ハ各地方ニ跨リ鮮農

ニ期待スル尨大ナ未開墾地ヲ控ヘコノ農法ニ無智識無経驗ナ支那人ガ経済的必然的ナ関係カラ鮮農ノ移住ヲ待望シテオルノデアル（コレハ從來私ガ已ニ発表シタ卑見デアル）

我邦人ニ對シ支那官民ノ観念ガ先入的ニ一面尊敬的ナ点ハアルガ懐疑、警戒的デアリ、同時ニ一種ノ敬遠スル樣ナ態度ヲ窺フガ鮮人ニハ軽視スル侮蔑的ナ観念ハアッテモ、本邦人ニ對スル樣ナ懐疑、警戒ノ態度ヤ敬遠的態度ノナイコトハ、吾々一行ガ旅行中鮮人ト見做サレソウシタ、空氣ニ觸レ特ニコレヲ痛感シタノデアル

各地ニ散在スル鮮農等ハ、此間ニ在ッテ如上ノ感情ノモトニ一般支那人カラ、表面的ニハ歓迎サレ、内面的ニハ利用セラレテ居ルノデアルガ、其如何ニ係ハラズ、官民ノ保護ノ下ニ居住推

ヲ得テ耕作ニ従事ノ出来ル事ハ鮮農ニトッテ幸甚デアルト云ハネバナラヌ、

然シコノ間ニモ頃来ノ如キ同賓縣ニ於ケル地主ノ暴虐ナ行為、大海溝ニ於ケル地主ノ横暴カラ鮮農トノ醜イ撃争問題等モ惹起シテ居ルガ、コノ場合ニ於ケル局外地方支那人ノ解釋トソノ批評ハ決シテ、自國人ト鮮人區別的偏頗ガ無イノヲ見テモ一般支那人ガ鮮人ニ対シ排他的感情ヲ挿ンデオラヌコトガ充分ニ肯定サレルノデアル支那官民ガ政治的野心ノナイ民族ト見做シテ鮮ノ動静ニ関シテ監視的デナイ間隙ニ鮮農ノ間ニ介在シテオル朝鮮共産党、或ハ同郷會、新民府等ノ徒輩ノ行動ハ至ル處ニ連絡機関ヲ置キ中ニモ阿城、縣城、大青川、沖河

高子橋、大三家子、等ハコノ不逞団員ノ集團地或ハ潜伏地トシテ、独立運動ト云フ名目ノ裏ニ匿レタ輩ガ農村ヲ頻ニ横行潜行シテ異郷ニ刻苦シツヽアル無辜ノ農民ニカラ強制的ニ金銭ノ搾取ヲナシツヽ命脈ヲ保チ策動ヲ續ケテオルガ、支那官憲ハコレ等徒輩ニ対スル取締リニハ無関心位緩慢デアルノト亦彼等ガ鮮農ニ伍シ善良ナル農民ヲ装フテオルノデ警察眼ニ乏シイ而モ無責任ナ支那官憲ノ法網ニ懸ル場合ガ無イト云フテモヨイ

前項述ヘタ鮮農ノ移住ヲ待望又驩迎的ナ北満一帯ニ漸次鮮農ノ増加スルニ伴フテ不逞團ノ勢力ト地盤ハ更ニ劃大サレ絶大サレテ其実行力ノ加ツタ場合今後必ズ從来ノ活躍、域ヲ本邦及本邦人ニ對スル反動ニ一般ノ進

境ヲ見ルモノト推察サレ寒心ニ堪ヘヌモノガアル。
コノ鮮農等ハ本邦人トノ交渉ガ極メテ薄イ。ソレハ必ズシモ彼等ハ内地語ヲ解セズ殊ニ市街ヲ距レタ農村ノ僻地ニ居住シテオル理由ノミデナク、コレハ、鮮人ノ本邦ニ対スル教本的ナ反動思想團体（不逞團）ノ宣傳ト其威壓ヲ受ケテオルカラ一般鮮農等ガ思想的共鳴若シク迎シテ居ル訳デハ無イガ彼等ノ忌諱ニ觸レルコトヲ尤怖レテオルガデ無難ヲ冀フ自個擁護ノ立場カラ從本邦人ト接近ノ機會ノ尠イ亦支那ノ治權下ニ帰化ノ形式ヲ執ッテオル関係ノ外前述ノ如キ環境ノ裡ニ支配サレテオル結果邦人トノ接近ヲ避ケセシメテオルノテアル、
コノ外鮮農ガ支那ノ貪官汚吏ニ官。銭。ト称シテ有路ノ三

求ヲ受ケル事モアルガ此ノ種ノ要求ハ強チ鮮農ノミナク自國民共ノ者ガヨリ以上官吏ニハ悩マサレテオレ状デアルカラ別ニ不思議デハナイ、尚コレハ絶對的式ハ脅迫的ニ強要スルノデハナイ、

吾々ノ旅行シタ範囲内ニ於ケル鮮人對支那官民トノ折ハ倭迹ノ如ク尤モ良好デアッタ、鮮農ハ地方ニ於ケル或意味ノ特殊階級ノ感ガアル、

最後ニ彼等ノ将来ニ就イテノ感想ト希望ハ南北地方ニ於ケル邦人獨得ノ仕事(疊屋、下駄ノ歯替、煙筒ノ羅宇仕替ノ如キ)デアッタモノガ已ニ支那人ニ獨占サレテ居ル有様アルカラ商賣ニ抜ケ目ナク、利ニ敏イ支那人ガ彼ガ有望ル、水田米作ニ着手セヌ筈ガナイノデアルガ現在ニ於イテハ

農法ノ知識ト経験ガナイ若シ向後コレラ経験シ其方法ヲ会以上ハ必ズ支那人自身耕作スル事トナルノハ明デアル南満ニ於ケル鮮農駆逐ガ即チソレラ鮮農ノ手ヨリ奪ヒ自己等ガ直接耕作セントスル意図ニ出デタモノニ外ナラヌ

南満ノ状態ガ斯ノ如キデアルカラ北満ノ現在状態カラ推シテ直ニ其転換期ガ来ルベシトハ思ハレヌガ、逐年数十万ノ山東移民ガ殺到シ来ル今日ニ於イテハ南満ノ夫レト同様ノ結果ヲ齎ラス事ハ唯ニ時間ノ問題デアルト思料スル

支那側トシテ現在鮮農ノ必要ヲ認メ偏則的ナ形式ヲ付シテ居住ヲ許シテオルトニフモ後日若シ鮮農ヲ必要トシナイ時代ニ立到レバ亦勝手ナ政策上ノ籍口ヲ設ケテ鮮農駆逐ノ挙ニ出デルデアロウ

コノ状態ハ早晩来ルベキ大問題デアルカラ、後日鮮農ノ小作耕地没収等ノ事件発生ヲ充分予想考慮シ北満鮮農向後ノ為メ比較的有利ナ現在ノ立場ヲ利用シテ以ツテ将来支那側ヨリ故障百出ノ時期ニ於テモ己ニ動カスベカラザル根底ヲ築キ置ク事ヲ痛切ニ感ズルノデアル幸ニ有力識者ノコレニ着目セラレ北満鮮農百年ノ長計ニ関スル具体案ノ建策ニヨツテソノ実現ヲ冀望シテ止マヌ次第デアル。

病者ノ處置及衛生状態概況

救済事業ニ當ル當事者ノ精神トシテ最モ必要ナルハ徹底セル親切デアルト思フ、例ヘバ、「喰セル」其ノ資金ヨリモ親切ニ世話スル」ト云フ事ガ、大切ナ條件デアル、病人ニ對シ真ナル施與ハ、患者トシテ、物足ヌ感ヲ抱ク場合ガ多イ、病人ニ対スル親切ノ必要ハ困窮ヲ救フ夫レヨリ更ニ必要ナル事デアアリ、医者ノ親切ハ其ノ投ズル藥ノ効力ヨリ以上ノ効ヲ病人ニ與ヘル場合ガ多イ、夫レハ医師ノ親切ガ病人ノ精神ニ及ボズ影響ノ大ナルカラデアルト思フ、

現在敬仁和齋ニ疾病者ヲ出シタル場合ハ哈爾賓鮮人医院ノ施療藥ヲ受ケテ居ルガ齋ニモ適當ニ家庭藥ヲ準備シ應急手當ヲスル事ニシテモ居ル外、今日迄哈爾賓日本病院長、増

田博士ノ同情的御親切ニヨリ、数回ノ往診、施薬、或ハ施療入院(遂ニ死亡セリ)等ニ入院ニ際シ看護手当ニ至ル迄デ、尽カラサル親切ヲ受ケテオル、疾病ノ中ニハ死去セルモノモアルガ、其ノ御手厚サニ感謝ノ意ヲ表シツヽ永眠シタ等亦哈爾濱道裡大石頭道街武田病院長武田忠還氏ハ昼夜ノ別ナク需ニ往診セラレ、心カラ、親切ニ診断シテ施療投薬、手当材料恩典等今迄デニ二十数回ニ及ボシタ、或ル時ノ如キハ夜半、在察ノ鮮人ガ支那人ト争論ノ結果殴打セラレ病院ニ担キ込ミタル時ノ手当又其后何回トナク往診ヲ受ケタル等ハ実ニ療ハ勿論、在察ノ鮮人等一同感謝シテ居ル次カデアル、尚亦「阿片、モヒ」中毒患者ノ治療等尠ナカラザル懇篤ナル施療ヲ受ケテ居ル、

是レ等皆、鮮人貧困者ニ對スル同情ヨリ出テタルハ勿論デアルガ、両院長ノ義侠的精神ヨリ斯クモ親切ナル施療ガ出來ルノデアル

尚亦現在中東鉄路東部線一面坡ニ回生医院ガアル院長島中徹郎氏ハ軍人出身者ニシテ頗ル義侠ニ富ム人格者デアル開業以來日尚ホ浅キニ拘ハラズ、病苦ノ為メ逆境ニ在ル貧困者ニ對シテ同情ト誠意ノ籠ル施與或ハ治療方法ヲ施サレテオルガ中ニハ賊難ニ遭ヒ瀕死ノ重態ヲ負フモ懐中無文ノ為メ手術ヲ受ケ得サルモノ、應急手當ヲ施シ二十数日間ノ久シキニ亘リ入院治療セシメテ貴重ナ生命ヲ救ハレル等亦一細民ノ嬰児（生後七ケ月）ガ尤モ危険ナ流行性脳脊髄膜炎ニ冒サレ疾病以來両三日間鮮人医師ノ手

当ヲ受ケツヽアッタガ医薬料支払困難ノ為メ治療方ヲ拒絶サレタ窮餘島中医師ノ許ニ至リ事情ヲ愬ヘ施療ヲ哀願シタ同院長ハ両親ガ貧ナルガ故ニ愛児ノ医薬ニ苦シム憐ムベキ心情ヲ洞察サレ快諾ノ後其ノ病状ヲ危険ニ陥ニ鑑ミ患者ノ隔離ト他家トノ出入ヲ遮断シ看護上必ノ用具ノ提供等親切ヲ盡サレ熱心ナ加療ノ方法ヲ講ゼラレタガ既ニ其ノ時ハ病状昂進シテ手遅テアリ不幸遂ニ死ノ轉帰トナッタト然レコノ両親ハ愛児ニ死別シ悲嘆ノ裡ニモ島中医師ノ處置ト其ノ好意ニ對シ感泣シタト云フ事デアル

コノ外ニモ私ノ感激シタ例ハ多々アルガ朝鮮総督府ノ補助金ヲ受ケル鮮人医師ニ於テスラ受付ザル患者ヲ尚ホ良ク懇切ナル手当ヲ施サレタト云フコトハ更ニ感謝ノ至リデアル

國医師ハ今後ニ於テモ疾病ノ鮮人貧困者ニ對スル出来ルダケ
ノ盡力サレル覺悟ヲ語ラレテオル
斯クノ如クニシテ都會ト云ハズ、田舎ト云ハズ、内地人経営病院
ニ於テ施療ヲ受ケテ居ル、自己ガ自己ヲ、救助シ得ザル人ヲ
他ヨリ救助スルト云フ事ハ人道上當然デアルト思フ、茲ニ多
言ヲ省キ鮮人ニ対スル総ベテガ亦然リト信ジマス、日韓併合
ノ精神ハ勿論デアルガ今日ニ於テハ、人道上或ハ、立場上、内
地人ガ是非鮮人ノ面倒ヲ見ネバナラヌト思考ス茲ニ
敝仁和寮モ設立シタ次才デアルガ、一般篤志家ノ御後援ニ
對シ常ニ在寮者一般モ感銘シ居ル次才デアリマス
特ニ前記ノ如キ人士ノ御援助アル事ハ、敝寮トシテ誠ニ
心強サヲ、感ズルモノデ万腔ノ謝意ヲ表シ踏査書ニ附記シタ

鮮農ノ住居ニ就イテ視ルニ彼等ノ住家ハ支那式ノ家デアルカラ、折中式ノ設備ヲシテ居ルガ衛生ニハ何等考慮スル處ナク、実ニ不潔デアル剰ヘ支那建三間房ニ四家族乃至六家族同居シ其中央ガ共同炊事場ニ成ッテ居ルカラ従ッテ其掃除モ行キ届カズ不潔ニナル状態デアル、農村ニハ医薬ノ設備等ハ殆ンドナク稲田公司ノ所在地ト邑モ公司ニ其用意ガナイノデ、病者ハ自己ガ支那人ノ医薬ニ依ルカ或ハ適宜ノ地点ニ出デ治療スルヨリ他ニ方法ハナイノデアル、

満洲所在ノ鮮人医師ニ経済上ノ補助ヲシテ安定ヲ図ッテヤルト云フ意味、或ハ他ノ高等政策ヨリ出デテ多額ノ補助金ヲ支給スルト云フモノナレバ、茲ニ議論ノ必要ハ無イデアルガ鮮人貧困病者ヲ実際カラ救助シ衛生上ノ立命

ヲ得セシメルト云フ真ノ病者救済ヲ意味スルモノカラ計画サレタ施療属托デアルナラバ、最モ親切デアッテ義侠ニ富ム、物質及精神上ノ犠牲ヲ鮮人ノ為メニ奉仕スルト云フ慈愛心ノ深キ医師ニ属托スルノ至當適切デアルト思フノデアッテ、若シ他ノ政策ヲ加味セザルモノデアルナラバ考慮ノ必要アルモノト信ズルモノデアル

鮮人帰化問題ニ就イテ

鮮人ノ帰化ト云フ問題ハ決シテ小サイ問題デナイ丈ケニ識者間ニ相當論議セラレテ居ルノデアルガ私ノ観察ハ鮮人ガ第一不安ヲ感ズルノハ居住権ニ就テ間断ナク脅カサレテ居ルコト、土地所有権ノ認メラレナイ事デアル、勿論現在偏則的ノ帰化ヨリシテ

居住シ亦一部ノ土地所在者モアルガ夫レハ決シテ安定シタ永久的ノモノデナク、唯其ノ時ノ都合ニ依ツテ行ハレ且ツ亦支那官廳ノ都合ニテ問題トモナル性質ノモノデアル、玆ニ鮮農ヲ根據トシテ是レヲ見ル時ハ治外法權國民ガ支那ノ法權下ニアル事トナリ何時モ不徹底ノ治下ニアツテハ行政上不便ガ多イ、亦一面ニハ斯シタ境遇ニ何時迄デモ置クト云フ事ハ反テ親切ヲ欠グ事ニナリハセヌカノ觀ガアル、斯ノ如キ境遇ニ彷徨セシメテ置クヨリモ商租權ガ確定セナイ限リ彼レ等ノ歸化ヲ認メ自由意志ニ任セルヿハ國策ニ合致セヌカモ知レヌガ機宜ノ處置トシテ適切デアルカラ深ク感ズルモノデアル。

日本商品ニ就イテ

旅行中経由シタ主要地ニ於ケル主ナル日本商品ハ別紙ニ記載シテアルガ、其賣價又ハ仕入値段ハ商略ニ富ム支那商人ノ云値其儘デアルカラ正確ナモノデナイカモ知レヌガ参考迄ニ記入シタ

各地ノ店頭ニ陳列サレテアル商品ノ大部分ハ日本製品デアッテ織物類ニ次ク陶器、琺瑯器、罐詰類等ニハ偶ニ支那本國製ノ類似品ヲ見受ケルガ、其仕入ノ數量ニ於テ遙カニ日本商品ニ及バナイ殊ニ陶器類ノ如キ元來南北支那ニ於テ、相當製産サレテオルニ拘ラズ製飾用花瓶類ト極ク粗製ノ飲碗類ノ外支那本國製ハ稀デアル

一時極端ニ支那製靴業者ヨリ排貨運動ニ煽ラレ禍サレタ福助足袋本舗創製ノゴム底靴及地下足袋ハ價格ノ底廉

ト堅牢ナ特質トニ據ツテ一般労働者、農民ニ需要者ガ多ク各地方トシテ熾ンニ賣捌ケ方デアル、

日本商品輸入ノ経路ハ一面坡、及小山子、藍彩橋、沖河、方面ハ主ニ浦塩ヲ経由シ一部分ハ、哈爾濱ヨリ仕入レラレル、五常縣城山河屯、土橋子、楡樹縣城、五棵樹方面ハ長春ヨリ南部線陶頼昭ヲ経テ馬車ニヨッテ、輸入サレ、扶餘縣城及其附近ハ主トシテ直接長春ヨリ馬車ニヨル外多少ハ、哈爾濱ヨリ松花江ノ水運ニヨッテ輸入セラレテオル、尚長春ヲ経テ、南部線陶頼昭、三岔河、ニ仕入レラル、、商品ハ同時ニ両地ヲ経テ、楡樹溝五家站、長春嶺方面ニ輸送サレテオル、而仕入方法ハ各地トシ、直接日本内地トノ取引ナク、安東縣、長春、哈爾濱ニ於ケル、自國商人ノ仲介而又、同卸商トノ取引ニ據ルモノデ

各地ノ賣價ヲ対照比較シテ見ルニ仕入値段及運賃ノ関係カラ東部線一面坡ト南部線陶賴昭、三岔河、ハ略同一デアルガ足レヲ標準トシテ、小山子、藍彩橋、沖河方面ハ五分乃至一割五分高、更ニ扶餘縣城及長春嶺方面二割高デコノ地方ハ総ジテ物價ガ騰イ。尚沿線附近、五棵樹、楡樹溝、五家站方面五分乃至一割高デアル、五常縣城楡樹縣城方面一割乃至一割五分高

商品ノ需要ヲ視ルニ、一面坡ハ東部線中樞ノ市街デアリ、附近ノ大青川、六里流疙瘩橋、朱家營、馬家店ノ大小部落ヲ控ヘ需要力ニ富ンデ、商況殷盛ヲ極メテオルガ、五常縣城及楡樹縣城ハ周囲ニ土橋子、大嶺、山河屯、興隆屯ノ各小街ガ散在シテオル、関係モアルガ大体ニ於イテ、地方農家ノ富裕ナルニ拘ラズ、活況ナク、随ッテ、商品ノ需要モ尠イ、扶餘縣

城ニ至ツテハ、同縣城附近一帯ガ砂漠然タル地味ニ恵マレヌ砂地デアル関係其他ニ依ツテ多数ガ貧農デアルカラ需要者モ縣城内居住者ヲ相手トシテオルノデ従来購買力ニ乏シイガ、同縣内ニ於テハ南部縁三合河ガ経済力ノ中心デアッテ一般商况ハ縣城ヲ凌イデオル、

尚コノ種ノ視察ニハ旅行ニ餘裕ガ無カツタノト元来経済眼ニ乏シイ結果不充分乍ラ別紙表ニ対スル簡単ナ説明ニ過ギナイ事ヲ遺憾トスル

主要地ニ於ケル日本商品

地方別	種類及名称		商標	製造元	単位数量	価格		備考
一面坡	食料品	角砂糖箱入	M.S	明治製糖	一函	哈洋	元 四〇	時價
〃	〃	タケノコ罐詰		増子草商店	一罐	〃	一、〇〇	〃
〃	〃	マツタケ〃		〃	一〃	〃	七〇	〃
〃	〃	エンドウ豆〃		〃	一〃	〃	七〇	〃
〃	〃	福神漬〃		東京漬物罐詰	一〃	〃	五五	〃
〃	〃	昆布		大連	一斤	〃	三五	〃
〃	陶器類	土繪金扁油茶壺	T.S		一個	〃	一、〇〇	〃
〃	〃	上繪形付扁草横様七寸皿	YAHASHIZO		一〃	〃	五〇	〃
〃	〃	向滋皿六寸物		日本陶器会社	一〃	〃	二五	〃
〃	硝子類	コーヒ碗皿付		〃	一組	〃	三五	

一面坡	雑貨類	緑色磨草模様入コップ	地球印		一組		〃	二〇	〃
〃	織物	白木綿		大阪	一匹	一〇〇尺	〃	一四〇〇	〃
〃	〃	モスリン		〃	匹		〃	三五〇	〃
〃		朝日地下足袋 〃短靴	大陽護謨(賊)印		足		〃	一六五 一〇〇	〃
楡樹溝城	陶器類	上繪付コーヒ碗		名古屋	一個		吉官帖	二五	〃
〃	〃	〃茶壺		〃	一〃		〃	一八五	〃
〃	〃	〃石鹸入		〃	一〃		〃	八五	〃
〃	食料品	角砂糖木箱入	M.S	明治製糖	一箱	二五斤	金	三四〇	長春仕入値
〃	〃	南部大白尾[illegible](小)			一袋		〃	〇五	〃
〃	〃	白砂糖			一五斤		〃	一五五〇	〃
〃	ゴム製品	ゴムマリ(大)			一個		吉官帖	二〇	賣價
〃	〃	〃(小)			一〃		〃	三五	〃

地方別	種類及名称		商標	製造元	單位	数目	價格		備考
[illegible]	各製品ヲ公輸切現物		[illegible]		一尺		壹圓	一、三〇 一、五〇	賣價
〃	石鹸	三省香皂		錦生洋行廠	一打		金	一、一〇	長春仕入値
〃	織物	數布色物			一打		〃	一七、〇〇	〃
〃	〃	原沙木綿物			一匹	一二碼	〃	八、九〇	安東縣仕入値
〃	〃	〃			一匹	三三碼	〃	七、七〇	〃
〃	〃	瓦斯物			一〃		〃	七、三〇	〃
〃	〃	白寒沙綿寒沙			一〃	〃	〃	四、〇〇	〃
〃	〃	黒紗			一〃	〃	〃	四、五〇	〃
〃	〃	瓦斯色物	赤童子牌		一〃	〃	〃	一三、八〇	〃
〃	〃	〃 滿霞緞	櫻美人牌		一〃	〃	〃	三一、〇〇	〃
〃	〃	〃	金山寺牌	河部洋行商店	一〃	〃	〃	一三、〇〇	〃

[illegible]	織物	[illegible]電光[illegible]	落花図牌		一匹	三〇碼	金	二、〇〇〇円	賣價
扶桑[illegible]	[illegible]	マツクケ鍵[illegible]	㊎	廣島丸金製	一個		壹円	一九〇	
〃	〃	鮑魚		神戸 堀井商店	一〃		〃	一九〇	〃
〃	〃	陶砂糖紙函入	◇M.S		一函		〃	五〇	〃
〃	陶器類	牛乳指	日比野牌		一個		〃	六〇	〃
〃	〃	灰皿			〃		〃	六〇	〃
〃	〃	コーヒ碗皿付	TS票		〃		〃	三五	〃
〃	〃	茶壺(小)	女		〃		〃	三五	〃
〃	〃	〃	日比野牌		〃		〃	一〇	〃
〃	琺瑯	洗面器			〃		〃	六五	〃
〃	〃	湯呑			〃		〃	二〇一五	〃
〃	〃	土瓶	月雁印		〃		〃	三〇	〃

類別	種類	名称	商標	製造元	単位	数目	価格（単位）	価格	備考
[illegible]	硝子製	花瓶	全	大阪森硝子	一對	二個	壹圓	三〇〇	賣價
〃	織物類	瓦斯染物(全島)	大陽美人牌		一尺		〃	四〇	〃
〃	〃	小斜文布 〃	張長拾發牌		〃		〃	三〇	〃
〃	〃	格線	双雁	佐藤洋行	一梱		〃	一、六五〇	〃
〃	〃	批線去手	[illegible]牌	満洲雑紡	一〃		〃	一、一五〇	〃
〃	〃	系貢呢(全島)	[illegible]	[illegible]	一尺		〃	四二	〃
〃	〃	線光斜文綢(之)	春秋閣牌	[illegible]	〃		〃	一七	〃
〃	〃	綿布	浴遊牌	遼陽紡織	一疋	一〇〇尺	〃	二、〇〇〇	〃
〃	雑	ペイント	川	大連ペイント	一缶	三斤五	金	二八〇円	長春仕入値
〃	〃	洋瓦波板トタン	[illegible]		一枚	[illegible]	壹圓	九五 八〇	賣價
〃	〃	洋灰鉄桶入	馬牌		一個	二八六斤	金	五三〇円	長春仕入値

[illegible]	雑	エナメル小罐		川上製	一缶		壹圓	八五	賣價、
〃	〃	歯磨 クリーン瓶入			一打		仝	二五〇	長春仕入値
〃	〃	九重石鹸			一個		壹圓	四八	賣價
〃	〃	ザラ紙		富士製紙	一巻		〃	一五〇	〃
〃	〃	大和元顔料		大和顔料廠	一缶	弁	〃	四三〇	〃
〃	〃	線香	壽山花月香 董繡	大阪 野村正賢	一箱		〃	六〇	〃
	〃	封筒	正張壽牌		一〃		〃	九〇	〃

縣下ノ行政ト民人

縣政府ニ縣長（縣知事ニシテ審政監督ト称ス）ト司法監督（縣政府ガ司法公所）トガ配サレテオル、

縣長ハ公安局、清郷局（縣政府内ニアル管下ニ保衛團事務所ガアル）ヲ指揮監督シ縣内行政機関ヲ統轄シテオル、

司法監督ハ縣内ノ司法裁判事務ヲ辨理シコレヲ掌ッテオ

公安局ハ縣所在地ニ在ッテ縣城及縣下ノ各地ニ配置サレタ安局分駐所（鮮人ノ多数居住スル地方ニハ鮮人密偵ヲ雇傭シテオル）ノ警察事務ヲ管理シテオル

清郷局ニ属スル保衛團事務所ハ縣所在地ニ在ッテ歩、騎兵ヲ以ッテ編成サレ而縣下適當ノ個所ニ保衛分隊分駐所（鮮人保衛兵ヲアル）ヲ設ケ匪賊ノ討伐、警戒ヲ任務トシ常ニ警察

機関ト連絡シ武力上ノ補佐ヲスルト共ニ警察機関ノ配置サレナイ土地ニ於イテハ、其ノ代理事務ヲ執ツテオル（武器ハ公安局ノ廃物同様ノモノニ比シ稍完全ナモノデアル）一般農村ニハ自治制ガ敷カレ選挙ニヨル十家長、百家長（十家長、百家長ニハ鮮人モアリ）千家長ニ区別サレ各地公安局分局長ノ支配下ニ在ツテ農村ノ自治ニ関スル一切ノ事務ヲ処理シテオル、

尚東鉄沿線附属地ニハ特別区警察分所ガ配置サレテアルガ之レハ、哈爾賓特別区警察管理處ノ管轄下ニアル

地方行政ニ当ル者ノ内、十家長、百家長、千家長、等ニ對シテ、一般人民ノ感情ニ於イテ、他ト趣ヲ異ニセル点ガアル、夫レハ、一般ガヲ選出シタルモノデアルカラ、若シ、不法行為或ハ不公平ナル

取扱ヒラセシ場合ハ、一地方ヨリ代表ヲ派シテ縣民ニ願書等ヲ呈出シ、一方司法監督ニ向ツテ訴訟ヲ提起（毋レ等ノ事件ハ今回ノ旅行中ニ於イテ二三件アルヲ見聞セリ）スルト云フ事モ比較的容易ニ行ハレテ居ルガ他ノ機関ニ対シテ人民ノ不平不服ヲ発表或ハ披瀝スル事ハ困難デアル、何故ナレバ、各家長等ノ行為ニ対シテハ、一般民衆ノ監視ハ行キ届イテオリ、不正ナ行為ハ従ツテ少イ事ニナルガ、他ノ機関ニ在ル者ハ、自己ノ職務ノ權限内ニ於テ、各々不正不法ナ行為ヲ商取引的ニ殆ンド公然トシテ行ヒ贈収賄、或ハ、不當徴収、禁制品賣買運般搬或（是レハ殆ンド官吏、軍人等ガ獨占的ニ取扱ッテ居ル）甚ダシキニ至ッテハ、偽造紙幣ノ行使等総ベテ人民ニ成シ能ハザル仕事ハ彼等ノ手ニ依ツテ、取扱ハレ、最モ不当ナ利益ヲ貪ツテオ

ル、例ヘバ、禁制品ノ如キ、人民ニハ嚴重ニ取締リ若シ夫レヲ犯シタル場合、重罪キ向ヒ又ハ極刑ニ處シテオルガ反面自己等ハ、平然ト「スマジキ」行為ヲ敢ヘテスルト云フ実ニ他國人ノ判断シ得ザル、実情デアル、斯ノ如キハ不肖等ガ茲ニ云フ迄モナク、多クノ識者ハ知ラル、處デアルガ、一歩ヲ田舎ニ踏入レバ大都市ニ於ケル夫レヨリモ更ニ深刻ナルモノヲ見聞スルノデアル

茲ニ一言ヲ附シ度イノハ、例ヘバ、田舎ニ在ル、薄給ノ下級吏員及兵卒ガ其困難ナ経済生活カラ物質ニ汲々トシテオルノハ無理モナイガ、一体支那ハ官吏ガ公職ノ傍ラニ商賣ニ携ルノヲ普通トスル、大官ニシテ、然リ自己ノ境遇ト職権ヲ利用シテ種々ノ商賣ニ関係シテオル、其ノ風習ハ、上下何等コトノ大小ハ

アルガ異ル處ガ無イノデアル、是レ等ノ横暴ナル官吏兵士等ノ態度ニハ民衆ハ極度ノ反感ヲ有シテオル、更ニ一般ノ経済的疲弊ト共ニ各紙幣ノ暴落等経済上ノ行キ詰リマリ等ヨリ一層人民ガ政治ニ対ス反感ガ昂ジ遂ニハ漸次ニ赤化ノ傾向ヲ醸シテオッテソノ官辺ニ對スル呪ノ焔ガ充分ニ窺ハレルノデアル

或ル支那人ハ私等ノ一行ヲ鮮人ト見做シテ曰ク「旺盛ナル露西亜モ今ハ亡國ニ近キ状態デアル、君等ノ韓國ハ遂ニ日本ノ領土トナリ、自分等ノ清國ハ中華民國ト改称セラレタガ、改称セラレテ以来、内乱ニ次グニ内乱ヲ以ッテ一日トシテ國内ノ安定ヲ見ナイ、人心ハ極度ノ不安ニ彷徨シ各省ノ紙幣ハ濫発サレテ其ノ價値ヲ失ヒツヽアリ、今日紙屑同様デアル

為メニ被ル人民ノ損害而大ナリ、斯ノ如キ支那ノ行政下ニ人民ガ晏如タリ得ルヤ否ヤ、而亡國ノ半死ノ病弱者ニ等シイモノガ東鉄事件ヲ発端トシテ対外的ニ武力ヲ用ヒ抗争シタガ忽ニシテ敗退シ國辱ヲ蒙ッテオル、行政機関ハ軍隊ト共ニ支那國民ヲ壓迫スル機関ニ過ギナイ

我等ハコノ情勢ヲ見テ何ニト考ヘル、自分等ガコノ國情ニ在リ想ヲ他國ニ遇ラス時、現在日本ノ制度ニハ実ニ羨マシイモノガアル此ト頗ル悲壮ナ慷慨ヲ洩シ、ソノ言葉ハ数刻ニ及ンダガ、是レ実ニ自國ノ政治ニ対スル一種ノ反感的氣分デアル、

而或支那人ハ曰ク支那ノ官吏ハ官人ト商人ノ合弁組織デ金儲ケスル特殊階級デアル・軍人ハ國ヲ守リ得ヌバカリデナク

ソノ危険性ハ実ニ豺狼ヲ飼ッテ居ル様ナモノデアルカ、夫レハ今日始マッタモノデハナイ、亦将来ノ國家ヲ案ズル時ハ実ニ悲観ニ堪ヘザルハ今ノ学生デアル、街道ヲ游行活歩シ故意ニ行人ト衝突シソレヲ捉ヘテ争論暴力ヲ振フトカ、或ハ奸商其他ノ煽動ニ乗ジソノ手先キトナッテ國家社会ヲ禍スル軽挙所謂無自覚ナ他動的ナ示威運動ヤ誤ッタ愛國主義ノ鼓吹スル外嘗テ支那ニ見タコトノ無イ無頼遊蕩ニ流レル行為ガアル、一面考アレバ、学生ガ悪化スルノモ無理カラヌ事ガアル、夫レハ昔ノ教師ハ教師然タルモノアッタガ、今日ノ教師ニハ洵ニ見ニ堪ヘヌ唾棄スベキモノガアル、現ニ自分ガ居住スル、某鎮郷ノ某中学校ニ一般カラ「句通男女」ト綽名サレタ一教師ガアル、其人ノ頭髪ハ断髪婦人ト同様デ、男性デアルカラ、顔ニハ髭ガアルガ服装ハ

婦人ニ紛フ様ナモノデアル、然シコノ女性化シタ外形ニ対シソノ精神状態ハコレニ逆行シテ粗暴デアル故ニ旁々男女ノ合体教師ト云フ得名ヲ嘲笑的ニ附サレタノデアル是レハ最モ極端ナ皮肉ノ甚ダシキモノデアルガ、一般教師ノ素質ガ悪イカラ延イテ學生ガソノ悪感化ヲ受ケノモ決シテ無理デハナイ、現在學生ノ行為ニハ監督ノ當事者モ困ッテ居ルガ斯ノ如キガ吾々ノ第二國民デアルト思フ時、吾國ノ前途ハ全ク暗膽タルモノガアリト嘆ズル外ナイ近ゴロ、地方行政機関ノ総ベテノ者ガ日本ニ対スル言動ハ「第一ハ禁制品屋デハ無イカト見ルト第二ハ支那ヲ偵察シ或ハ測量、侵略陰謀ノ為メ派遣サレタ者デナイカ」ナドノ疑ヒヲ以ッテ應接ヲ受ケルガ鉄道沿線ヲ離レタ田舎ノ機関ハ成ベク日本人ニハ敬遠主義ヲ採ッテ居ル事ハ確認シ得ル。

軍隊及警察機関

巡脚視察セル地方ニ配置サレタ軍警各機関ノ配置ノ現状ハ概略別表表示ノ如キモノデアルガ、各縣ヲ通ジ、縣内軍警ノ警備概数ハ千名内外及至千五百名内外程度ノモノデアッテ時局等ニヨリ正規軍隊ノ出動亦ハ冬期匪賊ノ跳梁期ニ入リ警備薄ニ陥ツタル場合、主要地ニアッテハ、商務會組織ノ商團隊ヲ臨時増員スルト同時、縣下部落ニ於テハ、立排ヲ拵シテ自治團的ノモノヲ組織シテ公安局支配ノ下ニ、警察、保衛隊ノ補助機関兼自衛團ノ組織ヲ例トシテヲル

尚他縣ニハ何レモ正規陸軍ガ駐防シテ居ルガ、楡樹縣ノミハ陸軍ノ駐屯ナク、コレニ代フルニ、他縣ニ比シ多数ノ保衛歩騎隊及警察隊ガ警備ニ當ツテ居ルガ、同縣ハ阿城、五常、扶餘、双城、縣等ニ比シ匪賊ニ荒サレル被害卒ガ尠イト云フ土地柄デアル

一面披昭附近ハ匪賊不逞鮮人ガ横行跋扈スル地方デ同昭ノ東南方大青川ニハ保衛騎兵分駐所ノ支配下ニ別ニ鮮農保護機関ト云フ名目ノ下ニ鮮人保衛隊（二十名内外武器モーゼル拳銃）ガ組織サレテ居ル、内容ハ新民府ニ連絡ヲ有スル一味デアルト云ツ事デ支那官憲ノ黙認ノ下ニ鮮人保衛隊ノ組織サレテアルノ、恐ラク此ノ土地ノミデアル

軍警ノ待遇給與等ト其ノ質

各機関ニ携ル軍警ノ給與待遇ハ上級官吏ヲ別ニ措キ陸軍ニ於ケル、中少尉警察機関ニ於ケル公安分局長級ニシテ月吉林大洋二三十元普通兵卒及巡警ニシテ僅々七八元程度ノ支給ヲ受ケテ居ルモノデ如何ニ生活程度ノ低イ支那人ニ於テモ此ノ薄給ニ依ッテハ其ノ体面ヲ保ツ生活ヲ営ム事ハ容易デナク

至已困難デアル隨ッテ民衆ニ接近シ直接其ノ交渉ヲ持ツ軍警ニ良質ナ人物ノ得難イ因由トモナッテ居ル

軍警ノ内幕

コウシタ待遇ニ依ッテ各機関ノ下ニ職権ヲ掌ル彼等ハ従来習慣的ニ自己ノ職権ヲ濫用シテ専断横暴ニ任セ各自大小ノ位地ヲ悪用シテ盛ンニ金銭上ノ醜事ガ行ハレテ腐敗ノ状態ニアル殊ニ警察方面ニ於ケル公務ノ處理ガ阿賭物ニヨッテ自由ニサル、コトハ日常茶飯事ノ如ク露骨デアッテ地方ノ公安分局長ガ在職一二年ニシテ数千元ノ不浄金ノ収得ハ珍シイ事デナク一ケ年分ノ給與手當等ハ上司ノ許ニ贈ル賄賂ノ額ニモ當ラナイト。亦此ノ分局長級ノ椅子ヲ得ルニハ所管縣長ニ尠カラヌ運動費ヲ吝マズ。犠牲ニ供セネバ獵官ニ功ヲ奏セヌトカ云フコ

トデ此ノ方面ニハ縣政府主脳者ノ親族亦ハ特別ノ縁故者ラソレニ据ヘラレタ個所モアル、コウシタ関係ニ據ッテ得ラレタ官吏ニ對シ公正ニ其職責ヲ守ル潔白サヲ求メルコトガ出来ナイ
軍隊ニ於テモ警察方面同様ナ運動経路ニヨッテ官途ニ就クノデ実力年功等ニ據ル者ハ極メテ尠イ、軍人ノ横暴ハ地方ニ於ケル警察官吏ヲ凌ギ絶對的ノ権力ヲ振舞キ曲事非行ハ警察権ノ干犯ヲ敢テスル事モ屡々デアルガ彼等モ亦物質慾ノミニ汲々トシテ成スベカラサル行為ヲ自分ラノ特権ト心得不正ノ利得ニ血眼デ活躍シテ居ル者ガ多イコレ上司ノ支配下ニ属スル一般兵卒及巡警等ガ万事ニコレニ倣フノモ支那人根性ナシテ自然ノ成行デアロウ

軍警ト地方人

軍警ヲ通シ無教育ニシテ其ノ質ガ劣悪デアルコトハ今更云フ迄モナイガ彼等ハ強者ノ立場ニ倚ッテ遠慮ナク貪官汚吏振ヲ発揮スルノデ地方民ノ軍警殊ニ軍隊ニ對スル反感ハ心魂ニ徹シテ居ルモノガアル

軍警ガ管内巡察或ハ匪賊討閥ノ場合随所ニ於テ無償デ宿泊飲食等ノ徴発ヲ行フガ地方旅客業者或ハ農家ハ常ニ迷惑ヲ蒙ッテオル。

珠河縣陳家店ノ某ハ同地附近一帯ニ十数軒ノ宿屋業ヲ営ムデ居タガ一面坡方面カラ匪賊討伐ニコト寄セタ多数出動軍隊ニ屡ゝ其ノ全部ヲ旅舎ニ独占喰荒サレタ結果遂ニ尠カラヌ経済的打撃ヲ受ケテ破綻ヲ来シタト云フ同情スベキ悲惨ナ話モ直接本人カラ聞イタ、亦扶餘縣内与隆堡縣城ニ至ル一帯ハ最モ地

味ニ乏シク極端的疲弊ノ地方デハアルガ数年前迄ハ二十里ヲ距テ三十里ヲ置キ貧農等ガ部落ヲナシテ居タト云フ、今日デハ其ノ部落ノアツタ處ノ土壌ノミガ淋シク残骸ヲ止メテ居ル、コノ一帯モ陳家店ノ如ク官匪両方面ニ禍サレコノ地方ヲ捨テ去ツタモノデアル、

駐防地兵營内ニ於ケル陸軍及保衛隊負ノ食費ハ各自ノ受クル給與内カラ個人デ負担スルコト、ナツテ居ルカラ彼等ハ管内ノ匪賊討伐、巡察等ハ度外トシ各地ニ游行スルコトヲ極端的意味カラノ悦ブノデ卑鄙何レモ民人ノ困惑損失ハ恬トシテ顧ミルコトナク強請的デアル、

楡樹縣内ニ正規軍隊ノ駐屯シテ居ラヌ因由ヲ聴ケバ嘗テ同縣ガ軍隊ノ移駐ノ通牒ニ接シタ際縣民ガ挙ツテ其ノ阻止運動ヲ起シタ

ノデ當時ノ縣長カラ省政府ニ事情ヲ詳細具陳中止方ヲ懇請シタ
結果駐防中止トナツテ以来陸軍ノ駐防ヲ見ナイコト、ナツタト
カ是レ等ハ外面ニ表レタ軍隊嫌忌ノ結果デアルガ何レノ地方
ニ於テ軍警ノ横暴ハ縣政府就中情実ニ左右サレ亦裏面ニ於テ
ル運動費ノ多寡ノ如何ニヨリ裁決サル、墮落シタ裁判制度ト共
ニ地方民怨嗟ノ的デアル
尚ホ如上ノ事実ハ其ノ一端ヲ覗ル一二ノ例ニ過ギズ詮索スレハ限
リガ無イカラ省略シタ。

陸軍、保衛團公安局所在地及其ノ武器ト概数

地方別	管轄縣及縣長	機関別	武器種類	人員概数	備考
大海溝	阿城縣、白鴻達	保衛騎兵分駐所	三八式歩兵銃及盒子式	二〇	平房附近
〃	〃	公安分局分駐所	〃	一〇	乗馬ヲ有ス
阿城縣城	〃	東北廿六旅四十一團営本部	三八式歩兵銃	五〇〇	
〃	〃	公安局	三八式及盒筒子	一〇〇	馬隊ヲ含ム
〃	〃	保衛團本部	三〇年式及三八式騎銃	一〇〇	
〃	特別區	警察分駐所	三〇年式歩兵銃	三〇	
一面坡	珠河縣、孫奎秀	東北十八旅四十一團本部	三八式歩兵銃	一〇〇〇	迫撃砲、機関銃両隊ヲ含ム
〃	〃	公安分局	三〇年式及盒筒子	五〇	乗馬ヲ有ス
〃	〃	商團隊	三八式歩兵銃及モーゼル拳銃	一五〇	商務会組織
〃	特別區	警察分駐所	三〇年式歩兵銃	三〇	

大青川	珠河縣	保衛騎兵分駐所	三〇年式歩兵銃及三八式騎銃	三〇	
〃	〃	公安分局分駐所	〃	一五	乗馬ヲ有ス
朱家営	〃	保衛騎兵分所	三〇年式歩兵銃	二〇	
〃	〃	公安分局分駐所	三〇年式及套筒子式	一五	乗馬ヲ有ス
孫家店	五常縣韓廣粟	保衛騎兵分駐所	三〇年式及三八式歩兵銃	一五	
〃	〃	公安分局分駐所	〃	一五	乗馬ヲ有ス
小山子	〃	保衛騎兵分隊	三〇年式歩兵銃	五〇	
〃	〃	公安分局	三〇年式歩兵銃及套筒子	二〇	乗馬ヲ有ス
冲河	〃	保衛騎兵分隊	三〇年式歩兵銃及三八式騎銃	四〇	〃
〃	〃	公安分局	三〇年式歩兵銃外套筒子式	六〇	
山河屯	〃	保衛騎兵分隊	三〇年式歩兵銃及三八式騎兵銃	一二〇	
〃	〃	公安分局	三〇年式歩兵銃外套筒子式	二〇	乗馬ヲ有ス

地方別	管轄縣及縣長	機關別	武器種類	人數概數	備考
北構子	楡樹縣 房継城	保衛分隊步騎兵	三八式步兵銃及騎銃	五〇	
〃	〃	公安分局	三〇年式步兵銃及擲筒子式	三〇	
楡樹縣城	〃	保衛隊本部	三八式步兵銃及騎銃	一五〇	
〃	〃	公安局	三八式及擲筒子式	八〇	
五棵樹	〃	保衛騎兵分隊	三八式步兵銃及騎銃	五〇	
〃	〃	公安分局	三八式步兵銃及擲筒子式	二〇	
陶頼昭	扶餘縣 孫殿魁	東北八旅四十二團營本部	三八式步兵銃	五〇〇	
〃	〃	公安分局	三〇年式及擲筒子式	二〇	乗馬ヲ有ス
〃	特別區	警察分駐所	三〇年式步兵銃	二〇	
三岔河	扶餘縣	東北八旅五十七團營本部	三八式步兵銃	五〇〇	
〃	〃	商務公会商團隊	モーゼル短銃	二〇	

三岔河	扶餘縣	公安分局	三〇年式歩兵銃	三〇	乗馬ヲ有ス
〃	特別區	警察分駐所	〃	二〇	
大三家子		保衛騎兵分駐所	〃	二〇	
五家站	〃	東北二旅第四團騎兵一連	ゼーカ式騎兵銃	一三五	
〃	〃	公安分局	三〇年式及奮筒子式	二五	乗馬ヲ有ス
扶餘縣城	〃	東北二旅四團本部騎兵一營	ゼーカ式騎兵銃	二五〇	
〃	〃	特科隊一營	三八式歩兵銃		
〃	〃		機関銃六、迫撃炮六	二五〇	機関銃隊一連、迫撃炮隊一連騎兵一連歩兵一連
〃	〃	保衛團本部	三〇年式歩兵銃、三八式騎兵銃	五〇	騎兵分隊
〃		公安局	奮筒子式歩兵銃	一〇〇	游撃馬隊ヲ含ム
長春嶺		東北二旅騎兵營本部	ゼーカ式、新式騎銃	二五〇	
〃		公安局	三〇年式歩兵銃	二	乗馬ヲ有ス

地方別	管轄県及県長	機関別	武器種類	人員銃数	備考
侍家店	双城県、楊鳳玉	公安局分駐所	三〇年式歩兵銃	一〇	系長ヲ居ス
邵家窩棚	濱江県、李科元	県衛騎兵分駐所	〃	一〇	〃
〃	〃	公安局分駐所	〃	一〇	

以上

旅行を終えて

今次の旅行は鮮農の実際問題と、私の微力を捧げておる事業の上に尠なからぬ知識を得而尊い自然の教訓を感じたのであります、

一般鮮人を見るに鮮人が支那人及内地人に對して、何等恐怖の念は無い様であるが（内地人に對し敬遠氣分と亦一部にには反抗的氣分のあるのは別問題として）同民族の鮮人を怖れる事と同時警戒を拂ふ様子は確かに認められ其言動は總てに顕われておるのであります

其の例は某處に於いて、一行中の鮮人に通譯せしめ貧困者に金品を恵與するに當り、彼は体面上の言辭を徒に弄し敬遠して受くるを快しとせず、夫れは自分を侮辱する

ものである等と云ふ実に不快を感ずる態度に出でたのでありますが、鮮人を通譯せしめて接する多くの場合こうした態度に出でる事が屢々でありました、然るに或る日黄山咀子より三家子に移住する貧困者と邂逅し路傍に於いて、共に休息し、其児供に若干金を恵んだ處私等を最初支那人と見做し悦んで受納したが後、仁和寮の名刺を與へたので内地人であることを知って更に恐縮し衷心謝意を述べたのであります、爰に於いて私の深く感じたのは夫れは鮮人を救助すること云ふ事は鮮人だあらずして、内地人であり、亦内地人であらねばならぬ事を。

鮮人は鮮人によっては救われない、亦鮮人は鮮人を救い

得ないと云ふ事であります故に兄であり弟である新附の同胞は如何にしても、内地人に於いて尽力せなければならぬと思考致しました、夫れには、内地人が寛容で最も高潔な気持で、及ばざる弟を、救助補佐して何處迄も任侠的に徹底した救済に努力せねばならぬと思ひますと共に萬難に當り身骨を捧げ仁和寮の趣旨目的を遂行する決心を致しました。

自己を顧みれば此の困難な事業に處して、その手腕を甚だ疑ふものであります、何卒賢明な、閣下の御指導と御鞭撻を切に冀ふ次第であります、殊に多言を僻け実践躬行北満鮮人の現在及将来の為に挙仕し努力する事を天に誓ふものであります。

提出先芳名

朝鮮総督府	斎藤総督閣下
〃	児玉政務総監閣下
〃	内務局長閣下
〃	警務局長閣下
旅順関東廳	太田長官閣下
〃	内務局長閣下
関東軍司令部	畑司令官閣下
〃	三宅参謀長閣下
大連満鉄本社	仙石総裁閣下
東京外務省	吉田外務次官閣下
〃 鉄道省	江木鉄道大臣閣下

東京 拓務省
〃 青山原宿
〃 警視廳
第九師團司令部
旭川第七師團長
朝鮮總督府
大連滿鐵本社
〃
〃
〃
〃
東京外務省

松田拓務大臣閣下
赤池 濃閣下
丸山警視總監閣下
秦 少 將 閣下
新井中 將閣下
穗積外事課長殿
大藏理事殿
宇佐美鐵道部長殿
田村興業部長殿
保々地方部長殿
山崎文書課長殿
末松理事官殿

大連國際
京城大和町
東京渋谷
〃 〃
〃 赤坂
〃露西亜通信社
〃
大統社代表
山口縣
東京王子
京都市外稲荷町
東京麻布

平田國際專務殿
廣江澤次郎殿
早川鉄治殿
頭山満殿
内田良平殿
高橋利雄殿
田中清次郎殿
吉田三郎殿
松岡洋右殿
渋澤栄一殿
河本大作殿
浅利三郎殿

東京麻布
哈爾濱総領事館
〃
〃
〃
〃 満鉄事務所長
〃 日本商品陳列館長
〃 特務機関
〃 露西亜通信社

高倉 寛殿
八木総領事殿
松嶋親造殿
隈部 雅殿
小川警察署長殿
築島事務所長殿
森 御蔭殿
澤田中佐殿
近藤義晴殿

5.6.6

營地乙第[illegible]號

昭和[illegible]

業務課長殿

[illegible]地方事務所長

附屬地內戸口及其ノ異動情況

首題ノ件昭和四年度下半期分左記ノ通報告ス

二、附屬地區域管內戸數ノ移動及増加ヲ左ニ

イ 戸數 附屬地內

（イ）日本人

區別	本期末現在 實數	本期末現在 比率	前期末現在 實數	前期末現在 比率	前期比較
日 滿鐵社員	一、四四二	[illegible]	一九九	[illegible]	一万六[illegible]

日本人 官公吏	日本人 其他	日本人 計	支那人 職務者	支那人 官公吏	支那人 其他	支那人 計	其他ノ外人	合計	[illegible]人 職業者	[illegible]人 官公吏	[illegible]人 其他	計
一〇四	三九四〇	六四二	三三	一八	一八八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	六〇三	一三五
一〇三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四四	[illegible]	
七〇	五一三	六一五	一〇九	一一	一五九	一八九	二	九〇六	三	八	一〇九	一三三
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
五二	三四五	六一〇	[illegible]	一八	一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇四	一三九
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
一五	[illegible]	二	[illegible]	三	二	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八	二
四二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	六	

#3

(ロ) 人口（除朝鮮人）

區別		本期末現在 実数	本期末現在 比率	前期末現在 実数	前期末現在 比率	前同期末現在 実数	前同期末現在 指数	増減 前期比較	増減 前同期比較
日本人	満鉄社員	八、一九五	[illegible]	八、〇四五	[illegible]	七、一八一	一一五	一	一七
	官公吏	二、八四五	[illegible]	二、六〇八	[illegible]	二、五四六	[illegible]	一一六	一三〇
	其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二七四	一二
	計	二七、三二二	[illegible]	二二、八〇	[illegible]	二五、五五	[illegible]	四五一	[illegible]
支那人	満鉄社員	九一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三四一	[illegible]		
	官公吏	五六	[illegible]	四五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一五	一一
	其他	一、五〇六	[illegible]	一、五五五	[illegible]	一、九七一	[illegible]		
	計	一、四五二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
其他ノ外人		九	[illegible]	五	[illegible]	八	[illegible]	四	一
合計		四一、九四		四二、〇七		四八、〇〇			

間島土地買收関係引継事項

昭和五年五月三十一日現在

附屬地外

區別	本期末現在 實數	本期末現在 比率	前期末現在 實數	前期末現在 比率	前期比較 [illegible]	前期比較 比率	增減	增減 比率
日 滿鐵社員	一四	二九	一〇	[illegible]	[illegible]	八	[illegible]	五
本 官公吏	一一	四〇	一〇	[illegible]	[illegible]	六八	[illegible]	[illegible]
人 其他	[illegible]	[illegible]	二四〇六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	△四八	六
計	五四一		五一四		[illegible]		二七	五

間島ニ於ケル土地買収関係（昭和五年五月三十一日現在）

一、買収地面積及價格

区別	地目別面積 畓	地目別面積 畑	地目別面積 雑地	地目別面積 計	買収價格 總金額	買収價格 仝上反当	内未拂額
買収地	一三九.六三町	二、一八五.六八町	五、八八四.三八町	七、二〇九.六九町	四九三、四六五.〇〇円	六.八四円	五五、五〇〇.〇〇円
附属學田		一六八.〇	四三一.九七	四四八.七七			

備考

一、内譯別紙買收地一覧表ノ通リ

二、附属學田ハ評價外トス

二、買収諸掛費

種別	總額	内訳 既拂額	内訳 未拂額	摘要
名義書換料	三五、三七七.一九円	二八、三三四.一九円	七、〇四三.〇〇円	
名義料	二五、〇九六.〇〇	二〇、三三四.〇〇	四、七六二.〇〇	
仲介料	四九、五二六.七五	三四、五四九.七五	一四、九七七.〇〇	

計	一〇九、九九九	九四	八三、二一七	九四	二六、七八二	〇〇

備考

仲介料ハ秀村氏扱賣買金額四九〇、二九〇円ニ對スル一割即チ四九、〇二九圓〇〇

瀧川氏関係賣買金額三一七五円ニ對スル實費ハ四九七圓七五

三、買收地現在利用面積並ニ管理

買收地總面積七、二〇九町六九内既耕地(畓及畑)面積八、三二五町三一ニシテ其他ハ将来開墾利用スヘキモノナリ

現在ノ耕地ハ大体ニ於テ従来ノ小作人ヲシテ小作セシメ之等小作人ノ指導監督並ニ小作料収納ノ為メ各地方ニ管理人ヲ置ク又地方ニヨリテハ一定小作料ヲ以テ委託管理ニ附スヘク目下極力手配中ナリ而シテ既ニ管理者決定シタルモノ又ハ管理契約進行中ノモノ或ハ適任者物色中ノモノヲ別表ニ掲ケタリ

未墾地ハ大部分カ甕聲摺子方面ニアリ最近不逞鮮人ノ跋扈

賊徒ノ横行等不安危険ノ状態ニアリテ開墾至難ナルヲ以テ所有権確保ノ為メ適宜管理者ヲ定ムル必要アリ目下適任者物色中ナリ

四、目下行掛中ノモノ

(イ)森林伐採権関係

明月溝所在森林三千町歩ハ森林伐採権付ニシテ既ニ土地ハ所有権移轉済トナリ伐採権ハ價格ノ協定整ハスシテ未解決ナリ之レカ整理ノ急務ナルハ云フ迄モナキ処ナレトモ強テ急カハ足元ヲ見ラルヽ懸念アルカ故ニ本件ハ一定ノ猶豫期間ヲ置キ仲介人ヲシテ整理セシムル外ナシ仲介人トノ関係ハ買收價格拾参萬五千圓ノ内土地名義書換当時八萬圓ノ内渡シヲナシタルモノナリ

(ロ)名義書換未済ノモノ

目下名義書換未済ノモノハ買収番號五號地三二號地ノ二件トス

其ノ内三二號地ハ韓寿山ヨリ土地問題運動費返却金整理ノ為メ提供シタルモノナリ仝人ハ土地問題ノ関係ヨリ支那官憲ノ注目ヲ惹キ名義書換ノ手續困難ナル為メ昭和五年迄之レカ手續ヲ保留スル條件ノ下ニ提供セシメタリ但シ何時ニテモ名義書換ノ出来得ル様関係書類ハ全部完備セリ

他ノ一件ハ何時ニテモ書換出来得ル様書類完備セルモ時局関係ニ鑑ミ地券没収ノ危険ヲ防ク為メ差控ヘ居ルモノナレハ今後駐在員引揚ケ国土盗売問題ノ声静マリタル際之レカ書換ヘヲナス要アリ

(ハ) 仲介者秀村得一氏ニ對スル貸付金関係

間島方面土地買收ハ時局ノ影響ヲ受ケ昨春五月以来殆ト
停頓ノ状態ニアリ仲介者タル秀村氏トシテハ豫定ノ仲介ヲ大
能ハサルニ至リ種々ノ點ニ齟齬ヲ来タシタルヲ以テ難局打開ノ
策ヲ講シ買收ノ進捗ヲ計ルヘク運動ノ必要アリ為メニ彼是
ト準備資金ヲモ要スルノ故ヲ以テ金壹萬圓借入方ノ願
出アリ事情諒トスヘキ點モアリ又三千町歩山林問題ノ如キ
モ既ニ土地ダケハ買收シ名義書換済トナリ居リ森林伐採
権問題解決セハ一割ノ手数料壹萬参千五百圓ヲ支拂
フコトヽナリ居ルヲ以テ事情已ムヲ得サルモノトシ金八千圓ヲ一
時貸付セリ右貸付金ハ買收中止ト共ニ返済セシムヘキモノ
ナルモ右三千町歩ノ山林関係モアリ且ツ仝人トノ契約解除
協定ノ必要アルヲ以テ其ノ際一括整理スルヲ適当ト思考ス
尚名義書換未了ノ為メ未支拂ノ侭ニアル仲介料一四七七円

アリ之レ又前記ノ方針ヲ以テ整理スヘキモノト認ム
(二)小作人ニ對シ貸付シタル農事資金関係
昨春農事資金トシ小作人ニ貸付セルモノニシテ現在未回収ノモノ千貳百八拾五圓アリ其ノ大部分ハ瓮聲磖子方面(明月溝倒木溝)ニテ貸付金ハ殆ント食料及種子ニ充当セリ然ルニ種子籾ノ如キハ今地方天候ノ関係ニテ二回モ播種シ居リ一面貸付当時ノ穀價ハ取立レノ際ノ二倍以上ナリシヲ以テ秋収ニ当リテモ返済困難トナリシ事情モアリ加フルニ該地方ハ不逞鮮人ノ跳梁ニヨリ小作人ハ尠カラス痛手ヲ受ケ離散セルモノモアリ為メニ回収ノ見込ナキモノアリシヲ以テ昨年度末之カ損失処分方申請ノ筈ナリシモ取扱者タル申泰鉉ハ一月以来旅行シ漸ク四月未帰龍シ今一人ノ車平均ハ国土盗賣問題ニテ拘禁中等ニテ其ノ運ヒニ至ラサリシモノナリ之等ハ本秋可及的回収ヲ

許リ已ムヲ得サルモノハ之ヲ損失分トスル外ナキモノナリ
而シテ取扱者別金額ハ申恭鉉分一、一三五円車平均分
一五〇円ナリ

（ホ）車平均（当社土地名義人）ニ對スル貸付金

仝人ハ國土盗賣問題ニテ昨春五月以来四ケ月余モ拘禁セラレ多額ノ運動費ヲ使ヒ窮地ニ陥リ更ニ釈放ノ為メ運動費ヲ使用要シ三五〇円貸付方歎願シ来リ担保トシ地券ヲモ提供セシヲ以テ事情已ムヲ得サルモノト認メ貸付タルモノナリ其後仝人ハ之レカ返済ヲナスベク金策中又々本年末前仝様国土盗賣問題ニテ拘禁セラレ為メニ未回收ノ儘ニアルモ本件ハ仝人釈放後ハ返済確實ノモノナレハソレ迄猶豫ノ已ムナキモノナリ

五、買收中止ニ伴フ今後ノ意見

(イ)間島駐在員ハ一時全部引揚クルコト

其ノ理由ハ支那官憲ノ態度四囲ノ情勢ヨリ見ルニ当社ノ内情ヲ知レル支那官憲ハ国土盗売ヲ種ニ当社ヲ目標トシ何等カ為ニセンカ為メ関係者ノ逮捕拘禁ヲ常用手段トシ又其ノ間ニ介在セル悪辣ナル者ハ之レヲ利用シ私腹ヲ肥サントシ一面今地方ハ最近不逞鮮人ノ跋扈賊徒ノ横行甚シク一般不隠ノ形勢ニアレハ社員駐在スルモ積極的管理出来サルノミナラス却テ支那官憲ノ目標トナルヲ以テ買収中止ノ実機ニ於テ駐在員全部引揚ケ以テ支那官憲並ニ周囲ノ視聴ヲ離レ彼等ヲシテ斯種ノ野望ヲ断念セシメ然ル後徐々ニ根本的管理経営ノ方針ヲ定ムルコトカ大局ヨリ観テ得策ト思料セラル

尚駐在員引揚後差当リノ土地管理方法トシテハ左記程

度トナスコト

(1)既買收地ニ對シテハ夫々管理人ヲ定メ土地ノ管理小作人ノ指導監督並ニ小作料ノ收納ニ当ラシムルコト

(2)地方ニ於テ適任者ヲ得ラルルモノハ一定小作料ヲ定メ委託管理トスルコト

(3)各地有力鮮人ニ多少ノ手当ヲ給シ当社ノ土地関係ニ付總括的監視ヲナサシメ時々其状況報告ヲ求メ以テ連絡ヲ採ルコト

(4)小作料ノ收納処分納税及浮多地測量等ノ場合ハ適宜社員ヲ出張処理スルコト

(ロ)土地買收関係者救済

当社ノ土地買收ニ付仲介ヲナシ又ハ名義人トナリ為メニ國土盗売嫌疑ヲ受ケ支那官憲ニ拘禁セラレ或ハ逮捕拘禁

ヲ惧レ遁ケ廻リ居ルモノアリ之等ノ者ハ買収当時得タル多少ノ仲介料名義料ノ如キハ該問題解決運動ノ為メ費消シ尽シ洵ニ悲惨ナル状態ニアリ彼等ハ当初仲介料名義料ヲ目的ニナシタルモノトハ云ヘ会社トシテハ名義人タル特殊ノ関係モアリ将来利用ノ必要アルモノナレハ其ノ者ノ窮境ニアルヲ他人事視顧ミサルニ於テハ必スヤ其反感ヲ受ケ図ラサル不利ヲ招来スルニ至ルヘキヲ以テ之等ノ者ニ対シテハ相当救済又ハ慰安ノ方法ヲ講スル必要アリト信ス

買收土地一覧表

整理番號	地目及面積 公簿 地目	公簿 畝數	實際 畓（町）	實際 畑（町）	實際 雜地（町）	實際 計（町）	土地代金（円）	（銭）	買收諸掛費 名義書換料（円）	（銭）	名義料（円）	（銭）	仲介料（円）	（銭）	賣主	名義人
一	地	二七、五	一四、四	七、二	三六、〇	五七、六	二、七〇〇	〇〇	四三二	〇〇	二七〇	〇〇	二七〇	〇〇	崔成	崔興南 外一名
二	〃	七、五	―	二一、六	六四、八	八六、四	二、九〇〇	〇〇	四六四	〇〇	二九〇	〇〇	二九〇	〇〇	周玉庫	玄敏瑞
三	〃	二四、五	一八、〇	九四、〇	―	一一二、〇	二一、〇〇〇	〇〇	―		二、一〇〇	〇〇	二、一〇〇	〇〇	車衡弼	車衡弼
四	〃	一九、〇	―	一五、〇	一六、六	三一、六	一、九〇〇	〇〇	三〇四	〇〇	一九〇	〇〇	一九〇	〇〇	喬永祥	金奉鶴
五	〃	一三五、六	―	一八〇、〇	―	一八〇、〇	三一、〇〇〇	〇〇	四九六	〇〇	三、一〇〇	〇〇	三、一〇〇	〇〇	鄒志恭 外一名	柳昌根
六	〃	三六、六	―	八〇、〇	―	八〇、〇	一〇、〇〇〇	〇〇	一、六〇〇	〇〇	一、〇〇〇	〇〇	一、〇〇〇	〇〇	呂發	車衡弼
七	〃	三七、三	―	五五、〇	―	五五、〇	五、二〇〇	〇〇	八三二	〇〇	五二〇	〇〇	五二〇	〇〇	姜學友 外一名	金奉鶴
八	〃	六五、三	―	四六九、四	―	四六九、四	一二、〇〇〇	〇〇	一、九二〇	〇〇	一、二〇〇	〇〇	一、二〇〇	〇〇	劉鶴松	車衡弼
九	〃	九〇、〇	―	一〇〇、〇	一〇、〇	一一〇、〇	一六、五〇〇	〇〇	二、六四〇	〇〇	一、六五〇	〇〇	一、六五〇	〇〇	郭克明	車衡弼
一〇	〃	二六、六	二五、〇	五〇、〇	七、八	八二、八	七、〇〇〇	〇〇	一、一二〇	〇〇	七〇〇	〇〇	七〇〇	〇〇	楊德芳 外二名	崔興南 外一名
一一	〃	二五、五	―	四〇、〇	五、〇	四五、〇	四、八〇〇	〇〇	七六八	〇〇	四八〇	〇〇	四八〇	〇〇	宋紹亭	趙恭一

整理番號	地目及面積 公簿 地目	地目及面積 公簿 畝数	地目及面積 實際 畓	地目及面積 實際 畑	地目及面積 實際 雑地	地目及面積 實際 計	土地代金	買収費補償 名義書換料	買収費補償 名義料	買収費補償 仲介料	賣主	名義人
一二	地	七六、〇畝	—町	八三、〇町	—町	八三、〇町	一二、八〇〇円 〇〇	二、〇四八円 〇〇	一、二八〇円 〇〇	一、二八〇円 〇〇	徐化雨	崔成瑞
一三	〃	二三	—	—	一四四、〇	一四四、〇	四、〇〇〇 〇〇	七〇〇 〇〇	四〇〇 〇〇	四〇〇 〇〇	叢林凱	李國祥
一四	〃	二、八	—	—	一四四、〇	一四四、〇	三、五〇〇 〇〇	六一二 五〇	三五〇 〇〇	三五〇 〇〇	趙勛臣	李国祥
一五	〃	九、五	—	一四、四	三六、〇	五〇、四	三、二〇〇 〇〇	五六〇 〇〇	三二〇 〇〇	三二〇 〇〇	樊廣珍	李国祥
一六	〃	五三、〇	—	二四、〇	三三六、〇	三六〇、〇	一九、五〇〇 〇〇	三、一二〇 〇〇	一、九五〇 〇〇	一、九五〇 〇〇	高德山 外二名	姜子善
一七	〃	一〇、五	—	三〇、〇	三〇、〇	六〇、〇	五、〇〇〇 〇〇	八〇〇 〇〇	五〇〇 〇〇	五〇〇 〇〇	林青葉	申子雨
一八	〃	四七、〇	二、〇	一四、〇	一〇九、〇	一四四、〇	一二、〇〇〇 〇〇	一、九二〇 〇〇	一、二〇〇 〇〇	一、二〇〇 〇〇	粘鳳財	金奉鶴
一九	〃	一三、〇	—	七、八	二二、二	三〇、〇	二、九二〇 〇〇	四六七 〇〇	二九二 〇〇	二九二 〇〇	黄永財	金鳳鶴 外一名
二〇	〃	三六、〇	—	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇	一三五、〇〇〇 〇〇	—	二六〇 〇〇	一三、五〇〇 〇〇	李興俊 外二名	崔魁南
二一	〃	一五、五	—	七、〇	三四三、〇	三五〇、〇	二一、〇〇〇 〇〇	六一二 〇〇	三六〇 〇〇	二、一〇〇 〇〇	刘德仁	金眞奎
二二	〃	四、五	—	七、〇	一九三、〇	二〇〇、〇	一二、〇〇〇 〇〇	一一一 〇〇	六五 〇〇	一、二〇〇 〇〇	康振福	李德雲 外二名
二三	〃	一五、五	—	一〇、〇	一九〇、〇	二〇〇、〇	一二、〇〇〇 〇〇	四〇八 〇〇	二四〇 〇〇	一、二〇〇 〇〇	趙福和	崔魁南

二四	〃	一五、五	—	一〇、〇	一九〇、〇	二〇〇、〇	一二、〇〇〇	〇〇	四二五	〇〇	二五〇	〇〇	一、二〇〇	〇〇	康振山	李登雲
二五	〃	三九、〇	—	二〇、〇	一三〇、〇	一五〇、〇	九、〇〇〇	〇〇	八一六	〇〇	四八〇	〇〇	九〇〇	〇〇	安振邦	崔繼南 外一名
二六	〃	四四、五	四六、〇	—	八、四	五〇、四	七、八〇〇	〇〇	一、三六五	〇〇	七八〇	〇〇	七八〇	〇〇	叢樹檻 外三名	鄭松南
二七	〃	六六、一	—	五三、〇	—	五三、〇	一六、〇〇〇	〇〇	—		一、六〇〇	〇〇	一、六〇〇	〇〇	金京俊	金京俊
二八	〃	一三、〇	—	一五、〇	三三五、〇	三五〇、〇	一五、五〇〇	〇〇	二、四八〇	〇〇	一、五五〇	〇〇	一、五五〇	〇〇	趙明芳	吳永山
二九	〃	二九、一	一、〇	一〇、八	九、〇八	二〇、八八	三、一七五	〇〇	一、〇四九	六九	三一七	〇〇	四九七	七五	楊同升	南君弼
三〇	〃	六、五	—	三、〇	三二、〇	三五、〇	二、一〇〇	〇〇	—		—		二一〇	〇〇	趙鴻益	崔繼南
三一	〃	三三、三	—	三一、六	—	三一、六	一〇、〇〇〇	〇〇	—		—		一、〇〇〇	〇〇	崔成瑞 外二名	崔成瑞 外二名
三二	〃	六九、〇	五、三三	三三、三四	三二〇、二	三五八、八七	一四、〇二〇	〇〇	二、二四三	〇〇	一、四〇二	〇〇	一、四〇二	〇〇	韓雲陞	
三三	〃	二六、八五	—	二〇、〇	—	二〇、〇	五、五〇〇	〇〇	—		—		五五〇	〇〇	李成敏 外二名	李成敏 外二名
三四	〃	三六、八	—	二四、四	〇、三	二四、七	六、三〇〇	〇〇	—		—		六三〇	〇〇	李屛徹 外二名	李屛徹 外二名
三五	〃	五、〇	—	八、〇	一二、〇	二〇、〇	一、六〇〇	〇〇	—		—		一六〇	〇〇	崔奎南	崔奎南
三六	〃	七、〇	—	八、六	—	八、六	一、三五〇	〇〇	—		—		一三五	〇〇	許淙	許淙

整理番號	地目	公簿面積	實際面積 畓	實際面積 畑	實際面積 雑種地	實際面積 計	土地代金	買收費諸掛 名義書換料	買收費諸掛 名義料	買收費諸掛 仲介料	賣主	名義人
三七	地	一、八〇町	一三、九町	三、〇町	ー町	一五、九町	七、七〇〇〇〇円	〃円	〃円	七七〇〇〇円	黄成立	黄成立
三八	〃	八八、七	ー	六〇、〇	一六〇、〇	二二〇、〇	二三五〇〇〇〇	〃	〃	二三五〇〇〇	張元俊 外二名	張元俊 外二名
計		一、三四六、五〇五	一三九、六三	一、一八五、六八	五、八八四、三八	七、二〇九、六九	四九五四〇〇〇〇	三五三七一九	二五〇九六〇〇	四九五二六七五		

備考

(イ) 實際面積ハ步測及目測ニヨルモノ

(ロ) 本表土地代金、名義書換料、名義料、仲介料ノ内未支拂内訳左ノ如シ

一、土地代金、二號 五〇〇圓 二〇號 五五、〇〇〇圓 計 五五、五〇〇圓

一、名義書換料 五號 四、八〇〇圓 三二號 六、二四三圓 計 七、〇四三圓

一、名義料 五號 三一〇圓 二〇號 二六〇圓 三二號 一、四〇二圓 計 四、七六二円

一、仲介料 一二號 七五圓 二〇號 一三、五〇〇圓 三二號 一、四〇二圓 計 一四、九七七圓

(八)名義書換未済ノ七八五筆（土地代三、〇〇〇円ノ内名義書換未済ノ分三〇、〇〇〇圓）三二筆ノ二件ナリ

買收地管理状況一覧表（昭和五年五月三十一日現在）

整理番号	地目及面積 公簿 地目	公簿 町數	実際 畓	実際 畑	実際 雜地	実際 計	賣主	名義人	管理状況
一	地	二七、五	一四、四	七、二	三六、〇	五七、六	崔成	崔擧南外一名	楊根山管理ニ決定
二	地 学田	七、五 六、〇	一 一	二、六 一	六四、八 四三、二	八六、四 四三、二	周玉庫	玄敏瑞	仝
三	地	一四、五	一八、〇	九四、〇	一	一一二、〇	車衡弼	車衡弼	車衡弼管理ニ決定
四	〃	一九、〇	一	一五、〇	一六、六	三一、六	喬永祥	金奉鶴	李秉椿管理ニ決定
五	〃	一二四、六	一	一八〇、〇	一	一八〇、〇	鄒志恭外一名	柳昌根	柳昌根分ハ金敬緒管理ニ決定 他ハ管理者物色中
六	〃	三六、六	一	八〇、〇	一	八〇、〇	呂發外一名	車衡弼	車衡弼管理ニ決定
七	〃	三七、三	一	五五、〇	一	五五、〇	姜学友外一名	金奉鶴	韓納権管理ニ決定
八	〃	六五、二	一	四六九四	一	四六、九四	刘鶴松	車衡弼	車衡弼管理ニ決定
九	〃	九〇、〇	一	一〇〇、〇	一〇、〇	一一〇、〇	郭克明	車衡弼	仝
一〇	地 学田	二六、六 一、〇	二五、〇 一	五〇、〇 一〇、八	七、八 一	八三、八 一〇、八	楊徳芳外二名	崔擧南外一名	楊根山管理ニ決定
一一	地	二五、五	一	四〇、〇	五、〇	四五、〇	宋紹亭	趙恭一	李文奎ニ管理決定

整理番號	地目及面積						賣主	名義人	管理状況
	公簿		実際						
	地目	町数	畓	畑	雑地	計			
			町	町	町	町			
一二	地	七六、〇	一	八三、〇	一	八三、〇	徐化雨	崔成瑞	管理者物色中
一三	〃	六、三	一	一	一四四、〇	一四四、〇	叢林凱	李国祥	李正律管理ニ決定
一四	〃	六、八	一	一	一四四、〇	一四四、〇	趙勛臣	李国祥	仝
一五	〃	九、五	一	一四、四	三六、〇	五〇、四	樊廣珍	李国祥	仝
一六	〃	五三、〇	一	二四、〇	三三六、〇	三六〇、〇	高徳山外二名	姜子善	管理者物色中
一七	地	一〇、五	一	三〇、〇	三〇、〇	六〇、〇	林青業	申子西	李仁埼管理ニ決定
	学田	二、〇	一	一	三〇、〇	三〇、〇			
一八	地	四七、〇	二一、〇	一四、〇	一〇九、〇	一四四、〇	粘鳳財	金奉鶴	朱武宣管理ニ決定
一九	地	一三、〇	一	七、八	二二、二〇	三〇、〇〇	黄永財	金鳳鶴外一名	李秉椿管理ニ決定
	学田	六、〇	一	六、〇	五〇、六一	五六、六一			
二〇	地	三六、〇	一	一	三〇〇、〇	三〇〇、〇	李興俊外二名	崔犀南	管理者物色中
二一	〃	一五、五	一	七、〇	三四三、〇	三五〇、〇	刘徳仁	金眞奎	仝
二二	〃	四、五	一	七、〇	一九三、〇	二〇〇、〇	康振福	李徳雲外二名	仝
二三	〃	一五、五	一	一〇、〇	一九〇、〇	二〇〇、〇	趙福和	崔犀南	仝

二四	地	一五、五	一	一〇、〇	一九〇、〇	二〇〇、〇	康振山	李登雲	仝
二五	〃	三九、〇	一	二〇、〇	一三〇、〇	一五〇、〇	安振邦	崔魁南 外一名	仝
二六	〃	四四、五	四六、〇	一	八四	五〇、四	叢樹檀 外三名	鄭松南	鄭松南管理ニ決定
二七	地 学田	六六一 三三、〇	一 一	五三、〇 一	一 二一六	五三、〇 二一六	金京俊	金京俊	金京俊管理ニ決定
二八	地	一三、〇	一	一五、〇	三三五、〇	三五〇、〇	趙明芳	呉永山	管理者物色中
二九	地 学田	二九、一 七、〇	一〇、〇 一	一〇、八 一	九〇、八 三六、〇	二〇、八八 三六、〇	南君弼	南君弼	南君弼ニ管理決定
三〇	地	二六、五	一	三、〇	三二〇	三五、〇	趙鴻春	崔魁南	管理者物色中
三一	〃	三三、三	一	三一、六	一	三一、六	崔成瑞 外二名	仝上	崔成瑞管理ニ決定
三二	〃	六九、〇	五、三三	三二、三四	三二〇、二	三五六、八七	韓雲陞		丁緒章ニ定租ト契約済
三三	〃	二六、八五	一	二〇、〇	一	二〇、〇	李成敏 外二名	仝上	金敬倚管理ニ決定
三四	〃	三六、八	一	二四、四	〇、三	二四、七	李[illegible]徹 外二名	仝上	李用洙管理ニ決定
三五	〃	五、〇	一	八、〇	一二、〇	二〇、〇	崔奎南	仝上	管理者物色中
三六	〃	七、〇	一	八、六	一	八、六	許洽	仝上	楊振山管理ニ決定

整理番号	地目及面積						賣主	名義人	管理状況
	公簿			実測					
	地目	筆数	反別（町）	畑（町）	雑地（町）	計（町）			
三七	地	一八、〇	一二、九	三、〇	｜	一五、九	黄成立	黄成立	車衛所ニ定人租トシ契約済
三八	〃	八八、七	｜	六〇、〇	一六〇、〇	二二〇、〇	張元俊 外二名	仝上	張寿山管理ニ決定
計	地	一三四六、二五	一三九、六五	二一八五、六八	五八八四、三八	七二〇九、六九			
	学田	二一、〇	｜	一六、八	四三、九七	四四八、七七			

備考　学田ハ評價外ノモノナルモ便宜本表ニ附記ス

引継諸帳簿権利書類其ノ他

一、諸帳簿類　二十二冊

内訳別紙ノ通リ

二、権利書類

(イ)地券其ノ他権利書類参拾八件分

内 第一號 二號 三號 四號 五號(柳昌根名義ノ分)七號 九號

一〇號 一一號 一三號 一四號 一五號 一六號 一七號 一八號 一九號

二〇號 二一號 二二號 二三號 二四號 二五號 二六號 二七號 二九號

三〇號 三一號 三二號 三三號 三四號 三五號 三六號 三七號 三八號

(以上本社保管)

第五號(鄭志恭ノ分)一二號 二八號

(以上当所保管)

第六號 八號　東拓関係　(東拓出張所預入)

(乙)税票　参拾八件分民国十八年度分迄
但シ右ノ内三五號ノ十六十七、十八年度分不足納税手續中

(3) 念ノ為提出セシメタル賣買契並賣渡証　拾参通
内訳別紙ノ通リ

(4) 名義人ヨリ提出セシメタル白紙委任状　六拾八通
内訳別紙ノ通リ

(5) 名義人ヨリ提出セシメタル白紙印形　弐拾八通
内訳別紙ノ通リ

三、學田関係

(1) 買収地ニ附属セル評價外學田六件
内第一七號一九號二七號二九號（以上本社保管）
第二號一〇號（名義書換手續中）

(乙) 吉田親数氏ヨリ引継間際ニ提供シタル学田関係

租照十八枚 賣契六通(内訳別紙ノ通リ)ハ吉田氏ヨリ別紙理由ニヨリ昭和五年五月二十五日提供アリ当方ニ受入レタルモノニシテ総テ見テ名義書換ヲナスコト

但シ従来ノ税金並名義書換料名義料ハ当社ニ於テ負担ノコト

四 貸付金関係

(1) 小作人ニ対スル貸付金関係

昭和四年度分 金一六二八五圓 内訳別紙ノ通リ

昭和五年度分 金六一三〇圓九〇 仝

(2) 東手均捐禁中秋放運動費トシテ貸付タルモノ

金額 三五〇圓 担保執照 五枚 借用証 一通

賣渡証書四通 白紙委任状四通

五、韓寿山提出ノ借用証書　壱通

仝人カ土地問題運費返済ノ代リニ提供シタル土地カ当時仝人名義ニアラサリシ為メ一應仝人名義ニ書換セシムルコト、シタルモ仝人カ名義書換料ヲ支払シ能ハサルヲ以テ当社ニ於テ負担書換シタルモ将来仝人ニ責任ヲ負ハス様関係ヲ結ヒ置ク必要上仝人名義ニ書換ヘスヘキ書換料ハ当然仝人カ負担スヘキモノトノ理由ニテ貸付金ノ形トシ本証ヲ徴シ居ルモノナリ

六、現金引続額　　金参百七拾五圓七拾七銭也

七、什器　　内訳別紙ノ通リ

八、土地管理人ノ差入証　　拾七通

賣契及賣渡証

整理番號	名義人	枚數	摘要
五	柳昌根	一枚	上記ノ名義トナリ居ルモノヨリ買收シタルニヨリ何時ニテモ名義書換出來得ル様本賣契ヲ提出セシメタルモノ
六	呂 發	一枚	二通提出セシメ一通ハ書換ノ際提出
七	姜學友 姜學有	二枚	仝
九	郭克明	一枚	仝
〃	車衡弼	一枚	上記ノ名義トナリ居ルモノヨリ買收シタルニヨリ何時ニテモ名義書換出來得ル様本賣契ヲ提出セシメタルモノ
三一	李秉珠 崔成珠 沈吉竟	一枚	仝
三三	李成敏	一枚	仝
〃	鄭仁海	一枚	仝
〃	姜元夏	一枚	仝
一二	徐化雨	一枚	予備ノ為本賣契ヲ提出セシメタルモノ
計		一一枚	以上賣契

整理番號	名義人	枚数	摘要
三	車衡謝	一枚	上記名義人ガ名義人トナリ居リモノヲ買收シタルニヨリ
三七	黄成立	一枚	実際ノ地主ヨリ念ノ為メ提出セシメタルモノ
計		二枚	以上賣渡証
合計		一三枚	

白紙委任狀

名義人	枚數	摘要
崔魁南	六枚	
車衡珩	八枚	
趙羲一	二枚	
趙恭五	一枚	
玄敏瑞	四枚	
姜子善	二枚	
金奉鶴	六枚	
金鳳鶴	二枚	
申子酉	一枚	
孔元俊	二枚	
金京俊	二枚	

名義人	枚數	摘要
柳昌根	二枚	
李登雲	一枚	
金眞奎	二枚	
李德雲	二枚	
南君珩	二枚	
鄭松南	二枚	
崔成瑞 李東琪 沈吉竟	二枚	
崔奎南	二枚	
李成敏 姜元夏 鄭々攸	二枚	
許洽	二枚	
李濟徹 金榮允 崔成永	二枚	

名義人	枚数	摘要
黄成立	二枚	
李国祥	三枚	
張元俊 張寿山 張仁奎	二枚	
崔成瑞	二枚	
呉永山	二枚	
計	六八枚	

白紙印形

名義人	枚数	摘要
崔魁南	七枚	
車衛衡	四枚	
李登雲	二枚	
金京俊	一枚	
金眞奎	一枚	
崔斗南 李衡雲 孔元俊	一枚	
許洽	一枚	
崔奎南	一枚	
張元俊 張仁奎 張壽山	一枚	
李國祥	三枚	
崔成瑞	一枚	

名義人	枚数	摘要
鄭松南	一枚	
黄成立	一枚	
李甯徹 金琰洙 金義允	一枚	
吳永山	一枚	
李尚南	一枚	五號鄭志泰土地名義人トナルヘキモノ
計	二八枚	

小作人貸付金（昭和四年度）

貸付者 住所	貸付者 氏名	貸付額	回收額	未回收額	摘要
倒木溝	李範導	一三五〃〃	一三五〃〃	一	
北流樹河	李守山	一〃〃〃〃	、	一〃〃〃〃	
明月溝	李文奎	五〃〃〃〃	一二〃〃〃	三八〃〃〃	
銅佛寺	韓炳権	一一〃〃〃	一一〃〃〃	一	
甕声砬子	張相燮	二三五〃〃	：	二三五〃〃	
明月溝	孔利俊	四二〃〃〃	一	四二〃〃〃	
計		一五〃〃〃〃	三六五〃〃	一一三五〃〃	以上申恭鉉関係
半截溝	李恭鉉 外六名	一二六〃〃	五〃〃〃〃（三口計）	一五〃〃〃（三口計）	
墩子溝	厳天弘 外十三名	三〃〃〃〃			
四道溝	金基滾 外九名	二二四〃〃			
計		六五〃〃〃	五〃〃	一五〃〃〃	以上車寺均関係

小作人貸付金（昭和五年度）

貸付者 住所	貸付者 氏名	貸付金額（円）	貸付金額（銭）	摘要
東盛湧	権道心 外五名	一三〇	〇〇	六晌地 車年均関係
大門洞	李文奎	一二〇	〇〇	一晌地 申恭鉉関係
太平溝	楊振山	一一〇	〇〇	一〇晌地 〃
銅佛寺	韓炳権 外三名	一一〇	〇〇	七晌地 〃
龍井村	南君弼	二五〇	九〇	二九晌地 南君弼関係 上記ノ内九〇円九〇ハ股份歳納ヲ以テ貸付シタルニ付評價換ヲ行ヒタ[illegible]
大西溝屯	金基燦 外六名	二五〇	〇〇	三二晌地 丁燦章関係
小延吉河	張寿山	一六〇	〇〇	三八晌地 申恭鉉関係 小作人八戸
計		一一三〇	九〇	

覺書

一、今般貴殿ヲ通シテ東亜勧業ニ納入セル民地ニ隣接セル學田ハ他日境界向題等ノ紛争ヲ根絶スルノ意味ニ於テ無料貴殿ニ提供可致候為念覺書一札如件

昭和五年五月二十日

李容碩

保証人　茂久茂一郎

吉田親数殿

權利書類

内譯

一、租照　拾八枚也

一、賣契　六枚也

地券目錄（　）（　）（　）

所在地	地券番號	地目	面積	東至	西至	南至	北至	所有者
延吉縣崇礼鄉大太平溝		学田	九畝〃	本地	曹姓	分水		康根山（賣主）
大尖頂子〃		〃	三〃	分水		分水	本地	康根福
仝　所		〃	一五〃	分水		分水	本地	仝人
遷家堡子〃		〃	三〃	分水	本地	分水	次	趙福堂
仝　所		〃	二〃	分水	本地	分水	次	仝人
西〃北岔〃		〃	二〃	分水	本地	分水	本地	趙福和
仝　所		〃	四〃	溝口賈主	溝掌	分水	溝河溝	趙福順
太平溝〃		〃	二〃	本地	分水		崗	趙福河
大尖頂子〃		〃	二〃		本地		山	刘佑仁
仝　所		〃	四〃	分水		分水	本地	仝人
太平溝〃		〃	一五〃		崗	本地	分水	仝人

				東至 / 西至	南至 / 北至	
〃		〃	一畝五り	東至 崗 / 西至	南至 本地 / 北至 分水	仝人
〃		〃	一五り	東至 分水 / 西至 本地	南至 崗 / 北至 本地	仝人
〃		〃	一五り	東至 分水 / 西至 本地	南至 崗 / 北至 本地	仝人
〃		〃	一五り	東至 分水 / 西至 本地	南至 本地 / 北至 崗	仝人
〃		〃	一五り	東至 分水 / 西至 本地	南至 本地 / 北至 崗	仝人
〃		〃	一五り	東至 本地 / 西至 崔姓	南至 崗 / 北至 本地	仝人
〃		〃	一五り	東至 本地 / 西至 崔姓	南至 崗 / 北至 本地	仝人
				東至 / 西至	南至 / 北至	
計			四四五り	東至 / 西至	南至 / 北至	

備考

吉田親數

江種様

拝啓貴殿後ハ失禮申上候處益〻御清栄之段奉賀候
却説昨年来小生ヨリ勧業ニ納メ致候間島明月溝土
地ニ関シテハ別紙ノ通リ覚書ニ依リ後日永久ニ隣接地等
ノ紛争ヲ根絶スルノ意味ニ於テ鮮人何分人トノ間ニ取極メ
置候處今回勧業トシテ間島方面ノ買収中止ノ報ニ接
シ候ニ付テハ該地学田ニ関スル書類一切モ何卒貴方ニ御保
管被下度先ハ別紙書類送付申上候間御受領被
下度候

猶書類ニ付御不明ノ点アラハ御面會ノ折委細説明
可致候

ノ
本引継候也

昭和五年五月参拾壱日

引継者　江種源市郎

引受者　井上權藏　印

本件引継ハ満鉄、本社員杉本吉五郎、樋渕茂、富樫金雄ノ三氏立會ノ上之ヲナシタルモノナリ

在滿鮮人對策私案

昭和拾五年五月

一、根本政策ノ確立

a、土地所有權及商租權竝雜居權ノ確定

b、歸化問題ノ決定（自由認可主義ニスル）

c、敎育機關問題ノ解決

d、滿蒙進出ノ可否（自然流出ニ委ス）

e、保護撫育ノ徹底。。。。三矢協定ノ廢棄

之ガ爲ニハ中央ニ外務、拓務、内務各省ト朝鮮總督府竝滿鐵ヨリ委員ヲ出シ、在滿鮮人調査機關ヲ設置シ、討究連絡ヲ計ル

二、現在ノ施設

支那側ノ壓迫問題等ニ徴温的交渉ヲシテ居ル

（5.1.畑内 納）

a、政治的　外務省ハ
- 警備ト保護ヲ不徹底乍ラヤッテ居ル
- 民會ニ補助金ヲ與ヘテ居ル位ニ過ギズ
- 教育施設ヲ不徹底且ツ部分的ニヤッテ居ル

b、社會的　總督府ト滿鐵トガ
- 病院及巡回醫獸疫豫防ノ不徹底ナル施設ヲシテ居ル
- 巡回活動寫眞ヲ小規模ニ部分的ニヤッテ居ル

c、經濟的　總督府ト滿鐵トガ
- 金融部ヲ總督府ハ設置シテ居ル
- 農事關係ノ施設ヲ滿鐵ハ多少ヤッテ居ル

三、將來ノ施設

一ツニ第一項ノ根本政策ガ確立シナケレバ何事モ出來ヌ譯デアル。然シココニハ土地所有權及商租權並雜居權、教育權等ノ問題ハ今日ノ儀トシ、歸化問題ハ自由認可主義採用、鮮人滿蒙進出ノ可否ニ就

(5. 1. [illegible])

テハ自然流出ニ委ス方針採用ヲ前提トシテ論ズルナラバ

a、政治的

先ヅ百萬鮮人ガ均シク希フ三矢協定ヲ廢棄シ、支那側ノ壓迫問題等ニモ今少シ力強キ外交ヲ望ミ、警備保護等ニ於テモ一層ノ努力ヲ希望ス

b、社會的

第二項bニ示セル現在施設ヲ助長シ、一段ト文化施設ニ留意ス

c、經濟的

金融機關ノ不備ヲ補ヒ、或ハ「契」ヲ利用シ、「糧稧」式金融機關ヲ設ケ、農業倉庫、農業組合、購買販賣信用組合等ヲ助成ス

又産業方面ニハ、農事試驗場－種苗場等ヲ設ケ、農事ノ獎勵優良種ノ配付等ヲ爲シ、一面牛、豚、鷄等ノ防疫改種ニ努ム

之ヲ要スルニ在滿鮮人ヲ救濟スルノ途ハ一ニモ二ニモ經濟的施設ノミデアリ、精神的方面等ニ就テハ多ク言フヲ欲シナイ。救フ可カラザル亡國的民族性ノ所有者デアルカラデアル

四、滿鐵將來ノ施設

以上ヲ前提トシテ、滿鐵ハ將來如何ナル態度方針ヲ以テ、在滿鮮人ニ對スル施設ヲ爲スベキカヲ論ジテ見タイト思フ

a、地域的

地理的歷史的關係上、間島（西間島ヲモ含ム）ノ施設ハ總督府ニ一任シ、所謂奥地ニ於ケル鮮人關係ハ外務省ノ所管トシ、滿鐵ハ鐵道沿線及同附近ノ地ニアル鮮人ニ對シ施設ノ任ニ當ルモノトス。交通機關ノ便不便ヲ考フルヲ要ス

b、政治的

三矢協定ノ廢棄、歸化問題等ニ就テハ、他動的ニ外務省及總督府ニ交渉スルコト

c、社會的

イ、教育

滿鐵沿線附屬地內及ビ隣接地ニ於ケル學校經營ハ從前通リトシ、附屬地外ニシテ交通其他ノ點ヨリ施設可能ノ箇

所ニハ或ハ私學、或ハ私塾ノ形トシ、非公式ニ之ヲ經營又ハ援助ス

地域ニヨリ普通教育ノ外ニ徒弟教育法ヲ加味スルヲ要ス

ロ、衛生

從來滿鐵ガ奥地支那人ノ爲ニ巡回醫療ヲ爲セシヲ、出來得ル限リ回數ヲ多ク、特ニ鮮人部落ヲ目標ニ施行スルコト

地域ニヨリ鮮人醫師ヲ配置スルコト

ハ、文化

諺字新聞、雜誌等ノ補助、其他適宜文化施設

ニ、救濟

(1)風水旱害等ニ於ケル救濟(地域的考慮ヲ要ス)

(2)必要ニ應ジ鐵道運賃ノ減免

(3)滿鐵ノ鮮人採用ニツキ留意スルコト

所ニヨリテハ支那人ノ代リニ朝鮮人ヲ普通勞働者ニ採用スルコト

(4)農家ノ副業及ビ一般授産事業ノ研究ト實行トヲ要ス

d、經濟的

從來滿鐵ハ東亞勸業ヲシテ其ノ商租土地ヲ小作セシメ、鮮農ニ金融シ、又鮮人移住ノ爲土地買收ヲ行ツテ居タガ

イ、土地買收

ニ就テハ現在ノ狀態ニ於テハ、進ンデ買收スルコトヲ避ケ、從來買收セル土地ヲ完全ニ整理シ、之ヲ如何ニ利用スルカヲ攻究スルヲ以テ急務トス。例ヘバ間島ニ於ケル土地ノ如キ、敦化附近ニ於ケル買收地ノ如キ、數ヘ來ラバ猶多々アルベク、之ヲ整理シテ、ソコニ鮮農ヲ移植スルニ努ムルヲ要ス。勿論ソハ滿鐵自身之ヲ施行スルニハ非ラズシテ、東亞勸業等ノ機關ヲシテ管掌セシム。

於將來土地ヲ買收スル必要アル場合ニハ、或ハ支那側有力者ト結ブ等ノ便法等モアレド、ソハ特殊的ノ方法ニシテ一般ニハ行ヒ難シ、一般ニハ東亞勸業等ヲシテ東拓ノ例ニ倣ヒ、支那人地主ニ金融シ、擔保流レノ形式ニヨリテ、支那側ノ諒解ノ下ニ合法的ニ所有權ヲ獲得スルカ、歸化鮮人ヲシテ買收セシム

但シ遼寧省ト吉林省トハ省政府ノ主義方針モ違ヒ、殊ニ間島ハ間島條約ニ準據シ得ル點モアレバ、之等ヲ考慮スルト共ニ支那側ノ鮮人壓迫ノ口實トナラザル程度ニ合法的ニ處理スルヲ要ス。

ロ、金融

東亞勸業等ヲシテ團体ヲ目標ニ金融セシムルコトハ從前ノ通リトシ、他面或ハ「契」ヲ利用シ、同鄉關係、氏族關係、或ハ「糧棧」式金融機關ヲ設置シ、又鮮人經營ノ精米所等ヲモ助

成ス。但シ右施設ハ滿鐵ガ從來在滿邦人ニ對スル産業助成ノ程度トス

八、人物

以上ノ施設ヲ爲スニハ金ニ次イデ人物ヲ要ス。例ヘバ

1、鮮人指導ノ中心トナル善良ナル鮮人ノ養成

2、鮮人指導ノ任ニ當ル日本人ノ適任者ヲ選定スルニ留意スル事

二、團体

ロニ述ベシガ如キ經濟的團体ヲ指導助長スルコト

（昭和五、四、二五打字）

本書發送先　副總裁、地方部長、文書課長、情報課長、業務課長、臨時經濟調查委員會委員長、調查課長、興業部長、撫順炭礦庶務課長、各地方事務所長　宛

四地第三四一號

四平街地方事務所長

昭和五年六月七日

地方部長殿

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ移動情況報告ノ件

首題ノ件昭和四年度下半期分別紙ノ通報告ス

二、附屬地居住者戶口ノ移動及其ノ趨移情況

(イ)戶數

（全管內）

區別		今期調査期末現在 實數	今期調査期末現在 比率	前期調査期末現在 實數	前期調査期末現在 比率	前年同期調査期末現在 實數	前年同期調査期末現在 比率	增減 前期比較	增減 前年同期比較
日本人	滿鐵社員	六〇五	一九、九	五五一	一八、八	五三五	一八、六	(+)五四	(+)七〇
	官公吏	一二九	三、〇	九〇 △一	三、一 |	八九 △一	三、〇 |	(+)三九	(+)四〇
	其ノ他	三三二 △九〇	一〇、九 四、二	三八五 △七〇	一三、一 二、六	四〇九 △六六	一四、二 二、三	(+)五三 (+)二〇	(-)七七 (+)二四
	小計	一、一五六	三八、〇	一、一〇一	三七、六	一、一〇〇	三八、〇	(+)五五	(+)五六
中國人	滿鐵社員	三四七	一一、五	三一七	一〇、八	二九〇	一〇、一	(+)三〇	(+)五七
	官公吏	二三	〇、七	二三	〇、七	二三	〇、八	|	|
	其ノ他	一、四九七	四九、五	一、四八七	五〇、七	一、四五一	五〇、一	(+)一〇	(+)四六
	小計	一、八六七	六二、〇	一、八二七	六二、四	一、七六四	六一、九	(+)四〇	(+)一〇三
其ノ他外國人		二	|	二	|	一	|	|	(+)一
計		三、〇二五	一〇〇%	二、九三〇	一〇〇%	二、八六五	一〇〇%	(+)九五	(+)一六〇

(ロ) 人口 （全管内）

區別		今期調査期末現在 實數	今期調査期末現在 比率	前期調査期末現在 實數	前期調査期末現在 比率	前年同期調査期末現在 實數	前年同期調査期末現在 比率	增減 前期比較	增減 前年同期比較
日本人	滿鐵社員	二、〇六八	一二、六	二、〇一〇	一二、四	一、九八四	一二、七	(十)五八	(十)八四
	官公吏	四二一 △二	三、二 —	三二四 △二	二、〇 —	二九三 —	一、八 —	(十)九七	(十)一二八
	其ノ他	一、五七二 △四四二	九、六 二、二	一、五七七 △三五三	九、七 二、一	一、五〇九 △三二三	九、七 二、〇	(十)五 (十)八九	(十)六三 (十)一一九
	小計	四、五〇五	二七、六	四、二六六	二六、五	四、一〇九	二六、四	(十)二三九	(十)三九六
中國人	滿鐵社員	一、二一七	七、五	一、一四五	七、一	一、一二六	七、二	(十)七二	(十)九一
	官公吏	六二	〇、四	五八	〇、五	一〇六	〇、六	(十)四	(一)四四
	其ノ他	一〇、五一六	六四、五	一〇、五九三	六五、七	一〇、一六二	六五、二	(十)七七	(十)三五四
	小計	一一、七九五	七二、四	一一、八三六	七三、三	一一、三九四	七三、五	(一)四一	(十)四〇一
其ノ他外國人		二	—	六	〇、二	三	〇、一	(一)四	(一)三
計		一六、三〇二	一〇〇%	一六、一〇八	一〇〇%	一五、五〇六	一〇〇%	(十)一九四	(十)七九五

說明　朝鮮人ノ增加ハ各附屬地背後地居住ノ農民カ多期間附屬地內ニ移住セルカ爲ナリ

外國人ハ英國人加奈太生レノ宣敎師ナリ

三、公賃及手數料其ノ他各種課金賦課徵收並給水料及土地建物貸付料收納成績上ヨリ觀タル附屬地居住者私經濟ノ遷移情況

(イ)戶數割

區別	今期末	前期末	前年同期末	前期比較增減	前年同期比較增減
賦課額	二三、三六七 五八	二〇、二三一 二九	三九、三一六 九六	(+)三、一三六 二九	—
徵收濟額	二一、三一九 五九	一九、七四六 八七	三七、四七三 八三	(+)一、五七二 七二	—
滯納額	一、六一六 三六	四八四 四二	一、四八六 五八	(+)一、一三一 九四	—
減免(缺損)處分額	四三一 六三	—	三五六 五五	—	—

說明　前年同期末ハ昭和三年度ノ全額ヲ示シタルタメ比較シ得ス省略ス

七、料理店營業者及民衆娯樂場經營者ノ業績ノ概況

區別		本期間 戸數	本期間 賣上高	前期間 戸數	前期間 賣上高	前年同期間 戸數	前年同期間 賣上高	増減 前期比較	増減 前年同期比較
料理店	日本人	一〇	金 八二、七九一 圓	一〇	八九、四三七	一一	八三、四一五	(一)六、六四六	(一)六、二一四
	鮮人	二	三、三二〇	三	四、二八九	三	三、九八九	(一)九六九	(一)六六九
	支那人	一〇	大洋 二八、五八五 元	一〇	二四、六〇〇	一〇	小洋 六六、〇一八	(十)三、九八五	(十)比較不能
娯樂場	劇場	一	金 一、三八〇	一	一、二九〇	一	一、一二五	一〇	(十)二五五
俱樂部	滿鐵俱樂部	一	一、一四三	一	七七六	一	一、一二五	(十)三六七	(十)二八

說明　日支人共生活必需品カ下落シタルト勞働者過多ノ割合ニ事業閑散期ニ當リ居タル關係上一割三分方自然ニ低下シタルモノナルカ下期ヨリハ幾分値上ケサルヘキハ例年ノ通免レサル所ナリ

47
14-1

受付
5.6.10.
農務課

東亞勸業株式會社

發第三四七號

五考三〇第四七號（四、一）

昭和五年十月九日

東亞勸業株式會社
專務取締役　花井脩治

南滿洲鐵道株式會社
興業部農務課長　松島鑑殿

間島買收土地ニ關スル件

拜啓陳者朝鮮總督府ヨリ首題ノ件ニ關シ別紙ノ通申越有之候處管理經營ノ方途相立候ヘハ至極結構ノコトトモ被存候得共本土地ハ御社ニ御引繼可致コトニ相成居候爲總督府ヘハ差當リ回答差控ヘ居候次第ニ有之右御含被成下本件可然御考慮相煩置度此段得貴意候

敬具

官秘第二六號

昭和五年五月二十八日

朝鮮總督府官房外事課長穗積眞六郎

奉天
東亞勸業株式會社
專務取締役 吉植庄三殿

間島買收土地ニ關スル件

昭和三年以來貴社カ間島ニ於テ買收シタル土地ノ利用方法ニ關シテハ目下熟計畫中ノコトトハ存スル次第ナルカ客年末以來在露鮮人ノ間島琿春方面ニ引揚ケ來タレルモノ多數ニ上リ中ニハ全地方ニ於テ未墾地ヲ開墾シテ農業ニ從事セムトスルモノアル旨ノ情報モ有之ヲ以テ此際貴社買收地ノ利用方法トシテ此等引揚鮮人ニ對シ長期年賦讓與ノ方法ヲ講シ之レヲ收容シ生活ヲ安定セシムルコトヲ得ハ土地買收ノ目的ニモ合致スルモノトモ思惟セラルル次第ニ付何分ノ御研究相煩シタシ

東亞勸業株式會社

3

5.6.11

回議箋

回議 第 號

(乙號)

番號	興業部長
第四八四號	豊田郎

昭和5年6月11日起案

昭和 年6月12日決裁發送

所屬課所

主任

擔任者

興、庶務課長

件名 間島買收土地ニ関スル件

豊田

東亞勧業株式會社 豊田郎 殿

南滿洲鐵道株式會社

(4 9. 堀内納)

(罫紙 1 號)

出張

六月五日附發第二四七號御照會ニ
係ル東[illegible]保存節約ノ件了承[illegible]
收但ノ引継ニ付確定次第利用
經理方法ニ関シ[illegible]協議
中山炭ニ付テハ大連倉國下撫鐵ノ向
ニ対シ利用經理方ニ付協議中
ニ有之經理今未タ確定致シ居ラズ
[illegible]引続キ照會[illegible]
[illegible]

南滿洲鐵道株式會社

收 五考三〇第四七號三ノ四

考査課長

發第三八〇號ノ二

昭和五年六月十六日

東亜勧業株式會社

滿鉄考査課御中

謹啓兼テ御高配相蒙リ候東北三省ニ於ケル昭和四年度水田作付面積及収穫高並朝鮮人戸数集計致候處別冊ノ通ニツキ御參考迄ニ御送付申上候也

5.7.1 考査課

水田作付面積及收穫高並朝鮮人戸數表（昭和四年度）

省別	作付面積（町）		水稻收穫高		朝鮮人戸數	人口 男	人口 女	人口 計
遼寧省	三六、六六二	三〇	六四三、二六四	四〇	二三、四八五	六九、二二五	六〇、八四九	一三〇、〇七四
吉林省	二七、四六五	三〇	六一二、八七三	八二	七八、四一九	二三二、六九九	一九七、九〇七	四三〇、六〇六 間島（三八〇、五六一）
黒龍江省	四、七二一	七〇	一一八、三二〇	〇〇	二、一一二	五、七一一	三、四三七	九、一四八
計	六八、八四九	三〇	一、三七四、四五八	二二	一〇四、〇一六	三〇七、六三五	二六二、一九三	五六九、八二八 間島（三八〇、五六一）

備考

一、本表各領事館ノ調査ヲ集計シタルモノナリ

各年度比較對照表

年度別／区分	作付面積	収穫高	戸数	人口
元年	四三、二六三、四一町	六九四、八九三、八九石	九七、五九四戸	五四二、八六九人
二年	五七、二一六、二四	一、一七三、七三五、四〇	九五、一三七	五三八、七一七
對前年度増減	＋一三、九五二、八三	＋四七八、八四一、五一	－二、四六七	－四、一五二
三年	六八、六六八、七六	一、三二九、一〇〇、二九	一〇四、三三五	五八〇、二八五
對前年度増減	＋一一、四五二、五二	＋一五五、三六四、八九	＋九、二〇八	＋四一、五六八
四年	六八、四九九、二二	一、三七四、四五八	一〇四、〇一六	五六九、八二八
對前年度増減	－一六九、五四	＋四五、三五六、九三	－三一九	－一〇、四五七

縣名＼區分	作付面積（町）		水稲收穫高（石）		反當收量（石）	朝鮮人戸數（戸）	人口 男	人口 女	人口 計
遼寧省 瀋陽	二、三七五	〇〇	四五、七一四	〇〇	一.九〇	一、四四八	三、三七五	三、七二三	七、〇九八
新民	一、四四二	〇〇	一八、三一八	〇〇	一.三〇	五四二	八八六	八〇六	一、六九二
撫順	一、三四一	〇〇	一七、八八八	〇〇	一.三〇	八三一	二、二二八	一、七八一	四、〇〇九
本溪	三五	〇〇	七〇二	〇〇	二.〇〇	一六三	五四〇	四三〇	九七〇
彰武	三六三	六〇	四、八四五	六〇	一.三三	五七	一六七	一三〇	二九七
通化	三、九〇九	〇〇	七七、八三六	〇〇	二.二〇	一、五七九	四、四一二	四、〇三六	八、四四八
興京	三、八二七	〇〇	七七、六一四	〇〇	二.〇〇	二、七八二	一〇、九二九	九、七二五	二〇、六五四
桓仁	五、一四八	〇〇	一一〇、一〇六	〇〇	二.一〇	一、六六三	五、一三三	四、七三七	九、八七〇
鐵嶺	一、一四〇	〇〇	一四、八〇〇	〇〇	一.二九	三五一	一、〇三一	八八六	一、九一七
開原	三、一三二	〇〇	一五、二七〇	〇〇	四八	五三八	一、五一九	一、三三〇	二、八四九
康平	一四〇	〇〇	五〇〇	〇〇	三四	二四	七九	五七	一三六

海龍	八三七 〇〇	一六、七四二 〇〇	二 〇〇	四一〇	一、二四九	一、〇四一	二、二九〇
柳河	五、一四三 〇〇	一〇二、六五八 〇〇	二 〇〇	[illegible]	四、四七九	三、六五〇	八、一二九
金川	六八六 〇〇	一三、七三〇 〇〇	二 〇〇	[illegible]	六、三一	五九六	一、三二七
輝南	三三六 〇〇	六七二 〇〇	二五	一二八	四一七	三四〇	七五七
清原	五八七 〇〇	三、六四八 〇〇	二一〇	九二	一、〇七一	八四二	一、九一四
法庫	一五 〇〇	四五 〇〇	三〇	七	二三	一五	三八
昌圖				一	三	二	五
安東	六九三 一〇	一九、八九二 〇〇	二 八七	六九四三	五、一四八	四、四〇一	九、五四九
鳳城	四七三 八〇	一〇、四五 〇〇	二 一二	五七〇	一、九〇一	一、七三六	三、六三七
莊河	七 九〇	二三四 〇〇	二 九七	八	一五	二八	四三
岫巖	二八 一〇	一八 〇〇	六七	一八	五〇	五二	一〇二
寬甸	五四七 六〇	一四、六七六 〇〇	二 六八	一、七五八	五、三三二	四、八六二	一〇、〇九四
輯安	一、一八八 六〇	二六、一四九 〇〇	二 二〇	二、八七三	七、七九九	七、〇三九	一四、八三八

臨江	一一	五〇	三四五	〇〇	三	〇〇	二三一	七四八	四七二	一、三二〇
長白	七五	〇〇	二、三〇九	〇〇	三	〇七	二、〇六九	五、九〇三	五、〇二五	一〇、九二八
遼陽	六三	〇〇	九四四	〇〇	一	五〇	一〇	三五	三八	七三
遼中	九〇	〇〇	、		、		六	二〇	一三	三三
營口	一六六	〇〇	四、一八〇	〇〇	二	二〇	一四六	四二六	三九〇	八一六
海城	一八三	六〇	四、五三九	〇〇	二	四〇	一四	一七五	一九六	三七一
復縣	、		、		、		一八	三九	三二	七一
蓋平	、		、		、		一	二	三	五
錦西	三六	〇〇	二七〇			七〇	五	一三	六	一九
錦縣	、		、		、		五	一〇	一〇	二〇
洮南	九三六	〇〇	一、九二〇	〇〇		二〇	九六	二八六	二二六	五一二
洮安	一四四	〇〇	七六八	〇〇		五三	三二	八七	七二	一五九
突泉	二五二	〇〇	二、六八八	〇〇	一	〇六	三七	一〇四	八五	一八九

通遼	二三四	〇〇	一、六八〇四	八〇		六七	一一一	三〇六	二四八	五五四
綏東	三四八	〇〇	一、一一三	六〇		三六	一〇四	二七八	二三五	五三三
天山	五〇四	〇〇	三、一三四	四〇	二	〇〇	一一六	二六一	二〇二	四六三
西豐	一三二	一〇	五、四九五	〇〇	四	一六	三七九	一、〇三五	九六九	二、〇〇四
西安	四六	〇〇	一、九一三	〇〇	四	一六	一三一	三九四	三二二	七一六
東豐	二五	二〇	一、四六八	〇〇	四	一六	九八	二八六	二三九	五二五
計	三六、六六二	三〇	六四三、二六四	四〇			二三、四八五	六九、三三五	六〇、八四九	一三〇、〇七四
吉林省										
長春	二一三	六〇	八、二三〇	四〇	三	八〇	一三二	三六九	一五九	五二八
伊通	五一三	〇〇	一六、三八七	二〇	三	一九	二〇五	五一九	四六七	九八六
懷德	四二〇	〇〇	[illegible]	〇〇	三	〇〇	七一	一六二	九四	二五六
德惠	四八	〇〇	一、〇八〇	〇〇	二	二五	三四	七〇	八四	一五四
梨樹	三六	〇〇	一、〇八〇	〇〇	三	〇〇	五三	一七五	七四	二四九

農安	三〇	〇〇	一、一七〇	〇〇	三	九〇	一三	三九	三〇	六、九
長嶺	九〇	〇〇	三、五一〇	〇〇	三	九〇	四〇	一三三	一一〇	二四三
延吉	七、三三四	五〇	一四七、五〇六	〇〇	二	〇四	三四、九八五	一〇三、六六一	九〇、四五四	一六四、一一五
和龍	一、〇一二	一〇	一八、九一三	〇〇	一	九〇	一六、七九六	五三、二八三	四七、〇六一	一〇〇、三四四
汪清	一、八六八	二〇	三一、六六七	〇〇	一	七〇	七、二〇四	一九、七三七	一七、四一三	三七、一五〇
琿春	一、〇六二	四〇	二一、五三七	〇〇	二	〇三	八、六六九	二六、三六八	二三、五八四	四九、九五二
濱江	四〇	〇〇	三、七八〇	〇〇	二	七〇	四八〇	九七七	八五五	一、八三二
雙城	二一八	四〇	五、八九七	〇〇	二	七〇	一五六	四七三	二五二	七二五
扶餘	三九〇	六〇	九、七六五	〇〇	二	五〇	二七九	八六三	四七二	一、三三五
榆樹	二九八	二〇	八、〇五一	〇〇	二	七〇	二一三	六〇九	三九〇	一、〇〇一
阿城	六四六	八〇	一七、四六四	〇〇	二	六〇	四六二	一、一四七	六七三	一、八一五
五常	一九〇	四〇	四、九五〇	〇〇	二	七〇	一三六	四五五	二一一	六六六
珠河	四〇六	〇〇	一〇、九六二	〇〇	二	六〇	二九〇	八一二	五三〇	一、三四二

同賓	二〇三	〇〇	五、二七八	〇〇	二	六〇	一四五	四四〇	二八八	七二八
葦河	一三八	六〇	三、六〇四	〇〇	二	六〇	九九	三二一	一五六	四七七
寧安	一、六二四	〇〇	四、〇六〇	〇〇	二	五〇	一、一六〇	三、三九六	二、〇八一	五、四七七
穆稜	四二七	〇〇	一〇、六七五	〇〇	二	五〇	三〇五	九二〇	六〇九	一、五二九
東寧	八一七	六〇	二〇、四〇〇	〇〇	二	五〇	五八四	一、六一八	一、二五三	二、八七一
賓	三四一	六〇	八、八八二	〇〇	二	六〇	二四四	七〇五	四五六	一、一六一
方正	九八	〇〇	六、二五四	〇〇	二	三〇	七〇	二二三	一三三	三五六
依蘭	一三八	六〇	三、一八八	〇〇	二	三〇	九九	三三一	一七五	四九六
樺川	三九	二〇	七八	〇〇	二	〇〇	二八	八〇	六二	一四二
富錦	四三	四〇	八六	〇〇	二	一〇	三一	九四	六三	一五七
綏遠	九一五	六〇	一、二二八	〇〇	二	一〇	六五五	一、八四五	一、一五二	二、九九七
饒河	六四九	六〇	三、六四二	〇〇	二	一〇	四六四	一、四一五	五一五	一、九三〇
虎林	一一九	〇〇	二、四九九	〇〇	二	一〇	八五	二〇〇	一〇一	三〇一

黑龍江省

密山	二二八	二〇	四、七九二	〇〇	二	一〇	一六三	四一二	三四七	七一九
勃利	一六八	〇〇	三、五二八	〇〇	二	一〇	一二〇	二八一	三一八	六九九
宝清	|		|		|		二八	一〇〇	四〇	一四〇
吉林	八一三	八〇	二三、〇一九	五二	二	七七	四三六	一、一〇五	七五一	一、八五六
樺甸	一、四七〇	四〇	三九、四二二	〇八	二	六八	八四六	一、八一二	一、三二〇	三、一三二
盤石	一、一二七	〇〇	三三、五三〇	〇〇	二	九八	六一六	一、三一六	一、〇四五	二、三六一
穆稜	一、三六九	〇〇	三七、八八八	〇〇	二	六七	七八五	二、七二五	一、六七七	四、四〇二
敦化	一、二一五	一〇	三三、四一七	九八	二	七五	六三一	一、九四九	一、五一三	三、四六二
舒蘭	二七六	〇〇	七、一六一	六〇	二	五九	一二〇	三二五	二四三	五六八
濛江	一一六	二〇	三、一一四	八八	二	六八	三三八	八〇一	五〇一	一、三〇二
雙陽	三一八	二〇	八、四七六	一六	二	六六	一四九	三四八	二三三	五八一
計	二七、四六五	三〇	六二、八七三	八二			七八、四一九	三三二、六九九	一九七、九〇七	四三〇、六〇六

雅魯	龍江	安達	肇東	青岡	景星	泰来	木蘭	慶城	綏化	望奎	綏楞	海倫
三二四	一四	,	,	五〇	一八七	一、〇六二	三八八	一七二	,	,	一四	一四
〇〇	四〇			四〇	二〇	二〇	八〇	八〇			四〇	四〇
六、七五〇	三〇〇	,	,	一、〇五〇	三、九〇〇	四三、五〇〇	八、一〇〇	二、二五〇	,	,	三〇〇	三〇〇
〇〇	〇〇			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			〇〇	〇〇
二	二	,	,	二	二	四	二	一	,	,	二	二
〇〇	〇八			〇八	〇八	一〇	〇八	三〇			〇八	〇八
一六二	七二	一五	五	一〇〇	七六	二二三	二八〇	五三	二	二	六	七
三三六	一三七	二五	一〇	三〇八	一五一	四五〇	六三四	一六二	六	七	一八	二〇
二〇六	一二五	二四	一二	一九三	一〇五	三一六	三七六	一〇四	四	四	一〇	一四
五四二	二五二	四九	二二	五〇一	二五六	七六六	一、〇一〇	二六六	一〇	一一	二八	三四

巴彥	四一	四〇	八五五	〇〇	二	〇六	二〇	六〇	四〇	一〇〇
通河	二八三	八〇	五、八五〇	〇〇	二	〇六	一八八	五五一	二八五	八三六
湯原	二八五	八〇	五、九五五	〇〇	二	〇七	一八七	五七六	三一九	八九五
綏稜	一、八四六	一〇	三八、四六〇	〇〇	二	〇八	二八〇	七九〇	四六〇	一、三五〇
蘿北	、		、		、		一五八	四六〇	二八〇	七四〇
烏雲	三六	〇〇	七五〇	〇〇	二	〇八	一六〇	六四〇	三六〇	一、〇〇〇
瑷琿	、		、				六	二〇	一〇	三〇
黑河	、		、				一一〇	三六〇	一九〇	五五〇
計	四、七二一	七〇	一八、三二〇	〇〇			二、一一二	五七一一	三、四三七	九、一四八
總計	六八、八四九	三〇	一三七四、四五八	二二			一〇四、〇一六	三〇七、六三五	二六二、一九三	五六九、八二八

寫發送先　副總裁、文書課長、業務課長、調査課長、資料課長
殖産部長、各地方事務所長、撫順炭礦庶務課長

安地勸第九八號ノ一
昭和五年六月二十五日

安東地方事務所長

地方部長殿

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ移動情況報告ノ件

首題ノ件ニ關シ昭和四年下半期分左記ノ通報告ス

記

一、附屬地居住者私經濟生活ノ消長ト概觀

安東人ノ私經濟生活ハ木材、柞蠶特産物ノ消長ト密接ナ關係ヲ有スル。久シク不況ヲ持續セシ經濟界ハ未曾有ノ銀暴落ニ禍サレテ一層之ヲ悪化セシメ各方面ノ取引上及事業上ニ悪影響ヲ及セリ

愈々結氷期ニ入リ諸工事一段落ヲ告ケ製材工場ノ如キハ殆ント休止狀態ニテ工場ノ煙突ヲ通シテ私經濟生活ノ消長ヲ覗ヘル觀カスル

油房業モ活氣乏シク實物極度ニ細ク引合更ニ振ハス近年稀有ノ閑散振ヲ呈セリ大連市場粕豆トモ大暴落ヲ傳ヘ內地朝鮮トモ買氣一頓挫ヲ來セリ

銀安ニ依ル對內爲替ノ有利ニ依リ日滿輸出貿易ノ促進ヲ豫想サレタルモ事實之ニ反シ金融逼迫ノ爲メ期待セシ程ニナラス却ツテ支那側ノ購買力ノ激減ヲ招キ一般商取引ハ貸倒ヲ慮レ頗ル閑散ノ狀態ナリ

一般ニ緊縮勵行徹底シ邦人側モ消費節約現金取引ヲ勵行シ一ニ資金回轉ノ敏捷ヲ圖リ併セテストツクノ減少ニ努力シ居レリ

三、附屬地居住者ノ戶口ノ移動及其ノ趨勢情況

イ、戶數

區別		今期調査期末現在 實數	比率	前期調査期末現在 實數	比率	前年同期調査期末現在 實數	比率	增減 前期比較	前年同期比較
日本人	滿鐵社員	五〇七	四〇〇	五六九	四四四	七一五	五八二	(−)六二	(−)二〇八
	官公吏	五二九	[illegible]	五〇七	[illegible]	五五六	[illegible]	二二	(−)[illegible]
	其ノ他	三、二五六	[illegible]	三、一八一	[illegible]	三、八九五	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		二、三六〇	[illegible]	二、三九九	[illegible]	二、八九四	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	小計	△一、七一二	[illegible]	△一、六五八	[illegible]	三、九四六	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中國人	滿鐵社員	二二五	[illegible]	二八九	[illegible]	四〇六	[illegible]	(−)[illegible]	[illegible]
	官公吏	五二	[illegible]	五五	[illegible]	五一	[illegible]	(−)[illegible]	一
	其ノ他	八、五〇五	[illegible]	八、二八二	[illegible]	七、八四七	[illegible]	二一	[illegible]
	小計	八、五七八	[illegible]	八、六二四	[illegible]	八、五〇四	[illegible]	(−)四六	[illegible]
其他外國人		五	[illegible]	五	[illegible]	七	[illegible]		(−)二
計		一二、六八五	一〇〇%	一二、八六八	一〇〇%	一三、五七三	一〇〇%	(−)[illegible]	[illegible]

ロ　人口

區別		今期末現在 實數	今期末現在 比率	前期末現在 實數	前期末現在 比率	前年同期末現在 實數	前年同期末現在 比率	增減 前期比	增減 前年同期比
日本人	滿鐵社員	二二、八二二	三八・九	一七、八六六	三〇・六	二三、二一六	四一・五	(+)四、九五六	(+)[illegible]
	官公吏	一〇、七〇二	一八・二	一五、三六九	二四・四	一〇、〇九五	一九・六	(+)[illegible]	(+)[illegible]
	其ノ他	[illegible]	[illegible]	一五、〇八一	二五・八	四一、八七	二三・〇	[illegible]	[illegible]
	小計	一〇、三一二	一七・六	一〇、三三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	(+)[illegible]	[illegible]
		△八二六七	一七・八	△六〇一六	[illegible]	△[illegible]八七	[illegible]	△[illegible]	△[illegible]
中國人	滿鐵社員	八七九	一・五	一〇〇七	一・七	一、三六二	二・〇	(+)[illegible]	(+)[illegible]
	官公吏	一八九	〇・三	二三一	〇・四	一三九	〇・三	(+)[illegible]	(+)[illegible]
	其ノ他	三八、八六〇	六四・二	三八、八七五	六六・三	三六、八七七	六六・〇	[illegible]	[illegible]
	小計	三九、九二八	六八・五	四〇、一二一	六七・四	三八、三二六	六八・四	(+)[illegible]	(+)[illegible]
其他外國人		九	〇・一	八	〇・一	一八	〇・〇	[illegible]	[illegible]
計		五八、五二一	一〇〇%	五八、五五三	一〇〇%	五五、八四〇	一〇〇%	[illegible]	[illegible]

註　△印ハ朝鮮人ヲ示ス

ハ勞銀　日給　勞賃ハ平均ヲ示ス

職名	日支別	今期末	前期末	前年同期末
大工職	日本人	三、五〇〇圓	三、二〇	三、一〇
	支那人	一、三〇〇	一、六〇	一、[illegible]〇
指物職	日本人	月八〇、〇〇	二、一〇	[illegible]
	支那人	月三五、〇〇	一、五〇	一、五〇
左官職	日本人	四、〇〇	三、六五	三、五五
	支那人	一、五〇	一、九〇	一、八〇
洋服職	日本人	五五、〇〇	二、八五	二、七五
	支那人	三七、〇〇	二、八五	二、七五
靴工	日本人	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇
	支那人	八〇	一、〇五	一、〇五
ペンキ職	日本人	二、八〇	二、七五	二、七五
	支那人	九〇	一、一二	一、一二
活版職	朝鮮人	一、二五	一、七五	一、七五
	支那人	一、〇五	一、二五	一、二五
苦力		小洋五〇	六〇	六〇

本地第四九五號

昭和五年六月三十日

本溪湖地方事務所長

殖産部長
地方部長殿

商工課長

輸出貿易係

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ移動狀況報告ノ件

首題ノ件昭和四年度下半期分左記報告ス

記

一、附屬地居住者ノ私經濟生活ノ消長ノ概況

當地居住者ノ八割ハ煤鐵公司滿鐵及軍隊ノ俸給生活者ニシテ其他ト雖之等ニヨリ生活スル者大部分ヲ占メ居ルカ煤鐵公司、滿鐵軍隊ニテハ移動ナク從テ居住者ノ生活狀態モ殆ト前期ト差異ナキモ緊縮宣傳ノ效ハ顯著ニシテ勤勞者ノ消費ハ節約セラレ一般營業者ハ之カ影響ヲ受ケ加フルニ銀安益々甚シク爲ニ邦商ニ於テ三、〇〇〇圓華商ニ於テ四、〇〇〇圓ノ賣上ケ減ヲ來セリ之カ結果商取引ハ次第ニ圓

滑テ缺キ殊ニ華商ハ賣掛代金未拂ノ爲警察署ヨリ支拂方說諭ヲ受クルモノ多數アリト云フ狀態ナリ一方金融機關ヲ利用セントスルモノアルモ預金增加ニ反シ貸出引締メニ依リ通貨ノ流通力衰ヘ經濟界ニ一層不況化ヲ惹起セシム

三 附屬地居住者ノ戶口移動及狀況

(イ) 戶數

區別		今期末現在 實數	今期末現在 比率	前期末現在 實數	前期末現在 比率	前年同期末現在 實數	前年同期末現在 比率	增減 前期末現在	增減 前年同期末比
日本人	滿鐵社員	四六八	三〇%	四九八	三二%	四二二	三二%	(一)三〇	(十)四六
	官公吏	七九 △一	七%	七五 △二	六%	七三 △二	六%	(十)四	(十)四
	其他	三九二 △八	三一%	三八六 △八	三〇%	四〇二 △一〇	三二%	(十)六	(一)一〇
小計		九三九 △九	六八%	九五九 △一〇	六八%	八九九 △一二	七〇%	(一)二〇	(十)四〇

區別		今期末實數	今期末比率	前期末實數	前期末比率	前年同期末實數	前年同期末比率	增減 現在 前期末	增減 前年同期末比較
中國人	滿鐵社員	一七二	一四%	一九八	一六%	一四六	一一%	(一)二六	(十)二[illegible]
	官公吏	八	〇七%	八	〇六%	九	〇七%		(一)
	其他	一九七	一七%	一六九	一五%	二三三	一八%	(十)二八	(一)三六
	小計	三七七	三二%	三七五	三二%	三八八	三〇%	(十)二	(一)一一
其他外國人									
計		「三一六 △九	100.%	「三三四 △一〇	100%	「二八七 △一一二	100%	(一)一八	(十)二九

(ロ) 人口

區別		今期末實數	今期末比率	前期末實數	前期末比率	前年同期末實數	前年同期末比率	增減 現在 前期末	增減 前年同期末比較
日本人	滿鐵社員	一一〇二	二二%	「一三二	二二%	「〇八一	二三%	(一)三〇	(十)二一
	官公吏	二六三 △三	五%	二五八	五%	二三五 △二	五%	(十)五	(十)二八
	其他	「六五九 △三三	三六%	「七二六 △三二	三六%	「六一〇 △三一	三五%	(一)六七	(十)四九

小計	三、〇二四 △三三	六三%	三、一一六 △三二	六三%	二、九二六 △三三	六三%	(一)九二	(十)九八

中國人	滿鐵社員	三一三	六%	三二〇	六%	三〇八	七%	(一)七	(十)五
	官公吏	三八	〇七%	三五	〇七%	二九	〇六%	(十)三	(十)九
	其他	一、三〇一	三〇%	一、三五八	三一%	一、三一六	二九%	(一)五七	(十)一五
	小計	一、六五二	三七%	一、七一三	三七%	一、六五三	三七%	(一)六一	(一)一
其他外國人									
計		四、六七六 △三三	一〇〇%	四、八二九 △三二	一〇〇%	四、五七九 △三三	一〇〇%	(一)一五三	(十)二九七

前記戸數人口中日本人ハ本溪湖。橋頭、連山關及中間區ノ全管內附屬地及各附屬地隣接地ヲモ含ム

△ハ朝鮮人ヲ示ス

七、料理店營業者ノ業績ノ概況

區別		今期末 營業者數	今期末 金額	前期末 營業者數	前期末 金額	前年同期末 營業者數	前年同期末 金額	前期比較増減 營業者數	前期比較増減 金額	前年同期末比較 營業者數	前年同期末比較 金額
料理店	日本人	四	一五三七九五〇	四	一五一六五一二	四	一二七八八九七	〇	(十)二一四三八	〇	(十)二五九〇五三
	朝鮮人	二	八五六八〇	二	五三三〇〇	二	五三三〇〇	〇	(十)三二三八〇	〇	(十)三二三八〇
	計	六	一六二三六三〇	六	一五六九七一二	六	一三三二一九七		(十)五三九一八		(十)二九一四三三

親展

庶務課長閲了

本書發送先

地方部長（二通）、副總裁、文書課長、涉外課長、業務課長
庶務課長、調査課長、興業部長、撫順炭礦庶務課長、
營口、瓦房店、鐵嶺、本溪湖、開原、安東、四平街、遼陽、
公主嶺、鞍山、長春、大石橋各地方事務所長　宛

奉地商第八一號ノ一

昭和五年六月　日

奉天地方事務所長

地方部長　殿

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ移動狀況報告ノ件

首題ニ關シ昭和四年下半期分左記報告ス

ヤ料理店營業者及民衆娛樂場經營者ノ業績ノ概況

柳町料理店水揚高

柳町ハ奉天附屬地ニ於ケル邦人遊廓ニシテ貸座敷營業者二十四軒料理屋七軒合計三十一軒ヲ有ス

今期水揚高金額ノ詳細ハ未タ纒マラサル爲詳報爲ス能ハスト雖モ一般ニ追々不景氣ニシテ前期水揚高ニ比シ約三割減ナルヘシ遊客モ散財程度減少シ實質主義トナリカフエー其他飲食店ニ於ケル散財カ之レニ代ツテ繁昌シ尚且ツ柳町ノ景氣ハ十間房一流ノ料理店及ヒ朝鮮人料理店ニ吸收セラルルカ如キ感ヲ有ス

十間房料理屋水揚高

月		戸数	藝妓賣揚高		酌婦賣揚高		酒肴料		合計	
十月	日本人	八	一六、七二一	九〇	四三五	〇〇	一〇、四三八	三五	二七、五九五	二五
	朝鮮人	二二			一三、三二一	七五	二、七四六	〇〇	一六、〇六七	七五
十一月	日本人	八	二〇、一一〇	〇七	四三八	〇〇	九、七二六	九五	三〇、二七四	九五
	朝鮮人	二一			一二、九〇六	五二	二、六八二	二七	一五、五八八	七九
十二月	日本人	八	一八、八八〇	五〇	五八二	〇〇	八、五八六	四九	二八、〇四八	九九
	朝鮮人	二〇			一二、五五二	三〇	二、八三八	六八	一五、三九〇	九八
一月	日本人	八	二〇、九六五	〇六	七五八	〇〇	一二、四三八	〇五	三四、一六一	一一
	朝鮮人	二一			一四、七九五	五五	四、〇二五	八〇	一八、八二一	三五
二月	日本人	七	一五、七二五	六〇			七、九八七	九二	二三、七一三	五二
	朝鮮人	二一			八、九六四	五八	四、六八四	二三	一三、六四八	八一
三月	日本人	七	一五、二五〇	一五			八、三七八	〇〇	二三、六二八	一五
	朝鮮人	一九			一二、三八六	九八	三、二九四	三二	一五、六八一	三〇
計	日本人	七	一〇九、六〇五	二八			三六、五七五	七六	一六八、四二二	七四
	朝鮮人	一九			七四、九二七 二一九三	一 四八	二〇、二七一	三〇	九五、一九八	九八

一二、附屬地外隣接地居住者（主トシテ邦人、朝鮮人ヲ含ム）ノ私經濟及其ノ趨移狀況

朝鮮人事情

月別	戸數 市街	戸數 市外	人口 市街 男	人口 市街 女	人口 市外 男	人口 市外 女
一〇	七三四	四、〇九八	三、〇二六	一、七六〇	一一、四一八	九、五六八
一一	七八三	四、一二七	三、一二三	一、八三二	一一、五九五	九、六五一
一二	七九二	三、〇九〇	三、二〇一	一、九二四	八、五四一	七、二八七
一	八一三	二、六五七	三、二一六	一、五三一	八、五六七	七、三五八
二	七九七	三、一二七	三、一七七	一、九一九	八、六一九	七、三五〇
三	七九七	三、一二八	三、一六七	一、九〇四	八、六九二	七、三七五

市街ハ附屬地、十間房、小西關、城内ニ於ケル居住者
市外ハ北陵、呉家荒、公太堡、渾南〝、朝陽鎮、北山城子万面一帶

朝鮮人ノ増加スル原因ハ朝鮮内地ノ生活難ニ追ハレ滿洲ノ耕作有望ナルヲ漠然ト聞キ無智ヨリ起ル憧憬ノ情禁シ難ク何等當ナク渡滿スル者ニシテ一家一族引連レ奉天迄ノ旅費ヲ漸ク工面シテ來ルカ如キ者多シ今二月一日現在ノ戸口數ヲ昨年ニ比較スレハ其ノ増減狀態左ノ如シ（北陵、吳家荒、公太堡、五道溝一帶）

		今年	明年	増加
市街	戸口	五三三	四一八	一一五
	人口	二、六二三	二、〇八七	五三六
市外	戸數	一、三四三	一、一一四	二二九
	人口	六、七一九	五、六一八	一、一〇一

斯クノ如ク鮮人ノ人口増加ニ連レ奉天附近ノ耕作水田田畑範圍狀態ヲ見ルニ昨年度ノ三、八一七天地ニ比シ今年度四、五四一天地ノ増加ハ正ニ之等鮮人ニ依リ開墾セラレタルモノナルヘシ

之等耕作地ト稱スルハ所謂奉天附近北陵、吳家荒、公太堡、五道溝附近一帶ノ鮮人耕作地ニシテ山山城子、朝陽鎮方面ハ含マス尚將來開墾ノ餘地ハ充分アルモノノ如シ

一、昨年ノ水害被害者

昨年七月ニ於ケル非常ナル降雨ノ爲水害トナリ被害甚シカリシ狀態ハ前期報告ニ記載シタル通ナルカ其後ノ處置トシテ被害者三千人以上ニ對スル糊口ヲ繋ク途ハ居留民會カ主トナリ水害救濟會ヲ組織シ領事館其他ニ依賴シテ一般寄附金ヲ募リ春迄ノ食糧ヲ與ヘムトセリ然レ共其寄附金額僅カ壹萬壹千圓ニ達シタノミニシテハ到底斯ク多數ノ被害者ノ食糧ニハ充分ナラス更ニ民會及領事館ハ之等ノ救濟ノ爲朝鮮總督府ニ依賴シ然ルヘク救濟金ノ支出方ヲ相談シタル結果壹萬貳千圓ヲ得ルコトトナリ兎ニ角之等ノ金額ヲ以テ一個月一人當リ一圓二十錢ヲ支給シツツ四月迄糊口ヲ潤スコトトセリ

一、農　民

奉天管内ニ於ケル鮮人農夫ハ約六千人ト稱セラルルカ奉天附近（北陵、呉家荒、公太堡、五道溝）ノ鮮人農夫ハ約四千人ナルヘシ内勧業公司耕作地（一五二六町歩ニ對スル鮮農ハ内二千八百人（戸數五四五戸）ニシテ毎年増加ノ傾向ニアリ

彼等農夫ハ主トシテ支那人所有地ニ小作人トシテ働クモノニシテ地主トハ秋收獲高ヲ切半スルヲ原則トナシツツアルカ毎年人口増加ノ結果耕作地面ノ獲得競爭トナリ切半以下ニテ契約スル傾向ヲ現出セリ尚支那人地主ヨリ借リ受クル勞働資金ハ金利高ク且常ニ搾取セラルル狀態ニアレハ株式會社共源公司ハ之等農民ニ對スル勞資金ヲ貸シ與ヘ援助シツツアリ今年共源公司貸出額ハ四萬四千圓也ト稱セラル

之等農民ノ生活狀態ハ支那人苦力階級ニ等シク常食トシテ粟ヲ食シ其生活費ハ一人平均三圓五十錢乃至四圓位ナリ

一、市街鮮人

市街中ニ居住スル鮮人ハ主トシテ十間房西塔ヲ中心トシテ小西關、城內ニ居住シ尚附屬地ノモノヲ合シテ合計七九七戶ヲ有ス主ナル營業トシテハ製米業、特產業、皮革商、雜貨商、(主トシテ鮮人相手)ゴム靴商、朝鮮料理店等ナルカ何レモ小規模ノモノニシテ小經營者ノミナリ之等鮮人營業者ノ現狀ニ於テハ資金ノ金融ニ便宜ナル機關ナク微々タル存在ヲ辛ウシテ繼續シツツアルノ狀態ナリ

最モ困ルハ農業ノ經驗ナキ勞働者ニシテ常ニ工場、筋肉勞働ハ支那人ノ占有スル處ニシテ求ムルニ職ナク四苦八苦ノ生活ニ呻吟シツツアリ其數目下無慮五六百人ニシテ辛ウシテ日傭人夫トナリ雜務ヲ見付ケツツ當度ナキ生活ニ彷徨シツツアリ

一、勞働組合ノ設立

右ノ如キ狀態ニテ鮮人勞働者ハ常ニ支那人ニ壓迫セラレテ生活ノ不安ヲ來シツツアリ且職業ニアリツクコトサヘ安定ヲ缺ク狀態ニアルニ依リ在奉鮮人有力者李敏應氏(南滿公司ノ出

長地第七四五号

昭和五年七月八日

長春地方事務所長

地方部長殿

次長不在

附属地居住者ノ私経済及移動状況報告ノ件

首題ニ関シ昭和四年下半期分左記ノ通報告ス

記

二、附属地居住者ノ戸数移動及趨勢状態

(一)戸数

長春

121

區別		今期末現在 實數	今期末現在 %	前期末現在 實數	前期末現在 %	前年同期末現在 實數	前年同期末現在 %	增(+)減(-) 前期比較	增(+)減(-) 前年同期比較
日本人	滿鐵社員	一、〇三五	一八						
	官公吏	三九五	七						
	其ノ他	一、〇二六	一六						
	小計	二、四七六	四一	二、四二七	四〇	二、五九八	四二	(+)四九	(+)七八
		△二二九	四	△二一五	四	△二〇五	五	(+)△一六	(+)△二四
中國人	滿鐵社員	四五五	七						
	官公吏	七五	一						
	其ノ他	二、六六八	四五						
	小計	三、一七八	五五	三、二〇四	五三	三、〇一九	五二	(-)二六	(+)一五九
其他外國人		一二九	二	一五九	三	一四六	三	(-)三〇	(-)一七
計		六、〇一二	一〇〇	六、〇〇五	一〇〇	六、七六八	一〇〇	(+)九	(+)二四四

備考

一、△印ハ朝鮮人戸數

二、官公吏中ニハ軍人軍屬ヲ含マス

三、前期及前年同期ハ滿鐵社員官公吏ト内譯セサリシ為比較スルヲ得ス

區別		今期末現在 實數	今期末現在 %	前期末現在 實數	前期末現在 %	前年同期末現在 實數	前年同期末現在 %	増(十)減(一) 前期比較	増(十)減(一) 前年同期比較
日本人	滿鐵社員	四五	一一						
	官公吏	一五	三						
	其ノ他	[illegible]	九						
	小計	九七	二一	八六	一七	八〇	一九	(十)一一	(十)一七
		△四	一	二	四	三	一	(十)二	(十)一
中國人	滿鐵社員	二五	六						
	官公吏	六	一						
	其ノ他	三二一	七一						
	小計	三五二	七八	三六一	七九	三四〇	八〇	(一)九	(十)一二
計		四五三	一〇〇	四四九	一〇〇	四二三	一〇〇	(十)四	(十)三〇

㈠ 人口

長春

區別		今期末現在 實數	今期末現在 %	前期末現在 實數	前期末現在 %	前年同期末現在 實數	前年同期末現在 %	增(+)減(-) 前期比較	增(+)減(-) 前年同期比較
日本人	滿鐵社員	三、一二一	九						
	官公吏	九六一	三						
	其ノ他	[illegible]	一九						
	小計	九、六一五	二八	九、四七六	二八	九、〇九八	二八	(+)一三九	(+)五一七
		△一、〇〇六	三	△九六八	三	△九三二	三	(+)△三八	(+)△七四
中國人	滿鐵社員	一、〇五五	四						
	官公吏	一七五	一						
	其ノ他	二二、二三三	六四						
	小計	二三、四六三	六八	二三、三三三	六八	二二、一九三	六八	(+)一三〇	(+)一、二七〇
外國人		五二三	一	五七九	一	五二三	一	(-)五六	—
計		三四、六〇七	100	三四、三五六	100	三二、七四六	100	(+)二五一	(+)一、八六一

區別		今期末現在 實數	今期末現在 %	前期末現在 實數	前期末現在 %	前年同期末現在 實數	前年同期末現在 %	增(+)減(-) 前期比較	增(+)減(-) 前年同期比較
日本人	滿鐵社員	一四一	四						
	官公吏	五六	二						
	其他	一七一	五						
	小計	三五〇	一一	三三〇	一〇	三〇七	一〇	(+)二〇	(+)四三
		△一五		△一七		△一〇		(-)八	(-)五
中國人	滿鐵社員	八六	三						
	官公吏	二七	一						
	其他	二七二八	八五						
	小計	二八四一	八九	三〇七九	九〇	三〇〇九	九〇	(-)二三八	(-)一六八
計		三二〇六	一〇〇	三四一六	一〇〇	三三二六	一〇〇	(-)二一〇	(-)一二〇

三、公費及手數料其他各種料金賦課徵收並給水料及土地建物貸付料徵收成績上ヨリ觀タル附屬地居住者ノ負擔ノ推移狀況

(一)料金及手數料

表

區別	今期末		前期末		前年同期末		前期比較（十△）		前年同期比較（十△）	
賦課額	六六、九八〇	一四	六五、四八九	二七	六五、四八五	五七	十一、四九〇	八七	十[illegible]	[illegible]
徵收濟額	六六、六〇一	四五	六四、三二一	六六	六四、五二二	九九	十二、二七九	七九	十[illegible]	[illegible]
滯納額	三七二	六九	一、一六七	六一	一、一二五	六二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
缺損處分額	六	〇〇	―		―		十六	〇〇	十六	〇〇

備考

戸數割ニ於テ賦課額增加セルハ資力調査ノ年度ト時季[illegible]戸數增加ニ依ル

堯家屯

區別	今期末		前期末		前年同期末		前期比較（十△）		前年同期比較（十△）	
賦課額	六、三二五	六八	六、三〇〇	〇八	四、〇九五	五六	十二五	六〇	十二、二三〇	一二
徵收濟額	六、一八四	二〇	六、三〇〇	〇八	四、〇九五	五六	△一一五	八八	十二、〇八八	六四
滯納額	―		―		―		―		―	
缺損處分額	―		―		―		―		―	

考査課長

發第四九七號

昭和五年七月八日

東亞勸業株式會社
專務取締役 [illegible]井[illegible]浩

南滿洲鐵道株式會社
考査課長 中山正三郎殿

間島土地問題ノ件

拜啓間島土地問題ハ昨年末ヲ以テ一時全ク終熄致候處今春復々別記買收土地ニ對シ突如國土盜賣問題ヲ惹起シ名義人車斗均ハ遂ニ支那側縣署ニ拘禁セラルルニ至リ去六月九日附延吉縣政府ハ布告ヲ以テ全政府行政審判ノ結果本土地地券ハ之ヲ沒收處分トシ無效ヲ公告シ更ニ新令トシテ銀四千圓ヲ課スル旨ノ判決有之候趣報告ニ接シ候ニ付目下訴願法規定ニヨリ車斗均ヨリ吉林省民政廳ニ對シ單純ナル債務關係ナルコト

ヲ立證シ上訴ノ手續ヲ執ラシメタル上更ニ累ヲ他地ニ及サザル樣極力官邊ノ聯絡ヲ圖ル必要有之目下支那人囑託ヲ該地ニ急行セシメ各方面ノ諒解ヲ圖ルヘク手配中ニ有之候一面該地ハ東拓出張所トモ諒解ヲ得テ本件ハ單純ナル東拓ノ債務關係ニ外ナラサル旨ヲ強固ニ主張シ得ル樣形式ヲ整備致置候モノニ有之候土地權利保全ニ關シテハ多少ノ運動費ヲ要スルモノトシテモ速ニ解決シ他ニ累ヲ及ホササルヲ得策ト被存申候ニ付取急キ事件ノ眞相ヲ闡明ノ上對策ヲ講スルヘク目下夫々手配中ニ有之候間何卒御諒知置賜リ度右不取敢御報告申上候

敬具

買整第六號　記　（車斗均歸化名）

名義人　車衡弼

延吉縣勇智鄉二甲帽山前村

面　積　地券面積三六晌六　實面積一一一晌一一

買收金額　金一〇、〇〇〇、圓〇〇

原地主名　呂發

契約月日　昭和四年八月二十日

認證月日　昭和四年九月十日　（間島日本總領事館）

期　間　三十箇年

地　券　財政部執照　一枚

PDG

買整第八號　　　　　　名義人　車衡弼

位置　延吉縣四區五甲四通溝

面積　地券面積六五晌二　實面積六五晌二

買收價格　金一三、〇〇〇、圓〇〇

原地主名　劉鶴松

契約月日　昭和四年八月二十日

認證月日　昭和四年九月十日（間島總領事館）

期間　三十箇年

地券　財政部執照　一枚

間島東亞勸業會社買收地
踏査及引繼立會報告書

依命小職等昭和五年五月二十五日ヨリ同六月三日迄ノ間間島地方ニ滯在東亞勸業會社ノ買收地現地調査ニ當リ並今回同社ヲ退社セル買收擔當者江種源市郎氏ヨリ同社員井上權藏氏ヘノ事務引繼ニ立會ヒタルニ就キ別冊ノ通リ報告書提出ス

昭和五年七月三十一日

地方部 事務員 杉本吉五郎
地方部地方課 〃 楢岡茂
殖産部農務課 〃 富森金雄

總裁殿

南滿洲鐵道株式會社

(4.12.堀内納)

第一項　視察

第一　視察地ノ範圍

小職等一行ハ五月二十五日間島龍井村到着後東亞勸業側現地引繼ニ立會フヘク種々出發準備ノ手筈ヲ整ヘルト共ニ當時既ニ間島一帶ハ不逞團ノ跋扈跳梁ニ依リ秩序惡化ノ傾向アリシニ鑑ミ一應出先官憲ニ了解打合セノ必要アルヲ認メ早速在龍井總領事館ニ岡田總領事、龍山副領事、相場警察部長等ヲ訪問一行ノ用務ニ付隔意ナキ懇談ヲ重ネタルニ三氏トモ均シク一行ノ奥地視察ハ甚タ時機ヲ得サルモノト爲シ卽チ漸ク沈靜セムトスル土地買收問題ヲ再燃セシムルノミナラス支那側ノ感觸ヲ刺戟スル結果土地名義人ニ對シテモ不尠不安ヲ與ヘ既買收地ノ權利確保ノ上ニモ重大ナル影響ヲ及ホス虞アルヲ注意サレ此際可及的奥

地旅行ハ避ケラレタキ旨申出アリシヲ以テ一行ハ直チニ東亞勸業龍井村駐在所ニ會同、駐在所主務者江種源市郎及渡邊七藏兩氏ノ外同行ノ東亞側派遣員井上權藏氏ト愼重協議ノ上不取敢右我カ出先官憲ノ意向ヲ各別ニ其ノ本社ニ轉電シ之カ指示ヲ受ケルコトトセリ

右指示電報ニ對シ折返シ兩社者ヨリ各々適宜善處スルモ差支ナキ旨ノ回答ニ接シタルヲ以テ再度一行ハ東亞側ト會同、熟議ノ結果可成出先官憲ノ意向ヲ尊重スルコトトシ最善ノ注意ノ下ニ先ツ龍井村ヲ足溜リト爲シ天圖鐵道沿線所在地區五箇所(第二十七號區、第三十四號區、第五號區、第三十三號區、第二十八號區)並龍井村頭道溝街道所在三箇所(第三號區、第三十一號區、第三十七號區)ヲ視察スルコトニ協議セリ

然モ前記八箇所ノ視察終ルヤ否ヤ五月三十日ニハ間島一帶ニ不逞共產匪ノ大暴動突發シ之カ爲第二段ノ潜行法ニ依ル奥地視察計劃モ遂ニ畫餅ニ歸シ遂ニ間島買收地三十八箇所中僅カニ龍井村ヲ中心トスル八箇所ヲ視察シタルノミニテ引揚クルノ已ムナキニ至リシハ甚タ遺憾トスル所ナリ

第二　買收地ノ現狀

(一)各筆地ノ現狀及附圖

土地ノ現狀ト云フモ素ヨリ前陳ノ事情ニ依リ潜行的ニ視察セルモノ從テ現地附近ニ於ケル鮮人ニ付何等聽取ノ機會モ有セサリシ次第ニシテ單ニ買收當事者タル江種氏ノ説明ニ依リ汽車乃至馬車上ヨリ一瞥ヲ加ヘタルニ過キサルモノナリ從テ未踏查ニ係ル本視察地外ニ屬スルモノニ就テハ當時ノ同地方買地擔當員タリシ井上勸業公司員ノ説明ト左記附屬關係圖面ニ依リテ其ノ大体ヲ想見シタルニ過キス

第三號地（所在　延吉縣　守信鄉
　　　　　面積　公簿　一一四五晌　實際　一一二町）

(1) 位置　龍井村ヨリ海蘭河ニ沿ヒ西南ヘ約一里半内外

(2) 地勢　本地區ノ東南約三分ノ二ハ山地ニシテ西北方ニ向ヒ緩傾斜スル外他ハ平坦ナリ

(3) 開墾　全部開墾サレ平地ノ一部分ハ水田ナルモ他ハ全部畑地ナリ

(4) 地味　平地ハ概ネ埴質壤土ニシテ地味良好ナルモ山地ハ粂質土ナレハ地味中等

(5) 耕作物　全部鋤耕シアルモ未タ發芽セス

(6) 交通　龍井ヨリ頭道溝ニ至ル道路本地區ヲ貫通スルヲ以テ交通至便ナリ

(7) 其他　本區平坦地内ニ鮮人家屋二、三十戸内外アリ

第三十一號地（所在　延吉縣四區　東古城子屯
面積　公簿　三三、三晌　實際　三一、六町）

(1) 位置　龍井ノ西南約二里

(2) 地勢　北端ハ龍井頭道溝街道ニ接シ狹長ナル地形ニシテ平地ナリ

(3) 開墾　全部畑地ナリ

(4) 地味　砂質壤土ナルモ概シテ良好

(5) 耕作物　當時未タ春耕サレス昨年ノ包米ノ切株ソノ儘ノ所モアリタリ

(6) 交通　龍井、頭道溝街道ニ接スルヲ以テ交通便利ナリ

(7) 其他　本春來相當降雨アリシカ街道ヲ界スル土堤缺壞シ之カ爲街道ニ沿フ北方地區約二、三町步復砂ノ儘ナルヲ見ル

第三十七號地（所在　延吉縣四區二甲、東古城子屯
面積　公簿　一八晌　實際　一五町九）

(1) 位置　第三十一號地ノ西南約十町内外
(2) 地勢　大体長方形ノ地域ニシテ平坦、南方ノ一部ハ海蘭河ニ沿フ
(3) 開墾　大部分水田ナリ
(4) 地味　壚質壤土ニシテ佳良
(5) 耕作物　一部灌水サレ居ルノミニテ未タ移植セラレス
(6) 交通　龍井頭道溝街道ニ近接シ運搬ノ便大ナリ
(7) 其他　本區ハ大体海蘭河ニ沿フヲ以テ用水ハ至便ナリ

第二十七號地

所在 延吉縣二區
面積 公簿 六二一晌 實際 五三町
學田 三〇 ・ 二一六

(1) 位置 天圖鐵道、朝陽川、銅佛寺兩驛間ノ路中間地區ニ在リ三箇所ニ分在シアルモ各分區トモ相近接ス

(2) 地勢 一般ニ平坦ニシテ本地區ノ北端ハ布爾哈通河沿ノ楊柳繁茂地ニ境ス尚鐵道ハ本地區ヲ東西ニ貫通ス

(3) 開墾 大部分ハ畑地ニシテ北部地區ニ約一町内外ノ水田アリ

(4) 地味 此ノ附近一帶ハ砂質壤土ニシテ地味一般ニ良好ナリ

(5) 耕作物 鋤耕シアルモ作物未タ發芽ノ域ニ達セス

(6) 交通 本區ハ吉林街道ニ接スルヲ以テ交通ノ點ハ至便ナリ

(7) 其他 河沿附近ノ一部ハ布爾哈通河ノ增水如何ニ依リテハ時ニ浸水アルヤモ保シ難シ

尚本地區ニハ鮮人家屋五、六戸見エタリ

第三十四號地（所在 延吉縣二區一甲 馬鹿溝屯
面積 公簿 三二晌八 實際二四町七）

(1) 位置 天圖鐵道、銅佛寺驛ヨリ東方鐵路ニ沿ヒ約半里內外ノ地點ニアリ

(2) 地勢 地形狹長、全面積ノ約三分ノ二ヲ占ムル北方地區ハ概ネ平坦ナルモ南方地區ハ一部丘陵ヲ成ス鐵道ハ北方地區ヲ横斷シ線路北約二町內外ニシテ布爾哈通河ニ達スヘシ河沿ニハ倭少ナル楊柳繁茂シ河岸ハ斷崖トナル

(3) 開墾 大部分畑地ニシテ南方丘陵地ニハ雜木粗生スルヲ見ル

(4) 地味 北部地區ハ砂質壤土ニシテ地味佳良ナリ

(5) 耕作物 全部勤耕シアルモ發芽ニ至ラス

(6) 交通 吉林街道ニ近接シ便利ナリ

第五號區（所在 延吉縣尙義郡三甲大簸箕溝
面積 公簿一二四晌六 實際一八〇町）

第三十三號區（所在 全右
面積 公簿 二二晌八五 實際二〇町）

前記兩地區ハ一團ヲ爲スヲ以テ便宜上一括記述スル

(1)位置 銅沸寺驛ヨリ西北約一里内外ノ所ニ在リ第三十三號地ハ線路ノ北側ニ又第五號地ハ其ノ一部線路ノ北側ニアルモ大部分ハ線路ノ南方ニ在リ

(2)地形 線路北方地區ハ平坦ナルモ南方地區ハ緩漫ナル丘陵地ナリ

(3)開墾 全部開墾地ニシテ畑地ナリ

(4)地味 線路附近ヲ見ルニ大体砂質壤土ニシテ地味中等

(5)耕作物 未タ發芽ニ至ラス

(6)交通 吉林街道ニ接スルヲ以テ交通運搬ハ便利ナリ

第二十八號地（所在 延吉縣老頭溝
面積 公簿 一三晌 實際 三五〇町）

(1) 位置 天圖鐵道ノ終端驛タル老頭溝ヨリ西方約二、三町布爾哈通河ノ右岸ニ沿フ地點ニ在リ

(2) 地勢 東方ニ向フ傾斜地ニシテ上部山頂ニ近キ部分ハ相當傾斜アルモ中部以下ハ緩傾斜ヲ成シ開墾ニ差支ナシ尤モ下緣ハ布爾哈通河ニ臨ミテ諸處斷崖ヲ爲ス

(3) 開墾 下緣一帶ニハ雜木多少繁茂シ且中部地域ハ點々ト開墾サレ畑地トナレルヲ見ルモ他ハ雜草密生スル未墾地ナリ

(4) 地味 表土多少薄過キルモ開墾當初ナラハ地味ハ比較的可ナラム

(5) 耕作物 不明

(6) 交通 老頭溝市街ヲ目ノ前ニ控ヘ極メテ至便ナリ

(7) 其他 本地區ハ一帶高燥地ナレハ開墾後時ニ多少ノ旱害ヲ受クルコトヲ免レサルヘシ

(二) 一般經營價値

今回視察セル以上八箇所ノ土地面積ヲ總括スレハ大約七八七町歩ニシテ間島ニ於ケル買收土地總面積七、二〇九町歩ノ約一割強ニ過キサルモ現ニ畑乃至水田トシテ利用サルル面積ハ四五三町歩ニ達スルヲ以テ之ヲ買收土地總利用面積一、三一七町歩ニ對比スレハ正ニ其ノ三四%ヲ占ムル關係ニアリ然モ之等土地中第二十八號地ヲ除ケハ他ハ總テ既墾地ニシテ布爾哈通河及海蘭河中下流ニ沿フ平地乃至緩漫ナル丘陵地ナリ之カ土質ヲ見ルモ大部分砂質壤土ナルカ埴質壤土ナルヲ以テ農耕地トシテハ當間島地方ニ關スル限リ有數地點ヲ占ムルモノト認メラル

次ニ之ヲ交通運輸上ヨリ觀ルニ海蘭河流域所在土地ハ龍井頭道溝街道ニ沿ヒ又布爾哈通河流域所在土地ハ現ニ天圖輕便鐵路ニ依リ貫通横

斷セラルル箇所多ク且延吉、吉林間ノ大街道ニ近接スルノミナラス更ニ販路關係ヨリスルモ前者ハ概ネ一里半乃至二里內外ニシテ龍井村市場ニ到ルヘク後者ハ天圖鐵道、老頭溝、銅佛寺、朝陽川各驛及ヒ支那側中心市場タル大延吉（局子街）ヲ間近カニ控ユルヲ以テ極メテ至便有利ノ地點ニアリ從テ以上ヲ以テスレハ龍井村西三里ナル東盛湧地方買收地（第六號、第九號及第十一號區）ト共ニ本件買收土地三十八箇所中恐ラクハ第一位ヲ占ムルモノナラムカ尤モ之ヲ管理上ヨリ觀ルトキハ土地所在ソノモノカ集團的ナラサルカ故ニ多少ノ不便不利ハ固ヨリ免レサルヘキモ均シク本件買收地中ニ在リテモ奥地一帶卽明月溝、倒木溝並蛤蟆塘方面ノ買收地ニ比較スレハ猶有利ノ地點ニ在ルモノト考ヘラル試ミニ其ノ面積ニ付キテ見ルモ一〇〇町歩以上ノモノ三筆、五

〇町歩以上ノモノ一筆、二〇町歩以上ノモノ三筆、二〇町歩以下ノモノ一筆ナルヲ以テ之カ經營ヲ鮮人小作ニ附スルニ於テハ必スシモ狹少過キルモノニアラサルヘク且其ノ管理經營方法ニシテ宜敷キヲ得ハ採算可能ナルモノト思料セラル

第三　買收地價格ニ就テ

買收地ハ大体既墾地及未墾地ノ二種ニ大別スルコトヲ得ヘシ而シテ既墾地中ニモ亦水田アリ陸田アリテ多少ノ雜種地ヲ包含スルヲ以テ一概ニハ之ヲ類別シ難キニ似タルモ然レトモ初ヨリ全然此等ノ土地ヲ含マサル純然タル未墾地（荒地）ノミヲ買入タルモノアルヲ以テ此等ニ就テハ價格ノ考察上之ヲ他ノ既墾地ト區別シテ考フルヲ至當ト思爲ス而シテ更ニ買收價格ニ就テモ純然タル土地ノ代金トシテ支拂ハレタルモノト買收ノ爲ニ要シタリシ例セハ買收名義ノ書替料及特定名義人ヲ利用シタルカ爲ノ名義料並買收仲介人ニ對シテ支拂フヘキ仲介料ノ如キモ買收ノ爲ニ要スル必須ノ諸掛リナルヲ以テ寧ロ之ヲ買收地價中ニ一括算入シテ計上スルヲ至當トス依テ此ノ前提ニ依リテ兩者ヲ對照比較ス

ルニ左ノ如シ

	買收面積	土地代金	諸掛	計
既墾地	三、九二一町	三五〇、九六五圓	九三、四二七圓六四	四四四、三九二圓六四
未墾地	三、二八八町	一四二、五〇〇	一六、五七二、三〇	一五九、〇七二、三〇
計	七、二〇九町	四九三、四六五	一〇九、九九九、九四	六〇三、四六四、九四

右ニ依リ段別當リ價格ヲ算出スルニ左ノ如シ

既墾地一段ニ付	八圓九五六	二圓三八五	一一圓三四一
未墾地一段ニ付	四、三三三	〇、五〇四	四、八三七

右ニ依レハ本買收價格ハ稍々高率ナルモノト思爲セラル然レトモ本表ニハ學田二十一町歩ヲ計上シアラサルヲ以テ之ヲ平均地價中ニ算入スルトキハ（買收手續上無償購入ノ計算トナリ居レルモ買收ニ依リ土地

ノ引渡ヲ受ケ居レルハ事實ナルヲ以テ）多少ノ低率トナルヘク又上述未墾地ノ面積算出方ニ關シ別項ニ注意スル所アリタルヲ以テ若シ同地積ニ變更アリ面積ヲ増加スルコトアラハ其レタケ段當リ地價ノ低率ヲ示スニ至ルヘキカ

要スルニ地價ニ就テハ鮮支人間ノ賣買相場ニ比シ稍々高率ナルモノト思爲セラルルモ而カモ當時極メテ急速ニ買收ヲ行ハムトシタル事情ト更ニ當地方ノ慣行ニ依リ特別ニ名義人ヲ立テ一定ノ名義料ヲ支拂ヒタル等ノ事實ニ依リ勢ヒ買收價格ニ影響スルニ至リタルモノノ如ク已ムヲ得サルニ因ルモノナルヘシ

第二項　引繼及引繼事項

引繼ハ引繼者江種原市郎氏ト引繼受領者井上權藏氏トノ間ニ行ハレ凡テ大体土地ノ踏査ヲ了リタル後昭和五年五月三十一日現在トシテ受授セラレタリ其ノ詳細ハ兩氏間ニ受授セラレタル別册「間島土地買收關係引繼事項」ニ記載スル所ノ如シ

第一　土地ノ引繼

引繼地ハ別册引繼書ニ附屬セル圖面ノ示ス所ノ如クニシテ踏査地ヲ除ケル明月溝一帶ノ地ハ引繼受領者井上氏ニ於テ實際買地事務ニ鞅掌シタル土地ナル上時恰モ不逞鮮人ニ因ル不穩ノ爲一部踏査ヲ略シ實際ニ踏査シ得タル土地ハ前項ニ所載ノ蕨筆ニ過キス其ノ他ハ圖面ニ依リテ引繼ヲ爲シタリ

第二　事務ノ引繼

事務引繼ノ項目及其ノ内容ハ別冊引繼書記載ノ通ニシテ大体其ノ説明ノ如クナルモ此ノ内一二ニ就キ注意ヲ要スヘキモノアルヲ以テ次ニ其ノ大要ヲ記述セントス

(一)管理及其ノ狀況ニ就テ

(1)管理方法

現在管理人ハ今尚物色中ナルモノアルモ大体其ノ選定ヲ了リタリト而シテ其ノ管理ノ形式ハ一管理人ノ系統下ニ數筆地ノ管理ヲ爲サシムルモノアリ又ハ委任經營ノ形式ノ下ニ管理人自カラコレカ耕種ヲ爲サシメアルモノアリ何レモ特ニ選定シタルモノ若クハ元ノ地主等ヲシテ之ニ充ラシメ居レリ而シテ前者ニ就テハ左記第一號後者ニ就テハ同

（タイプ紙四號）　南滿洲鐵道株式會社

第二號ノ用式ニ依ル覺書ヲ差入シメ居レリ

差入證（第一）

別紙　御所有地本年度ノ管理ヲ拙者御引受致候ニ就テハ　ノ御命令ニ從ヒ小作人指導監督小作料ノ收納等凡テ最善ノ注意ヲ拂ヒ土地管理事務ニ從事シ誠心誠意ヲ以テ其ノ任務ヲ全フ致シ可申若シ萬一拙者ノ懈怠其ノ他ニヨリ　ニ損害ヲ生セシメタル場合ハ御指示通リ直チニ賠償シ毫モ　ニ對シ御迷惑相掛申間敷爲後日保證人連署ヲ以テ本證書差入置候也

昭和　年　月　日

住所　某

住所
連帶保證人　某

（別紙地券目錄添付）

差入證（第二）

別紙記載　御所有地本年度委任管理拙者御引受致候ニ就テハ最善ノ注意ヲ拂ヒ誠心誠意土地管理ノ任ニ當リ本年作料ヲ豐凶其他ニ不拘精選シタル大豆　石粟　石計　石（日本枡）ヲ確實ニ昭和五年十二月　日迄ニ　御指定場所ニ納入シ決シテ　ニ對シ御損毛御迷惑相掛申間敷爲後日保證人連署ヲ以テ本證差入置候也

昭和　年　月　日

住所 某

住所 連帶保證人 某

(別紙地券目錄添付)

(2) 管理ノ適否及其ノ難易

管理ノ方法ハ管理系統ノ未定ナル今日ノ事情ニ於テ大體機宜ニ適シタルモノト認メラルルノミナラス既ニ徴收ヲ經タル租穀ノ貯藏セラレタルモノ等アルカ如キモ買收ノ初ニ於テ外間既ニ兎角ノ問題ヲ生シ現ニ買收關係人中支那官憲ヨリ拘禁セラレツツアルモノアルカ如キ事情

ノ下ニ在リ且今後尚不逞鮮人ノ横行等豫察セラルヘキ事故ノ發生等ヲ顧慮セハ管理徴租ノ如キモ此ノ方面ヨリ多少ノ障害アルヘキヲ推知セラル

(3) 管理上開墾費貸與ノ形式

開墾費ノ所要額ニ關シテハ別ニ買收員ノ調査方式ヲ參照スルヲ要スルモ一般ニ土地ニ對シテ投下スル管理費開墾費乃至有益費ノ類ハ地主側トシテ支辨スル場合ニ於テモ凡テ管理人又ハ小作人ニ對スル貸付ノ形式ニ於テ之ヲ支出スルヲ有利ト思爲セリ他日租石徴收上乃至地券類ヲ官憲ニ提示ノ場合ニ於テモ利用スヘキ有利ノ場合多カルヘキヲ以テナリ

(4) 土地管理員龍井駐在ノ必要

買收地取扱員ハ外間ノ風聞ヲ避クルカ爲ト將來ノ管理上勸業公司員ノ龍井引揚ヲ可トスルノ意見アリシモ這ハ充分考慮ヲ挪フノ餘地アリト思料ス成ル程一時ノ便宜トシテハ或ハ此事アルモ不可ナカランモ玆ニ將來ノ管理竝利用施設ノ完成ヲ企圖セントセハ寧ロ進ンテ駐在員ヲ常置スルヲ有利ト思爲ス特ニ廣汎ナル地域ニ亘リ資金ノ囘收又ハ租石ノ徵收等ニ相當ノ成績ヲ擧ケントスルニハ多數人ヲ相手トスル管理事務ノ如キ一時的委託乃至一時的出張員ノ手ヽノミニ依賴シテハ到底完全ナル處理ヲ期待シ能ハサルノ事情アルオヤ

因ニ

尙モ本報告書作成中東亞勸業會社ヨリ本地買收關係者ノ一人タル車斗均ニ對シ地券沒收ノ上罰金ヲ課スル旨ノ延吉縣署ヨリ判示（行政

審判）スル所アリ目下對策中トノ報本社考査課長宛到着セリ這般ノ事故ハ將來モ尚ホ惹起スヘキモノナルコトハ考慮ノ内ニ加フルノ必要アリ此ノ邊ノ都合ヨリスルモ管理員ノ常置ハ極メテ必要アリト認メラル

(二) 買地整理ノ未完了ナルモノニ就テ

(1) 瓦擊哨子地方森林伐採權關係

買收地中明月溝内一帶ノ地ハ密峯間ニ挾在セラレタル森林地帶内ニ在ルヲ以テ將來ノ開墾ハ主トシテ此ノ林區内ニ行ハルヘキモノナル處凡ソ開墾ト伐採業トカ同一地方ニ行ハルルハ冬期農閑ノ副業ヲ伴フ上ヨリ喜フヘキモ然レトモ本地域ノ森林伐採ハ開墾ノ爲ノ伐採ニ非スシテ伐採ノ爲ニスル擇伐ナルカ爲開墾ノ進行ヲ牽制セラルル事ノ多大ナ

ル不利ヲ伴フノ點ハ充分ニ顧慮セラルヘキ事情ニ在リ依テ本買收地上ノ森林權ヲ併セテ獲得スルノ必要アリコレカ爲買地關係者ニ於テ既ニ該森林權者トノ間ニ內交渉中ナル由ナルモ得テ永引キ易ク鬼モスレハ不得要領ニ了リ易キ恐アル此種ノ問題ハ事件ノ解決上可成コレヲ急進セシムルコトニ注意シ置キタリ（詳細ナル事項ハ總務部調査課ノ爲シタル注意ニ對シ東亞勸業會社買收員ヨリノ回答參照）

尙森林買收問題ニ就テハ相當期間ヲ定メテ解決上ノ責任ヲ明ニシ置クヲ有利トスヘキ旨附言シ置キタリ

(2) 名義書替未濟ノ件

買收地名義書替未濟ノモノハ第五號及第三十二號ノ二件ノミナルカ前者ハ外間既ニ風聞高ク俄ニ書替ヲ行フコトハ支那官憲ノ妨害上意外

ノ支障ヲ來ス恐アリ後者モ亦森林問題ノ關係上同一ナル不安ニ由リ急速ニ之ヲ行フノ危險アルヘキハ察知シ得ル所ナルヲ以テ強テ之カ解決ヲ計リ却テ事件全体ノ上ニ不利ナル影響ヲ招クノ恐ナキ能ハサルヲ以テ萬一サル恐アル場合ニ於テハ寧ロ閣下ノ明キ内ニ賣却其ノ他ノ處分ヲ爲スコトモ亦一方策タルヘキカ

(3) 秀村仲介人ニ對スル貸金關係

秀村某ハ明月溝一帶ノ森林地域ノ土地ノ提供ヲ爲シタルモ尚同地方ノ森林權ヲ買得シテ併セテ之ヲ提供スヘキ契約ノ下ニ同土地買收費ノ外ニ金八千圓ヲ貸與シコレニ對シテ仲介料一萬三千五百圓ノ交付ヲ見合セアル由ナル所聞ク所ニ依レハ右森林權ノ買收カ内交渉ニ於テ有望ニ進ミ居ルヤナレトモ諸種ノ關係上到底急速ナル進歩ヲ期待シ能ハサ

ルモノト思爲セラルル斯クテ本件ノ未決ノ爲或ハ森林問題ヲ打切リ其他ノ關係ヲ整理スルノ必要ヲ生スル場合無キヲ保セス惟フニ本森林問題ノ解決セサル間ハ右貸金ノ回收モ亦困難ナルニ至ルヘク寧ロ森林權ノ取得ヲ斷念シテ以テ其他ノ問題ノ解決ヲ計ルヲ有利トスル場合アルヘキヲ設想セラル

(4) 學田受授形式

買收地中ノ學田トシテ引繼カレタルモノ十八筆ニシテ此面積四百四十八町歩餘アリ右ニ關スル權利關係書類トシテハ只單ニ－－－－

(1) 土地仲介人タリト稱スル李容積及茂久茂一郎兩人ヨリ同シク買收仲介人吉田親歡ニ宛テタル「學田ハ他日境界問題等ノ紛爭ヲ根絶スルノ意味ニ於テ無料貴殿ニ提供可致」トノ覺書－－－－－

(2) 吉田親數ヨリ買收員江種氏ニ宛テタル「別紙ノ通リ覺書ニ依リ後日永久ニ隣接地等ノ紛爭ヲ根絶スルノ意味ニ於テ鮮人仲介人トノ間ニ取極メ置候處今回―――貴殿ニ御保管被下度云々トノ私信ヲ添付シ其儘之ヲ東亞勸業公司ニ引繼カレタル所此等ノ人々ハ初ヨリ學田租戸ニ非サルヲ以テ（第三者）從テ此種ノ人々ニ依リテ作成セラレタル土地讓渡ノ覺書ハ假令茲ニ引繼ヲ爲シタリトスルモ只單ニ該覺書ヲ江種氏ヲシテ保管セシムルト云フ迄ニテ而カモ其ノ內容カ他ノ買收地ノ境界問題ヲ云々スルノミニテ學田其ノモノノ權利確保ノ爲ニハ何等ノ價値アルモノニ非ス從テ現在ノ學田租戸カ之ニ依リテ其ノ權利ヲ勸業公司ニ移轉シ若クハ設定シタル證左トモ爲シ得ヘカラサル所ナルヲ以テ此等ハ寧ロ學田租戸ノ名ニ

於テ適當ノ方法ニ依リ別ニ覺書ノ作成ヲ爲サシムルヲ相當トスヘキモノト思料ス

追テ本學田ニ就テハ各租戸ノ名ヲ以テ指定鮮人又ハ支那人ニ對シ租權ノ讓渡ヲ爲サシムルカ又ハ別ニ該租權ノ上ニ商租權ノ設定契約ヲ締結セシムルヲ相當ト認ムル旨別ニ權利關係ノ注意事項中ニ記載スル所アリタルヲ以テ參照スルヲ要ス

(4. 12. 堀内納)

第三項

間島買收地權利關係注意事項　其一

第一　買收地權利關係一般

間島地方ハ居住民ノ大部分ハ鮮人ニシテ支那人ハ僅ニ其ノ四分ノ一ニ充タサル現狀ニシテ特ニ日本人トノ關係ハ其ノ大部分ヲ占ムル鮮人トノ間ニ最モ密接ニ行ハレ支那人トノ間ニハ殆ント間接ナル關係ニ留マルカ故ニ日本人ノ土地買收乃至土地ヲ擔保トスル金融ノ如キモ主トシテ日本人特ニ東拓會社又ハ其ノ他ノ地方金融業者ノ仕來リニ據ルモノ多ク特ニ間島ニ特有ノ所謂間島協約ノ關係アリ一般商租權ノ取扱ニ關シテモ滿洲ノ一般ト必スシモ其ノ軌ヲ一ニセサルモノアリ從テ今回行ハレタル買收ノ跡ニ就テモ之ヲ一般ノ滿洲地方ニ於ケルモノト比較シ多少ノ論議ヲ生スヘキ事情ニ在ルモノ少シトセサルハ蓋シ已ムヲ得

サルモノト謂フヘシ

第二　買收手續ニ關スル注意事項

概括シテ之ヲ言ヘハ權利關係ト其ノ證憑ニ就テハ極メテ簡約ナリ特ニ商租權ノ買得ヲ形式ト爲セル取扱トシテハ現所有者ノ權利ヲ確ムル點ニ於テ簡略ニ失スルノ觀ナキ能ハサルモノアリ而カモ其ノ是ニ至リタル所以ニ就テハ爾來間島ノ特殊ナル沿革ニ由ル間島總領事館ノ取扱例ニ由來スル點モ亦尠カラサルモノアルカ如シ依テ買收地權利關係書類ヲ一閲シタル上買收關係者ニ就キ二三ノ注意ヲ爲シタルモノアリ其ノ重ナル事項ノ二三ニ就キ左ニ之ヲ敍述シ置ク所アラントス

一、現在取得セル商租權ヲ確保スルカ爲其ノ設定原權タル現在ノ土地所有權ヲ確保シ置クノ必要アリ不動産登記法ニ據リ現在ノ地主ノ所有

權保存ノ登記ヲ爲サシメ該登記證明書ヲ徴シ置クヲ要ス
買收地ノ土地所有權ヲ確ムルカ爲ノ書類トシテハ只單ニ財政部ノ發行スル納税執照ヲ徴シアルノミニシテ同人カ所有權ヲ取得スルニ至リタル地契納税收單ノ類ハ一トシテ添付セルモノナシ而カモ右財政部執照ハ納税面積ノ變更毎ニ書替ヲ要スルモノニテ一地ニ數葉ヲ生スルニ至ルヘク單ニコレノミヲ以テシテモ多少ノ不安ナキ能ハサルモノアリ然ルニ茲ニ現ニ不動産登記法ニ依リテ現地主ノ權利ヲ特ニ證明スヘキ方法アルヲ以テ宜シクコレニ依リテ權利ノ確保ヲ謀リ置クノ必要アリ特ニ注意スヘキハ支那不動産登記法ニ依レハ土地ノ權利ハ登記ヲ爲スニ非サレハ效力ヲ發生セストノ規定アリ殊ニ茲ニ登記ヲ必要トスル所以ナリ

二、買收地ニ關係アル地券證書ノ老契類ハ出來得ル丈ケ關係者ヨリ受領シ一括保存シ置クヲ要ス
老契ノ類ハ權利ノ來歷ヲ證明スヘキ貴重ノ證憑トシテ土地ト共ニ移轉シ一般ニ之ヲ保存シ置クヲ慣習トス然ルニ本買收地ニハ全部ニ亘リテ之ヲ添付徵收シアルモノナシ間島地方官憲ハ從前コレヲ官ニ徵シテ地主ニ交付セサリシト稱フト雖官規ニ依レハ之ヲ還付スヘキ筈ノモノナルカ故ニ出來得ル丈ケ之ヲ徵シテ將來問題ノ發生ヲ避クルノ必要アレハナリ

三、買收地中ノ學田ニ就テハ其ノ用益權ヲ確保スル爲商租權設定ノ契約書ヲ作成シ領事館ノ認證ヲ請ケ置クコトヲ要ス
買收地中ニハ學田ヲ含有スルモノアリ而シテ買收手續トシテハ之

ヲ評價中ニ算入セスシテ無價ノ學田トシテ他ノ商租地中ニ包含セシメアリ萬一商租ヲ否認セラルルコトアルモ買收價格上ノ損失ヲ免カルヘキ形式ヲ採リ居レルモノナルカ元來學田ノ商租ハ他日ノ問題ノ發生上時ニ及ンテ之ヲ拋棄スルハ手段トシテハ或ハ然アランモ既ニ其ノ用益租權ヲ完全ニ手中ニ收メアル以上ハ無意味ニ之ヲ佔用シ或ハ何時ニテモ之ヲ拋棄スル準備ヲ爲サンヨリハ寧ロ一應合法的ニ商租權ヲ設定シテ之ヲ取得シ置クヲ合理的ト思惟セラルルヲ以テナリ

四、契約書ニ就キ領事館ノ認證ヲ請クルニ際シテハ(一)地契及地方支那官憲ノ認證書類(二)土地登記證明書(三)納稅證書又ハ部照(四)關係圖面(五)其ノ他關係文書ノ本書又ハ寫ノ類ヲ盡ク添付シ一括シテ領事館ノ認證

檢印ヲ請ケ置クコト

關係書類ノ有無ト多少トハ權利證契ノ證憑力ニ至大ノ關係ヲ有スルコトハ言フ迄モナキ所ナリ然ルニ此等ノ老契證憑ノ如キ之ヲ支那官憲ニ提示シテ時ニ之ヲ引上ケラルルモノアリ有無必スシモ一定ナラサル虞アリ然ルニ此等ノ關係書類ハ何等商租關係書類ニ其ノ跟跡ヲ殘シアラサルカ爲證憑保存ノ爲不安ナキ能ハサルヲ以テ此等ノ書類ヲ領事館ニ提示シテ認證ヲ請クルノ際寫眞又ハ寫シヲトリ本件書類ト一括シテ認印ヲ請ケ後日ニ證憑ヲ殘スノ必要アルヲ以テナリ

五、買收地ノ國稅地方稅其ノ他負擔ニ關スル受領書ノ類ハ一々之ヲ地主ヨリ徵シテ之ヲ保存スルヲ要ス

地契地照ノ類ヲ失フモ納税ノ收單ヲ連年ニ亘リテ所持スルニ依リテ新ナル地照ノ發給セラルル場合アルニ想到スレハ關係地主トシテハ深キ注意ヲ要スルノ理由明ナルヘシ特ニ本買收地ノ如ク關係文契ノ殆ント添付セラレアルモノナキ場合ニ於テ殊ニ其ノ必要ヲ認ムレハナリ

六、直接買收關係ノ契照ノ類ヲ徵スルノ外ニ別ニ關係地券地照ノ類ヲ擔保ト爲セル貸金證書(指契借錢ヲ意味スル押占ノ類)ノ類ヲ作成シ置クヲ要ス

土地所有者ハ納税又ハ浮多手續等ノ爲時々官憲ニ對シテ地契地照ノ類ヲ提示スルヲ必要トスル場合アリ然ルニ此ノ提示カ時ニ或ハ不法ナル官憲ノ留置ニ依リテ不安ナル事情ノ發生ヲ見ルコトアリ

萬一斯ノ如キ不慮ノ事項ニ備フル爲形式上該契照ノ類ヲ他人ノ權利ノ目的物ト爲シ置クヲ有利トスル場合多ケレハナリ

七、瓦聲嗜子買收地ニ就テハ地照ニ據ル買收地境界ト地價算出面積トノ關係ヲ圖示シ明確ナラシメ置クヲ要ス

瓦聲嗜子一帶ノ買收地ハ山間ノ森林地帶ナリ然ルニ一般圖ノ示ス所ニ依レハ買收地境界ハ傾斜山地ノ中央ヲ長キ直線ヲ以テ劃示シアリ然レトモ惟フニ該買收地ノ地境界ハ恐ラク山頂山間又ハ其ノ他ノ自然地形ニ準據シアルヘキモノナルヲ想定シ得ラルルヲ以テ宜シク地契地照ノ示ス所ニ從ヒ境界ヲ圖示シ前段直線境界カ若シ買收價格算定上有利用線ヲ劃示スル等ノ意義ヲ有スルモノナラハ此ノ關係ヲ明ニシ境界ヲ測定シ置クノ必要アレハナリ

八、間島ニ於ケル鮮人所有ノ土地取得ニ當リ土地買收又ハ商租權設定ノ契約ヲ締結セスシテ全部土地商租權讓受ノ契約ヲ締結シ日本總領事館ノ認證ヲ請ケアル所之ニ對シテハ領事館ノ認證ノ有無ニ拘ラス別ニ商租權設定ノ契約書ヲ作成シ置クヲ要ス

第三項

間島買收地權利關係注意事項 其三

第四 地券超過面積ノ過大ナル土地ノ取扱ニ就テノ注意

(一)調査課員ノ注意ニ對スル買收員ノ回答

本買收地中買收地面積カ地照ト比較シテ甚シク大ナルモノアリ之ニ對シ松木山田兩調査課員ヨリ總比例ニ於テ七倍中ニハ百十五倍ニ達スルモノアリ此ノ超過地ニ就テ

原額地ヲ超過シタル浮多地ニ對スル地主ノ權利ハ所有權ニ非ス單ニ地券面ノ土地ニ附隨シテ之ヲ占有用益スルコトヲ得ルノ狀態ニ在ルニ過キス

トノ理由ヲ以テ無權地ノ買收ヲ爲シタルト同一ナル結果ヲ招來スルノ

懸念ナキヤニ就キ（他ニ關聯ノ事項ヲ擧ケテ）注意ヲ呼起スル所アリタルニ對シ江種買收員ヨリ

買收ハ間島ニ於ケル地方ノ慣習特ニ東拓會社支店ノ取扱例ニ準據シタルモノニシテサル懸念ナシ

トノ意義ノ問答ヲ爲シアル處一ハ理論ニ過キ他ハ單ニ事變ノミヲ說キテ其ノ據ル所ヲ示サス互ニ理アリテ而カモ互ニ盡ササル所アルヤニ覺知セラルル所アルヲ以テ次ニ一應之ヲ檢討シタル上事實上顧慮セラルヘキ點ニ關シ更ニ取扱上ノ注意ヲ喚起シ置カントス

(二)原額地ト其ノ內容並四至トノ關係

原額地トハ浮多地ニ對スル稱呼ニシテ浮多ナリ缺地ナリノ生シタル場合其ノ增減ノ基本トナレル土地乃至其ノ面積ヲ謂フ故ニ事實上原額

地トハ所有地ノ四至以内ニ於テ既ニ認メラレタル公稱面積ヲ指スモノトナル而シテ此ノ公稱面積ハ事實上納税面積ヲ指スモノナリ（契税、地照ニ應納税面積トシテ表示シ是ニ基キテ不動產登記ヲ行ヒ更ニ之ヲ基本トシテ財政部照ノ發行又ハ書替ヲ行フ）而シテ之ヲ實際ノ土地面積ト比較スルニ(1)該地ハ其ノ地味ノ不良ナルトキハ原額地トシテノ面積ヨリモ實際上ノ面積ヲ增大セシメ更ニ荒地又ハ不毛地ナル場合ニ於テ其ノ差ヲ更ニ增大セシムルコトヲ得ルモノナルコトハ法規竝慣例ノ認ムル所ナリ現在吉黑地方ニ於ケル殆ント大部分ノ土地カ公稱面積ニ比較シテ實際上ノ地積カ遙カニ大ナルヲ通有トスル事實ノ存在ト其ノ據ル所ヲ知ルヘキナリ

然ラハ此ノ公稱地積ト實面積トノ比乃至其ノ差ハ如何ニシテ決定セ

ラルヘキヤト云フニ其ノ標準ハ地照又ハ地契ノ表示スル面積ト其ノ表示スル四至内ニ於ケル實際面積トヲ比較スルニ依リテ定ムルノ外ナシ然ルニ上述ノ如キ法規ト慣行トニ依リテ實際面積カ公稱面積ニ比較シテ常ニ大ナルヘキ場合アルノミナラス(勿論反對ノ場合モアリ)更ニ(2)一般丈量官吏ノ手心ニ依リテ實面積ニ比シテ量定面積ヲ過小ナラシムルルモノアリ且(3)稅額ノ手加減ニ當リ稅率ヲ動サスシテ實際面積ヲ過大ナラシメ置クヲ常トスル行政上ノ仕來リ等アリテ其ノ結果納稅面積ヲ小ニシ實面積ヲ過大ニ取入ルルノ慣行ノ甚タ盛ニ行ハルルコトモ支那民間一般ノ慣行ト等シク殊ニ(4)不毛地ノ多ク(5)而カモ勢力ニ據リテ地境ヲ維持スルノ風頗ル多ク殆ントコレヲ通有トスル吉黒地方ニ於テ此種ノ事實ノ如何ニ多數ナルヘキヤハ想見シ得テ餘リアリトス果シ

テ然ラハ實際問題ニ當リ公稱面積ニ比較シテ約幾倍迄ハ公然ノ增加地積トシテ認ムヘキヤ(丈量法規ニハ二倍三倍ト定メタルモノアリ特種地ニハ五倍ヲ認メタルモノ等アルモ更ニ前述ノ慣行上此ノ規定ノ下ニ於テ手加減ニ依リテ更ニ行ハルヘキ增加地積ニ至リテハ元ヨリ定數ノアルヘキ筈ナク數百倍ニ達スルモノ稀シカラス殆ト無制限ニ等シク元ヨリ標準ヲ定メ難キハ事實ナリ)更ニ一般不毛地ノ取扱上如何ナル程度マテヲ當然有スヘキ浮出ノ面積トシ幾多マテカ茲ニ所謂超過面積ト認ムヘキヤノ問題ノ決定セラレサル限リ地照ト實面積トノ比較上ノ差ヲ以テ直チニ其ノ超過地ノ性質ヲ斷定スルコトハ容易ニ非ラス

(三)原額地ト浮多地及四至トノ關係

原額地ノ性質ハ前述セリ而シテ浮多地トハ此ノ原額地ノ浮出ノ地(性

質上册地ニ對スル餘出ノ地卽チ餘租地ニ相類ス）（縄延地、丈出地）トシテ新ニ升科（課稅地內ニ量入）セラルヘキ土地ノ故ナリ故ニ嚴格ニ謂フトキハ浮多地ト認メラレタルトキハ升科ニ依リテ爾後ノ浮多地ニ對スル原額地ニ編入セラルヘキモノニテ別ニ浮多地ト稱スル地種目ノ存在スル意味ニハ非ルナリ而シテ其ノ浮多地トシテ取扱ハルヘキ土地ノ內容ハ

(1) 原額地カ熟地ナル場合新ニ丈出セラレタル熟地

(2) 原額地カ荒地又ハ荒地ヲ包含シタル場合新墾地トシテ丈出セラレタル熟地

(3) 原額地中ノ不良地カ優良地トナリ課稅面積ノ增加シタル墾地

(4) 稅率ノ變更ニ依リ課稅地面積ノ增加シタル熟地又ハ荒地

(5) 原額地カ荒地ナル場合課稅面積ノ増加ヲ必要トシテ新ニ量入セラレタル荒地

等ニシテ從テ浮多地トハ初ヨリ所有關係ノ定マレル土地ノ課稅上ノ取扱手續ノ順序ニ關スル稱呼ナルコトヲ知ルヘク又從テ前項所稱ノ原額地ト其ノ四至トノ關係ニ依リテ既ニ所有ノ決定セラレタル土地ニ關スル第二次的ノモノタルヲ知ルヘシ即チ所有ノ關係決セラレタルカ爲ノ浮多ニシテ浮多地ナルカ故ニ所有權ヲ決スルモノニハ非サルナリ

(四) 公稱面積ニ比較シ四至内ノ實有面積カ遙カニ超過スルコトアルモ必シモ無權地ヲ以テ論スヘキモノニ非ス

惟フニ調査課員ノ憂慮スル所ハ恐クハ公稱面積ニ比較シテ遙カニ超過シタル四至以内ノ實有面積(四至以外ナラハ無關係ノ地ナルカ故ニ

(4. 12. 堀内 搭)

問題トハナラス）ヲ標準トシテ受授スルコトハ果シテ危險ナキヲ得ルヤ否ヤト謂フニ在ルモノナルヘシ（此ノ問題ハ州外ノ土地取引上常ニ必ス一度ハ逢着スヘキ厄介ナル問題ノ一トシテ關係者ヲ惱マス所ナリ）

案スルニ本問題ハ

土地ニ公稱上ノ面積（茲ニ納稅面積）ト四至內ノ實面積トノ二アリテ兩者其ノ積數ニ差異アルトキ取引上其ノ何レヲ標準トスヘキヤ

トノ問題ト關聯始終スヘシ此ノ問題ハ一般ニ公簿記載ノ面積ハ既ニ官憲ノ證明アル所ナルヲ以テ證憑ニ富ミ之ニ反シテ四至ニ依ル實面積ハ官ノ證明ナキヲ以テ證憑トシテ有力ナラスト思爲スル概括的看察ヨリ來レル通有ノ杞憂タルニ似タリ（曾テ吉林總領事館カ納稅面積ヲ標準ト爲セル契約ハ之ヲ認證スルモ實際ノ四至ヲ標準トスル契約ニ對シテ

ハ絶對ニ認證ヲ拒否シタル事實アリコレ亦同一ナル看察上ノ誤解ナラン）然レトモ實際ヲ按スルニ

(1)公簿上ノ面積ハ當事者ノ手續ニ依リテ存在スル表示ナリ故ニ一定ノ形体ナク從テ浮多手續ニ依リテ增加シ又缺地ノ申告ニ依リテ減少シ消滅スルコトアルニ比較シ

(2)四至ハ初ヨリ一定セル事實上ノ存在ナリ故ニ若シ公簿上ノ記載面積ニ增減アル場合アルモ然モ當該四至ノ上ニ變更ナキ限リハ之ニ依リテ丈量セラレタル地積ノ上ニ毫末タモ變動アルヘカラサルノミナラス四至ノ變更ハ却テ公稱面積乃至其ノ表示事項ノ變更ヲ必要トスルニ至ル

畢竟兩者ハ表示（公稱面積）ト事實（四至境界）トノ差異ニシテ而シ

(4. 12. 堀內納)

テ兩者ノ面積カ元來同一ナルヘキヲ原則トスルモ事實ニ於テハ常ニ差異アリテ而シテ官憲カ其ノ差異ノ存在ヲ公認シタル法規上ノ取扱トシテハ

(3) 既ニ上述ノ如ク公簿上ノ面積ト四至内ノ面積トノ間ニ差異アルコトヲ法規上當然トシテ認メタルモノアリ更ニ

(4) 賣買其ノ他契税執照ノ上ニ面積ヲ示スニ當リ特ニ其ノ取引上ノ面積トシテ表示セスシテ「應納税面積」トシテ表示シアリテ而カモ同一執照上ニ實際ノ取引地ノ四至ヲ記載シアリ故ニ此ノ場合ノ表示面積ハ專ラ公稱面積トシテ納税關係ノミヲ示スモノナルコトヲ知ルヘク別ニ不良地ノ納税面積ノ減算ヲ規定シアル法規上ノ關係上此ノ表示セル納税面積ノ外ニ尚之ト異ナル實有面積ノ存在シ居

ルモノナルコトヲ認メタルモノトノ推斷ヲ爲スコトヲ得ヘク尚ホ

又

更ニ進ンテ當事者側トシテハ

(5) 賣買契約書ノ上ニ必ス實際ノ四至ヲ示シ且本文中ニ凡ソ四至以内ノ土地ハ除留スル所ナク賣與シタル旨ヲ表示シ官憲モ亦之ニ對シテ承認公證ヲ與ヘ居ルノ事實アリ

更ニ取引ノ實際上

(6) 土地ノ評價ト土地經濟價値ノ標準ハ實際ノ四至境界ニ依ルノ外考察スヘキ方法無キヲ以テ當事者間ニ於ケル取引上ノ標準ハ常ニ目的地ノ四至ノ上ニ在ルモノト見ルノ外ナク旁々

(7) 當事者ノ契約上公稱面積ハ之ヲ參考トスヘキモ取引上ノ意思ハ明

南滿洲鐵道株式會社

(タイプ紙四號)

カニ土地其ノモノノ實体ヲ受授スルニ在ルヲ以テ從テ實際上ノ四至ヲ離レテ受授交産ノ行ハルヘキ筈ナキモノト論結セサルヲ得ストス然ラハ

既ニ上述ノ如キヲ以テ公稱面積ト四至以内ノ實有面積トノ間ニ差異アルト否トヲ問ハス事實ハ實際面積ヲ標準トシテ取扱ハルヘキモノタルナルヲ證シテ餘リアリト謂フヘシ特ニ

(8) 四至以内ノ實面積ハ常ニ必ス公稱面積ヲ超過スルモノトノミ限定セラルヘキニ非スシテ公稱面積カ實面積ニ比較シテ却テ少ナキノ場合アリ此ノ場合ニ於ケル取引ハ實際ノ面積ニ依ルノ外受授ノ範圍ヲ表示スルコト能ハサルニ非スヤ

既ニ然ラハ取引カ四至以内ノ標準ニ於テ行ハレタル場合ハ其ノ實面積

(4. 12. 堀内謹)

カ公稱面積ニ比シテ遙カニ超過スルコトアリトスルモ假シ其ノ超過地カ將來浮多手續ニ依リテ升科ヲ必要トスル繁雜ナル事宜ハ伴フコトアリトスルモ之ヲ以テ直チニ無權地ヲ受授スルモノトシテ之ヲ否認シ得ヘキモノニ非ルヲ見ルヘシ

(五)本買收地中公稱面積ニ比較シ實有面積ノ可ナリニ大ナルモノアリ之ニ伴フ危險ニ就テハ管理上特ニ注意ヲ要スヘシ

本買收ノ結果ニ就テハ公稱面積ニ比較シ百五十倍以上ニ及ヘルモノアルニ對シ直チニ之ヲ無權地トシテ危險視スルコトノ是非ニ就テハ暫ク措キ公稱面積ニ比較シ餘リニ實有面積ノ大ナル場合ノ取引ニ就テハ相當危險ノ伴フ場合アルヘキハ充分ニ考慮シ置クノ必要アリ惟フニ調査課員ハ地劵ト買收員ノ報告セル地積トヲ比較シテ此ノ超過數ヲ百十

五倍ト算定シタルモノナルヘキモ然レトモ買收報告ニ添付セル地形圖ニ據ル瓦聲立子地方ニ於ケル買收地ハ相當高キ山梁ノ内ニ夾在スル澗地ナリ其ノ境界ハ山頂ト山脚トノ中央ニ可ナリニ長キ直線ヲ以テ表示セラレアルモ森林ニモ斯ノ如キ境界カ實際ニ有リ得ヘカラサル所ナルヲ以テ之ヲ想定線ト見ルノ外ナク特ニ森林地區内ニ在リテ地境ノ表示ハ地形地物ヲ利用スルノ外ナキ場合ニ於テ殊ニ然リトス恐ラク山ヲ以テ境トスルモノハ山嶺ニ至ル地方ノ慣習上本買收地ノ地境界モ亦一般ノ例ト同シク悉ク山頂ヲ界トスモノナルヘキハ察シ得ラルル所ナリトス（買收地ノ執照ニ就キ關係買收員ニ問合中ナリ）（買收地形圖ノ境界線ハ各山頂ヲ以テ圍繞セル境界線内ニ於ケル可能耕作面積乃至ハ買收價額算出ノ爲ニセル大体ノ計劃線ヲ示シタルマテニシテ買收地ノ面

積ハ山頂ニ達スルモノトシテ算定スルヲ相當トスルモノナラン乎）假シ果シテ此ノ推定ノ如クナランカ本買收地ハ公稱面積ニ比シテ恐ラク百十五倍ヲ遙カニ超過シ二百倍乃至二百五十倍ニ至ルモノナラサルヘキカ若シ此ノ推定ヲ以テセハ本買收地ハ頗ル過大ノ超過地ヲ含ムモノト謂フヲ得ヘシ（一晌ノ地券ヲ以テ百晌ヲ所有スルハ過大トハ認メラレサル場合アルモ三百六十晌ノ地券ヲ以テ四萬晌又ハ七萬晌以上ノ地積ヲ佔有スルコトハ常識上過大ト認メラル）凡ソ斯ノ如キ土地ニ對シテ生スル常有ノ危險トシテハ

(1) 浮多手續ヲ爲スニ際シ官ノ諒解ヲ請クルニ面倒ヲ伴フノ恐アリ特ニ意外ノ出費ヲ要スル場合多カルヘク

(2) 盜耕者ノ侵佔ニ依リ偷墾條例ノ取扱ヲ受ケ報領面積ヲ稍少セシメ

ラルル恐アリ

(3) 地券超過面積過大ナリトシテ査出ニ依リ其ノ面積ヲ縮少セシメラルル恐アリ

前段ニ對スル場合ハ其ノ土地カ自己ノ有スル地券ノ四至以内ニ在ルコトノ明ナル限リ多クノ場合事無キヲ得ヘキモ後段ノ場合ハ多ク管理行屆カサル場合殊ニ本買收地ノ如キ山間地帶ニ於テ管理ノ困難ノ地域ニ限リ多ク逢著スヘキ事故ニシテ支那人間ニ於テモ極メテ厄介ナル問題トセラルル所ナリ之ニ對シテハ只實際上ノ問題トシテ

(1) 其ノ土地カ買收地ノ四至以内ニ在ルコトノ證憑ノ有力ナルコトト

(2) 其ノ土地ノ管理カ充分ニシテ他人ノ侵佔ヲ招來スヘキ間隙ヲ與ヘサルヘキコトヲ

絕對的必要トスルノ外

(3) 其ノ報領者ニシテ信用ト勢望トカ相當ナル限リ多クノ場合此ノ種ノ危險ハ之ヲ防止スルコトヲ得ヘシ

本買收地ノ如キハ不逞ノ鮮人多ク往來居住シ兎角事端ノ發生シ易キ土地柄ナル丈ケニ此邊ニ對スル顧慮ハ一層深甚ナルヲ要スヘク

(4) 成ルヘク時期ヲ利用シテ漸次ニ納稅面積ヲ擴張シ超過面積ノ縮少ヲ計ルコトヲ必要トス

別項法律的取扱ニ關スル注意事項ト關聯シテ特ニ管理上ノ注意ヲ緊要トスル旨ヲ說明シ置キタリ

（4. 12. 編內納）

昭和五年四月二十日

江橋源市郎

滿鐵調査課員調査書（商局土地）ニ對スル說明書

(一)公簿面積ニ對シ實際面積ノ大ナル理由

既墾地ハ公簿ト實際面積トノ差比較的少キモ未墾地ハ地方一般ニ其差廣大ナルモノ多ク其比率ニ付テモ何等標準ナク官邊ト連絡アルモノ又ハ地方有力者ノモノハ一層其差大ナル觀アリ如此差アルヲ普通トセルハ未墾地ニ對シ面積相當ノ畝數トスルトキハ到底地稅ノ負擔ニ堪ヘスシテ放棄スルニ至ルヲ以テ一定ノ面積ニヨリ所有地ノ限界ヲ明ニシ置キ公簿畝數ヲ僅少ノモノトシ地稅ノ納入ヲ容易ナラシメ開墾スルニ從ヒ漸次浮多地ヲ升科スル方法トセルハ開墾奬勵ノ手段ヨリ出テタルモノナルヘク之ハ單ニ當局ノ買收地カ特ニ然リト云フ譯ニアラス全地方未墾地ノ一般カ以上ノ狀態ニテ實際賣買ノ如キモ公簿面積乃至原額地ト浮多地トノ大小ハ係爭ニヨルモノニアラス

シテ四至內ノ實面積ニ依テ取引行ハレ居レリ。
當時ノ土地買收ハ最初面積ノ廣大ニテ割安ナル未墾地ニ主力ヲ注キタル關係上斯種土地ヲ買收スルニアラサレハ（未墾地ニテ公簿面積ト實面積ト相等シキカ如キモノハ事實皆無ニテ）目的遂行出來サリシ次第ナリ。

(二) 原額地ニ對スル浮多地ノ大小關係

浮多地ノ廣大ナルハ前項記載ノ理由ニヨルモノニテ小職ハ終始買收ノ實務ニ追ハレ法規上ノ研究ヲ重ヌル餘裕ナカリシモ東指會ニテ取調ヘタル處ニヨリ地方慣習ニ重キヲ置キテ買收シタルモノナリ詳細調査書ニ依レハ「一母多子少」ノ慣習トカ或ハ地券面積ノ一倍又ハ二倍以上ノ浮多地ハ之レヲ地主ノ浮多地トシテ認メサルヘキコトヲ指令シタルコトアリ」トアルモ買收地名寄替換ニ際シ原額地ニ對スル浮多地ノ大小ニ付テハ當該官廳ニ於テ彼是レノ註文ナカリシニ見ルモ實際上習慣ニ重キヲ置クコトヲ立證スルモノトス

(三) 浮多地升科ノ場合ノ經費

浮多地ノ自報升科ヲ受クル場合一定ノ經費ヲ要スルコトハ取初ヨリ心得居リシモ其額ハ一聯地ニ對シ吉大洋十二元之レヲ日貨ニ換算スレハ六圓内外ニシテ反當壹圓未滿ニ過キス故ニ買收ノ際ハ殊ニ浮多地拂下料トシテ原價ヨリ差引ノ方法ヲ採ラス買收ノ便宜上開墾費ノ内ニ含メテ買收價格ヲ評價セリ即チ仝地方一般未墾地ノ開墾費ハ普通畑一反歩當二圓乃至三圓畓四圓乃至五圓程度ノモノナルモ買收地調査書ニハ開墾費見積額畑一反歩當三圓乃至十圓畓一反歩當五圓乃至十五圓トセリ殊ニ未墾地面積ノ過半ヲ占ムル明月浦所在土地三千町歩ロノ如キハ諸種ノ點ヲ考ヘ開墾費モ其最高タル畑反當十圓畓十五圓ヲ許上シ其内ニ右浮多地報升ノ場合ノ經費ヲ含メ確實安全ヲ期センドシタルモノナリ（開墾費ノ基礎トシタル當時ノ調査書附紙參照）

(四) 賣契並老照關係

仝地方一般ノ名義書換ハ私賣契ニ執照ヲ添ヘ財務處ニ提出セハ右私賣契ニ仝處下給ノ契紙ヲ貼附シ縣ニ廻シ縣ニ於テハ更ニ之ニ官契ナ

ル用紙ヲ貼附シ買主ニ交付ス其際執照ニハ「查此地盜賣與某名下年月日」ト記載シ縣ニ於テ保管ス而シテ更ニ吉林省財政部發給ノ部照ヲ得ルニハ右賣契ヲ提出シ交換的ニ部照即新執照ヲ受クルモノニテ其際賣契ニハ「此照已經換領部照註銷作廢」ノ印ヲ押シ縣ニ於テ保管スルコトトナリ居レリ

故ニ賣契並ニ老照ハ何レニアリテモ無效ナルヲ以テ地方一般ニ部照ヲ以テ確實ナル地券トシ賣契、老照ハ問題視シ居ラサルナリ

(五) 浮多地增加ノ場合ノ地券提示

將來土地ノ管理經營ヲ容易ナラシメ且ツ地券保有ノ安全ヲ期スル爲メニハ當舖名又ハ政策的新法人ヲ設立シテ公然不動產金融ヲ爲スコトヲ聲明シ營業セハ地券ヲ擔保トシ金融ヲ計リ利息ノ代リニ土地ノ使用收益ヲナセル形式トシ地券提示ノ必要生シタル場合ハ擔保タル地券ヲ債務者ニ交付シ難キ理由ノ下ニ領事館ヲ經テ提出セハ文據官廳ノ沒收ヲ免ルヘシ此ノ方法ハ現ニ東拓間島出張所ニ於テ實行シツツアリ又地券ノ所有ヲ確證スル爲メニハ寫眞ヲ取リ領事館ノ認證ヲ

受ケ置クモ一方法ナルヘシ

(六)森林伐採權關係

該地ハ仲介者ニ於テ森林伐採權ヲ取得スルコトヲ條件トシ買取ヲ爲シタルモノニシテ土地ハ既ニ所有權移轉ヲ了シ伐採權ハ目下仲介者ト權利者間ニ買收交渉中ニ屬シ仲介者ハ責任ヲ以テ之ヲ整理スヘク萬一該伐採權買收不能ニ終ルカ如キ場合ハ損害ヲ負擔スヘキハ當然ノ義務ナリ即チ當社カ仲介人ニ對シ負フヘキ義務アラハ當然其責任ヲ来スト同様ナリ

又原簿地ト浮多地トノ大小關係ニ付テハ前記ノ如ク地方的慣習法ハ四至ニ依リテ其地域ヲ表示シ賣買取引行ハレ四至ヲ定ムルコトヲ主大事項トナシ居ルヲ以テ假ヘ浮多地カ大ナル場合ニ於テモ四至確實ナル限リ夫レニヨリテ所得セル民地カ國有林ノ法規ニヨリテ優先餡セラルヘキモノトハ思料シ難キヲ以テ此ニハ充分研究ノ價値アリト信ス

(七)買收地ノ登記

買收一段落ノ後所有權保存登記ヲ受ケ置ク考ヘナリシモ目下國土盜賣云々ノ問題起リ居ル際ナレハ今直ニハ登記申請ニ要スル正副總長並ニ四隣ノ者ノ保證ヲ取ルコト困難ナレハ國土盜賣問題ノ靜マリタル際機ヲ見テ登記ヲナス考ヘナリ

（東拓ニ於テモ買收地保存登記ハ未濟ノ儘ニアリ）

(ハ) 名義人數

名義人ハ可成小數トスル方針ナリシモ狹キ間島内ニテハ鮮人ノ財産狀態ハ一般ニ知レ亘リ居リ一人ニテ多クノ土地ヲ取得スルトキハ名義書換ニ當リ直ニ支那官憲ノ注意ヲ惹キ名義書換至難トナリ却テ事業ヲ停頓セシムル恐アリ積極的ノ土地買收ヲ爲スヘキ任務遂行上止ムヲ得サリシナリ

(ニ) 商租權關係

歸化鮮人ノ所有權ヲ商租權ト認メ商租權讓渡トシタルハ東拓ノ土地買收當時當局ニ於テモ相當研究ヲ重ネ決定セラレタルモノニシテ當社モ右方法トシタルモノナリ

（東拓買收地モ全部商租權讓渡ノ方法ナリ）

開墾費調査

調査員　加藤四郎

調査地帶一帶ノ地ニ於ケル荒地ノ開墾ハ普通次記二種ノ地方的慣習ニ依ル方法アリ

(イ) 耕牛及犂貸付開墾

本法ハ地主ヨリ小作者即チ開墾者ニ對シ耕牛及犂ヲ（貧困者ニ對シテハ開墾開始期ヨリ約三ケ月間内外ノ食糧約一人當一、五〇乃至二石〇〇見當）無料貸付シ開墾ニ從事セシメ耕牛及犂ハ開墾終了後又ハ秋、食糧ハ秋ニ於テ之レヲ返還セシムル方法ニシテ地主ハ是等ノ資本（物品）ヲ無料貸付ケナス以外直接開墾費トシテ何等ノ現金支出ヲ要セサル方法ナリ

又場合ニ依リテハ耕牛及犂ハ使用終了後地主ヨリ小作人ニ對シ適宜評價シタル上讓渡ナスコトアリ。耕牛三頭犂一台ヲ以テ一日ニ開墾シ得ル能力ハ底濕地五畝、乾燥地六畝乃至八畝内外ナリ而シテ本法ニ依ル收益分配率ハ初年度地主二分乃至三分小作者七分乃至八分ニ

年度折半ニ依ルモノ最モ多シ

(ロ)鍬下年限ヲ與フルモノ

地主ハ土地開墾ニ對シ何等ノ便法モ講セスシテ全然無償ニテ小作者ヲシテ開墾セシメ一定ノ鍬下年限ヲ與ヘ該鍬下年限内ニ於ケル小作人ノ收益ヲ以テ小作人カ負擔セシ開墾費ノ償却及危險率ノ保證ヲナス方法ナリ而シテ鍬下年限ハ土地ノ狀況其他種々ノ事情ニ依リテ異ナルモ概シテ二年乃至四年又ハ五年ヲ期トスルカ如シ

本法ニヨレハ地主ハ全然荒地開墾費ヲ負擔スルコトナキヲ以テ比較的有利ノ如ク思料セラルルモ事實ハ是ニ反シ山地ノ如キ場合ニ在リテハ最モ收益多キ三、四年間ヲ無料又ハ底分配率ヲ以テ小作セシメ地力消耗後初メテ熟地トシテ分益制度ヲ開始スルモノナルカ故ニ地主ノ收益率ハ極メテ少額ナルヲ普通トス

上記ノ如ク荒地ノ開墾又ハ開墾費ノ支出ハ實際問題トシテ是等二種ノ方法ノ内何レカニ依レハ可ナルモノニテ他ニ特ニ多額ノ支出ヲ爲ス必要ナキカ如シ從テ今回調査地ニ對スル開墾ノ如キモ實際ハ是等

ノ習慣ニ依リ比較的容易ニ且ツ著シク少額ノ資金ヲ以テナシ得ヘシト信ス然リト雖モ一般事業費支出豫算ノ計上ハ原則トシテ可及的最大限度ノモノニ依ルヲ以テ最モ安全得策トス故ニ調査地ニ對スル收支計算支出欄中ニ計上スヘキ開墾費ノ豫算モ斯ル意見ノ下ニ平坦地中ノ熟地及山地ハ人耕開墾、平坦高燥地ヲ牛耕開墾ノ他諸努力ニ依ルモノト見做シ次記ノ基礎的豫算ヲ算定セリ

平坦地畑　牛耕三台（耕鋤二回）單價四圓　計一二圓（反當二圓）
平坦地畓　人耕四〇名（〃　一回）〃　六〇錢　〃　二四圓（〃　四圓）
山　地畑　〃　二〇名（〃　〃　）〃　〃　〃　一二圓（〃　二圓）

（附本調査ハ未墾地ノ大部分ヲ占ムル舊指子方面ニ於テ加藤社員カ開墾費ノ基礎トスヘク調査シタルモノニテ一般買收地ニ付テハ大体之レヲ標準トセリ）

44

(タイプ紙1號) 南滿洲鐵道株式會社

庶務 5.8.14. 受付

地方庶經第一九〇號
昭和五年八月十四日

地方部長

經理部長殿

主計課長 豫算係

昭和五年度營業支出豫算返納並事業費豫算追加申請ノ件

昭和五年度ニ於テハ開原、撫順ノ兩鮮人學校校舍建築補助金トシテ金五九、一七六圓ヲ地方經費、學校補給費中ニ計上シ之カ令達ヲ得タルモ左記事由ニ依リ其ノ方針ヲ變更シ會社ニテ直接之ヲ建築シ無償ニテ學校經營者ニ貸與スルコトニ致度ニ付別紙ノ通返納及追加方詮議相成度(奉天ニ於ケル鮮人教育補助學校ノ

主計課 30 第8號 23/21

(5. 1. 共和號納)

三六九

校舍ハ既ニ其ノ方針ニテ建築ノ計畫ヲ樹テ目下別案ヲ以テ經伺中）

記

一、補助金ヲ交付シテ建築セシムルトハ稱スルモ全額ヲ會社ヨリ補助シ且工事ノ施工ハ管理者タル地方事務所長ヲシテ専ラ之ニ當ラシムルヲ以テ實質上會社ニテ建築スルト何等差異ナシ故ニ建築費ハ事業費ヨリ支出シ建物ハ之ヲ會社ノ財產トナサハ將來學校ノ管理上便利ナリト認ムルコト

二、設立者ハ個人又ハ鮮人民會等ニシテ多クハ自ラ之ヲ經營スルノ能力ナク殆ト會社ニ於テ直營スルト大差ナキコト

30 47 106
42 48

回議三號

回議箋

(乙號)

番號 總秀五第五二號ノ七

昭和五年八月十二日起案

昭和年八月15日發決

所屬課所

總務部長 總務次長

考査課長 文書課長

件名 一、土地買收關係書類提出方依頼ノ件

月日

東亞勸業株式會社
專務取締役 花井修治殿

總務部長

南滿洲鐵道株式會社

件名

拜啓左記書類當方必要有之候ニ付別紙添付ノ樣式ニ依リ至急御提出相成度此段及御依賴候也

記

一、滿鐵關係土地買收資金殘高表（昭和五年六月末現在）

甲号表ノ樣式ニヨリ

二、滿鐵關係土地買收資金使途一覽表（昭和五年六月末現在）

乙号表ノ樣式ニヨリ

三、滿鐵關係買收土地明細表（昭和五年六月末現在）

丙号表ノ樣式ニヨリ

四、滿鐵關係土地買收資金ノ內東亞自身ニ於テ流用シタル資金使途明細表（土地買收口ト其他口トニ分チテ）（昭和五年

六月末現在）

(イ)東亞自身所有ノ目的ヲ以テ買收シタル土地明細表

丙号表ノ様式ニヨリ

(ロ)其他（生牛資金、羊毛資金、運轉資金、貸付金等各科目

別ニ明細表ヲ作製スルコト１様式ハ貴方ノ任意）

五、買收土地ノ利用狀態並ニ昭和五年六月末日迄ニ至ル收支表

（滿鐵關係土地ト東亞關係土地トハ別箇ニシ各場所別ニ區

分スルコト）

追而土地買收關係權利書類並買收ニ關聯シタル支出證憑書

類ハ豫メ御取揃ヘ置被下度

添附書類　甲号表、乙号表、丙号表、各一通

備考

東亞勸業ニ對スル滿鐵關係土地買收資金使途ノ內容並ニ其

收支狀態ヲ明確ニスル必要上資料トシテ取入レントスルモ

ノナリ

41

特急

回議箋

（甲號）

合紙番號	滿鐵庶文30第1號ノ10	所屬箇所	主計課予算係
發議番號	經主豫30第8號 23ノ2	主任者	擔任者

昭和5年8月20日起案 8月21日決裁 8月21日發

件名 昭和五年度鮮人学校々舎建築費予算組替ノ件

社長

副社長

理事

經理部長

經理部次長

主計課長

總務部長

總務部次長

文書課長

受付箇所印

閲覧濟

檢查課

（罫紙5號）

案

経理部長

地方部長宛

件名

八月十四日附地方庶経第一九〇号ヲ以テ申請アリタル首題ノ件ハ申請通承認セラレタリ

本案ハ地方補給費トシテ本年度予算ニ計上シアル開原、撫順両鮮人学校々舎建築費ヲ、補助金トシテ支給スルコトヲ止メ、会社ニテ直接建築シ然後ニテ学校経営者ニ貸与ノコトニスル為、事業

南滿洲鐵道株式會社

（罫紙5號）

費（地方施設、学校、建物）ニ予算組替ヲナサントスルモノナリ
事業費追加予算ニ対スル財源ハ市街地、用地予算剰餘額
引当ノコトニ致度。
尚、本案ニ付テハ曩ニ重役会議ニテ方針決定ノモノナリ

東亞勸業株式會社

五考三〇第四七號四ノ九

發第六八九號

昭和五年九月二日

考査課長　第五班

東亞勸業株式會社
專務取締役　花井脩治

南滿洲鐵道株式會社
總務部長　大平駒槌　殿

土地買收關係書類提出方ノ件

拜復陳者首題ノ件ニ關シ總考五第五號ノ七ヲ以テ御申越ノ趣委細敬承致候右ハ別紙各號ノ通ニ有之候間御査閲賜リ度不取敢御回答申上候　敬具

甲號表

一、滿鐵關係土地買收資金殘高表

(イ)滿鐵ヨリノ借入金總額	金二、三五〇、〇〇〇、〇〇圓
(1)滿鐵ノ爲ニ買收シタル土地代金	金一、四四二、七一四、九三
(2)東亞自身カ流用シタル資金	金七六二、二八五、〇七
(ロ)東亞ヨリ滿鐵ニ返戻シタル資金	金一四五、〇〇〇、〇〇
(ハ)昭和五年六月末日現在殘高	金二、二〇五、〇〇〇、〇〇

丙號表

三、滿鐵關係買收土地明細表

（昭和五年六月末現在）

	買收土地ノ內容			買收價格ノ內容			
	土地所在地	地目	地積	地代 畝當	地代 小計	買收諸掛其他	計
間島	延吉縣三區大牛溝屯	水田	二〇〇.〇〇	三.三七五	六七五.〇〇		六七五.〇〇
	〃	畑	一〇〇.〇〇		三三七.五〇		三三七.五〇
	〃	荒地	五〇〇.〇〇		一、六八七.五〇		一、六八七.五〇
	〃	畑	三〇〇.〇〇	二.四一六	七二四.八〇		七二四.八〇
	〃（學田）	畑	一〇〇.〇〇				
	〃（〃）	山地	五〇〇.〇〇				
	〃	荒地	九〇〇.〇〇	二.四一	一、六七五.二〇		一、六七五.二〇
	延吉縣守信鄉牛[illegible]溝	水田	二五〇.〇〇	一.三五	三、三七五.〇〇		三、三七五.〇〇

間島

延吉縣守信鄉 牛截溝	畑	一三〇五五	一三	五〇	一七、六二五 〇〇	一七、六二五	〇〇
延吉縣崇禮鄉 倒木溝	畑	二〇八三〇	四	三二	九〇〇 〇〇	九〇〇	〇〇
〃	荒地	二三一四〇	四	三二	一、〇〇〇 〇〇	一、〇〇〇	〇〇
〃 尚義鄉 大蘇箕溝	畑	二、五〇〇〇〇	一二	四〇	三一、〇〇〇 〇〇	三一、〇〇〇	〇〇
〃 勇智鄉 帽山前子	畑	一、一一一〇	九	〇〇	一〇、〇〇〇 〇〇	一〇、〇〇〇	〇〇
〃 尚義鄉 蘇箕溝	畑	七六三九〇	六	八一	五、二〇〇 〇〇	五、二〇〇	〇〇
〃 守信鄉 田道溝	畑	六五二〇〇	一八	四〇	一二、〇〇〇 〇〇	一二、〇〇〇	〇〇
〃 勇智鄉 敦台溝	畑	一、三八八八〇	一〇	八〇	一五、〇〇〇 〇〇	一五、〇〇〇	〇〇
〃	林野	一三八八〇	一〇	八〇	一、五〇〇 〇〇	一、五〇〇	〇〇

間島

延吉縣三區 太平溝屯	水田	三四七二〇	六 〇八	二一八五 四〇	二一八五 四〇
〃 〃	畑	六九四五〇	六 〇八	四二二七 四〇	四二二七 四〇
〃 〃	荒地	一〇八三〇	六 〇八	六五九 二〇	六五九 二〇
〃 〃（學田）	畑	一五〇〇〇			
〃 五區 墩台溝屯	畑	五五五六〇	七 六八	四二六七 〇〇	四二六七 〇〇
〃 〃	林野	六九四〇	七 六八	五三三 〇〇	五三三 〇〇

間島

買收土地ノ内容			買收價格ノ内容				
土地所在地	地目	地積	地代 畝當	地代 小計	買收諸掛	其他	計
延吉縣 四區 東古城子	畑	一一五二八〇	一〇 七九	一二八〇〇 〇〇			一二八〇〇 〇〇
〃 春陽鄉 黑瞎河屯	荒地	二〇〇〇〇〇	二 〇〇	四〇〇〇 〇〇			四〇〇〇 〇〇
〃 六區 黑瞎河屯	荒地	二〇〇〇〇〇	一 七五	三五〇〇 〇〇			三五〇〇 〇〇
〃 六區 二甲前河屯	畑	二〇〇〇〇	四 五七	九一四 五〇			九一四 五〇
〃	荒地	五〇〇〇〇	四 五七	二二八五 五〇			二二八五 五〇
〃 三區 亮兵台地	畑	三三三三〇	三 九〇	一三〇〇 〇〇			一三〇〇 〇〇
〃	荒地	二〇〇〇〇〇	三 九〇	七八〇〇 〇〇			七八〇〇 〇〇
〃	山林雜地	二六六六六〇	三 九〇	一〇四〇〇 〇〇			一〇四〇〇 〇〇
〃 三區 柳樹河子	畑	四一六七〇	六 〇〇	二五〇〇 〇〇			二五〇〇 〇〇

間島

延吉縣三區柳樹河子	荒地	四一六七〇	六	〇〇	二、九〇〇	[illegible]	二、五〇〇	〇〇
〃(學田)	荒地							
〃	雜地	四一六六六六						
〃鳳凰山屯	水田	二九一七〇	六	〇〇	一、七五〇	二〇	一、七五〇	二〇
〃	畑	一九四四〇	六	〇〇	一、一六六	四〇	一、一六六	四〇
〃	荒地	一〇二七八〇	六	〇〇	六、一六六	八〇	六、一六六	八〇
〃	雜地	四八六一〇	六	〇〇	二、九一六	六〇	二、九一六	六〇
〃倒木溝	畑	一〇八三〇	七	〇〇	七五九	一〇	七五九	一〇
〃	荒地	三〇八三〇	七	〇〇	二、三〇四	九〇	二、三〇四	九〇
〃(學田)	畑	八三四〇						
〃(學田)	荒地	二〇三〇〇						
〃(學田)	山林							
〃	雜地	五〇〇〇〇						

間島

延吉縣二區 二青背	山野	四二、二二二〇	一八九	八〇、〇〇〇 〇〇	八〇、〇〇〇 〇〇
〃 三區 大平溝	畑	九七二〇	四三二	四二〇 〇〇	四二〇 〇〇
〃 〃	荒地	四七、六三八〇	四三二	二〇、五八〇 〇〇	二〇、五八〇 〇〇
〃 〃	畑	九七二〇	四三二	四二〇 〇〇	四二〇 〇〇
〃 〃	荒地	二六、八〇六〇	四三二	一、五八〇 〇〇	一、五八〇 〇〇
〃 〃	畑	一三八九〇	四二九	六〇〇 〇〇	六〇〇 〇〇
〃 〃	荒地	二六、三八九〇	四三二	一、四〇〇 〇〇	一、四〇〇 〇〇
〃 〃	畑	一三八九〇	四三二	六〇〇 〇〇	六〇〇 〇〇
〃 〃	荒地	二六、三八九〇	四三二	一、四〇〇 〇〇	一、四〇〇 〇〇
〃 〃	畑	二七七八〇	四三二	一、二〇〇 〇〇	一、二〇〇 〇〇
〃 〃	荒地	一、八〇五六〇	四三二	七、八〇〇 〇〇	七、八〇〇 〇〇

間島

延吉縣 六區 後河屯	水田	五八三三〇	一一	一四	六五二四	〇〇	六五二四	〇〇
〃 〃	荒地	一一六七〇	一一	一四	一、三〇〇	〇〇	一、三〇〇	〇〇
〃 二區 下官道外	畑	七三六一〇	二	一七	一六〇〇〇	〇〇	一六〇〇〇	〇〇
〃 二區 老頭溝外	畑	二〇八三〇	三	一八	六六四	〇〇	六六四	〇〇
〃 〃	雜地	四六五二八〇	三	一八	一四八三六	〇〇	一四八三六	〇〇
延吉縣 崇禮郷 倒木溝	畑	五〇〇〇	一〇	九五	五四七	〇〇	五四七	〇〇
〃 〃	荒地	二四〇〇〇	二	九七	二、八七四	三〇	二、八七四	三〇
〃 大平溝屯	畑	四一七〇	四	三二	一八〇	〇〇	一八〇	〇〇
〃 〃	雜地	四四四四〇	四	三二	一、九二〇	〇〇	一、九二〇	〇〇
〃 四區 東古城子	畑	四三八八九	二二	七八	一〇〇〇〇	〇〇	一〇〇〇〇	〇〇
延吉縣 崇禮郷	水田	八〇〇〇	二	六四	二一一	〇〇	二一一	〇〇

間島

延吉縣崇禮鄉	畑	四七〇〇〇	二	六二	一、三三三	〇〇	一、三三三	〇〇
〃 〃	荒地	三、一〇〇〇〇	二	六二	八、一二二	〇〇	八、一二二	〇〇
〃 〃	林野	一、七〇〇〇〇	二	六二	四四五四	〇〇	四四五四	〇〇
〃 二區 銅拂子	畑	二七七七六	一九	八〇	五、五〇〇	〇〇	五、五〇〇	〇〇
〃 二區一甲 馬鹿溝	畑	三三八八九	一八	三六	六、二二二	〇〇	六、二二二	〇〇
〃 〃	雜地	四一六	一八	七二	七八	〇〇	七八	〇〇
延吉縣二區明月溝 小北明月溝	畑	一一一一一	五	七六	六四〇	〇〇	六四〇	〇〇
〃 〃	雜地	一六六六七	五	七六	九六〇	〇〇	九六〇	〇〇
〃 二區 大平溝屯	畑	一一九四四	一一	三〇	一、三五〇	〇〇	一、三五〇	〇〇
〃 四區二甲 東古城子屯	水田	一七九一六	三四	八七	六、二四五	〇〇	六、二四五	〇〇
〃 〃	畑	四一六七	三四	九六	一、四五五	〇〇	一、四五五	〇〇

間島						
延吉縣一區 北延吉河屯	畑	八三三三三	・七	六八	六四〇〇 〇〇	六四〇〇 〇〇
	雜地	二二二二二二	七	六九	一七一〇〇 〇〇	一七一〇〇 〇〇
地所買收諸掛					四四九八一 七三	一四四九八一 七三
假拂其他					三八八二〇 〇八	三八八二〇 〇八
計		四三八四五一	三〇			一四四九八一 七三 三八八二〇 〇八六二二五三 一一

假拂金內譯（滿鐵關係）

間島

區別	金額		備考
諸拂資金	一、〇〇四	四八	
車斗均	五〇〇	〇〇	小作人農資金
申泰鉉	一、一三五	〇〇	〃
南君弼	一六〇	〇〇	建築費外
丁煥章	二五〇	〇〇	食料費貸付
南君弼	九〇	九〇	種子及食料費貸付
車斗均	一三〇	〇〇	小作人其他貸付
申泰鉉	三四〇	〇〇	〃
申泰鉉	一六〇	〇〇	〃
其他	四九	七〇	電報料未精算其他
計	三、八二〇	〇八	

新義州

區別	金額		備考
寺山佐次郎	三八	五〇	登記料引當
計	三八	五〇	

蓋平

區別	金額		備考
認證料	三一	九四	未精算
計	三一	九四	

亂石山

區別	金額		備考
江藤豐二	二五〇〇〇	〇〇	豫約地資金
計	二五〇〇〇	〇〇	

合計　二八、八九〇、五二

其他內譯（滿鐵關係）

場所	區別	金額		備考
間島	土地買收打切整理費	三五〇〇〇	〇〇	土地買收中止ニ依ル賠償　秀村得一
開原	仝	六〇〇〇	〇〇	仝　辻、末木
沿線	土地調査費	一一五八	三二	亂石山、開原、鐵嶺、遼陽其他土地調査費
計		四二一五八	三二	

丙號表

四滿鐵會社土地買收資金ノ内東亞自身ニ於テ流用シタル資金使途明細表　昭和五年六月末現在

(イ) 土地買收ノ部

買收土地ノ内容			買收價格ノ内容			
土地所在地	地目	地積	地代 畝當	地代 小計	買收諸掛其他	計
新民縣 孫家套	水田	一三九七七八	四六 五一	六五〇一一 三〇		六五〇一一 三〇
撫順 前甸子	水田	四一一八七	一〇八 五六	四四六四〇 二〇		四四六四〇 二〇
〃 〃	水田	四〇七三五	六八 二二	二八七八三 四〇		二八七八三 四〇
計				一三八四三四 九〇		一三八四三四 九〇

五、買收土地利用ノ狀態

(イ) 滿鐵關係ノ分

(一) 間島

總面積　七、二〇九町步

利用面積　約一、〇〇〇町步

四年度小作料收納高　雜穀一、四五〇石三二

仝上價格　金七、五三六圓九四

五年度小作契約面積　約一、〇〇〇町步

生憎土地係爭ヲ惹起シタルヲ以テ目下社員ヲ派遣シ極力解決ニ努メ居ル狀態ナレハ確定面積ヲ計上スル能ハス

(二) 新義州

總面積　二七八町步

四年度小作料收納高　雜穀一、一〇九石八九

仝上價格　金九、八二四圓二四

110

総五考30
42
内14-4
種

回議箋

（乙號）

記號：総五考三〇第四七號ノ四ノ四

號：30 12號 8

昭和5年9月23日起案

昭和〃年〃月25日決裁

総務部長

総務部次長

審査課長

文書課長

件名

東亜勧業會社買收ニ際シ間島地方土地利用ニ関スル件

朝鮮総督宛

件名

總裁

南滿洲鐵道株式會社

拜啓秋冷之候益々御清栄ノ段奉慶賀候陳者一昨年來當社出資會社ノ一タル東亞勸業株式會社ニ於テ約七千町歩ノ土地ヲ買收シ爾來之レカ利用並權利確保ニ關シ種々攻究罷在候次第ニ御座候處右ハ主トシテ貴府ノ御協力ヲ俟ツニアラサレハ成功困難ノコト、被存候間今回當社農務課長松島鑑及東亞勸業會社專務取締役花井脩治兩名ヲ差遣シ貴府當局トノ間ニ諸事御協議セシムルコトニ致候間何分ノ御配慮ヲ賜リ度此段御紹介旁々得貴意候

敬具

御存

一、九月十九日重役会ノ決定ニ依ル

二、[illegible]

558

(回議1號)

回議箋

(甲號)

文書番號 滿鐵地學三〇第三號ノ七

發送番號 地學施第八號ノ三

昭和五年九月一〇日起案

昭和〃年〃月二九日決裁

昭和 年 月 日發送

總裁

副總裁

地方部長 次長

學務課長 地方課長 庶務課長

學事係 視學 公費係 經理係 庶務係

經理部長 主計課長 會計課長

總務部長 文書課長

所屬課所 地、學、施設係

件名 安東六道溝塾補助ニ關スル件

摘要

一、安東ニ於ケル鮮人學校ノ中會社ニ於テ補助スル學校ハ安東縣普通學校(會社補助金六、〇〇〇圓)及安東共濟會夜學校

南滿洲鐵道株式會社

（會社補助金五〇〇圓）ニシテ前者ハ朝鮮普通學校令ニ準據シテ教育ヲ施シ後者ハ貧困ニシテ晝間通學出來サル兒童ヲ收容シテ初等教育ヲ施シ居ルモノニシテ右二校ノ外ニ安東六道溝塾ナルモノアリ同塾ハ六道溝ニアリテ安東勞働共濟會ノ設立ニ係リ其ノ校舍ハ共濟會夜學校ヲ使用シ居ルモノニシテ現在一年ヨリ五年迄一三七名ノ兒童ヲ收容ス

三、安東縣普通學校ハ經費及校舍ノ關係上漸ク入學志願者ノ半數ヲ收容シ得ルノ狀況ニシテ安東ノ鮮人教育機關トシテ六道溝塾ハ缺クヘカラサルモノナリ而シテ本年度ニ於テ金五〇〇圓ノ經費不足ヲ生シ別紙ノ通其ノ補助方申請シ來リタルモノニシテ事情已ムヲ得サルモノアリト認メ茲ニ申出通金五〇〇圓

ヲ新規ニ補助セムトスルモノナリ

三、同塾ノ豫算ヲ見ルニ支出ハ二、〇一四圓ニシテ人件費一、六〇二圓（中一、二一七圓ハ朝鮮總督府派遣教員二名分）物件費四一二圓ニシテ之ヲ削減スル餘地モ無之收入ハ一、五一七圓（總督府補助一、二一七圓、平北道地方費補助五〇圓、授業料二五〇圓）ニシテ他ニ增收ヲ計ル途ナク結局金五〇〇圓ノ不足ヲ生シ經營困難ニ陷リ居ルモノナリ旁々同塾ハ附屬地內ノ鮮人學校ニシテ會社ノ擔當區域ニ屬スルモノナレハ本案ノ通不足額金五〇〇圓ノ補助ヲ爲スコト致度

四、(イ)安東縣普通學校ノ入學志願者及許可者數並(ロ)同校及六道溝塾ノ兒童數

（イ）

年度	一年入學志願者數	同許可者數	志願者ニ對スル許可者ノ百分比
昭和三年度	二三一	一〇三	〇、四五
昭和四年度	二四八	一〇二	〇、四一
昭和五年度	三二四	一七九	〇、五五

（ロ）

安東縣普通學校（七番通）　五一八名

六道溝塾（六道溝）

五、本件財源ハ公費教育費留置ヨリ支出ス

案

地方部長

安東地方事務所長宛

件名

六月十一日附安地地第一四六號ノ一首題ノ件了承安東六道溝等ニ對シ左記條件ヲ附シ本年度ニ於テ金五〇〇圓迄補助スルコトト相成タルニ付此ノ旨設立者ニ傳達相成度

追テ右ハ追加豫算ヲ認ムヘキニ付適當ノ時期ニ申請相成度

記

一、收支決算表ヲ翌年四月末日迄ニ會社ニ提出スルコト

二、每年五月一日現在ヲ以テ會社所定ノ學校要覽ヲ調製シ五月十日迄ニ二通會社ニ提出スルコト但シ昭和五年度ニ限リ十月一日現在ノモノヲ提出スルコト

三、會社所定ノ月末調査表ヲ一通翌月七日迄ニ會社ニ提出スルコト

(5. 6. 共和謄納)

第五　朝鮮人ニ對スル福利增進施設

本社カ自己ノ農場ニ收容スル鮮人小作人ニ對スル農耕資金ノ貸出ヲ初メトシ在滿鮮人ニ對シテハ直接間接ニ金融ノ便ヲ與ヘツヽアルモ之等ハ既ニ金融事業ノ項ニ於テ記述シタルヲ以テ玆ニハ金融以外ノ福利增進施設ノ状況ヲ記セムトス

（一）農事試驗及指導

農事試驗及指導ニ關シテハ從來採種田ノ設置、優良小作人ノ農事見學、品評會、肥料ノ使用、耕牛購入ノ為其ノ代金ノ一部ヲ補助スル等各方面ニ渉リ效果ヲ齎サムト努力シツヽアリ

（二）副業ノ獎勵

鮮人小作人ニシテノ生活ノ安定ヲ計ラシムル為ニハ冬期農閑期ニ於ケル副業獎勵カ特ニ有効ナルヲ認メ本社ハ可及的援助ヲ

措マス従来ノ製繩、製筵ニ関シテハ更ニ之ガ製作奨励ノ徹底ヲ期スルト共ニ製品ノ處理ニ付テハ本社ニテ買収スル等極力斡旋ノ労ヲ採リツヽアリ更ニ将来或ハ養蠶ニ或ハ荒草杞柳ノ栽培加工等ニ有利ナルヘキ副業ノ奨励等ニツキ講究シツヽアリ

（三）共済組合、消費組合

小作人及其ノ家族病傷ニ當リ其ノ治療費ヲ貸與スル外共済組合ヲ組織セシメ各戸ニ對シ小額ノ組合費ヲ負担セシメ之ニ會社ノ補助金ヲ加ヘテ共済ノ実ヲ擧ケシムルニ資スル為昨年度ヨリ奉天農場小作人及附近在住鮮人間ニ消費組合ヲ設立セシメ之ニ事業資金ヲ融通スルト共ニ補助金ヲ交付シ其ノ消費経済ノ改善ヲ計ラシメ居レリ

(四) 教　育

在満鮮人ノ教育ニ関シテハ夙ニ之カ実施ノ必要ヲ認メ本社事業地ノ内公太堡、公済號、板橋子ノ各農場ニ於テハ夫々校舎ヲ建築シ教師ヲ招聘シテ本社ニ於テ之ヲ経営シ居レリ又呉家荒二校、諾木琿、孫家套両地各々一校ニ對シテハ其ノ経費ノ大部ヲ補助シ教育ノ普及ニ力ヲ致シツヽアリ

直営並補助學校、教員生徒数調

校名	教員数	生徒数
直營學校		
公太堡普通學校	三名	一一七名
板橋子普通學校	三	六二
公済號普通學校	三	一一〇

計	九	二八九
補助學校		
吳家荒私立信興學校	三	一一〇
吳家荒私立朝天學校	二	六九
諾木揮普通學校	三	九〇
孫家套私立共成學校	二	四五
計	一〇	三一四
總計	一九	六〇三

(五) 衛生

衛生施設ニ関シテハ教育施設ト同様事情ノ許ス限リ犠牲ヲ拂ヒツヽアリ公太堡及吳家荒收納所ニ於テハ共ニ病院ヲ設立シテ

醫師ヲ駐在セシメ尚通遼縣下ニ於テハ白音太來在住醫師ニ醫療ヲ嘱託シ以テ衛生保健ノ改善ニ努メ居レリ奉天ニ於テモ亦赤十字病院友隣病院ニ對シ特ニ委嘱シテ農場小作人ヲ治療セシメツヽアリ

第六 間島方面ニ於ケル施設概況

間島方面ニ於ケル施設トシテハ外務省、朝鮮総督府、関東廳及満鉄會社等ノ諒解ヲ求メ且ツソノ援助ノ下ニ同地ニ於ケル移住鮮人小農者ニ對シ普ク土地ヲ供給シテ将来自作農タルヘキ素地ヲ作ラシムル目的ノ下ニ昭和三年十一月以来幾多ノ不便ト防害ヲ排除シテ土地ノ取得ニ着手シ昨年初春ニ至ル約五ケ月ノ期間ニ於テ既耕地未耕地等ヲ合シ約七千二百町歩ノ其ノ價格約五十萬円ノ買收ヲ了シタリ此等ハ専ラ帰化鮮人名義ニヨリ

買収シタルモノナルカ同地ニ於ケル支那官憲ノ干渉圧迫ハ逐時其ノ熱度ヲ高メ来リ國土盗賣ノ罪名ノ下ニ當社買収名義人仲介者等ノ拘禁サルヽモノ相次キ之カ釈放救済等ノ運動等ニ多大ノ煩労ト失費ヲ重ネ一時其ノ進行ヲ中止セサル可カラサルノ状勢ニ在リタルカ昭和四年七月以降土地買収ヲ打切ルコトヽナリ買収地ハ管理経営ヲナシ居ルカ土地権利関係ニ於テノ支那官憲ノ暴戻ナル圧迫ニヨリ各地ニ問題續出シ不尠困難ヲ感シ居ル折柄最近該地方ニ於ケル共産黨ノ跋扈ニ依リ收穫物ヲ焼却セラレタル事実アルノミナラス鮮農ノ生活ヲ極度ニ脅威セラルヽヲ以テ目下之カ善後處置ノ根本對策ニツキ講究中ニ属ス

又前年来同地鮮人民會金融部ニ融通シタル資金二十萬円ハ依然土地買収費等ニ充當セラレ居リ鮮農扶殖ノ便ヲ計リツツアリ。

瓦房店區公所事務報告 昭和五年度

第一號　一般事務

一、地方事務所

1、公所事務ニ關係セル職員ノ異動ナシ

2、戸口

種別	日本人			朝鮮人			中國人			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
戸口			七二五			一三			五七九			一、三一七
人口	一、二三五	一、一六六	二、四〇一	一七	二八	四五	二、二九〇	八五三	三、一四三	三、五八二	二、〇四七	五、六二九

二、地方委員會

1、委員ノ異動

異動年月日	失格事由	異動者ノ國籍	氏名

二、賦課徴収

(一) 課金

(イ) 戸数割

1 賦課戸数及免除戸数

	日本人	朝鮮人	中国人	計
賦課戸数	六六三	五	三〇八	九七六
免除戸数	六二	八	二七一	三四一

南滿洲鐵道株式會社

大石橋區公費事務報告（昭和五年度）

第一款　一般事務

一、地方事務所

(一)公費事務ニ關係アル社員ノ異動

異動ノ年月日	事項	異動者ノ分擔事務	資格	職名	氏名
昭和六、二、二七	四平街地方事務所ヘ轉出	事務分擔表ノ通	事務員	地方係長	増田増太郎
〃	長春地方事務所ヨリ轉入	〃	〃	〃	楢崎勇
昭和五、六、一六	新規採用	〃	傭員	外勤助手	荒川右一

(二) 戸口

國人別	戸數	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	六五九	一、三四七	一、二四六	二、五九三
朝鮮人	一七	四〇	四六	八六
中國人	三二八	一、四三一	四九三	一、九二四
計	一、〇〇四	二、八一八	一、七八五	四、六〇三

(三) 其ノ他ナシ

二、地方委員會

(一) 委員ノ選擧

ナシ

(二) 委員ノ異動

(6. 4. 共和販賣)

㈠課金

1 戸數割

(イ)賦課戸數及免除戸數

國人別	賦課戸數	免除戸數	計	摘要
日本人	五四四	二〇	五六四	
朝鮮人	二	八	一〇	
中國人	一二九	一四六	二七五	
計	六七五	一七四	八四九	

(ロ)等級別一戸課額及賦課、徴収、缺損、未徴收ノ戸數金額

（6. 4. 共和謄寫）

海城区事務報告

昭和五年度分

第一款　一般事務

一、地方事務所派出所

(一)公費事務ニ関係アル社員ノ異動左ノ如シ

熊岳城派出所勤務ヲ命セラル　外助　前田耕

海城派出所勤務ヲ命セラル　外助　平山猛

現在員左ノ如シ（教育費図書館費支弁ノモノヲ除ク）

主任　事務員　浅井初

外勤助手　平山猛

小使　王万盛

園丁　張殿元

（二）戸口

戸数				人口												摘要
				日本人			朝鮮人			中國人			計			
日本人	朝鮮人	中國人	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
一八九	五	一九	二一三	三五一	三四二	六九三	八	一七	二五	一〇五〇	一二九	一一七九	一四〇九	四八八	一八九七	

（三）其他、記事ナシ

二、地方委員會

（一）委員ノ選擧ナシ

（二）委員ノ異動

昭和五年十月九日　区外転居ニ依リ資格喪失　日本　愛甲直剛

同　日　前記補欠委員ニ決定　日本　國政十七平

營口公費經事務報告　昭和五年度

第一款　一般事務

一、地方事務所

(一)公費事務ニ關係アル社長ノ裁決
該當事項ナシ

(二)戸口

(イ)戸數

	日本人	鮮人	中國人	外國人	計
新市街	五八七	四一	一八六	五	八一九
牛家屯	一七		三六	〇	五三
舊市街	七二	五九			一三一
計	六七六	一〇〇	二二二	五	一〇〇三

(ロ) 人口

	日本人 男	日本人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	中國人 男	中國人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女	合計
新市街	一、三二七	一、二五〇	二六	二四	一、〇一二	三五二	五	六	二、三七〇	一、六三二	四、〇〇二
牛家屯	二一	二九	二	〇	三三六	四二	〇	〇	三五九	七一	四三〇
四平街	一三二	一二四	一三四	一四六	〇	〇	〇	〇	二六六	二七〇	五三六
計	一、四八〇	一、四〇三	一六二	一七〇	一、三四八	三九四	五	六	二、九九五	一、九七三	四、九六八

二、地方委員會

(一) 委員ノ選擧

該當事項ナシ

(二) 委員ノ異動

(三) 地方委員

二、賦課徵收

(一) 課金

1 戶數割

(イ) 昭和五年四月一日現在ノ賦課戶數割及免除戶數左ノ如シ

國籍別	賦課戶數	免除戶數
日本人	六六七	一〇五
朝鮮人	五	九五
中國人	六四	三三二
外國人	三	二
計	七三九	五三四

470

鞍山区公費事務報告

昭和五年度

第一款 一般事務

一、地方事務所

(一) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

異動年月日	事項	異動者ノ今壽事務嘱託職名		氏名
五、六、一四	轉出	消防副監督	事務員	今津今吉
五、六、一四	待命		嘱員 消防長	安達信雄
五、六、二三	辞職		〃	山崎卯市
五、七、二	採用		〃	久保定五郎
五、八、二一	〃	消防見廻	嘱員 消防手	劉成漢
〃	〃	〃	〃	李福仁

(二) 戸口

昭和六年三月末現在

國籍別	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	一、四六一	三、三一四	三、〇〇一	六、三一五
朝鮮人	六〇	二〇一	一五五	三五六
中國人	一、二六二	四、八八六	二、一四八	七、〇三四
外國人	—	—	—	—
計	二、七八三	八、四〇一	五、三〇四	一三、七〇五

二、地方委員會

一、委員ノ異動

異動年月日	失格事由	國籍	氏名
六、三、七	区外轉出ノ為	日本	三室野勝
六、三、七	同上補充	〃	池尻米太郎

二、賦課徴収

（一）課金

（1）戸数割

イ、賦課戸数及免除戸数　昭和五年四月一日

国籍別	総戸数	賦課戸数	免除戸数
日本人	一、六三七	一、三八九	二四八
中国人	一、二九五	一〇〇	一、一九五
朝鮮人	四九	四	四五
計	二、九八一	一、四九三	一、四八八

外ニ法人二四戸アリ

瀋陽中間區事務報告　昭和五年度

(二) 戶口

種別	戶數	人口 男	人口 女	人口 計	備考
日本人	一七一	三三五	二八七	六二二	
朝鮮人	一	七	二	九	
中國人	三七五	二、六四五	五四八	三、一九三	
外國人	—	—	—	—	
計	五四七	二、九八七	八三七	三、八二四	

第二款　財政事務

一、公費豫算及決算

(一) 豫算

1、本豫算ノ調製　昭和五年一月十二日

2、同　認可　昭和五年三月三十一日

3、豫算額

589

瀋陽區事務報告

昭和五年度分

第一款 一般事務

一、地方事務所

(一)公費事務ニ關係アル社員ノ異動

異動年月日	異動者分擔事務	資格	職名	氏名
五、五、二三、四地ヘ	公費事務補助	傭員	員外勤助手	德永齊
五、六、三〇公地ヘ	〃	〃	〃	齋藤茂男
〃 公地ヨリ	〃	雇員	〃	輕部龜次郎
五、七、四鐵地ヘ	警備衛生一般事務	事務員	消防隊副監督	鈴木篤
〃 鐵地ヨリ	〃	〃	〃	永淵吉次
五、七、一三地庶ヘ	地方係一般事務	〃	地方係長	石岡武
〃 地地ヨリ	〃	〃	〃	中村俊夫
六、三、二七就地ヘ	公費區一般事務	參事	所長	見坊田鶴雄
〃 地庶ヨリ	〃	事務員	〃	有賀庫吉

(三) 戸口（昭和六年三月末現在）

種別	戸數	人口 男	人口 女	人口 計	備考
日本人	一、一七〇	二、二一六	一、九七九	四、一九五	
朝鮮人	二五	七〇	七五	一四五	
中國人	四九〇	二、八五〇	九一五	三、七六五	
外國人	—	—	—		
計	一、六八五	五、一三六	二、九六九	八、一〇五	

二、地方委員會

(一) 委員ノ選擧

本年度ハ施行ナシ

(二) 委員ノ異動

異動年月日	氏名	事由
五、四、四	古庄重一	區外轉出ノ爲メ辭任

二、賦課徵收

(一)現金賦課

(1)戸數割

(イ)賦課戸數及免除戸數

區別	賦課戸數	免除戸數	計
日本人	八三三	四一六	一、二四九
朝鮮人	二	七	九
中國人	八二	四一一	四九三
外國人	ー		
計	九一九	八三四	一、七五三

(ロ)等級別一戸當課額及賦課及徵收缺損未收ノ戸數金額

等級	一戸當年額	賦課 戸數	賦課 金額	徵收 戸數	徵收 金額	缺損 戸數	缺損 金額	徵收未濟額 戸數	徵收未濟額 金額
特等	一、四四六〇〇	一	一、四四六〇〇	一	一、四四六〇〇	ー	ー	ー	ー
特等	一、一四六〇〇	一	一、一四六〇〇	一	一、一四六〇〇	ー	ー	ー	ー

昭和五年度

奉天偏公費事務報告

奉天地方事務所

(二)戸口　昭和五年三月末現在

種別		戸數	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	內地人	四七六九	一一、二六〇	一〇、三九八	二一、六五八
	朝鮮人	一七六	五五三	四二〇	九七三
中國人		二八八八	一四、六四一	四、一〇六	一八、七四七
外國人		三三〇	六五五	五三八	一、一九三
合計		八、一六三	二七、一〇九	一五、四六二	四二、五七一

(三)其他

特記スヘキ事項ナシ

二、賦課徵收

(一) 課金

(1) 戸數割

(イ) 戸數

種別		總戸數	賦課戸數	免除戸數	備考
日本人	内地人	四七六九	四三六二	四〇七	
	朝鮮人	一七六	三〇	一四六	
中國人		二、八八八	九一九	一、九六九	
外國人		三三〇	二三五	九五	
計		八、一六三	五五四六	二、六一七	

(ロ) 等級別一戸課額及賦課徵收缺損未徵收ノ戸數金額

鐵嶺區事務報告

昭和五年度

第一款　一般事務

一、地方事務所

(一) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

(1) 衛生費支弁外勤員事務員永渕吉次昭和五年七月四日附遼陽地方事務所ニ轉勤シ其後任トシテ遼陽地方事務所ヨリ外勤員事務員鈴木篤轉入セリ

(2) 事務費支弁外勤助手雇員倉田安次郎　昭和五年十月二十九日附本渓湖尋常高等小学校ヘ轉勤其後任トシテ安東地方事務所(鶏冠山在勤)ヨリ外勤助手雇員

南滿洲鐵道株式會社

立石成人轉入セリ。

(二) 戸口

人種	戸數	人口 男	女	計
日本人	七六一	一、四〇〇	一、三二〇	二、七二〇
朝鮮人	一一	六七	一七	八四
中國人	二六四	一、一三三	三三六	一、四六九
計	一、〇三六	二、六〇〇	一、六七三	四、二七三

二、地方委員會

(一) 委員ノ選擧

本年度ハ選擧期ニアラザルヲ以テ選擧ナシ。

二、賦課徴收

(一) 課金

1. 戸數割

(イ) 賦課戸數及免除戸數

昭和五年四月一日現在

人種別	賦課戸數	免除戸數	總戸數
日本人	五九八	一〇九	七〇七
朝鮮人	一	八	九
中國人	五〇	一六八	二一八
其他外國人	二		二
計	六五一	二八五	九三六

昭和五年度開原区事務報告　　昭和五年度

第一款　一般事務

一、地方事務所

(一)公費事務ニ関係アル社員ノ異動

異動年月日	事項	異動者分掌事務	資格	職名	氏名
五、七、一九	開原地方事務所至経理係ヘ轉出		傭員	外勤助手	根本鈔
五、七、一九	新規採用	公費賦課徴収	〃	〃	梶原辰三
五、四、二〇	依願解傭	衛生事務	〃	〃	稲田勝三
五、五、二六	開原地方事務所社宅ヨリ轉入	〃	〃	〃	木村喜代治
五、一〇、二九	営口小学校ヘ轉出		雇員	消防長	原田政太郎

177

(二) 戸口（昭和五年三月三十一日現在）

種別	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	六六六	一、三四〇	一、三〇一	二、六四一
朝鮮人	一五三	四三一	三七〇	八〇一
中国人	六、〇九七	一二、三七三	三、六〇五	一五、九七八
其他外国人	—	—	—	—
計	六、九一六	一四、一四四	五、二七六	一九、四二〇

二、賦課実収

(一)課金

1.戸数割

イ 賦課戸数及免除戸数

種別	賦課戸数	免除戸数	計
日本人	五六八	六五	六三三
朝鮮人	一五	一三四	一四九
中国人	五二〇	一、一八五	一、七〇五
外国人	二		二
計	一、一〇五	一、三八四	二、四八九

昌圖區事務報告　昭和五年度

第一款、一般事務

一、開原地方事務所昌圖派出所

(一)公費事務ニ関スル社員異動ナシ

(二)戸口

種別／区分	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	備考
日本人	六五	一二八	一二四	二五二	
朝鮮人	六、	一三	一九	三二、	
中國人	二七〇	一、〇三〇	五二一	一、五五一	
計	三四一、	一、一七一、	六六四	一、八三五、	

二、地方委員會

南滿洲鐵道株式會社

臨時費計　八四二六、

歲出總計　一七、七四三八四、

二、賦課徵收

1、戶數別

イ、賦課戶數及免除戶數

區別	日本人 社員	日本人 社員外	日本人 計	朝鮮人 社員	朝鮮人 社員外	朝鮮人 計	中口人 社員	中口人 社員外	中口人 計	計 社員	計 社員外	計
總戶數	三一	三四	六五	一	六	六	二八	二三九	二七〇	六四	二七九	三四一
賦課戶數	二三	三二	五五	一	一、	一、	一、	一一一、	一一二、	二四	一四四	一六八
免除戶數	八、	二、	一〇	、	五	五、	二〇	一二八	一五八	三八	一三五	一七三

口、等級別戶課額及賦課徵收、缺損、未徵收ノ

戶數金額、

四平街区事務報告 昭和五年度分

第一款 一般事務

一、地方事務所

(1) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

本年度予算ニ於テ中国人(市場費支弁)定傭夫一名減員セシメタルヲ以テ日本人外勤助手一名増員申請ノ処認可アリ五月二十三日発令外勤助手徳永齊(事務費支弁)遼陽地方事務所ヨリ転入増員ス其他異動ナシ

(2) 戸口

人種別		戸数	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	内地人	一、〇二六	二、〇〇四	一、八七七	三、八八一
	朝鮮人	九九	二五〇	二一六	四六六
中国人		一、五六三	七、五四九	三、四五二	一一、〇〇一
其他外国人		二	一	二	三
計		二、二六九	九、八〇四	四、五四七	一四、三五一

二、地方委員会

(一)、委員ノ異動

異動年月日	事略	職務	氏名
昭和五年四月二十日	林区外轉任	日本	竹村勝清

二、賦課徴収

(一)課金

人、戸数割

イ、賦課戸数及免除戸数

昭和五年四月一日現在

国籍別		賦課戸数	免除戸数	計
日本人	内地人	九一二	六七	九七九
	朝鮮人	一八	七二	九〇
中国人		三一〇	一、一二六	一、四三六
其他外国人		二	二	四
計		一、二五二	一、二五七	二、五〇九

(タイプ紙1號) 南滿洲鐵道株式會社

昭和五年度公主嶺中間區公費事務報告

第一款 一般事務

地名別＼國籍別	日本人 戸數	日本人 人口 男	日本人 人口 女	日本人 人口 計	朝鮮人 戸數	朝鮮人 人口 男	朝鮮人 人口 女	朝鮮人 人口 計	中國人 戸數	中國人 人口 男	中國人 人口 女	中國人 人口 計	計 戸數	計 人口 男	計 人口 女	計 人口 計
蔡家	一一	二五	二二	四七					四八	二一一	七九	二九〇	五九	二三六	一〇一	三三七
大楡樹	一二	二三	二五	四八	二	九	八	一七	一五	四五	二四	六九	二九	七七	五七	一三四
劉房子	一三	二二	二七	四九					六四	二六六	一三一	三九七	七七	二八八	一五八	四四六
合計	三六	七〇	七四	一四四	二	九	八	一七	一二七	五二二	二三四	七五六	一六五	六〇一	三一六	九一七

第二款 財政事務

一、公費豫算及決算

(一) 豫算

第一款　一般事務

一、地方事務所

(一) 公費事務ニ關スル社員ノ異動

異動年月日	職名	氏名	摘要
昭和五年六月二十四日	外勤助手	輕部龜次郎	遼陽地方事務所ヘ轉出
〃	〃	齋藤茂男	仝上ヨリ轉入

(二) 戸口（昭和五年十二月末日現在）

區別＼戸數人口	戸數	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	五二二	九九二	九七六	一、九六八
朝鮮人	三一	八四	七一	一五五
中國人	一、〇七六	五、三〇三	一、六八七	六、九九〇
外國人	一	一	二	三
計	一、六三〇	六、三八〇	二、七三六	九、一一六

(6.　(6. 4. 鮎川納)

二、賦課徵收

一、課金

一、戸數割

(イ)賦課戸數及免除戸數

國籍別	總戸數	賦課戸數	免除戸數
日本人	四六八	四一一	五七
朝鮮人	二三	三	二〇
中國人	一、〇一一	三一四	六九七
外國人	二	二	ー
計	一、五〇四	七三〇	七七四

(ロ)等級別一戸賦課額及賦課徵收、未徵收並缺損額左ノ如シ

(6.4. 結用納)

范家屯区公費事務報告（昭和五年度）

第一款　一般事務

一、長春地方事務所范家屯派出所

（一）公費事務ニ関係アル社員ノ異動

異動年月日	分掌事務	資格	職名	氏名	異動事項
昭和五年六月十四日	派出所一般事務	事務員	在勤員	竹田繁藏	長春地方事務所ヨリ転入
仝	仝	仝	仝	金衛金次郎	安東地方事務所へ転出

三月三十一日現在公費事務（社費事務兼務）従事員如左

外勤助手一名　久保寺久四郎

（昭和六年三月末日現在）

（二）戸口

南満洲鉄道株式会社

國籍別	戸數	人口 男	女	計	摘要
日本人	九三	一七八	一五六	三三四	
朝鮮人	四	五	四	九	
中國人	三八一	二、一七四	五六二	二、七三六	
計	四七八	二、三五七	七二二	三、〇七九	

二、地方委員會

(一) 委員ノ選擧

昭和五年九月二十日補缺選擧ノ結果左記ノ通リ當選確定シタリ

得票數	委員名	國籍別	氏名	備考
一七	地方委員会委員	日本	長山榮	社員

昭和五年度

長春區公費事務報告

長春地方事務所

(一)戶口(昭和六、三、三一現在)

國籍別	戶數	人口 男	人口 女	人口 計
內地人	二、五八三	五、二七一	四、八七八	一〇、一四九
朝鮮人	二五四	六四九	五七九	一、二二八
中國人	三、〇九〇	一七、一五四	四、九〇八	二二、〇六二
外國人	一四三	二八七	二三六	五二三
計	六、〇七〇	二三、三六一	一〇、六〇一	三三、九六二

四四二

三、賦課徵收

(一) 課金

イ 戸數割

(イ) 賦課戸數及免除戸數（昭和五、四、一現在）

國籍別	賦課戸數	免除戸數	計
內地人	二、〇六四	四〇一	二、四六五
朝鮮人	四三	一九六	二三九
中國人	七三五	二、四五二	三、一八七
外國人	四六	一一八	一六四
計	二、八八八	三、一六七	六、〇五五

(5. 1. 共和號納)

橋頭區公費事務報告

昭和五年度

第一款　一般事務

一、地方事務所派出所分

(一)公費事務ニ関係アル社員ノ異動

派出所主務者事務員永井好郎　昭和五年十二月二十四日在勤ヲ免セラレ営口地方事務所事務員岡田倉吉　在勤ヲ命セラル（発令月日前同断）

(二)戸口

日本人戸数	朝鮮人戸数	台湾人戸数	中国人戸数	其他	計
二五三	一	〇	五	〇	二五九

男女別	人口 日本人	鮮人	中国人	計
男	四二六	一	三五	四六二
女	三八四	四	七	三九五

(三)其他

記載事項ナシ

二、賦課徴收

(一) 課金

人戸数割

1、賦課戸数及免除戸数

	賦課戸数	免除戸数	計
日本人	二〇二	四〇	二四二
中国人	三	〇	三
朝鮮台湾其他外国人	一	〇	一

賦課戸数計	免除戸数計	総戸数
二〇六	四〇	二四六

本溪湖地方事務所

昭和五年度

本溪湖中間區公費事務報告

第一款 一般事務

一、一般事務

當區內ノ主タル中間駅所在地ハ石橋子、火連寨、宮ノ原、南攻下馬塘、又祁家堡ノ六ヶ所ニシテ区内事務整理ニ公費関係社員其ノ他諸機関ノ配置ナキニ付特ニ記スベキ事項ナシ

二、戸口

戸数					人口					
日本人	朝鮮人	中国人	計	性別	日本人	朝鮮人	中国人	其ノ他	計
八五	一	二〇〇	二八六	男	一五一	五	七五二		九〇八
				女	一五三	二	三五〇		五〇五

本溪湖區事務報告

第一款 一般事務

一 地方事務所

(一) 公費事務ニ關係アル社員ノ異動

公費事務担任外勤助手清水忠次、昭和五年十二月十二日付長春地方事務所ニ轉勤後任トシテ同日付ニテ外助長谷川義一長春地方事務所ヨリ轉入セリ。

(二) 戸口

戸数			
日本人	朝鮮人	中国人	計
五九一	八	一五〇	七四九

人口				
性別	日本人	朝鮮人	中国人	計
男	一、一九一	二五	六五二	一、八六八
女	一、二〇二	三三	一七八	一、四一三

二、賦課徴収

(一) 課金

1、戸数割

(1) 賦課戸数及免除戸数

総戸数	日本人	612
	朝鮮人	7
	中国人	149
	其他外国人	0
	計	769
賦課戸数	日本人	565
	朝鮮人	2
	中国人	79
	其他外国人	1
	計	647
免除戸数	日本人	47
	中国人	70
	朝鮮人	5
	其他外国人	0
	計	122

綏遠山西事務報告

第一款　一般事務

昭和十年度

一、開設事務所

本事務所開設ニ係ル経過ハ左ノ如シ

綏遠山西ニ於ケル事務ハ従来張家口在勤員及張家口駐在事務所

駐在員等ニ於テ取扱ヒ来リシガ事務ハ前年十月綏遠山西地方事務所

張家口在勤員ヲシテ之ヲ取扱ハシメタリ

昭和十年六月十四日在勤員事務員木村政之助書記待遇ヲ

派遣シ同時ニ張家口事務所勤務事務官松川千上

綏遠派出所在勤ヲ命セラル

(二) 戶口

國籍別	戶數	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	一四一	三三三	二八八	六二一
朝鮮人	二	五	三	八
中國人	一二八	五一一	二一三	七二四
合計	二七一	八四九	五〇四	一三五三

三 地方委員會

(一) 委員ノ異動

本年度ニ於ケル委員ノ異動ナク年度末ニ於ケル委員左ノ通ナリ

二、赋课查收

(一)调查

1、户数割

イ、赋课户数及免除户数

国籍别	总户数	赋课户数	免除户数
日本人	一五九	一二三	三六
朝鲜人	一	一	一
中国人	一二六	八二	四四
合计	二八六	二〇五	八一

南滿洲鐵道株式會

昭和五年度　安東邑公費事務報告　安東地方事務所

(二)戸口　昭和六年三月末日

內地人	戸數	二、四五九	△一六
	人口 男	五、五一九	△五七
	人口 女	五、三一三	△三四
朝鮮人	戸數	一、九四三	△二三
	人口 男	四、九五三	△五五
	人口 女	四、四一一	△四三
中國人			

戸數　八七九〇

人口　男三七〇六八
　　　女一四四六九

外國人

戸數　六

人口（男　九
　　　女　四

△印ハ支那街店住者ヲ示ス

(三)其他ナシ

二、地方委員

(一)本年度ハ選擧ヲ行ハス現任委員左ノ如シ

地方委員會委員　大津　畯

二、賦課徵收

(一)戸數割

イ、賦課戸數及免除戸數(昭和五、四、一現在)

區別	日本人	朝鮮人	中國人	其他外國人
賦課戸數	三、二一五	一五〇	一、〇六五七	四
免除戸數	一、八七四	一、五三七	七、五三九	二

ロ、等級別一戸課額及賦課徵收額未徵收ノ戸數金額

等級	賦課 年額	賦課 戸數	賦課 金額	徵收 戸數	徵收 金額	收入 戸數	收入 金額	徵收未濟 戸數	徵收未濟 金額
特	四八四六〇〇	一	四八四六〇〇	一	四八四六〇〇				
〃	三七四六〇〇	一	三七四六〇〇	一	三七四六〇〇				
〃	三一四六〇〇	一	三一四六〇〇	一	三一四六〇〇				

一、救助

本年度ニ於ケル行路病人、死亡人其他左ノ如シ

取扱月日	種別	國籍別	男女別	氏名	備考
五、六、一八	溺死體	鮮人	男	不詳	[illegible]
五、六、二四	〃	不詳	〃	〃	〃
五、七、三	遺棄死體	鮮人	〃	金利普	〃
五、七、一六	行路病死人	日本人	〃	島田新太郎	〃
五、八、一二	遺棄死體	〃	〃	不詳	〃
五、八、一六	〃	〃	〃	〃	〃
五、九、二	〃	〃	〃	鄭德喜	〃

五、九、八年	〃	〃	〃	不詳	假埋葬
五、九、一五	〃	〃	〃	李化貴	〃
五、一〇、一五	〃	〃	女	金允道	〃
五、一一、一九	〃	〃	男	不詳	〃
五、一一、二九	〃	〃	〃	〃	〃
五、一一、二七	行路病死人	日本人	〃	瀧澤健藏	〃
六、一、一二	逃走死亡	鮮人	〃	不詳	〃
六、一、二六	〃	〃	〃	鄭仲鉉	〃
〃	〃	〃	〃	白仁依	〃
八、三、九	〃	〃	〃	不詳	〃
八、三、一六	〃	〃	〃	金時京	〃

行旅病者收容

五五一〇	日本人	男	釘田利太郎
一五二九	鮮人	〃	金丁澤
五八六	〃	〃	黄金治
五八一二	〃	〃	金蓮治
五八二四	日本人	〃	瀧澤健敏

(計二三名)

(6. 4. 共和謄納)

吉林特別區事務報告

第一款　一般事務

一、吉林公所

（一）公費事務ニ関係アル社員ノ異動

ナシ

（二）戸口　昭和六年三月末現在

種別	戸数	人口		
		男	女	計
内地人	二四九	四六九	四四三	九一二
朝鮮人	九八	二五一	一九一	四四二

南満州鉄道株式会社

六、二、四

殖産部長

次長　商工課長

昭和六年一月二十八日調

受付 6.2.13 商工課

龍井ニ於ル主ナル朝鮮人社會團体一覽表

659

㊙

満鐵龍井村派出所

600

種別	名稱	重要幹部	會員數	組織範囲	最近ニ於ケル主ナル事業	備考
勞働團體	龍興組合	組合長 金聖烈	八六	木工、土工、其他各種ノ勞働者	土工、木工其他各種ノ勞働ヲ請負フ	大正十年組織同昌組合ト稱シ昨秋龍興組合ト改名、木工部、土工部、雜役部、運搬部、水商部等ニ分チ勞働賃金ノ一部ヲ組合維持費ニ充ツ 最近組合長金聖烈カ最近[illegible]ヲ提出シテ居ル
仝	水商組合	仝 方[illegible]俊	二七	水商ヲ營ム者ヲ以テ組織ス	龍井市内各家庭ニ飲水[illegible]火災ノ際ニ[illegible]水	龍井市内ヲ二十數區ニ分チ各組合員ハ當該區域ニ於テ絶對權ヲ有シ全部咸鏡南北道人ヲ以テ組織ス、最近鮮人組合トノ間ニ龍井村附近ニ於ケル[illegible]ニ關シ紛糾シツツアリ
仝	印刷職工組合	執行委員長 安晋南	四一	龍井市内新聞社及印刷所職工		昨年賃金値上ヲ要求、雇主側ノ拒絶ニ會ヒ組合員中組合ノ權威ヲ[illegible]ナキ者續出シ[illegible]有名無實ノ状態
仝	洋襪職工組合	仝 嚴洙	三五	市内支那人經營ノ靴下工場ノ職工		昨年度賃金ノ値上ヲ要求シタルモ當ノ拒絶ニ遭ヒタルモ月餘ノ罷業ヲ遂ケタルコトアリ

仝	配達同友會	仝 鄭喜錫	一二	龍井發行新聞及外地新聞支局ノ配達夫		鄭ハ役員ノ辭職ヲ申出テ後ヲ引受クベキモノナキタメ目下有耶無耶ノ狀態
宗教關係團体	東學青年黨	仝 金永振	二七	青年 侍天教信者ノ	必因布教ヲ行フモ兎角振ハズ	宗教ニ對スル新舊兩派ノ抗爭ノ影響ヲ受ケ一時ハ同部ハ閉鎖、最近ニ至ル
仝	東學少年黨	仝 李明植	約八〇	少年 侍天教信者ノ		侍天教總會東支部ノ指導ニ依リ設立サレ、最近龍井委員長李相樂等宗教擁護ヲ受ケ支那官憲ノ保護中
仝	天道教青年黨	仝 李麟求	六〇	青年 天道教信者ノ	最近布教ノタメ各方面ニ亘リ活躍中	最近新派、宗理院派合同ニ勢力擴張ニ努力中

仝	仝	仝	仝
天道教少年党	基督青年會	東山勉勵青年會	中央勉勵青年會
仝 鄭光珉	會長 鄭昌成	仝 田性元	仝 金澤烈
四五	約一五〇	四〇	三〇
天道教信者ノ少年	基督教各派ノ青年	基督教長老派東山禮拜堂青年	基督教長老派中央禮拜堂青年
	時々布教及青年教養ニ關スル事業ヲナセシガ目下見ルベキモノナシ	仝	仝
少年軍ニ改名セントノ議アリ	會長鄭昌成朝鮮渡移セル後、後任未定	英人經營恩眞中學校及明信女學校ノ教員連ヲ擁シテ居ルタメ一種ニ尊敬サレテ居ル。	基督教關係青年會ノ中最モ古キモノナリ

仝	仝	仝	仝
エプエス青年會	聖潔青年會	安息青年會	天主教青年會
仝 韓瑢道			會長 金謹昌
四〇			六〇
基督教南監理派禮拜堂青年	基督教聖潔教會青年	基督教安息派ノ青年	天主教青年
仝			時々布教及青年教養ニ關シ催シナス外見ルベキモノナシ
一時會勢盛ニナリシモ最近衰退ニ向ヒツツアリ	會員少キタメ有耶無耶ノ状態		會員ハ一般ニ天主教的ノ精神ニ固マツテ居ル

教養團體	大成學校々友會	執行委員長 金莁	約二〇〇	大成學校ノ卒業生	目下大成東興兩學校ノ合同問題ニ提携シ居レリ 大成學校ノ經營權ヲ引受ケ職員團ト共ニ經營シテ居ル。時々不穩運動ニ提携シテ居ル一般ニ其ノ存在ハ注目サレテ居ル
仝	大成學校學友會	仝 姜宇範	〃 一五〇	大成學校ノ學生	仝 會員中思想過激ナルモノアリ時々不穩運動ニ携ッテ居ル
仝	大成學校職員團	仝 朴載慶	一二	大成學校ノ教職員	仝 第一次間島共産黨ノ本部ニシテ現執行委員長朴載慶ハ同黨ノ幹部タリシコトアリ。同校々友會ト共ニ同校經營ニ當ッテ居ル。
仝	東興學校々友會	仝 朴賢善	約二五〇	東興學校ノ卒業生	仝 會員中思想惡化セルモノ多ク同校職員團ト共ニ同校ヲ天道教ヨリ移讓經營シテ居ル。

仝	東興學校學友會	仝 姜應律	〃 二〇〇	東興學校ノ學生	仝	會員中思想過激ナルモノアリ時々不穩運動ニ携ハラン
仝	東興學校職員團	仝 李昌珪	一五	東興學校ノ教職員	仝	同校々友會ト共ニ同校ヲ經營シテ居ル、最近共產黨嫌疑ヲ受ケ團員ノ殆ンド全部カ支那官憲ニ檢擧サレタコトアリ
仝	大東公司組成會	仝 姜熏	幹部 一五	一般ハ會ノ有志及大成東興兩學校ノ教員會員職員、學生	目下大成東興兩學校ノ合同運動ヲナシツツアリ	一時的ノ團体ニシテ常設ニアラズ、最近同組織ヲ中心トシテ一般在住鮮人カ盛ンニ活躍シツツアリ 最近龍井ニ於ケル朝鮮人社會團体運動中顯著ナルモノナリ
經濟運動團体	延邊諸產組合	組合長 金鳳協	約 三〇〇	各種商店ヲ指定組合販賣所トシ組合員ニ廉價販賣ヲ目的トシ一般住民加入者ヲ組合員トス	最近ハ一株五錢ノ口錢ヲ取リテ穀物ノ販賣ヲ營ミツツアリ	鮮人思想團体ノ經濟運動トシテ昨春組織、一時人氣盛ンナリシカ其ノ後實績擧ラズ、不振

仝		女性團体
借家人同盟		槿友會
執行委員長 金自成		仝 金聖恩
幹部 一五		三〇
龍井市内有志		龍井市内外ノ左傾女性
目下第二次家賃引下ゲ運動ヲナシツツアリ		最近ハ沈息状態ニアリ
昨春日本内地ニ於ケル家賃引下運動當時組織第一次引下運動ニ於テ相當効果ヲ收ム、將来ノ計劃トシテハ地代引下ゲ、電燈料引下ゲ、天鐵運賃引下ゲ等ノ運動ヲモ起スト		龍井ニ於ケル唯一ノ女性運動團体ニシテ京城槿友會ノ支部トナリ居ルガ從来不穏運動ニ携ハリ當局ノ厳重ナル干渉ヲ受ケタルコトアリ

貸付金個人別貸出明細表（貸付金内容別表参考）

貸付月日	金額	債務者	擔保	利率償還期限
二、二六	一、▽▽▽円▽▽	三宅松花	無	日歩参銭 六、五、三▽
二、二▽	一、▽▽▽▽▽	協済公司	無	〃弐銭 六、五、二▽
二、一四	四、八二四▽▽	梁載沃	百天地（開原附近）十ヶ年ノ商租権	〃参銭 九、一二、二▽
二、二一	五▽▽▽▽	金乃雲	年租地（奉天附近）三十天地ニ六ケ叔ノ提徴收契約	〃参銭 六、一二、二▽
計	七、三二四円▽▽			

∨三宅松藏（甲號）

滿洲蠶業公司貸付金二口分元利合計金六八、六五七、圓五二錢也ノ債務ヲ客年八月平壤西鮮種苗合資會社代表三宅松藏ヲシテ引受ケシメ之カ償還財源トシテ本人經營ノ桑苗賣却代金ヲ以テスルコトトシ弊社カ自ラ其ノ經營及生產苗處分ニ干與スル結果養苗資金トシテ貸付タルモノニシテ昭和六年ヨリ仝八年ノ三回ニ亘リテ償還ヲ受クルモノナルカ昭和七年度ニハ約五萬圓ノ桑苗賣上高ヲ豫想サレ居レリ

協濟公司（乙號金融機關）

奉天朝鮮人居留民會區域內ニ於ケル鮮農ニ對シ其ノ生產糧ヲ協濟公司倉庫ニ寄託セシメ之ヲ擔保トシテ融通ヲ計ル爲メ同公司ヘ貸出タルモノニシテ貸付契約額四萬圓ナルモ時期ノ關係上現在迄ノ貸出額一二、〇〇〇圓ヲ以テ大体打切ル筈ナリ

梁載沃（乙號事業資金）

開原縣施家堡ニ於ケル水田百天地分ノ經營資金トシテ該土地十箇年間ノ商租權等一切ノ權利ヲ讓渡セシメタル上貸出タルモノニシテ債務者本人ノ人物相當ノモノニシテ加フルニ經營地ハ當地方稀ニミル優良地ナルヲ以テ好成績ヲ擧ケ得ルモノト思料セラル

金乃雲（乙號事業資金）

債務者ハ奉天城西英守台居住ノ篤農家ニシテ客年三月年租料ノ一半トシテ壹千圓也融通シ同年十一月之カ償還期ト相成居リタルモ未曾有ノ穀價暴落時ニ遭遇シ乍遺憾債務額ノ半額ヲ償還シ得タルノミナルヲ以テ殘額ハ今年十一月ヲ償還期ト爲シ同人本年度耕作地三十天地ニ於ケル籾ヲ出來秋ニ現地ニ於テ徴收スル契約ヲナシ回收方法ヲ講シタル上切替整理ヲナシタリ

以上

農場小作人貸付金（貳月分）　二二三、五七九、一九

農場別	摘要	金額
公太堡農場	權泰祐外二六九名	七三、三二八、〇三
呉家荒〃	金道亀外三一五名	九一、六九六、九[illegible]
公済㽞〃	張康泉分一、七〇〇、八〇 金徳善外一六一名	三七、七一八、〇[illegible]
錢家店〃	于仙舟	一〇、四三三、四[illegible]
東山〃	（大矢消雄間係九、七五八、〇〇ヲ含ム）	九、八〇九、九八
撫順〃	尹吉瑞外一一名	五九二、七[illegible]
計		二二三、五七九、一九

貸付金個人別貸出明細表（内容別紙参照）

貸付月日	金額	債務者	擔保	利率	償還期限
三、四	三、〇〇〇〇〇円	三宅松茂	無シ	〇、二八	七、五、三〇
三、一二	一五、〇〇〇〇〇	撫順農業公司	別紙記載	〇、三	五、一二、二〇 五、〇〇〇円 六、一二、二〇 五、〇〇〇円 七、一二、二〇 五、〇〇〇円
三、二五	二、〇〇〇〇〇	三宅松茂	無シ	〇、二八	七、五、三〇
三、三〇	三、三五六八〇	張廉泉	別紙記載	〇、二五	七、一、三一
三、二四	二、四五八〇〇	大矢進計	〃	〇、三	六、一二、二七
三、二三	三、五〇〇〇	大矢進計	〃	無利子	六、一二、二〇
三、二六	七、三〇〇〇〇	大矢進計	〃	〇、二五	六、一二、二五 一、三〇〇円 七、一二、二五 二、〇〇〇円 八、九年右仝
三、二四	一六、八九〇九二	于仙舟	〃	〇、三五	六、七、八、
三、二七	二〇〇〇〇	奉天朝鮮人農務組合	無シ	〇、三	六、六、三〇

三、一三	五〇〇〇〇円	長寿朝鮮人金融会	無シ	〇二八	六、七、三〇
三、二七	三、五二〇〇	李尚賢	無シ	〇三	四、三、一六日附契約ニヨル一五〇〇円ノ利息ヲ新規貸付
三、二八	六五、六八五〇〇	李尚員	別紙記載	〇三	九、一二、二〇
三、二八	五〇〇〇〇	金乃雲外十四名	草房及敷地ニ対スル商租権ヲ譲受ク	〇三	六、一一、二〇 四、三、三〇契約
三、二〇	一八九二二五	羅景錫	別紙記載	〇三	一五〇〇円元利切替 四、二、二七日附契約三九〇〇円
三、二〇	九、〇三五二	羅景錫	〃	〇三	ノ利息ヲ新規貸付トス
計	一三九、三四〇四九円				

農場小作人貸付金（參月分）　一六五、五九〇、〇六

農場別	摘要	金額
公太堡農場	權泰祐外二六九名	五五、〇五〇、八七
吳家荒〃	金道竜外三一五名	七六、八三六、四四
公濟號〃	金德善外一六一名	三三、一〇九、九七
撫順〃	尹吉瑞一一名	五九二、七八
計		一六五、五九〇、〇六

貸付金個人別貸出内容

○三宅松藏

二月分月報ニテ報告濟

○張藻泉

舊貸付金一、〇〇七、八〇圓昭和四年小作料未納分一、六五六、〇〇圓合計二、三五六圓八〇ヲ新規貸付金トシテ整理シ張カ達罕河南ニ有セル三十大地及洮南ニ在ル第三者ノ所有地二方地ヲ擔保トシテ提供セシメタリ

○大矢進計（二、四五八圓ノ分）

昭和五年六月二十八日附農耕資金トシテ貸付ケタル二、〇〇〇圓ト昭和五年九月十九日家賃引當トシテ貸出シタル金四五八圓ヲ一括シテ新規貸付金トシテ整理セリ

○大矢進計（三、五〇〇圓ノ分）

昭和四年度小作料未收金一、〇〇〇圓及昭和五年五月十日附事務所建設費トシテ貸付タル二、五〇〇圓ヲ一括新規貸付金トシテ整理セリ

○大矢進計（七、三〇〇圓分）

昭和四年八月十五日附糧棧經營資金トシテ貸出シタルモノナルカ其ノ内第一回償還分期限到來セルニ依リ返濟期日ヲ延期整理セリ

○千仙册

舊貸付金九、五八五、九二圓假拂金七四七、七七圓及昭和五年度小作料未納金六四五七、五〇圓ヲ一括シテ新貸付金トシヤ既ニ提供セル地券四方地ノ外新ニ錢家居農場内ニ在ル千ノ所有ニ係ル土地二方地ヲ擔保トシテ徹シ整理セルモノナリ

○奉天朝鮮人農務組合

奉天居留民會官内鮮農ニ依リ組織セラレ組合員ノ福利增進ヲ目的トシテ設定セラレタルモノニシテ組合長金保榮ヨリ組合資金徵收迄差當リ必要ナル二百圓ノ融通方申込ヲ受ケタルモノナルカ之カ償還方法ニ就テハ本年春季各組合員カ協濟公司ヨリ農耕資金借入、際元利支拂ヲ爲サシムルコトヽシ貸出ヲ爲セリ

○長春朝鮮人金融會

長春領事館ノ口添ニ依リ組合員農耕資金ニ充當ノ目的ニテ貸付タルモノナリ

○李尙賢（三、五二二圓分）

昭和四年三月十六日附契約證ニヨリ貸付ケタル一五〇〇〇圓ノ利息ヲ整理上新規貸付トセリ

○李尙賢（六五、六八五圓分）

貸付金整理上本社ニ於テ擔保物ノ讓渡ヲ受ケ大要左ノ整理ヲ爲セリ

昭和二年九月二十八日附契約ニ依ル貸付金四〇、〇〇〇圓昭和三年十月二十日附契約ニ依ル貸付金二、〇六六、七五圓及昭和三年三月二十日附契約ニ依ル貸付金五〇〇〇圓ノ三口分ヲ元加シ之ニ擔保建物ノ改築費七、九二〇、七六圓及移轉登記料六三九、二九圓ヲ合算以上

一括セル金額ヲ以テ新貸付額トセルモノナリ而シテ擔保提供物ハ全部買收ノ形式ニテ全部會社ニ引取リ漸次處分シ精算スルコトトセリ

○金乃憲

奉天居留民會長ヨリ英守臺在住鮮農金乃憲外十四名ノ居住家屋ヲ支那人ヨリ買收セン爲メ之カ所要資金ノ借込方申込ヲ受ケ融通セシモノニシテ擔保トシテハ該建物及敷地全部ヲ歸化鮮人黄龍端名義ニテ買收セシモノニ付商租契約設定セシメ關係地券ヲ差入レシメタリ

○維景錫

昭和四年二月二十七日附契約ニヨリ貸出シタル三九〇〇〇圓ニ對スル利息ヲ新規貸付金トシテ整理セルモノナリ

767

普通第一七號

昭和六年三月二十四日

在奉天

總領事　林　久治郎

南滿洲鐵道株式會社

總裁　仙石　貢殿

奉天居留民會ニ對スル産業助成金補助申請ニ關スル件

當地居留民會ニ於テハ豫テ管内鮮農ニ對スル繩叺製造奬勵中ノ處今回貴會社ヨリ産業助成金五千圓ノ補助ヲ受ケ度旨別紙ノ通申請アリタルニ付調査ヲ遂ケタル處右ハ當地鮮農ニ對スル副業助成上有效適切ナル施設ト思料セラルルニ付詳細ハ別添申請書ニテ御了知ノ上補助金下付方御詮議相煩度申進ス

在奉天日本總領事館

奉民第六五三號

昭和六年三月十八日

奉天居留民會長 野口多内 [印]

南満洲鉄道株式會社

總裁仙石貢 殿

産業助成金補助申請ノ件

當民會管内ニ居住スル鮮人ハ市内五三三戸二、六二三人村落一、二八五戸、六、九四五人合計一、八一八戸九、五六八人ノ多数ニ達シ当年々増加シツヽアリテ市内ニ居住スル一部ノ商人ヲ除クノ外ハ殆ント水田経營ニ従事シ其ノ生活ノ根據ヲ造ルヘク努力シツヽ有之候處不幸ニシテ昭和四年ノ大洪水ニ甚シキ惨害ニ罹リ本年ハ亦米價

奉天居留民會

暴落ノ為メ一般農民ハ今ヤ甚シキ貧困ニ陥リ生活困難ノモノ甚多キヲ以テ當民會ハ彼等鮮農ヲ救濟スルノ目的ヲ以テ農閑期ヲ利用シ叺製造ノ副業ヲ奨励スヘク爾来叺織傳習會ヲ催開シ技術ヲ授クル等之カ製造方法ニ付極力努カシ来リシ結果其ノ産高ハ相當ノ数量ニ上リタルモ未タ技術ノ不熟練又ハ機具不完全ノ為メ其ノ製品ハ甚タ粗末ニシテ精穀包装用ニ適セス従テ其ノ價格モ甚タ低廉ニシテ全ク勞多クシテ功尠キノ憾アリテ其ノ成績ノ十分ニ挙カラサリシハ甚遺憾トシ居リシ處ニ有之候現今満洲ニ於ケル叺ノ需用高ハ一ヶ年間概ネ百萬枚ニ上リ尚年々増加ノ傾向ヲ示シツヽアリテ之等ノ叺ハ殆ント朝鮮産（専ラ満洲向トシテ製作セルモノ）ヲ輸入使用スル状態ニシテ其ノ價格ハ實ニ十万円ヲ越ユルト云フ茲ニ於テ當民

會ハ尚一層其ノ製造方法ヲ改良シ品質ノ向上ヲ圖リ漸次滿洲ニ於ケル需用ハ滿洲産ヲ以テ充テシムルト共ニ鮮人農民ノ福利ヲ增進セシムヘク這回更ニ當地全滿米穀同業組合及勧業公司並協濟公司ト折衝協議シ製産品ハ全部勧業公司ニ於テ引受ケ買收スルコトニ協定シ別紙計劃ヲ樹テ積極的指導奨励ヲ為スヘク當民會ハ右計劃第一項第一號ニ依ル叺筬三百三十五本ヲ管下貧農ノ一部ニ無償ニテ配付スルト共ニ時々實地ニ就キ指導ヲ為シ全滿米穀同業組合ハ去ル一月二十一日ヨリ叺生産検査ヲ開始シタル處其ノ成積頗ル良好ニシテ一月二十一日ヨリ三月五日迄ノ検査枚数ハ一等合格四、九四三枚、二等合格一〇、五五一枚、等外二、八九六枚合計一八、三九〇枚其ノ代價ハ一千五百七十一円五十七銭ニ達シ益製産増加シツヽアリ之カ為メ一般鮮農ハ全ク救ハレタル心地ニテ大ニ喜ヒ一層副業ヲ励

ミツヽアル現象ニ有之候　然ルニ當氏會ヨリ配付セル箴及従来所持箴ハ各自適宜作製セルモノニシテ何レモ四手入以用又ハ寸法不揃ニシテ機台モ亦農家自作ノモノニ属シ作業上不便ノ點多ク斯ル機具ニテハ到底改良セラレタル優良品ヲ製出シ商品トシテ市上ニ出スコト甚タ困難ノ次第ニ有之候就テハ先ツ以テ機具類ノ改善統一ヲ必要ト被認候モ當氏會ハ之等ノ資金ニ充ツヘキ財源ナク農民ハ之亦殆ント赤貧者ニシテ購入ノ資力無之候条右事情御諒察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ貴社産業助成金ヨリ左記ノ通リ御補助被成下度此段奉懇願候也

記

一金五千圓也

内譯

金壹千貳百円也

當民會管内村落居住農家総戸數一、二八五戸其ノ約八割ニ対シ叺織ヲ奨励スルモノトシ筬一戸一本トシテ一千本購入資金一本ニ付一円二十銭ノ割

金参千円也

織台壱千台購入資金一台ニ付参円ノ割

金八百円也

叺織實地指導給食 昭和六年十一月ヨリ翌年四月迄六ヶ月間一ヶ月五十円 二人分 六百円

織具運搬賃及雜費 弐百円

昭和六年三月編成

昭和六年度事業計畫書

東亜勧業株式會社

第一　土地經營

（一）奉天農場

奉天農場ハ會社創立當初ヨリ經營ニ係ルモノニシテ土地ノ改良農事ノ刷新其ノ他諸設備ヲナシ鋭意經營ノ改善ニ努メタル爲漸ク完成ノ域ニ達セントス、

農村開設以來九星霜其間水旱霜害ニ將又穀價ノ低落ニ依リ就中鮮農ノ蒙リタル損害ハ尠カラサルモノアリ之等損失ハ轉シテ貸付金ノ增嵩ヲ來シ延イテハ彼等生計上ノ大ナル脅威トナリ其ノ甚シキニ至リテハ思想上ニモ影響ヲ生スルニ至ルナキヲ保シ難キモノアルヲ慮リ先ツコノ苦境ヨリ離脱セシメ將來ニ一種ノ光明ヲ懷抱セシメ以テ農事ニ從ハシムルコトハ最

紧要ナルヲ認メ六年度ニ於テハ經營方法ヲ根本的ニ改革シ會社ハ相當多大ノ犠牲ヲ拂ヒ左記方針ヲ樹立シ其ノ実行ヲ期スルコトヽセリ

一 朝鮮人小作人ニ對スル耕作割宛面積ハ大体自家労力ニ依リ耕作シ得ルモノヲ標準トシ大体一戸當四天地ヲ以テ標準トシ勤勉ナル農民タラシムルコトニ努ムルコト

二 新貸付金ハ既往ノ実績ニ徴シ小作人ノ所得ニ鑑ミ耕作面積一天地當金二十五圓以内トシ貸出ノ増加ヲ絶体ニ避ケシムルコト

三 舊貸付金ハ無利息年賦償還トシ負担ノ輕減ヲ圖ルコト

旧貸付金ノ回収ハ大体新債ヲ支拂ヒタル残存籾五石以

下（五石ヲ含ム）ナルトキハ二分ノ一五石以上ナルトキハ三分ノ二ヲ償還ニ充テシムルコト．

四．播種ノ改善、種籾ノ精選、耕作方法ノ改善、施肥効率ノ増進ヲ図ルコト

五．灌漑ノ合理化ヲ行ヒ適期灌漑ヲ励行スルコトニ萬全ヲ期スルコト．

六．農事指導ヲ一層適切ニスルコト

七．農区別（部落別）ニ自治的発展ヲ助長鼓吹スルコト．

八．各種ノ副業ヲ積極的ニ奨励シ多角主義トシ農家経済ノ緩和ヲ図ルコト

九．小作人共済組合ニ對シ補助金ヲ増加シ医師ノ回診及ヒ弔慰金ヲ増加シ保健ノ萬全ヲ期セシムルコト

十、消費組合ヲ指導援助シテ農具及生活必需品ノ廉價供給ヲ圖ルコト

(イ) 呉家荒收納所

管内靜安堡大兩家子ノ兩農区面積三十八町歩ハ從來ノ成績ニ鑑ミ直營ヲ廢シ他ニ出租スルコトヽシ又公太堡收納所諸木理農区ハ管理ノ都合上本收納所ニ附隨セシムルコトヽセリ從テ本收納所ノ經營總面積ハ九百五十一町歩ニシテ職員四名傭員二名ヲシテ之カ管理ニ當ラシム

本農場ニ於ケル灌漑用水ノ引用ハ從來適期ヲ失シ蒔付遲延スル為收穫量ニ多大ノ影響アルヲ以テ本年度ハ特ニ適期灌水ヲ失セザル樣支那側ノ諒解ヲ求メタルヲ以テ例年ヨリ作業ヲ早メ播種ヲ五月上旬ニ勵行スルコトヽセリ又板

橋子、也什牛泉、諾木璭ノ各農区ハ地勢上播種期ニ於ケル用水不足ノ虞アルヲ以テ耕作上ノ安全ヲ期スル為本年度ハ乾田畴ニ改メ以テ全地域ヲ挙ケテ成績ノ向上ノ為ニ努ムルコトトセリ。

(四) 公太堡收納所

本年度ヨリ諾木璭農区ヲ呉家荒收納所管内ニ所管替ヲナシタル為面積減小シ年租地ヲ併セテ総面積五百四十一町歩ニ対シ職員二名傭員二名ヲシテ管理ニ当ラシム

本收納所ノ灌排水溝ハ一昨年ノ洪水ニヨリ惨害ヲ蒙リタルモ昨年度ニ於テ其ノ修築ヲ終リタルヲ以テ本年度ハ孫家套及五道溝ノ如キ低濕地ニハ客土ヲ行ヒ土地ノ改良ヲ施ス等一層收穫ノ向上ニ努メタリ。

(二) 通遼農場

公済号農場ハ從来職傭員各一名ヲシテ管理セシメ居リ銭家店農場ハ昭和三年度ヨリ支那人ニ委任経営ヲナシ居タルカ本年度ヨリ之ヲ直営ニ変更シ両農場ヲ併合シテ通遼農場ト改称シ事務所ヲ旧公済号農場内ニ置キ職員二名傭員一名ヲ増加シテ経営ノ任ニ当ラシム耕作面積ハ水田二百餘町歩畑三千七百五十八町歩ノ豫定ナリ然ルニ本農場ハ從来屡々水害ヲ被リタルノミナラス昨年ハ清河・細河流域氾濫シ前後三回ニ亘ル大洪水ニ襲ハレ水田ノ一部ヲ除キ全滅ノ惨状ヲ呈シタリ依リテ之カ根本解決ヲ期スル為舊公済号ニ五千九百十間舊銭家店ニ一萬五百九十九間ノ大堤防ヲ築造シ以テ水害ノ惨禍ヲ防止シ成績ノ確実ヲ期セントス

又本年度ニ於テモ引続キ満鉄公主嶺農事試験場ヨリ改良大豆種子ノ分譲ヲ受ケ漸次普及シ以テ増収ヲ計ルト共ニ特用作物ノ試作ヲ為シ耕作物ノ改良及経営ノ合理化ニ努メ経済的経営ノ実ヲ挙ケントス

(三) 東山農場

本農場ハ客年五月日本人管理人ナル農場内ニ事務所ヲ設置スヘク建築材料ヲ携ヘ入場中所轄県知事ノ命令ナリト称シ無暴ニモ公安局長ハ局員及保衛団員二十数名ヲ同行シ来リ管理人以下使用人ヲ捕縛シ放逐以来日支官憲間ニ於テ折衝案件ト為リ居レルカ本農場ノ権利関係ハ確実ナルヲ以テ有利ニ解決スルモノト信セラルヽモ暫ク交渉ノ推移ニ俟チ機宜ノ措置ヲ講スルコト、セリ

（四）大来農場

本農場ハ土地甚タ軽鬆ニシテ地味悪シク一昨年ヨリ凶作引続キ加フルニ匪賊ノ横行甚シキ為小作人等ハ他ニ轉住シ殆ント荒廃ニ等シキ状態ニ陥リタルヲ以テ最近社員ヲ派遣シ十分調査ノ上根本対策ヲ樹立スル方針ナリ

（五）利興公司

本公司ハ従来表面上支那側ト合弁経営ノ組織ナリシ処大正十二年以来今日ニ至ル迄正式ニ支那側ノ承認ヲ経ルニ至ラス且土地粗悪ニシテ経営價値乏シキニ拘ラス支那側トノ合弁組織タリシ関係上毎年七千余圓ノ欠損ヲ持続セルヲ以テ本年一月ニ至リ茲ニ合弁組織ヲ改メ先ツ経費ノ節約ヲ図ルコト

トセルニ付本年度ハ若干ノ小作料ヲ以テ土地管理費ニ充當シ單ニ權利維持ニ努メ適當ノ機會到來ヲ俟ツテ有利ニ轉回セムトス

（六） 大孤山土地

本土地ハ大正十一年ヨリ遠大ナル計画ノ下ニ土地買收ニ着手シ豫定面積二千五百町歩中既ニ二千七百八十三町歩余ヲ買收シタルカ依然トシテ経営ニ着手スル能ハサルモ引続キ社員ヲ駐在セシメ土地ノ調査並ニ利用開拓ニ関シ有ユル運動ヲ試ミタルモ未タ以テ奏効ヲ見ルニ至ラス然ルニ四囲ノ事情ハ此ノ儘ニ推移ヲ許サヽル状態ニアルヲ以テ別ニ何等カノ進展方策ヲ試ムヘク目下講究中ニ属ス

（七）札魯特旗土地

本土地モ亦従来會社カ進ンテ経営ヲナシ能ハサル状態ニアリシカ毎年莫大ノ税金ヲ要シ之カ経営ノ能否ハ営業成績ニ影響ヲ及ホスヲ以テ常ニ腐心シツヽ在リシカ最近ニ至リ稍々宿望達成ノ端緒ヲ得ルニ至リタルヲ以テ此ノ機ヲ逸セス先以テ本年度ハ現場ニ事務所ヲ設置シテ差当リ支那人社員ヲシテ経理トシ小作人ヲ招来シ以テ将来大規模ノ土地開拓利用ノ準備ニ当ラシムルコトヽセリ

（八）撫順水田

本水田面積ハ四十五町歩ニシテ地味肥沃水利灌漑至便ナルモ現在面積ハ狭小ニシテ点在シ未タ経営ノ単位ヲナスニ足ラサ

ルヲ以テ社員ヲ駐在セシメテ之カ経営管理ヲ為サシムルヲ得ス故ニ前年度同様小作人ノ代表者ニ委ネ本社ヨリハ播種其ノ他必要ナル時期ニ社員ヲ派シ指導監督ヲ為サシメントス。

（九）　舊蒙古産業公司土地

大巴林旗内ニ於ケル土地永代使用権ハ之ヲ債権ニ引直シタルヲ以テ本年度以降ニ於テ之カ回収ニ努力メントス尚高爾脊及黒山頭土地ハ従来ノ通リ満鉄ニ貸付緬羊改良事業ニ使用セシムル豫定ナリ。

第二　新規買收土地

昭和三年所謂対満蒙積極方針ニ順應シテ買收セル土地ハ本年度ニ於テ暫ク左ノ方法ニヨリ経営ニ努メムトス

(一) 間島土地

間島買收土地ニ付テハ今尚支那官憲ノ妨害ニ遭ヒ事故発生ヲ免ルヽヲ得サルモ會社ハ全然無抵抗主義ヲトリ居ル為大ナル問題ヲ惹起スルコトナカルヘク思料セラル買收総面積七千二百九町歩中本年度耕作面積ハ水田百三十九町歩畑一千百八十五町歩ノ作付ヲナシ小作料籾及雑穀約二千石ヲ收納ノ豫定ニシテ荒蕪地ニ對シテハ支那側ノ関係ヲ考慮シ漸次移住鮮人ヲ以テ開拓ニ從事セシメントス

（二）新義州土地

昭和製鋼所ノ敷地ハ未タ定マラサル為メ本年度モ單ニ耕地トシテノ利用ニ止ムルコトヽセリ本年度ニ於ケル農耕地ハ水田七十町歩ノ畑九十七町余ニ對シ作付ヲナシ小作料籾及雜穀一千九十石ヲ收納ノ見込ナリトス

（三）蓋平土地

蓋平土地ハ水田經營ノ目的ニシテ既ニ八百三町歩ノ買收ヲナシタルモノナルカ未タ水路用地ノ買收ヲ終ラサルヲ以テ之カ完了ヲ俟ツテ經營ニ着手セムトス

第三 畜産事業

(一) 羊毛取引

満鉄ハ公主嶺及黒山頭種畜場ニ於ケル緬羊改良事業ハ着々進展ノ結果同管内本年度生産羊毛改良種雑種併セテ約五萬七千封度ニ上ル見込ナルヲ以テ之ヲ買付當地毛織會社及内地斯業者ニ供給セムトス又在来種ノ林西ニ於ケル買付及内地移出方ニ関スル研究ハ将来忽緒ニスヘカラサル問題ナリト思ハルヽモ差當リ本年度ハ錦州市場ニ於ケルモノヽ買付ヲナサムトス

(二) 満蒙牛取引

満蒙牛ノ内地輸出ニ付テハ一昨年来尠カラサル犠牲ヲモ顧ミス事ニ當リタルカ輓近稍々其ノ緒ニ就キタルモノヽ如ク陸海

軍初メ内地斯界ノ需要大ニ喚起セラレ之カ移出ノ機運漸ク熟シ来レルニ鑑ミ本年度ハ軍部、百貨店直営食堂、中央卸売市場及鑵詰商等ニ對シ優良品ノ大量供給ヲ試ミ以テ販路ノ開拓並ニ市價ノ調節ニ努力セムトス

取扱豫定数量凡一萬三千頭ナリ

(三) 鉄嶺屠場

近来輸ノ出牛数量ノ増加ヲ来シタル為本屠場成績モ良好ニ赴キツヽアリシ處本年度ニ在リテハ別途會社自身ノ満蒙牛輸出計畫確立スルト共ニ屠殺数モ更ニ増加スヘキヲ以テ良好ナル成績ヲ揚クルヲ得ヘシト認ム

第四　金融事業

(一)　地方金融機関貸付

在満鮮農ニ対スル農資金融ノ便ヲ供與セン为為本社ニ於テ資金ヲ供給セル金融機関ハ奉天ニ於ケル株式會社協済公司ヲ初メトシ撫順、安東、海林、通化、長春、鉄嶺、海龍及間島ノ各金融組合等ナリトス斯ル種資金ノ融通ハ大衆ヲ目的トシ頗ル効果アルヲ以テ尚適當ト認ムル地点ニシテ経営上ノ中心人物ヲ得ルニ至ラハ此ノ機金融機関ノ増設ヲ計ラムトス

(二)　事業資金貸付

在満鮮人中土地ノ経営ヲナスモノニシテ信用且経験アリ事業遂行上確実ト認メラルルモノニ対シテハ資金ノ融通ヲ計ルト同時

ニ事情ノ許ス限リ企畫事業ノ遂行ニ対シ助長援護ヲ與ヘントスルモノナルカ輓近鮮内地ニ於ケル所有土地ヲ担保トシ営農資金融通ノ申込ヲナスモノ漸次其ノ数ヲ増加シ而モ之等ハ皆比較的計畫ノ規模大ナルト共ニ其ノ多クハ機ヲ見テ土地ヲ買収スル企畫ヲモ有シ経営ノ根據ヲ定メントスルモノニシテ経営上ニ健実味ヲ加フルニ至リタルノミナラス殊ニ當初ヨリ土地ヲ買収シ将来小作人ノ自立ヲ計ラシムヘク安全農村ノ設置ヲ企畫スル者ヲモ生シタルカ如キ真摯ナル経営者ヲ見ルニ至リタルハ誠ニ喜フヘキ現象ニシテ之等中心人物ニヨリテ以テ多クノ鮮農等

第五　精米事業

會社工場生産品ノ優良ナルハ夙ニ世評ニ聞ク處ナルカ今後益々努力シ聲價ノ維持ニ力ムヘク本年度ハ繰越籾二二、八〇〇石

ノ生活安定ヲ期セシメントス

(三) 長期営農資金貸付

地方的ニ鮮農ノ実勢力相当扶殖セラレ居リ且将来ヲ嘱望スヘキ廣大ナル未墾地ヲ擁シ大イニ発展ノ余地アルニ拘ラス金融ノ梗塞ニヨリ往々ニシテ其ノ驥足ヲ伸ハシ得サルモノアリ之等ニ対シテハ環境ノ実情ニ鑑ミ可及的援助シ長期営農資金ノ融通ヲ図リ以テ一新生面ヲ拓カシムヘク新方針ヲ樹立セリ

六年度新籾七、二〇〇石ヲ用ヒ白米凡ソ一二、九〇〇石ヲ精搗セムトス尚之カ販売ハ大体満鉄社員消費組合ニ供給スルコトトシ副産物ハ地元及沿線大口消費者ニ供給スルモノトス

第六　出資事業

東洋冷藏株式會社及滿蒙冷藏株式會社ハ依然トシテ營業不振ナルハ遺憾ナリ

株式會社換濟公司ハ五年度ニ於テハ回收籾價格ノ慘落ニ依リ相當欠損ヲ免カレサルヲ認ムルモ倉庫業ニ或ハ精米業ニ就中穀價低落ノ現狀ニ鑑ミ計畫シタル籾擔保貸付ノ實行ニ付テハ一般農民ノ期待ニ副フ所ノ大ナルモノアリ益々一般鮮農ノ信頼ヲ受ケ居ルヲ以テ本年度ニ於ケル成績ハ大体順調ナルモノト認メ居レリ

滿洲蠶絲株式會社ハ養蠶部、製絲部、製織部ヲ置キ營業旺盛ナルモ五年度ニ於テハ絲價ノ釣瓶落シノ難関ニ當面シ之又損失ヲ計上スルノ止ムナキ狀態ニ立至レリ然レドモ本年度

ニ在リテハ該市場モ稍々健実ヲ辿ル豫想ナルヲ以テ若干ノ利潤ヲ見ルモノト信セラル

第七　農事試験及奨励

由来天恵薄キ通遼方面ニ於ケル適種作物ノ栽培ハ独リ本社ノミナラス同地方一般農民ノ福音ナルヲ以テ本年度ハ改良大豆並特用作物ノ試作ヲナシ漸次普及ニ努メントス
又奉天通遼ノ両農場小作人ニ対スル耕牛、種豚、及改良農具ノ購入、農事見学旅行、優良小作人並多収穫者ノ表彰、堆肥ノ奨励等ハ前年同様之ヲ指導スルハ勿論耕作法ノ改良農区制単位ニ依ル優良農村ノ表彰等農事ノ改良ニ資スヘキ事項ニ関シテハ極力督励指導セムトス

尚叺製造ニ付テハ客年来指導及研究ヲナシ本年一月全滿米穀同業組合ニ於テ叺検査規則ノ制定ヲ見ルニ至リ穀用叺トシテ一般ニ使用サルヽコトヽナリタルヲ以テ之カ主産地タル奉天附近ノ製品ハ即時全部本社ニ買收シ他ノ縄及荒蓆等ト同様販賣ノ斡旋ヲナシツヽアリ之單ニ鮮農ノ福音ニ止ラス勤倹ノ美風ヲ作興シ其ノ効果多大ナルモノアルヲ以テ倍々之カ振興ヲ図ルヘク本年度ニ在リテハ尚一層其ノ普及發達ヲ期セムトス

第八　教育及保健

會社直営ニ係ル公太堡、板橋子及公濟号ノ三校ハ大体前年度ノ方針ヲ踏襲スルモ公太堡普通學校ハ本年ヨリ六學年制ニ改メ以テ一般向學ノ要求ニ應セムトス補助校ハ前年度ニ

引続キ呉家荒、大石橋、諾木琿、孫家臺ノ四校アリ之ニ対シテハ夫々補助金ヲ交付シ以テ鮮人農民教育ノ普及ヲ図ラムトス。

衛生施設ニ関シテハ奉天農場ニ於テハ呉家荒及公太堡ニ駐在スル朝鮮総督府派遣医ヲ会社ノ有給嘱託トシテ小作人ノ診療ニ従ハシムル外小作人共済組合ニ対シ補助金ヲ増額シテ医師ニ対シ巡回月額旅費ノ支給及小作人相互ノ保健並ニ慶弔ノ費用ヲ補助シ組合ノ運用ヲ圓滑ナラシムルコト、セリ公済号農場ニ於テハ白音太来在住医師ニ診療ヲ依頼シ又本年ハ農場事務所附近ニ新ニ診療所ヲ設置シ衛生保健ノ改善ニ努メントス。